

令和２年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会

会議の名称		令和２年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会		
開催日時		令和２年６月３０日（火） 開会 午前１０：００ 閉会 午前１１：３０		
開催場所		つくば市役所 防災会議室２		
事務局（担当課）		障害福祉課		
出席者	委員	森地委員（座長）、金子委員（副座長）、 佐野委員、木村委員、岡野委員、津梅委員、大久保委員、後藤委員、 森岡委員、覚張委員、中島委員、飯田委員		
	事務局	保健福祉部：小室部長、津野次長 障害福祉課：根本課長、岡田課長補佐、吉村統括技士、中村係長、 飯田係長、大竹主事 障害者地域支援室：板倉室長、桑名係長		
欠席者		塚越委員、木村委員		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	０名
非公開の場合はその理由				
議題		（１） 計画策定スケジュールについて （２） 第２次障害者計画の進捗評価について （３） 計画策手に向けたアンケート結果について （４） 骨子案の検討について		
会議録署名人			確定年月日	令和 年 月 日
会議次第		１ 開会 ２ 挨拶 ３ 事務局報告 ４ 委員自己紹介、事務局職員紹介 ５ 議事 ６ その他 ７ 閉会		

1 開会

(事務局)

2 挨拶

(小室保健福祉部長)

(森地座長)

3 事務局報告

(委員交代の報告：社会福祉協議会・難波委員から飯田委員へ)

(委員任期延長の報告：「令和2年6月30日まで」から「令和3年3月31日まで」へ)

4 委員自己紹介、事務局職員紹介

(各委員、職員より自己紹介)

5 議事

(1) 計画策定スケジュールについて

(事務局より、資料2について説明)

座長 事務局の説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
特になければ次の議題に進みます。

(2) 第2次障害者計画の進捗評価について

(事務局より資料3について説明)

座長 事務局の説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
委員 「地域活動支援センター事業」(N0.64)のⅠ型とⅢ型の記載が逆だと思
います。
事務局 ご指摘の通りです。訂正します。
座長 他にご質問等なければ次に進みます。

(3) 計画策定に向けたアンケート結果について

(事務局より資料 4-1、4-2、4-3 について説明)

- 座長 2,300 名の調査対象者は、障害の種類ごとに数を設定して抽出されたのでしょうか。施設入居者はどうなっていますか。
- 事務局 障害の種類ごとに総数を設定(身体 1,281、療育 452、精神 423、難病 144)し、その中で無作為抽出をしています。施設入所者としての抽出はしていません。
- 委員 発達障害者は精神障害者手帳所持者に含まれるのでしょうか。
- 事務局 手帳を持っていない発達障害の人はアンケートの対象者には含まれていません。回答者の重複障害の状況については、調査報告書の 13 ページに記載の通りとなっています。
- 座長 重複して障害をお持ちの方へアンケートが重なることはないでしょうか。
- 事務局 そうしたことはないようにしています。
- 委員 身体障害はひとつにまとめられていますが、障害の種別ごとにニーズは異なると思います。他の市町村ではそれぞれにまとめている場合もあると思います。
- 事務局 本日の報告の段階ではそうしたまとめはしていません。追って種別の報告をさせていただきます。
- 座長 よろしくお願ひします。他にはいかがでしょうか。
- 委員 このアンケート結果からくみ取ったニーズ、結果の解釈について共通認識をもって計画策定に望むのだと思います。その流れはどのようになるのでしょうか。本日の議事の(3)と(4)の間が重要だと思います。
- 委員 今のご意見に関連するかと思いますが、事前配布の資料の No163 の項目の評価根拠欄に、「実現困難なものがある」との記載があります。このような記載があるのでは、「福祉都市つくば」はなんなのかわからざるをえません。
- 事務局 アンケート結果の計画への反映方法についてのご質問ですが、回答が多かったものについて、今回は数値目標を設定する障害福祉計画も併せて策定するため、それにむけた施策へ反映するよう検討していきます。
- 委員 アンケートは市民の福祉的ニーズを把握するために行っていると思います。であれば、そこから何を汲み取ったかという記述が明確にあるべきだと思います。そこから、委員全体が共通の認識をもたなければ、計画策定に向かえないのではないのでしょうか。
- 委員 実現可能性を考えながら進めないと、机上の空論になるのではないかと

思います。

委員 ここでは、アンケートの結果から分かるニーズを示して頂きたいということです。例えば報告書の13ページに、情報を得ることについて整理されています。この結果から分かることを示していただき、それを私たちがここで了解する必要があると思います。

実現可能性は、予算の問題もあるでしょうから、別のアプローチになると思います。

座長 このあと、計画で目標を立てることになると思います。その際の項目設定や数値目標を立てる根拠を、丁寧に説明していただければよいと思います。よろしくお願いします。

委員 アンケートの報告書としては、数値の結果だけでなく、結果から何を汲み取ったということも込みで示していただきたいのです。

委員 本日は、結果の数字が示されました。このあと、それを踏まえて計画に落とし込む作業があると思います。そのまとめを今、ここで欲しい気持ちはわかります。先ほども言いましたが、身体障害がひとつで集計されていることは、私は納得がいきませんので、そうしたことも併せて、これからまとめて頂いて次の会議で示して頂ければと思います。

座長 ご指摘の内容は重要ですので、計画策定の中で、または別途まとめたものを示していただくように、事務局にはお願いします。

先ほどの委員の発言についてはいかがでしょうか。

事務局 各課それぞれに取り組んでいますが、書き方については、確認不足でした。

座長 この書き方では、仕方がないということになってしまいますので、次につながるように書いていただくのがよいと思います。

他にはいかがでしょうか。なければ次の議題に移ります。

(4) 骨子案の検討について

(事務局より資料5、6について説明)

座長 事務局の説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。

委員 基本目標9が新たに加わるということですが、これに関するアンケート調査はなかったとおもいます。何をもちえてニーズとするのでしょうか。

事務局 今回のアンケートにはありませんが、つくば市スポーツ推進計画策定時のアンケートに入っています。次回ご用意いたします。

委員 13ページの数字(151)がおかしいので間違いだと思います。

89ページの目標の項目は国の指針にあるということでしょうか、近経が

あれば教えて頂きたいと思います。

事務局 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針・・・」に規定されたものです。

委員 このままではわかりにくいので、その旨を記載していただければと思います。

座長 関連して確認しますが、「目標値」を入れるということでしょうか。

事務局 そうです。

座長 わかりました。他にはいかがでしょうか。

委員 この計画骨子のフォントが見慣れないもので、見にくいです。読みやすくしていただければと思います。

事務局 前回の会議でユニバーサルフォントを使ったらどうかというご意見をいただきましたので、今回計画骨子を記述するにあたって使用してみました。最終確定ではないので、今後、変更も可能です。

※その後、配布資料のフォントはユニバーサルフォントではなかったことが判明。

座長 読みやすさは重要ですので、ご検討をお願いします。

他にはいかがでしょうか。なければ次に進みます。

6 その他

事務局 ヒアリングについて、当初は自立支援協議会の中でご意見をいただく予定でしたが、お手元の資料7のヒアリングシートをつくば福祉団体等連絡協議会へ郵送して回答をいただく形とさせていただきたいと思います。次回9月の会議では、素案のご検討をお願いします。

座長 ご意見、ご質問があればお願いします。

委員 ヒアリングの結果も、次回示していただけますか。

事務局 はい。

座長 他になれば、進行をお返しします。

7 閉会

(事務局)

■ 計画策定までのスケジュール

計画策定までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

年	月 日	内 容
2019	12月18日（水）	第1回計画策定懇談会 ・計画の策定について ・アンケート調査の内容について
2020	1月	アンケート調査の実施
	2月	アンケート集計
	3月	報告書の作成
	6月	第2回計画策定懇談会 ・アンケート調査結果について ・計画の構成案について
	9月	第3回計画策定懇談会 ・計画の素案について（1） ・パブリック・コメントについて
	12月	パブリック・コメントの実施
2021	2月	第4回計画策定懇談会 ・パブリック・コメントの結果について ・計画最終案について
	3月	計画完成

第2次つくば市障害者計画後期計画の施策評価表

資料

基本目標	中目標	施策番号	施策名	施策内容	担当課	評価	評価の根拠 (実績等)
1	1	1	健康管理システムの活用	新健康情報管理システムを導入し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課	B:概ね達成	市民の健康情報等を情報管理システムに入力・管理することで、フォローの必要なケース等の情報共有ができるとともに、ケースに必要なサービスの迅速な提供につながっている。
1	1	2	医療福祉費支給制度	乳幼児医療費公費負担制度、重度心身障害者等医療費公費負担制度等について県及び市制度に基づき、実施していきます。また、医療福祉制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。	医療年金課	A:達成	小児医療福祉費支給制度について、平成30年10月から高校生相当までの入院に拡大。重度心身障害者等医療福祉費支給制度については、県制度による精神障害者支援拡大の働きかけを行った。平成31年4月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が制度
1	2	3	健幸長寿日本一をつくばから	長寿時代を見据え、若い世代からの生活習慣病予防・重症化予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送ることができるよう、世代間交流を通して地域コミュニティーの活性化を図ります。	健康増進課	B:概ね達成	健康増進課及びいきいきプラザにて、各種教室や講習会、啓発等を年間を通し、実施している。
1	2	4	多世代交流出前講座	「どこでもだれでもだれとでも」全ての世代の健康づくりを支援できるよう、子どもや介助の必要な方も一緒に参加できる出前体操教室と、障害のある方対象とその家族対象の健康教室を同時開催する出前健康教室を計	健康増進課	B:概ね達成	障害をもっている方が参加する団体へ年間9回、多世代交流出前教室を行った。団体登録人数10名、延べ人数39名だった。
1	2	5	健康相談事業、未受診者対策事業	受診しやすく精度の高い健診を提供していきます。そのためには健診項目・検査内容の精度管理に努め、精度の高い検診、受信しやすい検診を提供していくとともに、未受診者対策を強化していきます。検診データを基に生活習慣を見直し、生活改善ができるよう支援し、重度化予防に努めま	健康増進課	A:達成	毎年8月に、勧奨通知を送付している。令和元年は、健診未受診者16,949人を対象に送付。また、令和元年度には新たに平成30年度後期高齢者健康診査の受診結果を基にBMI20以下の486名に対し、低栄養防止・重症化予防と心身機能の維持を図ることを目的とした
1	2	5(2)	健康相談事業、未受診者対策事業	受診しやすく精度の高い健診を提供していきます。そのためには健診項目・検査内容の精度管理に努め、精度の高い検診、受信しやすい検診を提供していくとともに、未受診者対策を強化していきます。検診データを基に生活習慣を見直し、生活改善ができるよう支援し、重度化予防に努めま	国民健康保険課 医療年金課	A:達成	国民健康保険加入者特定健診受診勧奨通知を、8月に24,165名、11月に6,833名に送付。 生活習慣病を改善するための保健指導を264名(※)に対し行った。
1	2	6	あかちゃん訪問 (乳幼児全戸訪問事業)	4ヶ月未満の早期にあかちゃん訪問を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療に結びつけます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。	健康増進課	B:概ね達成	あかちゃん訪問実施数は、H28 2,257人 ・ H29 2,258人 ・ H30 2,277人 ・ R1 2,302人で実施率は98%となっている。家庭訪問にて面接することで児の異常の早期発見や医療機関との連携を行っている。保健指導登録票未提出者(居住不明等)については、幼児保育課、医療年金課に照会依頼し児の状況把握を行っている。
1	2	7	1歳6か月健康診査	1歳6か月児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、安心して楽しく育児ができるよう母子健診等の充実に努めます。	健康増進課	B:概ね達成	健診実績はH28 受診者 2,334人 受診率96.2% H29 2,311人 95.9% H30 2,316人 97.3% R1 2,413人 92.7%。(R1 3月分の健診はコロナ対策により実施数を減らしているため、R1の受診率が低くなっている。)発達や疾病などの早期発見のため、健診マニュアルを作成し、同一の基準で問診確認や保健指導が実施できるようスタッフ間の共通理解を図っている。継続的に支援が必要な児に対しては事後フォローを行い、また必要時フォロー教室等へつなげられるよう支援を行っている。
1	2	8	3歳健康診査	3歳児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、安心して楽しく育児ができるよう母子健診等の充実に努めます。	健康増進課	B:概ね達成	健診実績は、H28 受診者2,287人 受診率95.6% H29 2,395人 96.1% H30 1,662人 101.20% R1 2,541人 90.5%と受診率は9割以上となっている。(R1 3月分の健診はコロナ対策により実施数を減らしているため、R1の受診率が低くなっている。)健診を通して、異常の早期発見に努め、子育ての適切なアドバイスを行い、健診の充実に努めている。H30より障害福祉課の臨床心理士が配置され、言葉遅れ等の発達に関する相談体制を整備した。
1	2	9	すこやか健康相談	発育に関した事や、栄養等の育児指導を行い、安心して楽しく育児ができるよう子育て支援の充実に努め、また、支援が必要な場合は、関係課と連携を図っていきます。	健康増進課	B:概ね達成	各保健センターで月に一回ずつ、保健師・栄養士の個別相談を実施しています。(H28 1,632人 H29 1,729人 H30 1,647人 R1 1,840人) あかちゃん訪問や母子健診の事後フォローとして、継続的な支援の場としても活用されている。必要時他機関と連携して、支援を行っている。
1	2	10	出前健康講座	学校・保育所・地域の乳幼児学級・母親クラブ等に出向き、子どもの発達や食事・歯科指導・性教育等を盛りこんだ出前講座を行い、また、子どもの発達については、発達を促す遊びを紹介したり、心配な場合に相談窓口を紹介する等して、情報提供に努めます。	健康増進課	B:概ね達成	乳幼児学級、子育て支援拠点、学校などに出向き、H28 458人 H29 784人 H30 726人 R1 983人の市民に対して出前講座を行った。テーマは子どもの発達や生活リズム、トイレトレーニング、歯みがき指導など様々であった。

1	2	11		療育指導の対象児童への対応について、福祉支援センターを始めとする関係機関と連携して、支援体制の整備に努めます。	障害福祉課 健康増進課	B:概ね達成	令和元年度の発達相談の中で、福祉支援センター56件、民間の児童発達支援事業所107件(重複あり)の紹介を行った。
1	2	12	福祉支援センター (児童発達支援)	各福祉支援センターで実施している児童発達支援事業とともに、民間事業所の参入を促すことで障害児の療育拠点の拡大を推進する。また、福祉支援センターと各事業所との連携体制を構築して療育プログラムの質的向上に取り組みます。	障害福祉課	B:概ね達成	民間の児童発達支援事業所は市内18か所と次第に拡大している。市と民間施設併用児童については連携を取りながら支援を行っている。
1	2	13		早期療育体制にかかわる関係者間で継続した情報交換の場を設け、健診から療育・就学まで一貫した対応ができるよう、定例的な困難ケース会議の実施に取り組み、関係機関・組織と事業分担を図りながら連携の確	障害福祉課	B:概ね達成	障害福祉課、健康増進課、幼児保育課、教育指導課、特別支援教育推進室、子育て相談室とで、6回の子育て支援ワーキングチーム会議を開催した。その中で、ケース会議や各課事業の情報共有、共通課題の議論を行った。
1	2	14		個々の障害のある子どもが、地域の中で適切な治療・保育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	必要に応じて、障害福祉課の作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士等が保育所・幼稚園等に出向き、子どものアセスメントや指導方法の助言を行った。
1	2	15	福祉支援センターの整備	各地区の福祉支援センターを活用しながら、療育拠点を整備するとともに、障害の種類や程度に応じて専門的な言語訓練や療育訓練を受けられる環境の整備に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	障害福祉課から各福祉支援センターに専門職を派遣し、支援している。民間事業所にも専門職の配置が進んでおり、訓練環境が整ってきている。
1	3	16	市長同意による医療保護入院事務	医療保護入院による緊急医療体制の周知を図るとともに、緊急時に適切な精神医療が受けられるような体制の整備を国・県など関係機関に働きかけていきます。	健康増進課	B:概ね達成	令和元年度(2020年度)は6名(再入院含む)が市長同意を受け、医療保護入院を行った。医療保護入院同意解除は2名であった。年度末入院継続者は22名であった。
1	3	17		退院促進事業による精神障害者等の社会復帰・社会参加を促進するうえからも、地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	つくば保健医療圏精神障害者地域移行連絡会などで、情報共有を図り、対象者の個別支援会議等で関係機関と連携を図っている。
1	4	18	健康増進計画推進事業	健康づくり推進協議会を充実させ、「健診の充実と活用」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「喫煙・飲酒」「歯と口腔の健康」「健康づくり・健康管理の支援」の7分野における事業を実施し、つくば市食育推進計画、歯科保健計画も含めた総合的な健康づくりを推進していきます。	健康増進課	B:概ね達成	・健康づくり推進協議会を年に2回(7月、翌年2月)に開催した。 ・H30年度に市民委員を公募し、新たな委員16名に委嘱を行った。 ・上記協議会にて、第3期つくば市健康増進計画「健康つくば21」の内容について、委員方から御意見をいただき、今年度計画に反映させることが出来た。 ・R1年度上半期に第4期健康増進計画「健康つくば21」計画策定のための市民アンケートを実施した。
1	4	19		市内医療機関等に対し、障害児に対する医療を伴う短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけるとともに、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援します。	障害福祉課	B:概ね達成	市内医療機関等に対し、障害児に対する医療を伴う短期入所事業所の設置を働きかけているが、設置には至っていない。
2	1	20		福祉支援センターにおける専門職職員の配置に努め、障害のある方の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	福祉支援センター事業に、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士等が必要に応じて支援を行うとともに、専門職が支援員の個別支援計画作成を援助し、日常生活の中で機能維持、社会適応訓練ができるよう関わっている。
2	1	21		利用者に必要な居宅介護等及び移動支援事業が適切に利用できるように、事業者情報を収集して説明や応対を行い、供給量が確保されるように事業者と協議を進めます。	障害福祉課	B:概ね達成	相談支援事業と連携し、利用者に必要なサービスの供給量については確保できている。事業者情報については、ガイドブックやホームページを使って周知している。
2	1	22		既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害のある子ども等に対する短期入所事業や日中一時支援事業への参入を働きかけるとともに、短期入所事業を実施する際は、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう新規参入事業所を支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	短期入所の新規参入は、共同生活援助施設の空床利用等で、微増している。今後も利用希望と供給の現状について把握していく。日中一時事業については、事業者数は増加している。
2	1	23		共同生活援助(グループホーム)について、より多くのサービス提供事業者が事業展開を行えるように協力していきます。 また、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課	B:概ね達成	開設について事前相談があった際は、地域の実情や利用者からのニーズを説明している。また、新規参入事業所について、迅速な情報収集に努めている。
2	1	24		共同生活援助(グループホーム)の施設整備や開設後の運営が円滑に行えるように情報を収集して、関係機関と連携して、地域協力が得られるように支援していきます。	障害福祉課	B:概ね達成	共同生活援助(グループホーム)について新規開設に至った場合は、関係機関と連携して、地域協力が得られるように支援している。
2	1	25		共同生活援助(グループホーム)の利用促進については、新規参入事業所の情報収集に努めて、事業所情報を的確に把握して、利用希望者に対して迅速な情報提供、また、特色ある事業などを実施している事業所の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課	B:概ね達成	新規開設の共同生活援助(グループホーム)については、相談支援事業所と連携し、希望者に対して情報提供し、利用促進に努めている。

2	1	26		利用者本位の施設利用をめざすために、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業など利用者に有効となる施設情報を迅速に提供していきます。	障害福祉課	B:概ね達成	相談支援事業所や関係機関と連携し、新規参入事業所等の迅速な情報収集に努めている。
2	1	27		日中活動系サービスや居住系サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援し、必要に応じて、新規参入事業者の施設近隣住民への説明会等に積極的に市も関わりながら地域の理解を求め、新規参入しやすい環境づくりに努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	日中活動系サービスについては、今年度も事業所開設が進んでいる。居住系サービスについても同様に事業者の新規参入を促進していく。
2	1	28	車いす貸し出し事業	車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない方に対して、車いすが利用できるよう便宜を図ります。	社会福祉協議会	B:概ね達成	貸し出し件数120件(高齢者含む) 一時的に車いすが必要になった方に対して、一定の役割を担っていると思います。
2	1	29	補装具費の支給、日常生活用具の給付	給付対象となる障害者(児)や介護する家族に制度の内容を周知し、障害の程度に応じた日常生活に必要な補装具及び日常生活用具等の普及促進を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	申請に対し、本人の生活状況、障害状況を確認し、日常生活に必要な補装具及び日常生活用具の支給、給付を行うことができた。
2	1	30	宅配食事サービス事業	配食サービスを活用しながら、障害等のある高齢者の生活支援型サービスの充実に努めます。	高齢福祉課	B:概ね達成	食事を調理することが困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、栄養計算された高齢者向けの弁当を委託業者が調理・宅配することにより、利用者の健康維持・安否確認を実現している。 各年度末時点利用者数(H28:140、H29:134、H30:119、R1:145) 安否確認事業であることを理解していただき、引き続き事業を実施していく。
2	1	31		入浴時に介助を必要とする在宅の重度身体障害者について、訪問入浴サービス事業者と連携し、訪問入浴サービス支援の充実に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	事業者と連携し、申請者の現状を確認した上でサービスの支援を図っている。
2	1	32		茨城県聴覚障害者センター「やすらぎ」と連携し、手話通訳者等の派遣及び庁内に手話通訳者を設置し、コミュニケーション支援サービスの充実に努めます。	障害福祉課	A:達成	「やすらぎと連携し手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、また庁内に手話通訳者を設置して聴覚に障害のある方に対し職員との意思疎通の支援を図っている。 ●手話通訳者及び要約筆記者派遣延べ利用者数 H28 327人 H29 361人 H30 375人 R1 428人 ●窓口設置事業延べ利用者数 H28 1,560人 H29 1,298人 H30 1,362人 R1 1,127人
2	1	33		聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話奉仕員などの各種奉仕員養成講座を実施し、コミュニケーション支援体制の充実に努めるとともに、意思疎通を図るための用具の周知に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	つくば市社会福祉協議会に委託し、点訳奉仕員や手話奉仕員などの各種の奉仕員養成講座を行っている。受講修了後は、ほとんどの方が各サークルやボランティアの活動を行っている。
2	1	34		市主催の事業等には、聴覚障害者等のための情報保障として手話通訳者等を配置するよう関係機関と連携を図ります。音声通知については、相手方の要望に沿った媒体で行えるようPRします。	障害福祉課	B:概ね達成	おひさまサンサン生き生きまつり、男女の集い、敬老福祉大会 成人式等の市主催の事業に手話通訳者や要約筆記者を配置して聴覚障害者等の情報保障を行っている。
2	1	35		利用者にとって必要な居宅介護サービスが適切に利用いただけるように現行制度の中で運用を行います。今後は、国の制度改定を踏まえ、市として迅速な対応を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	年々利用実績は伸びている。「居宅介護」等のサービスが適切に利用できるように、今後も事業所情報の説明や周知に努めていく。また、サービスの供給量が確保されるように事業者と協議を進めていく。
2	1	36		難病患者で手帳取得対象外の方に対する日常生活用具事業を実施します。居宅介護については、難病患者の支援サービスの質的向上を図るため、各種課題の整理や施策の整備について検討します。	障害福祉課	B:概ね達成	難病患者からの相談に対し、必要な用具等の案内を行った。また、難病患者が受けられるサービスについて記載したガイドブックを用意し、必要な人に配布した。
2	1	37		難病患者の支援については保健所との連携も含め、関係機関の協力のうえ進めていきます。	障害福祉課	B:概ね達成	保健所からの問い合わせに対して、サービスの案内等を行った。
2	1	38	障害基礎年金	障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	医療年金課 障害福祉課	A:達成	障害年金についての相談を受け、該当者の受給につながっている。平成31年4月～令和2年3月現在の相談は487件、障害基礎年金新規申請は86件。
2	1	39	難病患者福祉金	難病患者に対する経済的支援として、難病患者福祉金を支給し、また制度の周知に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	難病患者福祉金についてのチラシ等の配布を保健所に依頼することで、新規受給者証取得者に制度を周知できた。
2	1	40	サービス利用手続き等の簡略化	障害の特性に応じ、本人及び介護者等による申請手続きの負担軽減のため、必要に応じ、障害福祉ガイドブックの見直しを行い、わかりやすい各種サービス案内を行うとともに、障害者台帳を活用した記入項目の簡略化や郵送での申請手続きについて周知徹底を図ります。	障害福祉課	A:達成	ガイドブックについては、随時見直しを行い、本人及び介護者等にわかりやすい制度説明の徹底を図った。また、申請に際し本人確認ができた申請者には、住所、氏名、生年月日、障害名等を印字した申請書を使用するなど、申請時間の短縮を図れた。郵送での申請手続きについては、適宜ホームページにて案内した。

2	1	41	機能訓練	寝たきり予防、健康維持・回復のため、機能(回復)訓練に主体的に取り組めるような情報提供を行います。	障害福祉課	B:概ね達成	市福祉支援センターにおいて、作業療法士、理学療法士による生活活動支援、支援員支援を実施している。 H29年度:3587人 H30年度:2357人 H31(R1)年度:2534人
2	1	42	水道料金の福祉減免	障害のある方の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。	水道業務課	A:達成	令和2年3月末現在で1,957世帯に減免実施中
2	1	43	車いす貸し出し事業	車いす貸し出し事業について、窓口及び相談等の際に事業の周知を図っていきます。	障害福祉課	B:概ね達成	対象となる人で必要な人に、車いすの貸し出しを行った。
2	2	44		障害者福祉に携わる関係各課の連携を推進し、全庁的な連携体制の強化を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	必要に応じて関係各課との協議を行い全庁的な連携につとめた。
3	2	45		福祉支援センターにおける専門職員の活用を進め、関係機関等と連携しながら、計画的な指導・訓練体制の充実を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	看護師は各福祉支援センターに配置。他専門職は障害福祉課から派遣し、支援を行うとともに、専門職が支援員の個別支援計画作成を援助し、日常生活の中で機能維持、社会適応支援ができるように関わっている。
2	2	46		市民のニーズを考慮しながら、理学療法士及び作業療法士の専門職員の適正な配置に努め、福祉支援センターにおける公平かつ計画的なサービスの提供体制の充実を図ります。	人事課	B:概ね達成	本庁に理学療法士及び作業療法士の専門職員を集約し、各福祉支援センターの利用状況に応じて当該職員を派遣することで、福祉支援センターにおける公平かつ計画的なサービスの提供体制の充実を図った。
3	2	47		福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立って考え、行動する職員を目指します。	人事課	B:概ね達成	新任職員を対象に、各福祉支援センターでの体験実習(総計263名受講)や、ユニバーサルデザイン研修(総計337名受講)を実施した。
2	2	48		早期療育体制にかかわる関係者間で継続した情報交換の場を設け、健診から療育・就学まで一貫した対応ができるよう、定例的な困難ケース会議の実施に取り組み、関連機関・組織と事業分担を図りながら連携の確立をめざします。	障害福祉課	B:概ね達成	障害福祉課、健康増進課、幼児保育課、教育指導課、特別支援教育推進室、子育て相談室とで、6回の子育て支援ワーキングチーム会議を開催した。その中で、ケース会議や各課事業の情報共有、共通課題の議論を行った。
6	2	49		児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、他施設への情報提供による障害児保育の支援や自宅訪問及び保育所等への訪問指導等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めま	障害福祉課	B:概ね達成	福祉支援センターや子育て支援センター、保育所等への巡回訪問指導を行い、利用者の相談を受けるとともに保育者や支援者への情報提供や療育方法の支援等を行った。
2	2	50	のびのび子育て教室	母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して、幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源(療育等)につなげていきます。	健康増進課	B:概ね達成	集団遊び・個別相談支援の実施(児の延参加人数 H28 516人・H29 484人・H30 489人・R1 314人 *R1は1歳6ヶ月健診事後フォローへ変更したことから対象者が減少した。)実施回数年24回(2会場、各会場月2回)。障害福祉課臨床心理士が、必要なケース対して療育への利用支援を行っている。
6	2	51		高次脳機能障害支援普及事業の拠点機関である茨城県立リハビリテーションセンターと連携を強化して、支援を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	高次脳機能障害に関する相談については茨城県高次脳機能障害支援センターや、筑波記念病院など県高次脳機能障害支援協力病院が連携して業務を実施している。また、県南高次脳機能障害者支援機関・施設連絡会等を通して情報共有をしている。
2	2	52	地域ケアシステム推進事業	社会福祉協議会と連携し、その人の心や身体の状態にあったもっとも相応しい在宅サービスの提供を行うため、医師・訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所・保健師・民生委員等の連携による地域ケアシステムの充実に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	地域ケア会議等に参加し、地域課題の共有と関係機関の連携に努めている。
2	2	53	精神保健事業	精神障害について専門的な知識を有する社会福祉法人等と連携し、家族会を支援していきます。	健康増進課	A:達成	精神保健福祉会「やすらぎの会」における当事者や家族への支援活動。2019年4月現在で会員は93人(うちつくば市64人)
2	3	54	障害者相談支援事業、おひさまサンサン事業、チャレンジアートフェスティバル	社会福祉協議会と連携し、相談支援事業及び社会参加促進事業の充実を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	B:概ね達成	第19回チャレンジアートフェスティバルInつくば作品展 □つくば美術館:3/3～8 □出展数:258点 □出展団体:31団体(うち個人3名)

2	3	54(2)	障害者相談支援事業、おひさまサンサン事業、チャレンジアートフェスティバル	社会福祉協議会と連携し、相談支援事業及び社会参加促進事業の充実を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	B:概ね達成	つくば美術館で6日間開催。 ●おひさまサンサン生き生きまつり実績(参加者数) H28 1,950人 H29 1,800人 H30 1,605人 R1 1,225人 ●チャレア(参加者数) H28 4,457人 H29 4,570人 H30 4,502人 R1 1,556人(舞台発表中止) 相談支援事業を社会福祉協議会に委託し障害者の地域生活を充実させるために対応している。 ●相談件数 H28 683人 H29 989人 H30 1,102人 R1 1,081人
2	3	55	つくば子育てサポートサービス	子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人の子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	こども政策課 (社会福祉協議会)	B:概ね達成	つくば市社会福祉協議会に委託し、会員の募集、登録、相互援助活動の調整、会員に対する研修等を実施。 子育ての援助を受けたい人として人となりが合致し、活動回数が増えた。
2	3	56	奉仕員等養成事業	視覚障害者や聴覚障害者の生活支援や社会参加を促すために必要な支援技術を学ぶ機会として各種講座を開催していきます。	障害福祉課 社会福祉協議会	A:達成	手話(30回)、音訳(10回)、点訳(10回)、要約筆記講座(10回)を毎年度継続的に開催し、育成に努めている。
2	3	56(2)	奉仕員等養成事業	視覚障害者や聴覚障害者の生活支援や社会参加を促すために必要な支援技術を学ぶ機会として各種講座を開催していきます。	障害福祉課 社会福祉協議会	B:概ね達成	視覚障害者や聴覚障害者の生活や社会参加を促すために必要な支援者(点訳や手話等)を養成するための各種の奉仕員養成講座を行っている。受講修了後は、ほとんどの方が各サークルやボランティアの活動を行っている。
2	3	57	障害者自立支援協議会	つくば市障害者自立支援懇談会の中で、相談支援専門員同士の連携を図るとともに、各種サービス事業所との連携を図り、地域ニーズの把握と新たなニーズへの対応策の検討に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	市内相談支援事業所で作る連絡会を組織し、地域ニーズの把握や具体的な連携策の調整を進めている。
2	3	58	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画	つくば市障害者計画及び障害福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形で施策への反映に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	アンケート等で調査を行い、必要なニーズを把握し、現計画に反映させている。
2	3	59		従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラム「イザ！カエルキャラバン」を導入します。	社会福祉協議会	B:概ね達成	プログラムに導入し、地域イベントや防災訓練時に体験の機会を設けている。
2	3	60	地域見守りネットワーク事業	地域における見守り活動の必要性の高まりを背景に、地域で気になる高齢者等を日頃から、近隣の住民同士で見守り地域の支援につなげられるような取り組みを進めます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ふれあい相談員数(160名)は、目標(195名)には達しなかったものの、地域の様々な理解と協力により、目標達成率82%という状況にある。見守り登録者は405名となり、ふれあい相談員一人ひとりの見守りに対する意識が高まってきている。ふれあい相談員と民生委員の顔合わせを兼ねた懇談会を持つことで、地域の状況について情報共有を図り、小学校区ごとや区会単位等の小地域で民生委員、ふれあい相談員、地域関係者が集まり、地域の状況に応じた見守り活動の進め方を共に考え、協力しながら進めるための「地域見守りネットワーク会議」を開催した。(7圏域:48回)
2	3	61	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。	社会福祉協議会	B:概ね達成	
2	3	62	さわやかサービス事業	さわやかサービス事業など住民参加型サービスの位置づけを明確にし、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	社会福祉協議会 障害福祉課	B:概ね達成	社会福祉協議会で実施。障害福祉課では、事業の情報提供等を行っている。
2	4	63	福祉支援センターの整備	今後、市内4か所の福祉支援センターの整備を検討し、地域の活動拠点について検討します。	障害福祉課	A:達成	公共施設としての維持管理に努めた。平成31年度から課題であった医療的ケアを要する障害者を受け入れた。
2	4	64	地域活動支援センター事業	谷田部老人福祉センター内の精神障害者のための地域活動支援センターⅢ型事業を充実するため、相談支援事業の委託について委託事業者と協議し、地域活動支援センターⅠ型への移行検討・支援を行います。	障害福祉課	C:未達成	市内に4か所の一般相談事業所があり、地域活動支援センターⅠ型への移行はできなかった。Ⅰ型はⅢ型事業に相談機能等を付加したものである。現状では、法改正等で相談を受ける事業所等が増えている。次の計画策定時には、項目削除予定。
2	4	65		社会福祉法人・NPO法人等の法人格を有する事業者が、障害児通所支援事業所を実施する際は、茨城県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援していきます。	障害福祉課	B:概ね達成	障害児通所支援事業所が年々増加している。
2	4	66	福祉有償運送事業	福祉有償運送事業の実施団体の参入促進に努め、公共交通機関を利用することが困難な障害者等に対し、医療機関への通院や入退院、施設への入退所の送迎等を行い、外出の利便を図っていきます。	障害福祉課	B:概ね達成	「NPO法人サラダボール」、「NPO法人友の会たすけあい」、「医療法人飯村医院訪問介護なかよし」、「きずな」の4団体で実施している。

2	5	67	施設環境の整備	公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。	障害福祉課	A:達成	公共施設整備のため、バリアフリー化の推進、7か所の音声誘導装置の点検、4か所のいす式階段昇降機の点検を行っている。
2	5	68		障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう障害福祉制度の相談に応じます。また、事例検討会等により他部署とケース情報を共有し、業務の効率化を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	窓口及び電話での相談に応じ、障害福祉制度の説明や関係機関への連絡調整等を行っている。必要に応じて、他部署と連携し、情報共有を図っている。
2	5	69		障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、および関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間では事例検討会等によるケース情報の共有に取り組み、多様な相談がたらい回しとならずに対応できる体制を整備します。	障害福祉課	B:概ね達成	地域包括支援課やこども課等の庁内部署や、障害者相談支援事業所等の関係機関と情報共有を図り、迅速な対応に努めている。
2	5	70	発達障害児支援連携会議	障害福祉課と各保健センター、福祉支援センター等庁内部署、および関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間では電算化によるケース情報の共有に取り組み、多様な相談がたらい回しとならずに対応できる体制を整備します。	健康増進課	B:概ね達成	H28、H29にわたり発達障害児支援連携会議を開催し、発達障害児支援に携わる健康増進課と障害福祉課(福祉支援センター療育担当含む)にて各課が行っている事業(健康増進課:のびのび子育て教室、発達相談 障害福祉課:発達相談・療育)の実施の現状報告と意見交換を行った。 H30～R1は、発達障害児支援連携会議は開催せず、障害福祉課臨床心理士を中心に、各保健センター、福祉支援センターが連絡連携を行うことで、療育利用等のケースへの対応をスムーズに実施できた。
2	5	71	女性のための相談室運営事業	保健福祉関係各課でケース情報の共有化を図るとともに、業務の効率化を図っていきます。女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行います。	男女共同参画室	A:達成	相談員の持つ知識や能力により、相談者の問題やニーズに対応しています。 「つくば市女性のための相談室」 実績件数:H28年度 593件 H29年度 578件 H30年度 593件 H31年度 509件 【内訳】 ・電話相談 毎月第1・2・3・4(月)10:00～16:00 H28年度 181件 H29年度 169件 H30年度 158件 H31年度 142件 ・一般相談【面接】 毎月第1・2・3・4(火)10:00～16:00 H28年度 142件 H29年度 134件 H30年度 112件 H31年度 91件 ・心と生き方相談【面接】 毎月第1・2・3・4(水)10:00～16:00 H28年度 169件 H29年度 158件 H30年度 159件 H31年度 139件 ・法律相談【面接】 毎月第2・3(木)13:30～15:30 H28年度 41件 H29年度 65件 H30年度 64件 H31年度 53件 ・庁舎相談【電話・面接】 毎月第1・2・3・4(水)10:00～16:00 H28年度 60件 H29年度 52件 H30年度 100件 H31年度 84件
2	5	72	発達相談	発達の遅れがある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぐことで、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	健康増進課	B:概ね達成	臨床心理士による発達相談を実施。(H28 191人 ・ H29 209人 ・ H30 188人 R1 184人)保護者の育児の困り感や児の発達について相談を行った。
2	5	73	こころの健康相談事業	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。	健康増進課	A:達成	月1回の精神科医師の相談を行っている(令和元年度の相談数は20件)。こころといのちの相談窓口一覧を作成し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に併せた普及啓発の際に市民に配布したり、庁内関係各課、関係機関へ配布することで、相談窓口の周知を図っている。
3	1	74		つくばスタイル科の時間や特別活動を通して、福祉教育や特別支援学校との交流学习を実施していきます。	学び推進課	A:達成	つくばスタイル科のサテライト単元に福祉教育を位置づけて実施し、特別支援学校との交流も行い、お互いの理解を深めることができた。
3	1	75		つくば特別支援学校や近隣の特別支援学校などに在籍する児童・生徒の居住地校に協力を依頼し、居住地の学校の授業等に参観し相互の理解促進のために交流を図っていきます。	特別支援教育推進室	A:達成	毎年、特別支援学校が自校に在籍する全児童生徒に居住地校交流に関する希望調査を実施している。その結果はつくば市教育局を通して各学校に連絡を行い、希望に応じた居住地校交流が実施されている。(県の事業として実施されている)

3	1	76		放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。	こども育成課	B:概ね達成	平成28年度から令和元年度(延べ人数) 公営児童クラブでの障害児受入数126人 加配指導員92人 民営児童クラブでの障害児受入数165人 加配指導員106人
3	1	77	おもちゃライブラリー事業	「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。	社会福祉協議会	A:達成	おもちゃライブラリーの開催の他、ミニイベントを開催し、子どもたちが、障害の有無に関わらず、おもちゃを通して仲良く遊び、子育て中の親たちが情報交換や交流のできる機会を提供した。また、おもちゃの貸し出しや、おもちゃドクターによる無償の修理を行っ
3	2	78		要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。	子育て相談室	B:概ね達成	要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携し支援を行うことにより、主訴の改善等に取り組んだ。H28年度(代表者会議開催1回(つくば市虐待防止ネットワーク運営委員会)、実務者会議開催2回、個別ケース検討会議開催10回)、H29年度(代表者1回、実務者3回、個別ケース16回)、H30年度(代表者1回、実務者3回、個別ケース16回)、R1年度(代表者1回、実務者3回、個別ケース25回)、個別ケース検討会議の回数は年々増加傾向にあり、今後も引き続き、児童虐待の未然防止や早期発見へ取組みが
3	2	79		障害のある方のいる低所得世帯等に対する認可保育所(園)の保育料適正化を図ります。	幼児保育課	B:概ね達成	保育料は両親の市民税額の合計により決定いたします。障害者手帳をお持ちの方がいる低所得世帯への負担軽減を現在実施しております。
3	2	80		自閉症や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害に対する支援及び支援体制の整備を推進します。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	学校長のリーダーシップにより学校全体の支援体制整備及び全教職員で取り組む意識醸成を目指し、昨年度は特別支援教育に直接関わる特別支援学級担任やコーディネーターに加え、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・通常の学級担任を対象にした研修会を実施して全ての教員が障害特性を適切に理解できるようにした。
3	2	81		未就学児に対しての就学相談だけでなく、就学後も含めた早期からの一貫した教育相談、支援等を充実させるため、関係機関が連携して指導、支援等ができるような教育支援体制の整備に努めていきます。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	特別支援教育推進室に特別支援教育指導員を7名配置し未就学児の就学相談を実施するとともに、就学後の様子を学校訪問して確認し必要に応じ教員に指導助言を行い、支援や指導の一貫性を保持できるようにしている。併せて必要に応じ障害福祉課や子育て支援室等と情報を共有し連携して就学相談を進めている。
3	2	82		特別支援教育支援員制度により、支援を必要とする児童・生徒の自立に向けて、支援していきます。	特別支援教育推進室	A:達成	2017年度(平成29年)に特別支援教育推進室ができてから、学校の要望に基づき必要と判断した学校には特別支援教育支援員を随時配置してきた。2020年度(令和2年度)は135名を配置している。
3	2	83		障害のある幼児及び児童・生徒の実情に応じ、就学相談員が関係機関と連携をして、実態に応じた適切な就学相談を行っています。また入学後は、特別支援教育巡回相談員が、学校の要請に応じて、巡回相談を行っています。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	特別支援教育推進室に特別支援教育指導員を7名配置し未就学児の就学相談を実施するとともに、就学後の様子を学校訪問して確認し必要に応じ教員に指導助言を行い、支援や指導の一貫性を保持できるようにしている。併せて必要に応じ障害福祉課や子育て支援室等と情報を共有し連携して就学相談を進めている。小学校や特別支援学校の見学・体験希望に対応し、本人・保護者が納得し安心して就学決定ができるようにしている。令和元年度、就学相談に関する資料は市内110園に配置し、就学相談は就学児・未就学児を含め196名に322回実施した。
3	2	84		就学後も言語訓練や理学・作業療法訓練を受けられる環境が整備できるよう検討します。	障害福祉課	B:概ね達成	現状、当該訓練は医療機関や民間施設の一部で行われている。専門職の関わりは、発達相談という形で必要に応じて対応してきた。
3	2	85		特別支援学校と市内小中学校との連携を図り、巡回相談等も含め、多様な交流を実施していきます。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	県教委の事業として「交流及び共同学習推進事業」があり、このことについては各特別支援学校から通学区域の小中学校に発信され、居住地校交流のほか学校間交流や地域交流などが実施されている。
3	2	86	ペアレント・トレーニング	発達の気になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレント・トレーニングを行います。まずは福祉支援センター1か所の利用者を対象に行い、平成28年度からは3か所に拡大します。	障害福祉課	A:達成	平成28年度以降、3か所の福祉支援センターにおいて毎年ペアレント・トレーニングを行っている。令和元年度は、実15名、延べ73名が受講し、講座の満足度は100%であった。
3	3	87		加配保育士の配置や、民間保育園との障害児委託契約により受け入れへの補助を行うことで、障害のある子どもの状況に応じた受入れ体制の整備に努めます。	幼児保育課	B:概ね達成	公立保育所では22か所で169人(H31.4.1時点)の加配保育士を配置しております。また、民間保育園等に対しては、平成29年度より「障害児保育事業費補助金」を創設し、令和元年度は22施設で活用され、障害児の保育の充実を図っております。
3	3	88		児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、他施設への情報提供による障害児保育の支援や自宅訪問及び保育所等への訪問指導等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	福祉支援センターや子育て支援センター、保育所等への巡回訪問指導を行い、利用者の相談を受けるとともに保育者や支援者への情報提供や療育方法の支援等を行った。
3	3	89		幼児教育の充実のため、特別支援のための加配教諭についてはその必要性を調査し、配置希望に応じられるように努めます。また、就園を希望する幼児を受け入れていくための担当教諭等の専門性を高めるための研修を継続的に実施します。	学務課 幼児保育課 特別支援教育推進室	B:概ね達成	加配教諭については学務課が、就園希望者の受け入れについては幼児保育課が担当し、配慮や支援の必要な幼児の生活支援を行う特別支援教育支援員の配置や教員研修は特別支援教育推進室が担当している。令和元年度は公立幼稚園16園に43名の特別支援教育支援員を配置し、全教員向けの研修会を実施した。

3	3	90		特別支援を必要とする幼児が、幼児教育を受ける機会を逃すことがないよう、就園相談実施の周知徹底を図り、市民に正しい情報を提供します。また、教職員は保護者との連携を深め、就園後の当該園児の発達を促し、身辺自立できるよう指導に努めていきます。	学務課 幼児保育課 特別支援教育推進室	B:概ね達成	就学相談等の案内は各園に配付してし、車椅子の幼児入園時には施設整備を行うなどして希望者受け入れている。
3	3	91		障害のある子どもの入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。	教育施設課	B:概ね達成	障害のある子どもの入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。
3	3	92		障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに対応するため特別支援コーディネーターを指名し、学校内の協力体制及び学校外の関係機関との連携を整備していきます。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	特別支援教育コーディネーターは文科省通知で平成19年度から全ての学校において校長が指名することとなり、その当時から100%指名されている。平成30年度からはコーディネーター連絡協議会を年間4～5回実施し、市内45校全校のコーディネーターが集まり、学校間の情報共有や実技研修等を実施している。校内支援体制については校長のリーダーシップで、関係機関との連携はコーディネーターが中心となって進めるものであるため、このことについては校長会及びコーディネーター連絡協議会で繰り返し伝達し
3	3	93		特別支援教室における言語学級・難聴学級等の充実を図ります。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	県立霞ヶ浦聾学校と連携し、聾学校の特別支援教育コーディネーターの巡回相談の他、教員向け及び特別支援教育支援員向け研修会も難聴学級向けに講師を依頼して実施
3	3	94		障害のある子どもへの支援について、障害の多様性に対応するための研修会を開催していきます。	特別支援教育推進室	B:概ね達成	特別支援教育は全ての学校の全ての教員で行うものであることから、令和元年度は、管理職及び教務主任・生徒指導主事向け、特別支援学級担任及びコーディネーター向け、通常の学級担任向けに分けての研修会並びに特別支援教育支援員向けの研修会を年間のべ10回実施した。
3	3	95		個々の障害に応じた適正な就学相談に努めていきます。	特別支援教育推進室	A:達成	No.83と同様
4	1	96		身近なところで施設を利用できるよう障害福祉サービス事業所もしくは地域活動支援センターを活用して支援を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	障害福祉サービス事業所については、年々新規開設されているため、身近なところで施設を利用できるようになった。
4	1	97		障害のある方の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。また、「障害者ガイドブック」や「就業支援一覧」を活用した就労に関わる相談窓口の案内等を行います。このほか、特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	障害者就業・生活支援センターが主催する「運営連絡会議」によって、連携強化と雇用情報の整備を図り、「障害者ガイドブック」等を活用した就労に関わる相談窓口の周知に努めている。 このほか、特別支援学校や障害者職業センターと連携し、障害者職業センターで実施している職業準備支援等の周知に努め、障害者の職業的自立を促進している。
4	2	98		障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害のある方の自立の促進を図ります。	障害福祉課	A:達成	毎年度方針を定め、庁内各課において、障害者就労施設等から物品及び役務の調達を行っている。また、同意いただけた施設等の物品等については、市ホームページに掲載し、市民も利用しやすいよう周知している。 調達実績額： 平成28年度 5,452,964円 平成29年度 5,473,500円 平成30年度 6,593,138円 令和元年度 7,171,248円（12月時点）
4	2	99		創作活動を充実するとともに、各種事業開催時における作品の販売を実施します。	障害福祉課	B:概ね達成	まつりつくば・文化祭・カフェルガへの出品やチャレンジアートへの参加を通し、創作活動の充実を図っている。
4	3	100	住民参加型福祉サービス拡大事業、つくばさわやかサービス事業	協力会員により外出時の支援を図ります。	社会福祉協議会	A:達成	平成31年度実績　13回/年、20時間/年
4	3	101	福祉支援センター事業	市内4か所の福祉支援センターの整備を検討する際、土日及び夜間の利用について、指定管理者制度の活用を含めて検討します。	障害福祉課	B:概ね達成	各福祉支援センターの実情や利用者の状況等を踏まえ、障害者支援のノウハウや豊富な人材資源を持つ社会福祉法人へ、令和2年度から2か所の事業委託を行い、地域活動支援事業の充実を図った。
4	3	102	おひさまサンサン生き生きまつり、チャレンジアートフェスティバル	障害のある方(子ども)のスポーツ・文化活動について、実行委員会を組織する等、当事者参加での企画運営に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	委員を各地区シルバークラブ連合会、障害福祉サービス事業所等から募り、実行委員会方式で事業に実施にあたり、当事者団体等から委員を募り、実行委員会を組織し市との共催で運営を行った。
4	3	103	障害者スポーツの推進	全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	第19回全国障害者スポーツ大会は、台風のため、全日程が中止となった。本番は中止となったが、選手育成やリハーサル大会の実施を通し、障害者スポーツの普及に努めた。

4	3	104	みんなでDOスポーツ	障害のある子どもを対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。	社会福祉協議会	A:達成	毎月第3日曜日に開催(年10回)。知的障害者を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図ると共に、家族の介助や精神的負担の軽減、学生ボランティアとの交流を深めることができた。 □登録人数:32名 □延べ参加人数:220名／ボランティア:139名
4	3	105	高齢者・障害者のためのパソコン相談	障のある方等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市のホームページへのアクセス等を支援します。	社会福祉協議会	A:達成	毎月第1, 3土曜日に開催(年22回)。高齢者・障害者を対象に個別の課題に対する相談対応を行っている。また、年賀状作成時期には講習会等も実施している。
4	3	106		障害者スポーツ指導員養成講座の広報・周知に今後も努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	茨城県が主催する障害者スポーツ指導員養成講座・研修会の広報や周知に努めている。
4	3	107	のびのびスポーツ教室, 体験乗馬療法	情緒の安定等、精神的・肉体的な健康増進のため、気軽にできるスポーツ教室を実施します。	障害福祉課	B:概ね達成	・障害児運動教室 年間10回開催。 ・まつりつくば開催に合わせて、ポニーの体験乗馬教室を実施。 ●障害児運動教室(延べ参加人数) H28 194人 H29 409人 H30 403人 R1 418人 ●体験乗馬療法(参加者数) H28 152人 H29 145人 H30 176人 R1 192人
4	3	108	障害者等に係る情報発信	社会参加の促進を図るため、イベント及び講座等の情報を、適切に発信します。	障害福祉課	B:概ね達成	「障害者スポーツイベント通信」によるメール配信サービス等を活用し、情報発信を行っている。
4	3	109	社会参加の促進	各種事業への社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。	障害福祉課	A:達成	作品展示期間中において市民参加型イベントであるワークショップを実施。クロージングではこどもワークショップも開催し、幅広い市民層に障害に対する意識啓発を行った。
4	3	110		チャレンジアートフェスティバルを実施するにあたり、積極的に幅広い市民層を取り込んで実施できるよう、参加型イベント等(ワークショップ等)の充実について実行委員会で検討し、市民の障害に関する意識啓発の促進に努めます。	社会福祉協議会	A:達成	□チャレンジアートフェスティバル実行委員会:6回 □20周年記念企画ワーキング会議:2回 □舞台発表代表者会議:1回 □作品展示担当者会議:1回 □実行委員長・副委員長会議:1回 □臨時実行委員会4:1回 □アートサポート研修会:2回
4	3	110(2)		チャレンジアートフェスティバルを実施するにあたり、積極的に幅広い市民層を取り込んで実施できるよう、参加型イベント等(ワークショップ等)の充実について実行委員会で検討し、市民の障害に関する意識啓発の促進に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	作品展示期間中において市民参加型イベントであるワークショップを実施。クロージングではこどもワークショップも開催し、幅広い市民層に障害に対する意識啓発を行った。
4	3	111		障害者美術展等の芸術文化事業への参加を支援します。	障害福祉課	B:概ね達成	県内外の障害者美術展等の周知を行った。また、チャレンジアートフェスティバルでは、毎年姉妹都市である荒川区からも作品を募集している。
4	3	112	おひさまサンサン生き生きまつり	高齢者等との交流事業として実施しているおひさまサンサン生き生きまつりを実施するにあたり、参加者及び来場者に障害に対する意識啓発及び参加者の促進につながるよう、実施内容について実行委員会で検討します。	社会福祉協議会 障害福祉課 高齢福祉課	B:概ね達成	実施内容について実行委員会で検討を行い、高齢者と障害者の交流を目的としたスポーツやレクリエーション活動、障害者が創意工夫を凝らして制作した作品の展示・販売等を行うことで、一般市民及びボランティア協力団体との交流を図った。また、イベント中に利用する物品や弁当を就労継続支援事業所から購入することで障害者の社会参加を
4	3	113		茨城県等主催による、社会参加促進事業の支援に努めます。	障害福祉課	A:達成	茨城県身体障害者スポーツ大会や福祉の集い等の参加申し込みの取りまとめを行っている
4	3	114		障害のある方の旅行を促進するため、交通機関、観光施設、付き添いボランティアなどが総合的に整備されるよう、気運の醸成を図ります。	障害福祉課	A:達成	身体障害者手帳や療育手帳等を所持していることにより、公共交通機関や公共施設等の利用が割引されるため、手帳交付時に周知に努めている。
4	3	115		障害者団体等の情報・相談等の活動拠点として、市の施設が活用できるよう検討します。	障害福祉課	B:概ね達成	つくば市障害者福祉団体連絡協議会の定例会は、市の会議室で年11回実施している。また、就学学習会においては、ふれあいプラザで実施している。地域交流センターの使用についても、つくば市福祉団体等連絡協議会は、使用料の免除団体である。
5	1	116		市内小中学校と特別支援教育諸学校、福祉支援センター等との交流を通して、障害のある子どもに対する理解を深めるとともに、児童・生徒を対象にボランティア活動について啓発を進めます。	学び推進課	B:概ね達成	つくば特別支援学校との交流は事業番号75の通りである。福祉支援センターとの交流実績はなし。
5	1	117	福祉移動教室	手話や点字、車いす体験など、全校において児童・生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。	社会福祉協議会 教育指導課	B:概ね達成	市内小中学校、高等学校等からの依頼に応じて福祉体験教室等を実施。今後は福祉体験メニューの見直しを検討し、様々な場面での活用を目指していく。

5	2	118	ボランティア活動基盤整備事業	ボランティア活動を支援するため、市民活動を支援する公募助成事業を実施していきます。	社会福祉協議会	A:達成	登録しているボランティア活動団体に対して、令和元年度は21団体に助成。
5	2	119	ボランティア育成・支援・研修事業	ボランティア保険の加入に伴う、保険金の一部助成財源も含め助成制度のあり方を検討していきます。	社会福祉協議会	A:達成	ボランティア保険の掛け金助成はしていない。 ボランティア団体活動費助成:1団体 5万円上限 令和元年度実績:21団体
5	2	120	ボランティア育成・支援・研修事業	各種ボランティアの情報提供及びネットワーク化を推進していきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	活動分野や内容別の情報が得られ、案内できるようボランティア登録団体情報冊子を作成。同じ分野や他分野での連携が取れるようセンターが状況に応じた調整を行っている。また、ボランティアフェスタ等を通じて横のつながりを持つ機会を持っている。
5	2	121	ボランティア育成・支援・研修事業	ボランティアセンターでの相談機能の充実と市民活動センター等民間組織との連携を強化することで、多様な相談を受ける体制を整備していきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ボランティアフェスタ等のイベントへの参加協力、ボランティア連絡協議会世話人として市民活動センターや民間組織の方々にも協力いただき、連携して事業を実施することで、幅広い考えや意見を伺い相談機能の充実につなげている。
5	2	122	ボランティア育成・支援・研修事業	ボランティアに関する情報の提供を行い、読みやすい内容や掲載記事の充実を図っていきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ボランティア登録団体情報冊子の作成 ホームページへの記事掲載 ボランティアセンターNEWSの発行(年3回)
5	2	123	ボランティアセンター運営事業	各種相談、各事業参加者から多様な場面での情報収集を行い、今後はアンケート調査等を利用し、ボランティアのニーズ把握を検討していきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	地域活動や、各種サービスより求められるボランティアや活動情報収集を行い、様々な活動調整につなげている。
5	2	124	ボランティア育成・支援・研修事業	分野別ボランティア勉強会における必要とされている分野のボランティアの育成と掘り起こし、さらに現在活動しているボランティアの継続的な研修を実施していく制度を整備していきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ボランティア連絡協議会等を通じてボランティア活動の課題や研修希望等の情報を収集し、課題に対する相談会や研修会等を実施。
5	2	125	ボランティア育成・支援・研修事業	社会福祉協議会の支部活動において、永年活動してきた地域ボランティアの高齢化が進んでいるため、新たなボランティア発掘・育成を行います。また、小学校区等さらに小さな地域での小地域活動を育成するとともに、地域支援を行うボランティア育成を継続していきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ボランティア入門講座:1回 地域活動やボランティア活動についての相談会 (チーかつプロジェクトを開催:3回) 地域の居場所づくり:ふれあいサロン、見守り活動:ふれあい相談員の活動支援を通して地域に根差したボランティアの発掘を行っている。
5	2	126	介護支援ボランティア制度	介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通した介護予防を推進します。	社会福祉協議会	A:達成	163名が登録し、活動先として市内55の施設が登録。 (実活動者:67名、実受け入れ施設:24施設) 令和元年度よりポイント還元交付金の上限を1万円に増額
5	2	127		福祉支援センターに対する市民の理解と関心を高めるとともに、ボランティアを育成し、協力を呼びかけていきます。	障害福祉課	B:概ね達成	まつりつくば・文化祭・カフェベルガへの出品を通し、センターの事業内容等、宣伝を行っている。利用者の障害が重度化しており、ボランティアの育成や協力を困難であった。利用者の支援内容が高度化するなかでボランティアの育成を並行して実施することが困難
5	2	128		福祉支援センターでのボランティアの受け入れ体制の充実を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	毎月または年に数回、利用者支援のカリキュラムの一部分に音楽・和太鼓・体操等のボランティアを受け入れている。 障害の重度化及び問題行動をとる利用者の増加で、ボランティアに活躍していただく場が少なくなってきた。
5	3	129		障害者週間(12月3日～9日)をとおして、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	ポスター掲示等を活用し、周知に努めている
5	3	130	広報誌の活用	保健所等の関係機関や関係施設と連携し、精神障害や難病に関する啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課	B:概ね達成	毎年広報紙やホームページ上で市民に周知すると共に、保健所に窓口での文書配布を依頼している。
5	3	131	市民への啓発及び広報、社協通信つくばの発行、ホームページによる情報提供	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、障害の特性や、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課 社会福祉協議会	B:概ね達成	イベントや講座の開催にあたっては、社協通信やホームページのほか、フェイスブックを活用することにより随時情報を発信し、周知に努めている。 ○夏休みふれあいサロン ○みんなでDo! スポーツ ○奉仕員養成講座(手話講座等4講座) ○チャレンジアートフェスティバル
5	3	131(2)	市民への啓発及び広報、社協通信つくばの発行、ホームページによる情報提供	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、障害の特性や、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課 社会福祉協議会	A:達成	イベントや講座等の開催にあたっては、広報つくばやホームページ等で周知に努めている。 おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療法 のびのびスポーツ教室
5	3	132		つくばサイエンス・インフォメーションセンターにおいて外国人向けの情報提供コーナーを設置し、障害福祉に関する情報を提供していきます。また、在住外国人との交流や社会活動への参加促進など、積極的な機会づくりに取り組んでいきます。	企画・国際課	B:概ね達成	つくばイノベーションプラザ(旧:つくばサイエンス・インフォメーションセンター)内の(一財)つくば市国際交流協会と連携し、外国人へのサポートや外国語広報紙の設置等により多言語での情報提供を行っている。また、国際交流フェアやワールドフットサル等、外国人も多数参加できる交流事業を行っている。

5	3	133	福祉移動教室メニューの追加	従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラム「イザ！カエルキャラバン」を導入します。	社会福祉協議会	B:概ね達成	市内小中学校、高等学校等からの依頼に応じて福祉体験教室等を実施。今後は福祉体験メニューの見直しを検討し、様々な場面での活用を目指していく。
5	3	134	ボランティアセンター運営事業	社協のホームページや広報紙を含め、情報紙等に事業開催及びボランティア募集を掲載しています。今後も様々な広報媒体を活用して啓発を図っていきます。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ホームページに随時情報掲載 ボランティアセンターNEWS:年3回発行(1200部)
5	3	135		障害に対する理解やボランティア活動の啓発を進めるために、地域住民等が各種ボランティア活動、各種講座に気軽に参加できるよう、社会福祉協議会等と連携を図り、活動を支援します。	障害福祉課	B:概ね達成	毎年、おひさまサンサン生き生きまつりでは、競技の準備や実施など事業全般に渡りボランティアの協力を得ている。
5	3	136	男女共同参画意識の啓発	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える男女共同参画社会の実現に向けた理解と意識を深めるため、各種啓発活動を推進し、男女共同参画意識の醸成を図ります。 また、市民一人一人の能力や行動力を高めるため、交流の場を拡充するなど、男女共同参画について学べる学習機会を提供します。	男女共同参画室	A:達成	子育て・ダイバーシティ・ライフデザイン・キャリア形成・暮らし方・健康・DV・虐待など多彩な内容の講座を開催しています。 【講座数・参加者数】 H28年度 18講座 549人 H29年度 15講座 423人 H30年度 15講座 309人 H31年度 13講座 422人
5	3	137	ボランティアセンター運営事業	ボランティアの活動拠点として、専有スペースを設け、各種養成講座の開催や必要な資機材を備えてボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会	B:概ね達成	ボランティア入門講座:1回 地域活動やボランティア活動についての相談会 (チーかつプロジェクトを開催:3回) 地域の居場所づくり:ふれあいサロン、見守り活動:ふれあい相談員の活動支援を通して地域に根差したボランティアの発掘を行っている。
5	4	138	チャレンジアートフェスティバル	積極的に幅広い市民層を取り込んで実施できるよう、参加型イベント等(ワークショップ等)の充実について実行委員会で検討し、市民の障害に関する意識啓発の促進に努めます。	社会福祉協議会	A:達成	☐ チャレンジアートフェスティバル実行委員会:6回 ☐ 20周年記念企画ワーキング会議:2回 ☐ 舞台発表代表者会議:1回 ☐ 作品展示担当者会議:1回 ☐ 実行委員長・副委員長会議:1回 ☐ 臨時実行委員会4:1回 ☐ アートサポート研修会:2回
5	4	138 (2)	チャレンジアートフェスティバル	積極的に幅広い市民層を取り込んで実施できるよう、参加型イベント等(ワークショップ等)の充実について実行委員会で検討し、市民の障害に関する意識啓発の促進に努めます。	障害福祉課 社会福祉協議会	B:概ね達成	作品展示期間中において市民参加型イベントであるワークショップを実施。クロージングではこどもワークショップも開催し、幅広い市民層に障害に対する意識啓発を行った。
5	4	139	おひさまサンサン生き生きまつり	高齢者等との交流、参加者及び来場者に障害に対する意識啓発及び参加者の社会参加の促進につながるよう、実施内容について実行委員会で検討します。	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会	B:概ね達成	高齢者と障害者の交流を目的としたスポーツやレクリエーション活動、障害者が創意工夫を凝らして制作した作品の展示・販売等を行い、一般市民及びボランティア協力団体との交流を図った。
5	4	140		地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障害福祉課	B:概ね達成	ヘルパーによる移動支援等を提供することにより、移動が困難な障害者の社会参加を促進する。 H28: 34人, 1,741時間 H29: 29人, 1,673.5時間 H30: 25人, 1,864.5時間 R1 : 31人, 1510時間
5	4	141	障害児子育て支援事業	障害のある子ども等の社会参加促進のため、ボランティア等が中心となって行っている地域でのミニデイサービス、夏休みふれあいサロン等の事業を支援します。	社会福祉協議会 障害福祉課	A:達成	特別支援学校及び小中学校、高等学校の夏休み期間中、市内在住の障害児が地域の中で楽しく集い、活動できる場をつくることで、家族の方々の介助や精神的負担の軽減、参加者及び家族、ボランティアなどの交流の場となることを目的として開催した。 また、ボランティア相互の交流を通して、障害福祉への理解を促進する機会となっている。 (小学生対象2回／中高生対象2回) ☐ 延べ参加者:34名他兄弟5名、保護者19名、ボランティア70名
6	1	142	つくば市市営住宅長寿命化計画	市営住宅の長寿命化に資する個別改善等によりバリアフリー等に配慮した住環境整備を図ります。	住宅政策課	B:概ね達成	「つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づく市営住宅の大規模改修工事では、手摺りの設置や床段差を小さくするなど、障害のある方や高齢者世帯に配慮した仕様で改修しています。
6	1	143	重度障害者住宅リフォーム補助事業	重度障害のある方が、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度との周知を行い、専門職(理学療法士、作業療法士)と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	相談があった場合には、生活状況や現状、リフォームの内容を聞き取り、必要な制度を案内した。

6	1	144	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	障害のある方等の入居希望者に対応するため、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅などの情報提供を行い、民間賃貸住宅の活用を図ります。（提供情報には、「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」を実施する住宅として補助金の交付決定を受けた住宅を含む）	住宅政策課	B:概ね達成	市営住宅の案内に加えて、希望により低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供しています。計画期間内の情報提供件数68件のうち障害者を含む世帯は、7世帯でした。
6	1	145		共同生活援助（グループホーム）の利用促進については、新規参入事業所の迅速な情報収集に努めて、事業者情報を的確に把握して、また、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課	B:概ね達成	新規開設の共同生活援助（グループホーム）があった際は、相談支援事業所と連携して迅速な情報提供を行っている。
6	2	146		防犯・防災に関するパンフレットの配布等により、障害のある方に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。また、市民等に対し、災害時における障害者援助に関する啓発・広報等に努めていきます。	防犯交通安全課	B:概ね達成	全区会に対し毎年要配慮者や避難行動要支援者への対応を掲載したパンフレットを配布している。障害者に対しては、障害福祉課でパンフレットを購入し啓発している。
6	2	147	ボランティアセンター運営事業	市民の共助意識の啓発を促進し、関係機関と連携して広域的視野で災害時に対する地域住民やボランティア組織による協力体制の整備促進に努	社会福祉協議会 社会福祉課	A:達成	地域の見守り活動等と連携し、地域の方々と一緒に災害時の避難訓練、避難所設置訓練、災害ボランティアセンター運営訓練、防災ボランティアリーダー養成研修等を開催。
6	2	148		地域住民及びボランティア組織等との協力により、地域安全活動の強化並びに地域の防犯ネットワークの確立に努めていきます。	防犯交通安全課	B:概ね達成	自主防災組織の結成を促進及び助成を行い、地域での共助による防災力強化に努めている。
6	3	149		バリアフリー法に基づき、適合率の向上を図るため、適合状況の聞き取りの徹底を行い、より高い基準を目指す認定制度を積極的に周知していきます。また、新築する場合とあわせて多数の方が利用する既存建築物において、エレベーター等の施設の修繕・模様替えを行う際は、建築物の建築主等に対し、所定の基準を満足するよう、現場の状況に応じた指導及び助言をして参ります。また、公共施設においては、バリアフリー法、条例共に、対象建築物（既存建築物における修繕・模様替えを含む）における基準の適合状況をより高めるため、引き続き各課の協力を得て、粘り強く指導及び助言を行い、	建築指導課 障害福祉課	B:概ね達成	バリアフリー法及び茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、届出対象建築物について適合状況を確認した。 ・届出件数（H28：6件、H29：9件、H30：12件、R1：16件） ・認定件数（H28：0件、H29：1件、H30：0件、R1：0件）
6	3	150		だれもが利用しやすい都市施設の整備・誘導を進めるため、関係各課等に情報提供を行います。	企画経営課	B:概ね達成	国土交通省から送付されたバリアフリー基本構想の策定に関する情報等を関係各課で共有した。
6	3	151		路面凹凸の解消については、必要に応じ、舗装の打替え工事等を実施していきます。	道路管理課	B:概ね達成	地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施。（平成28年度から令和元年度までの修繕・改修工事件数：1,651件）
6	3	152	コミュニティ道路化の促進事業	環境にやさしく、あらゆる人々が快適かつ安全に移動可能な道路空間の整備やルール検討などを行います。	総合交通政策課	A:達成	誰もが快適かつ安全に移動可能な道路空間の整備、及びルール作りの一環として、自転車のまちつくば推進委員会の開催や、自転車利用環境向上会議への参加等を通じた外部との意見交換を行った。
6	4	153	福祉有償運送事業	福祉有償運送事業の実施団体の参入促進に努め、公共交通機関を利用することが困難な方等に対し、医療機関への通院や入退院、施設への入退所の送迎等を行い、外出の利便を図っていきます。	障害福祉課	B:概ね達成	「NPO法人サラダボール」、「NPO法人友の会たすけあい」、「医療法人飯村医院訪問介護なかよし」、「きずな」の4団体で実施している。
6	4	154	コミュニティバス「つくバス」運行業務 デマンド型交通「つくタク」運行業務	市民の日常生活における移動の利便性を確保するため、公共交通に関する調査・分析を行い二次交通網の形成を行います。二次交通網を担う公共交通サービスとして、「つくバス」及び「つくタク」の運行を実施します。	総合交通政策課	A:達成	利用者数（平成28年4月1日～令和2年3月31日） つくバス：4,089,399人 つくタク：215,192人
6	4	155	コミュニティバス「つくバス」運行業務 ノンステップバス導入促進事業費補助金	バリアフリー新法対応車両であるノンステップバス及びワンステップバスでのつくバスの運行に加えて、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。	総合交通政策課	A:達成	■つくバス ・ノンステップバス100%導入済み ■路線バス（関東鉄道） つくば市ノンステップバス導入補助金交付要綱を策定・施行し、国、県及び関係市町村との協調補助により、路線バスへのノンステップバス導入を促した。 ・平成28年度：ノンステップバス3台導入補助
6	4	156	障害者運賃割引制度	身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持している方及びその介護者（1名）を対象に、つくバスとつくタクの運賃の割引（半額）を行っています。	総合交通政策課	A:達成	障害者割引実施数（平成28年4月1日～令和2年3月31日） つくバス：業務委託先が集計困難であることから、未集計である。 つくタク：23,504人
6	4	157		福祉タクシー利用券については、利用回数や対象者等、制度の見直しも含め、一層の充実に努めます。	障害福祉課	A:達成	外出の際に運賃額の一部を助成している。 交付人数：H28 457人 H29 483人 H30 519人 R1 629人 利用枚数：H28 5,166枚 H29 4,881枚 H30 5,417枚 R1 10,544枚 利用助成券の制度の見直し 従来：初乗運賃相当額の助成 R1年度から：1枚500円、1回の乗車につき2枚まで
6	4	158		障害者の社会参加の促進を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を活用して、交通手段の確保を支援します。	障害福祉課	B:概ね達成	就労等に伴い、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を行う場合に必要な費用の一部を助成している。 免許取得費申請者数：H28 2人 H29 0人 H30 2人 R1 1人 改造費申請者数：H28 3人 H29 4人 H30 2人 R1 1人

6	4	159		自力通所が困難な福祉支援センター利用者に対する送迎体制について、より効率的で利便性の高い送迎バスの運行に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	必要に応じ、送迎車両を増車、また、送迎ルートを見直し、利便性を高めた。 台数:R2 福祉支援センターさくら 3台 福祉支援センターやたべ 2台 福祉支援センターくさざき 3台 福祉支援センターとよさと 3台 今後も引き続き、バスルートを見直す等、効率的なバスの運行を行う。
6	5	160		障害福祉課と地域包括支援課等庁内部署、および関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	健康増進課 障害福祉課	B:概ね達成	地域包括支援課やこども課等の庁内部署や、障害者相談支援事業所等の関係機関と情報共有を図り、迅速な対応に努めている。
6	5	161		福祉支援センターに専門職員を計画的に配置し、活動内容の改善・充実を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	専門職員(看護師、言語聴覚士、療育心理指導員、理学療法士、作業療法士)を配置し支援サービスを実施。不足の部分は臨時職員で対応。 専門職員の配置の継続と共に、支援スタッフへの研修会の実施を継続し、支援の向上を
6	5	162		福祉支援センターに専門職員(指導員・看護師)を配置し、本人の希望や家族の意向を踏まえ、一人ひとりにあった個別支援計画を作成する等、支援の充実を図ります。	障害福祉課	B:概ね達成	年に1回、個別面談を本人または保護者と実施することで、要望を聞き取り、話し合いの上で個別支援計画に反映している。
6	5	163		市内各福祉支援センターで実施するサービス等の充実について、利用者に対するアンケート調査及び保護者会の懇談会を実施することによりニーズを把握し、福祉支援センターのサービスの充実に努めます。	障害福祉課	B:概ね達成	年に数回の保護者会への参加・懇談会を実施し、要望や意見をいただく機会としている。必要に応じてアンケートを実施したり、センター内に御意見箱を設けて状況の把握に努めている。利用者及び保護者からのニーズが、現況の設備や人員等では実現困難なものがある。
6	6	164	ホームページの活用	市ホームページを活用し、市民に対する迅速な情報提供を行っていきます。	広報広聴課 障害福祉課	B:概ね達成	各課から承認申請のあったページに対し、毎日速やかに2次承認作業を実施することで、市民へ遅滞なく情報提供を実施することができた。
6	6	165		障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努めています。今後も情報収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。	障害福祉課	B:概ね達成	障害福祉サービス事業所等とで行っている事業者連絡会を定例的に開催して情報収集を行う。
6	6	166	119FAX訓練	耳や言葉の不自由な人のための119番FAXの通報訓練を年に1回実施し、通報要領の習得に努めていきます。	消防指令課	B:概ね達成	毎年7月下旬から8月下旬にかけ登録者に対して119番FAX通報訓練を実施。登録者30名に対して通知文を送信、うち返信を含め登録者25名の通報訓練を実施。
7	1	167	成年後見制度推進事業	成年後見制度の普及啓発や利用支援を図り、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	社会福祉協議会 障害福祉課	B:概ね達成	社会福祉協議会につくば成年後見センター設置(H30.10.1)、相談・利用支援、啓発周知、令和元年度は市民後見人を20名養成した。
7	1	168	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修等を行い、関係機関と連携を図りながら、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備します。	社会福祉協議会	B:概ね達成	社会福祉協議会では、令和2年3月末日現在、3件の成年後見人を受任中。
7	1	168(2)	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修等を行い、関係機関と連携を図りながら、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備します。	障害福祉課	A:達成	平成30年10月から社会福祉法人つくば市社会福祉協議会に委託し、「つくば市成年後見センター」を設置した。業務内容の一つとして、法人後見の受任業務を行っている。
7	1	169	日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、書類等の預かり等を実施します。	社会福祉協議会	A:達成	実施主体/茨城県社会福祉協議会 基幹型社協/つくば市社会福祉協議会 令和2年3月末日現在の利用者/27名
7	2	170	障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」の設置により、24時間体制で、障害のある方の虐待に関する通報の受理、障害のある方の保護や相談・指導及び助言を行います。	障害福祉課	A:達成	障害福祉課に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置している。また、社会福祉法人筑峯学園に委託し、24時間365日の相談体制を整備している。
7	3	171		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向をみながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。	障害福祉課	B:概ね達成	障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を平成28年10月に策定し、職員が適切に対応するよう定めた。 また、職員に対しては研修を実施し、市民に対しては市のホームページへの掲載やパンフレットの設置等により普及啓発を行った。 職員研修実績: 平成28年度 2回(福祉支援センター1回、新採1回) 平成29年度 2回(新採2回) 平成30年度 2回(福祉支援センター1回、新採2回) 令和元年度 3回(福祉支援センター2回、新採1回)

障害福祉に関するアンケート
調査報告書

令和2年4月

つくば市

目 次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果	5
あなた（宛名の方）と介助者について	8
外出等について	19
日々の活動について	31
差別や疎外感について	45
災害時の避難等について	52

I . 調査の概要

I 調査の概要

(1) 目 的

障害者（児）の計画策定に必要な各種の状況や、障害福祉サービスに関するニーズ等を把握するとともに計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和2年1月27日（月）～ 令和2年2月10日（月）

(3) 調査対象者

つくば市在住の障害者手帳をお持ちの方、難病患者福祉金を受給している方の中から、無作為に抽出された 2,300 名の方。

(4) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

(5) 回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,300	1,119	1,118	48.6%

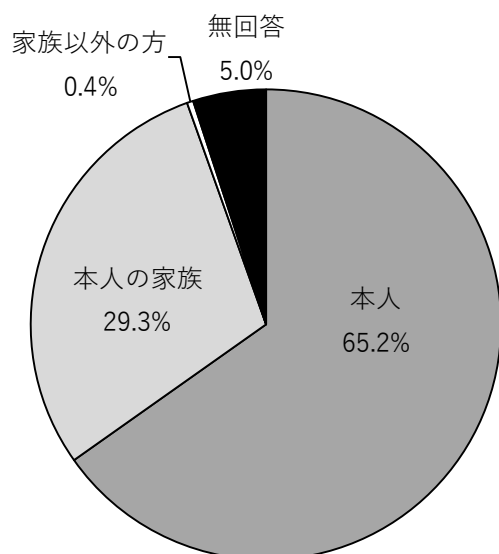
(6) 報告書の見方

- ・本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
- ・本報告書では、回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は「非該当」として扱います。
- ・単数回答における構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（％）で示しています。したがって、非該当者数は、構成比に含まれません。
- ・単数回答における構成比は、小数点以下第二位を四捨五入し算出する百分率（％）で表しているため、合計が 100％にならない場合があります。
- ・複数回答における比率は、グラフ中に「n」で示す回答者数を基数として百分率（％）表しているため、各比率の合計値は 100％にならない場合があります。
- ・本報告書の中では、身体障害を「身体」、知的障害を「知的」、精神障害を「精神」、難病または特定疾患を「難病」、発達障害を「発達」、高次脳機能障害を「高次」と省略している場合があります。

Ⅱ．調査結果

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

回答者については、「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が65.2%、「本人の家族」が29.3%、「家族以外の方」が0.4%となっています。



項目	度数	構成比
本人 (この調査票が郵送された宛名の方)	729	65.2%
本人の家族	328	29.3%
家族以外の方	5	0.4%
無回答	56	5.0%
合計	1,118	100.0%

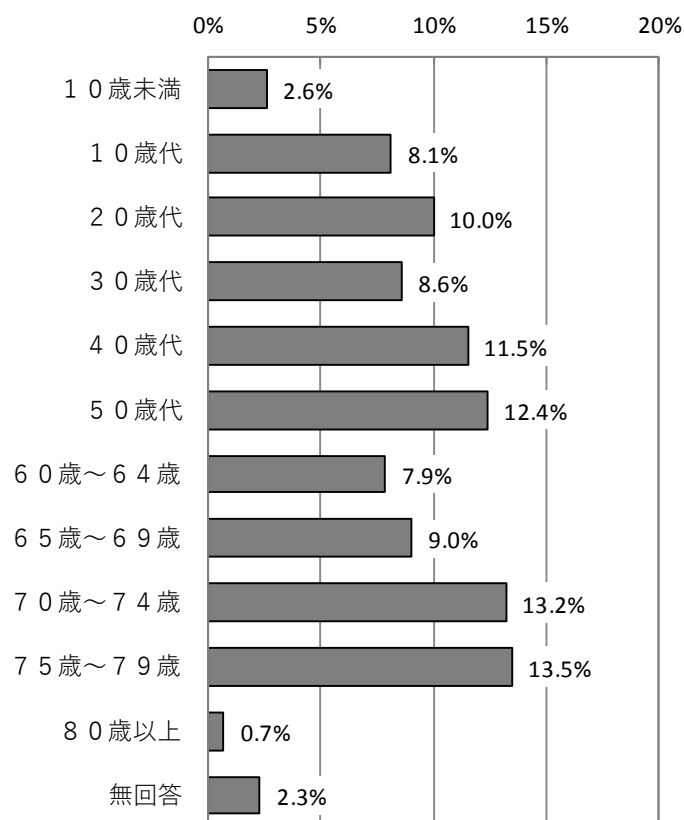
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	本人 (この調査票が郵送された宛名の方)	474	43	121	143	27	18	5	729
	本人の家族	147	178	43	47	60	21	2	328
	家族以外の方	2	2	1	1	1	0	0	5
	無回答	22	6	5	4	5	0	19	56
構成比	本人 (この調査票が郵送された宛名の方)	73.5%	18.8%	71.2%	73.3%	29.0%	46.2%	19.2%	65.2%
	本人の家族	22.8%	77.7%	25.3%	24.1%	64.5%	53.8%	7.7%	29.3%
	家族以外の方	0.3%	0.9%	0.6%	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.4%
	無回答	3.4%	2.6%	2.9%	2.1%	5.4%	0.0%	73.1%	5.0%

あなた（宛名の方）と介助者について

問2 あなたの年齢をお答えください。（令和元年1月1日現在）

年齢については、「75歳～79歳」が13.5%と最も高く、次いで「70歳～74歳」が13.2%、「50歳代」が12.4%となっています。



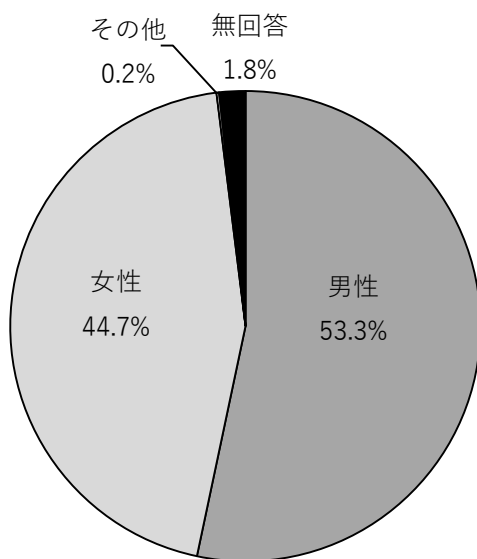
項目	度数	構成比
10歳未満	29	2.6%
10歳代	91	8.1%
20歳代	112	10.0%
30歳代	96	8.6%
40歳代	129	11.5%
50歳代	139	12.4%
60歳～64歳	88	7.9%
65歳～69歳	101	9.0%
70歳～74歳	148	13.2%
75歳～79歳	151	13.5%
80歳以上	8	0.7%
無回答	26	2.3%
合計	1,118	100.0%

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	10歳未満	8	21	2	8	11	1	1	29
	10歳代	24	75	5	12	34	1	1	91
	20歳代	29	73	18	9	26	2	0	112
	30歳代	31	24	35	15	11	5	0	96
	40歳代	53	18	43	31	6	5	0	129
	50歳代	81	6	31	41	1	7	0	139
	60歳～64歳	62	4	8	26	1	3	0	88
	65歳～69歳	85	2	7	18	0	5	1	101
	70歳～74歳	122	2	15	15	2	7	2	148
	75歳～79歳	137	1	3	18	1	3	4	151
	80歳以上	8	0	1	0	0	0	0	8
	無回答	5	3	2	2	0	0	17	26
構成比	10歳未満	1.2%	9.2%	1.2%	4.1%	11.8%	2.6%	3.8%	2.6%
	10歳代	3.7%	32.8%	2.9%	6.2%	36.6%	2.6%	3.8%	8.1%
	20歳代	4.5%	31.9%	10.6%	4.6%	28.0%	5.1%	0.0%	10.0%
	30歳代	4.8%	10.5%	20.6%	7.7%	11.8%	12.8%	0.0%	8.6%
	40歳代	8.2%	7.9%	25.3%	15.9%	6.5%	12.8%	0.0%	11.5%
	50歳代	12.6%	2.6%	18.2%	21.0%	1.1%	17.9%	0.0%	12.4%
	60歳～64歳	9.6%	1.7%	4.7%	13.3%	1.1%	7.7%	0.0%	7.9%
	65歳～69歳	13.2%	0.9%	4.1%	9.2%	0.0%	12.8%	3.8%	9.0%
	70歳～74歳	18.9%	0.9%	8.8%	7.7%	2.2%	17.9%	7.7%	13.2%
	75歳～79歳	21.2%	0.4%	1.8%	9.2%	1.1%	7.7%	15.4%	13.5%
	80歳以上	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
	無回答	0.8%	1.3%	1.2%	1.0%	0.0%	0.0%	65.4%	2.3%

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

性別については、「男性」が53.3%、「女性」が44.7%となっています。



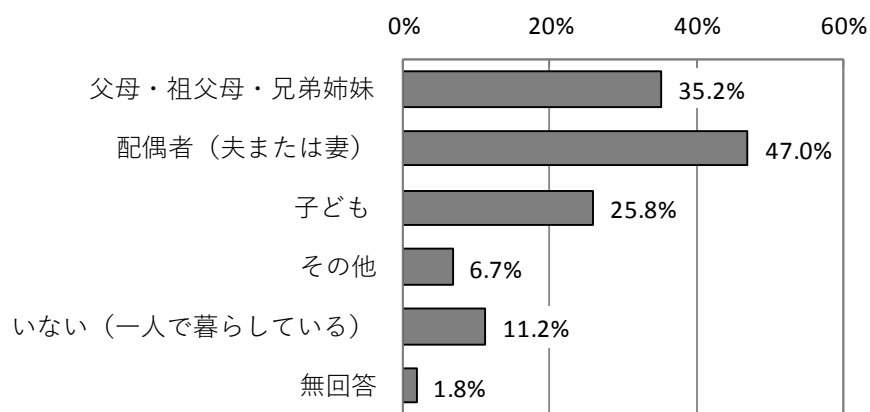
項目	度数	構成比
男性	596	53.3%
女性	500	44.7%
その他	2	0.2%
無回答	20	1.8%
合計	1,118	100.0%

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	男性	348	138	83	99	62	23	5	596
	女性	294	91	86	95	31	15	4	500
	その他	1	0	1	0	0	0	0	2
	無回答	2	0	0	1	0	1	17	20
構成比	男性	54.0%	60.3%	48.8%	50.8%	66.7%	59.0%	19.2%	53.3%
	女性	45.6%	39.7%	50.6%	48.7%	33.3%	38.5%	15.4%	44.7%
	その他	0.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	無回答	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	2.6%	65.4%	1.8%

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。
（あてはまるものすべてに○）

同居している人については、「配偶者（夫または妻）」が47.0%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が35.2%、「子ども」が25.8%となっています。



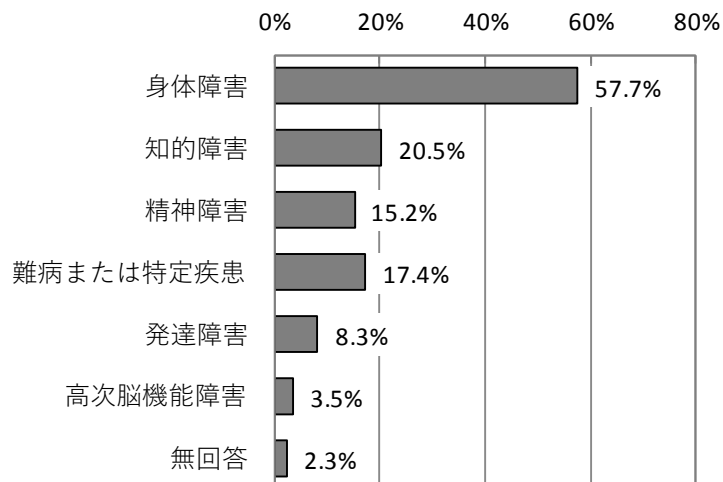
項目	度数	比率
父母・祖父母・兄弟姉妹	393	35.2%
配偶者（夫または妻）	526	47.0%
子ども	289	25.8%
その他	75	6.7%
いない（一人で暮らしている）	125	11.2%
無回答	20	1.8%
回答者数	1,118	

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	父母・祖父母・兄弟姉妹	143	201	78	51	80	13	2	393
	配偶者（夫または妻）	387	15	53	115	8	23	6	526
	子ども	200	12	34	65	7	10	2	289
	その他	48	17	14	11	6	3	0	75
	いない（一人で暮らしている）	84	2	25	26	1	3	0	125
	無回答	2	0	1	0	1	0	17	20
比率	父母・祖父母・兄弟姉妹	22.2%	87.8%	45.9%	26.2%	86.0%	33.3%	7.7%	35.2%
	配偶者（夫または妻）	60.0%	6.6%	31.2%	59.0%	8.6%	59.0%	23.1%	47.0%
	子ども	31.0%	5.2%	20.0%	33.3%	7.5%	25.6%	7.7%	25.8%
	その他	7.4%	7.4%	8.2%	5.6%	6.5%	7.7%	0.0%	6.7%
	いない（一人で暮らしている）	13.0%	0.9%	14.7%	13.3%	1.1%	7.7%	0.0%	11.2%
	無回答	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%	65.4%	1.8%

問 5 あなたの障害の状況について、該当するものをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

障害の状況については、「身体障害」が57.7%と最も高く、次いで「知的障害」が20.5%、「難病または特定疾患」が17.4%となっています。



項目	度数	比率
身体障害	645	57.7%
知的障害	229	20.5%
精神障害	170	15.2%
難病または特定疾患	195	17.4%
発達障害	93	8.3%
高次脳機能障害	39	3.5%
無回答	26	2.3%
回答者数	1,118	

重複障害の状況については、「身体障害」の 645 人中 150 人（23.2%）は身体障害以外の障害があると回答しています。同様に「知的障害」では 229 人中 118 人（51.5%）、「精神障害」では 170 人中 53 人（31.1%）、「難病または特定疾患」では 195 人中 85 人（43.6%）、「発達障害」では 93 人中 73 人（78.5%）、「高次脳機能障害」では 39 人中 34 人（89.2%）は、それぞれの障害以外の障害があると回答しています。

特に重複の多い障害の組み合わせは、「身体＋難病」の 57 人（「身体障害」の 5.6%、「難病または特定疾患」の 26.2%）、「知的＋発達」の 37 人（「知的障害」の 16.5%、「発達障害」の 39.8%）、「身体＋知的」の 36 人（「身体障害」の 5.6%、「知的障害」の 15.7%）、「身体＋高次」の 18 人（「身体障害」の 2.8%、「高次脳機能障害」の 46.2%）、「精神＋発達」の 15 人（「精神障害」の 8.8%、「発達障害」の 16.1%）などとなっています。

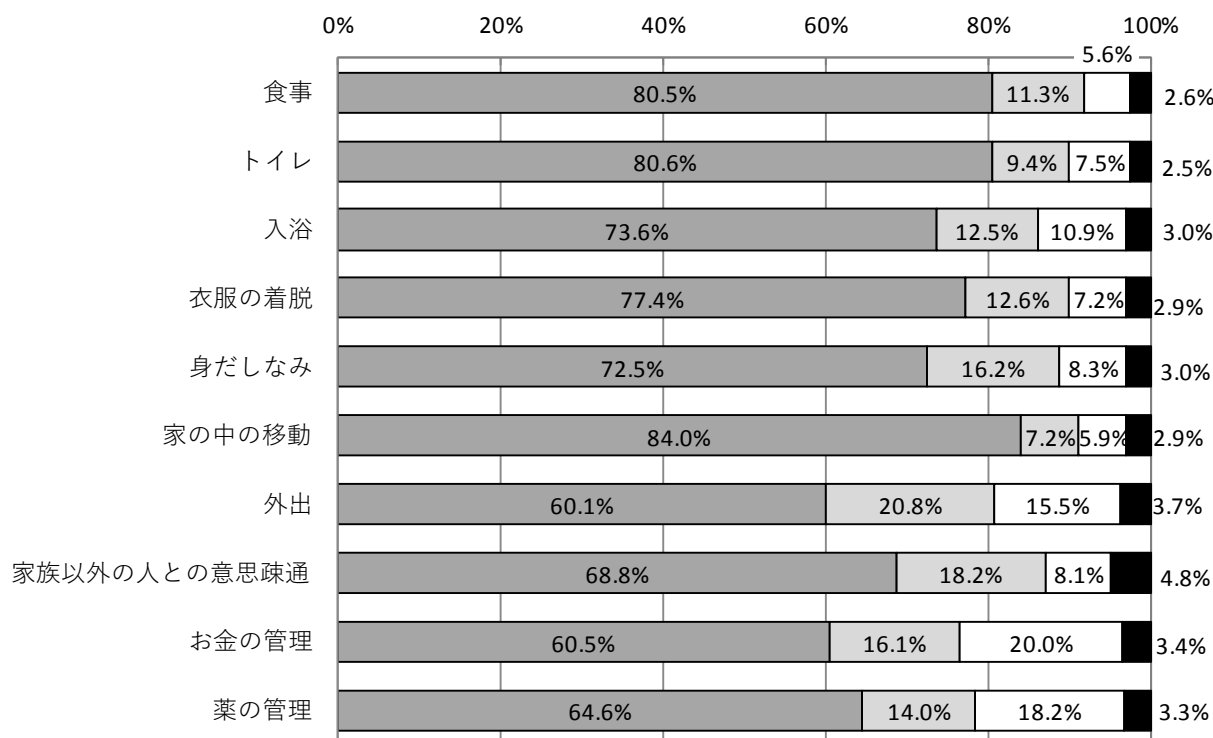
	身体	知的	精神	難病	発達	高次	無回答	度数
全体	645	229	170	195	93	39	26	1,397
1障害	●							495
		●						111
			●					117
				●				110
					●			20
						●		5
2障害	●	●						36
	●		●					6
	●			●				57
	●				●			5
	●					●		18
		●	●					10
		●		●				4
		●			●			37
		●				●		1
			●	●				4
			●		●			15
			●			●		5
				●		●		1
3障害	●	●		●				9
	●	●			●			5
	●	●				●		2
	●		●	●				2
	●		●			●		2
	●			●		●		1
		●	●		●			4
		●	●			●		1
4障害		●		●	●			1
	●	●	●			●		1
	●	●		●	●			3
		●	●	●	●			1
5障害	●	●	●	●		●		1
	●	●		●	●	●		1

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。（①から⑩それぞれに○を1つ）

「一人でできる」との回答については、「食事」、「トイレ」、「家の中の移動」の3項目で8割を超え高くなっています。

「一部介助が必要」との回答については、「外出」が20.8%と最も高く、次いで「家族以外の人との意思疎通」が18.2%となっています。

「全部介助が必要」との回答については、「お金の管理」が20.0%と最も高く、次いで「薬の管理」が18.2%となっています。



□ひとりでできる

□一部介助が必要

□全部介助が必要

■無回答

項目(度数)	ひとりで できる	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回答	合計
食事	900	126	63	29	1,118
トイレ	901	105	84	28	1,118
入浴	823	140	122	33	1,118
衣服の着脱	865	141	80	32	1,118
身だしなみ	811	181	93	33	1,118
家の中の移動	939	81	66	32	1,118
外出	672	232	173	41	1,118
家族以外の人との意思疎通	769	204	91	54	1,118
お金の管理	676	180	224	38	1,118
薬の管理	722	156	203	37	1,118
項目(構成比)	ひとりで できる	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回答	合計
食事	80.5%	11.3%	5.6%	2.6%	100.0%
トイレ	80.6%	9.4%	7.5%	2.5%	100.0%
入浴	73.6%	12.5%	10.9%	3.0%	100.0%
衣服の着脱	77.4%	12.6%	7.2%	2.9%	100.0%
身だしなみ	72.5%	16.2%	8.3%	3.0%	100.0%
家の中の移動	84.0%	7.2%	5.9%	2.9%	100.0%
外出	60.1%	20.8%	15.5%	3.7%	100.0%
家族以外の人との意思疎通	68.8%	18.2%	8.1%	4.8%	100.0%
お金の管理	60.5%	16.1%	20.0%	3.4%	100.0%
薬の管理	64.6%	14.0%	18.2%	3.3%	100.0%

【障害別クロス】

◆食事

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	511	144	135	161	65	16	23	900
	一部介助が必要	67	52	20	16	21	13	1	126
	全部介助が必要	51	29	8	17	5	8	0	63
	無回答	16	4	7	1	2	2	2	29
構成比	ひとりでできる	79.2%	62.9%	79.4%	82.6%	69.9%	41.0%	88.5%	80.5%
	一部介助が必要	10.4%	22.7%	11.8%	8.2%	22.6%	33.3%	3.8%	11.3%
	全部介助が必要	7.9%	12.7%	4.7%	8.7%	5.4%	20.5%	0.0%	5.6%
	無回答	2.5%	1.7%	4.1%	0.5%	2.2%	5.1%	7.7%	2.6%

◆トイレ

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	507	130	145	160	70	18	22	901
	一部介助が必要	49	57	12	14	13	12	1	105
	全部介助が必要	73	37	8	20	8	8	1	84
	無回答	16	5	5	1	2	1	2	28
構成比	ひとりでできる	78.6%	56.8%	85.3%	82.1%	75.3%	46.2%	84.6%	80.6%
	一部介助が必要	7.6%	24.9%	7.1%	7.2%	14.0%	30.8%	3.8%	9.4%
	全部介助が必要	11.3%	16.2%	4.7%	10.3%	8.6%	20.5%	3.8%	7.5%
	無回答	2.5%	2.2%	2.9%	0.5%	2.2%	2.6%	7.7%	2.5%

◆入浴

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	464	116	134	147	62	16	20	823
	一部介助が必要	67	58	16	22	21	9	3	140
	全部介助が必要	95	50	14	23	8	13	1	122
	無回答	19	5	6	3	2	1	2	33
構成比	ひとりでできる	71.9%	50.7%	78.8%	75.4%	66.7%	41.0%	76.9%	73.6%
	一部介助が必要	10.4%	25.3%	9.4%	11.3%	22.6%	23.1%	11.5%	12.5%
	全部介助が必要	14.7%	21.8%	8.2%	11.8%	8.6%	33.3%	3.8%	10.9%
	無回答	2.9%	2.2%	3.5%	1.5%	2.2%	2.6%	7.7%	3.0%

◆衣服の着脱

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	473	137	140	153	68	17	23	865
	一部介助が必要	84	54	19	19	14	10	0	141
	全部介助が必要	70	31	5	20	8	10	1	80
	無回答	18	7	6	3	3	2	2	32
構成比	ひとりでできる	73.3%	59.8%	82.4%	78.5%	73.1%	43.6%	88.5%	77.4%
	一部介助が必要	13.0%	23.6%	11.2%	9.7%	15.1%	25.6%	0.0%	12.6%
	全部介助が必要	10.9%	13.5%	2.9%	10.3%	8.6%	25.6%	3.8%	7.2%
	無回答	2.8%	3.1%	3.5%	1.5%	3.2%	5.1%	7.7%	2.9%

◆身だしなみ

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	471	88	129	155	51	17	22	811
	一部介助が必要	86	87	26	16	28	14	1	181
	全部介助が必要	71	47	9	21	10	8	1	93
	無回答	17	7	6	3	4	0	2	33
構成比	ひとりでできる	73.0%	38.4%	75.9%	79.5%	54.8%	43.6%	84.6%	72.5%
	一部介助が必要	13.3%	38.0%	15.3%	8.2%	30.1%	35.9%	3.8%	16.2%
	全部介助が必要	11.0%	20.5%	5.3%	10.8%	10.8%	20.5%	3.8%	8.3%
	無回答	2.6%	3.1%	3.5%	1.5%	4.3%	0.0%	7.7%	3.0%

◆家の中の移動

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	507	178	151	158	82	23	23	939
	一部介助が必要	57	24	8	18	4	7	2	81
	全部介助が必要	61	22	5	16	4	8	0	66
	無回答	20	5	6	3	3	1	1	32
構成比	ひとりでできる	78.6%	77.7%	88.8%	81.0%	88.2%	59.0%	88.5%	84.0%
	一部介助が必要	8.8%	10.5%	4.7%	9.2%	4.3%	17.9%	7.7%	7.2%
	全部介助が必要	9.5%	9.6%	2.9%	8.2%	4.3%	20.5%	0.0%	5.9%
	無回答	3.1%	2.2%	3.5%	1.5%	3.2%	2.6%	3.8%	2.9%

◆外出

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	397	70	94	125	39	13	18	672
	一部介助が必要	108	79	49	36	35	9	4	232
	全部介助が必要	117	75	19	29	17	16	2	173
	無回答	23	5	8	5	2	1	2	41
構成比	ひとりでできる	61.6%	30.6%	55.3%	64.1%	41.9%	33.3%	69.2%	60.1%
	一部介助が必要	16.7%	34.5%	28.8%	18.5%	37.6%	23.1%	15.4%	20.8%
	全部介助が必要	18.1%	32.8%	11.2%	14.9%	18.3%	41.0%	7.7%	15.5%
	無回答	3.6%	2.2%	4.7%	2.6%	2.2%	2.6%	7.7%	3.7%

◆家族以外の人との意思疎通

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	479	78	100	152	40	19	20	769
	一部介助が必要	73	89	51	21	38	9	4	204
	全部介助が必要	58	55	11	18	11	9	0	91
	無回答	35	7	8	4	4	2	2	54
構成比	ひとりでできる	74.3%	34.1%	58.8%	77.9%	43.0%	48.7%	76.9%	68.8%
	一部介助が必要	11.3%	38.9%	30.0%	10.8%	40.9%	23.1%	15.4%	18.2%
	全部介助が必要	9.0%	24.0%	6.5%	9.2%	11.8%	23.1%	0.0%	8.1%
	無回答	5.4%	3.1%	4.7%	2.1%	4.3%	5.1%	7.7%	4.8%

◆お金の管理

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	445	29	84	143	17	13	20	676
	一部介助が必要	65	62	56	20	35	5	1	180
	全部介助が必要	112	134	24	29	39	20	3	224
	無回答	23	4	6	3	2	1	2	38
構成比	ひとりでできる	69.0%	12.7%	49.4%	73.3%	18.3%	33.3%	76.9%	60.5%
	一部介助が必要	10.1%	27.1%	32.9%	10.3%	37.6%	12.8%	3.8%	16.1%
	全部介助が必要	17.4%	58.5%	14.1%	14.9%	41.9%	51.3%	11.5%	20.0%
	無回答	3.6%	1.7%	3.5%	1.5%	2.2%	2.6%	7.7%	3.4%

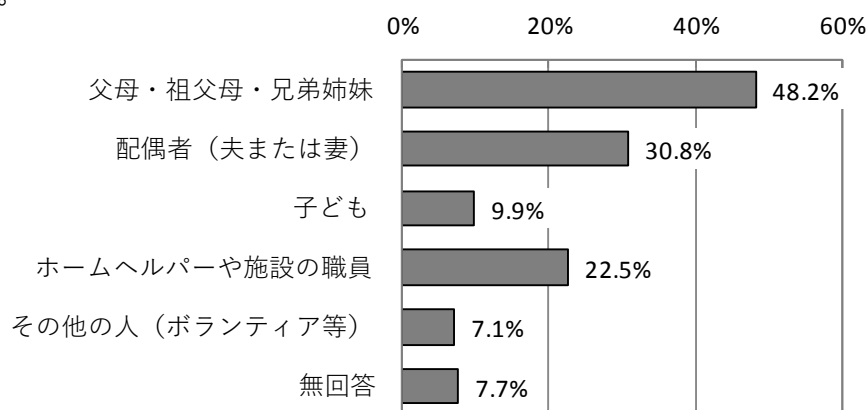
◆薬の管理

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ひとりでできる	466	42	97	148	26	13	21	722
	一部介助が必要	57	57	45	19	29	7	1	156
	全部介助が必要	103	123	21	27	35	18	2	203
	無回答	19	7	7	1	3	1	2	37
構成比	ひとりでできる	72.2%	18.3%	57.1%	75.9%	28.0%	33.3%	80.8%	64.6%
	一部介助が必要	8.8%	24.9%	26.5%	9.7%	31.2%	17.9%	3.8%	14.0%
	全部介助が必要	16.0%	53.7%	12.4%	13.8%	37.6%	46.2%	7.7%	18.2%
	無回答	2.9%	3.1%	4.1%	0.5%	3.2%	2.6%	7.7%	3.3%

【問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」を選んだ方にお聞きます。】

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。
(あてはまるものすべてに○)

主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が48.2%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が30.8%、「ホームヘルパーや施設の職員」が22.5%となっています。



項目	度数	比率
父母・祖父母・兄弟姉妹	263	48.2%
配偶者(夫または妻)	168	30.8%
子ども	54	9.9%
ホームヘルパーや施設の職員	123	22.5%
その他の人(ボランティア等)	39	7.1%
無回答	42	7.7%
回答者数	546	
非該当	572	
合計	1,118	

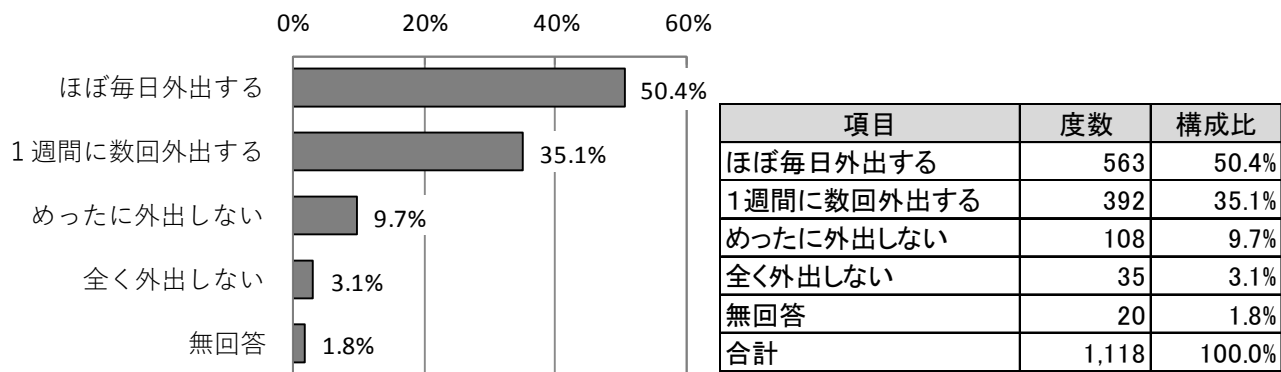
【障害別クロス】

		身体 (n=278)	知的 (n=199)	精神 (n=105)	難病 (n=76)	発達 (n=85)	高次 (n=30)	無回答 (n=7)	全体 (n=546)
度数	父母・祖父母・兄弟姉妹	87	167	53	26	73	7	4	263
	夫または妻	125	9	27	32	2	15	2	168
	子ども	42	2	8	14	0	6	1	54
	ホームヘルパーや施設の職員	81	42	22	21	10	16	1	123
	ボランティア等	27	0	7	10	3	1	0	39
	無回答	19	15	9	6	7	1	0	42
比率	父母・祖父母・兄弟姉妹	31.3%	83.9%	50.5%	34.2%	85.9%	23.3%	57.1%	48.2%
	夫または妻	45.0%	4.5%	25.7%	42.1%	2.4%	50.0%	28.6%	30.8%
	子ども	15.1%	1.0%	7.6%	18.4%	0.0%	20.0%	14.3%	9.9%
	ホームヘルパーや施設の職員	29.1%	21.1%	21.0%	27.6%	11.8%	53.3%	14.3%	22.5%
	ボランティア等	9.7%	0.0%	6.7%	13.2%	3.5%	3.3%	0.0%	7.1%
	無回答	6.8%	7.5%	8.6%	7.9%	8.2%	3.3%	0.0%	7.7%

外出等について

問 8 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

1週間の外出の頻度については、「ほぼ毎日外出する」が50.4%と最も高く、次いで「1週間に数回外出する」が35.1%、「めったに外出しない」が9.7%となっています。



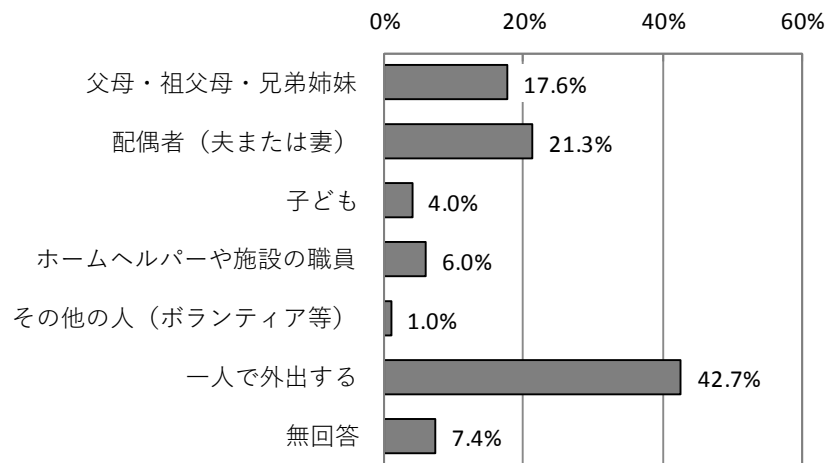
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	ほぼ毎日外出する	285	164	71	100	68	14	10	563
	1週間に数回外出する	258	40	59	72	14	17	11	392
	めったに外出しない	67	17	28	15	10	2	5	108
	全く外出しない	24	5	5	7	1	5	0	35
	無回答	11	3	7	1	0	1	0	20
構成比	ほぼ毎日外出する	44.2%	71.6%	41.8%	51.3%	73.1%	35.9%	38.5%	50.4%
	1週間に数回外出する	40.0%	17.5%	34.7%	36.9%	15.1%	43.6%	42.3%	35.1%
	めったに外出しない	10.4%	7.4%	16.5%	7.7%	10.8%	5.1%	19.2%	9.7%
	全く外出しない	3.7%	2.2%	2.9%	3.6%	1.1%	12.8%	0.0%	3.1%
	無回答	1.7%	1.3%	4.1%	0.5%	0.0%	2.6%	0.0%	1.8%

問9 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

外出時の主な同伴者については、「配偶者（夫または妻）」が21.3%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が17.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」が6.0%となっています。

また、「一人で外出する」との回答が42.7%と4割を超え高くなっています。



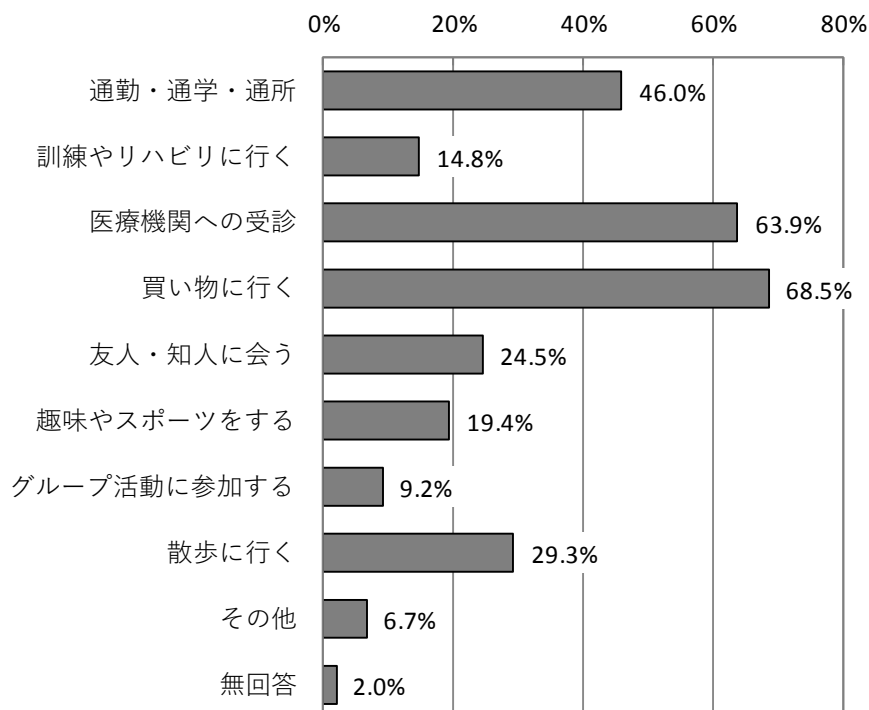
項目	度数	構成比
父母・祖父母・兄弟姉妹	197	17.6%
配偶者（夫または妻）	238	21.3%
子ども	45	4.0%
ホームヘルパーや施設の職員	67	6.0%
その他の人（ボランティア等）	11	1.0%
一人で外出する	477	42.7%
無回答	83	7.4%
合計	1,118	100.0%

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	父母・祖父母・兄弟姉妹	51	125	41	18	51	5	5	197
	配偶者（夫または妻）	179	6	28	42	2	8	8	238
	子ども	28	0	8	11	1	1	3	45
	ホームヘルパーや施設の職員	50	26	3	9	3	4	0	67
	その他の人（ボランティア等）	8	0	2	2	0	2	0	11
	一人で外出する	277	45	74	96	28	14	10	477
	無回答	52	27	14	17	8	5	0	83
構成比	父母・祖父母・兄弟姉妹	7.9%	54.6%	24.1%	9.2%	54.8%	12.8%	19.2%	17.6%
	配偶者（夫または妻）	27.8%	2.6%	16.5%	21.5%	2.2%	20.5%	30.8%	21.3%
	子ども	4.3%	0.0%	4.7%	5.6%	1.1%	2.6%	11.5%	4.0%
	ホームヘルパーや施設の職員	7.8%	11.4%	1.8%	4.6%	3.2%	10.3%	0.0%	6.0%
	その他の人（ボランティア等）	1.2%	0.0%	1.2%	1.0%	0.0%	5.1%	0.0%	1.0%
	一人で外出する	42.9%	19.7%	43.5%	49.2%	30.1%	35.9%	38.5%	42.7%
	無回答	8.1%	11.8%	8.2%	8.7%	8.6%	12.8%	0.0%	7.4%

問 10 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
（あてはまるものすべてに○）

外出の目的については、「買い物に行く」が 68.5%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が 63.9%、「通勤・通学・通所」が 46.0%となっています。



項目	度数	比率
通勤・通学・通所	514	46.0%
訓練やリハビリに行く	165	14.8%
医療機関への受診	714	63.9%
買い物に行く	766	68.5%
友人・知人に会う	274	24.5%
趣味やスポーツをする	217	19.4%
グループ活動に参加する	103	9.2%
散歩に行く	328	29.3%
その他	75	6.7%
無回答	22	2.0%
回答者数	1,118	

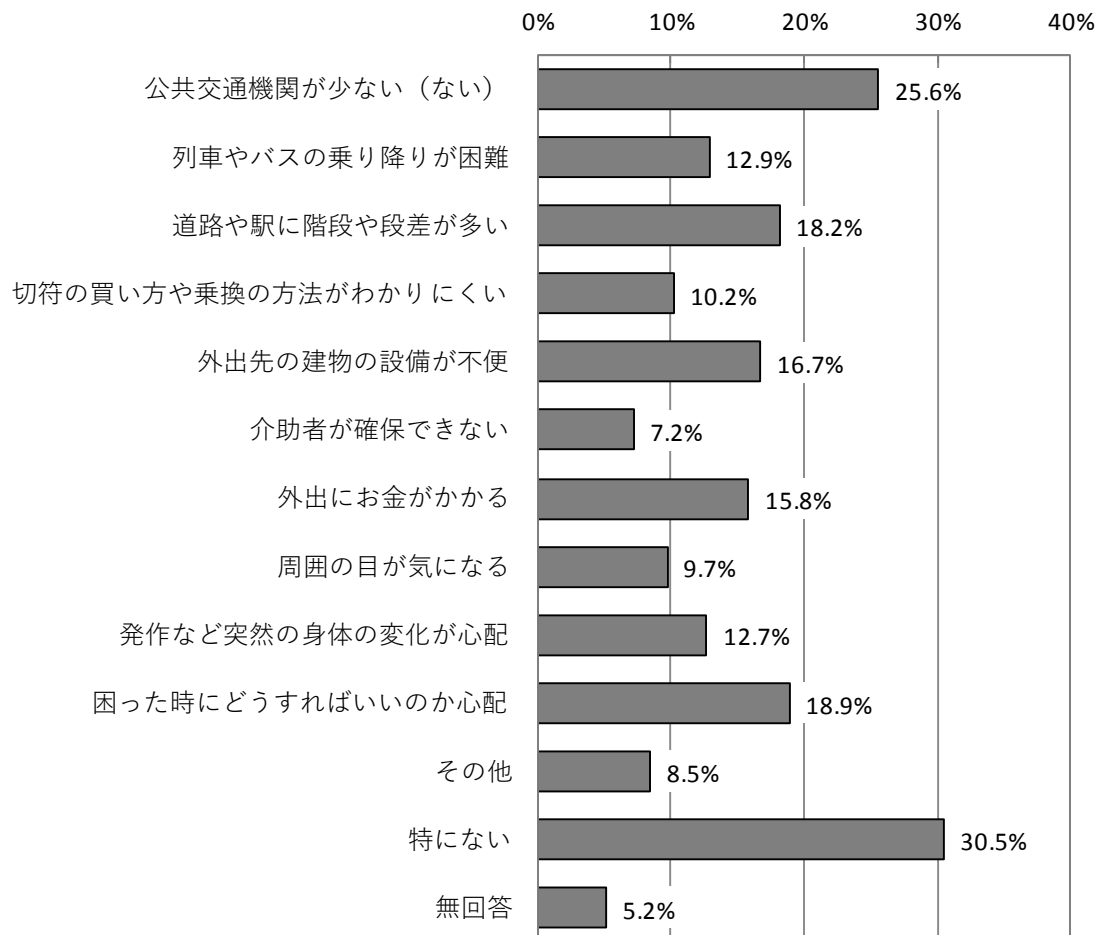
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	通勤・通学・通所	237	188	63	95	78	18	6	514
	訓練やリハビリに行く	117	50	22	25	20	7	1	165
	医療機関への受診	448	115	123	134	49	25	15	714
	買い物に行く	439	133	123	132	62	21	21	766
	友人・知人に会う	179	26	35	45	21	6	10	274
	趣味やスポーツをする	127	44	23	30	24	7	5	217
	グループ活動に参加する	64	28	10	11	7	5	2	103
	散歩に行く	193	68	45	49	28	14	7	328
	その他	45	18	13	16	11	5	1	75
比率	無回答	10	4	5	4	0	3	0	22
	通勤・通学・通所	36.7%	82.1%	37.1%	48.7%	83.9%	46.2%	23.1%	46.0%
	訓練やリハビリに行く	18.1%	21.8%	12.9%	12.8%	21.5%	17.9%	3.8%	14.8%
	医療機関への受診	69.5%	50.2%	72.4%	68.7%	52.7%	64.1%	57.7%	63.9%
	買い物に行く	68.1%	58.1%	72.4%	67.7%	66.7%	53.8%	80.8%	68.5%
	友人・知人に会う	27.8%	11.4%	20.6%	23.1%	22.6%	15.4%	38.5%	24.5%
	趣味やスポーツをする	19.7%	19.2%	13.5%	15.4%	25.8%	17.9%	19.2%	19.4%
	グループ活動に参加する	9.9%	12.2%	5.9%	5.6%	7.5%	12.8%	7.7%	9.2%
	散歩に行く	29.9%	29.7%	26.5%	25.1%	30.1%	35.9%	26.9%	29.3%
	その他	7.0%	7.9%	7.6%	8.2%	11.8%	12.8%	3.8%	6.7%
	無回答	1.6%	1.7%	2.9%	2.1%	0.0%	7.7%	0.0%	2.0%

問 11 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が 25.6%と最も高く、次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」が 18.9%、「道路や駅に階段や段差が多い」が 18.2%となっています。

また、「特にない」との回答が 30.5%と 3 割を超え高くなっています。



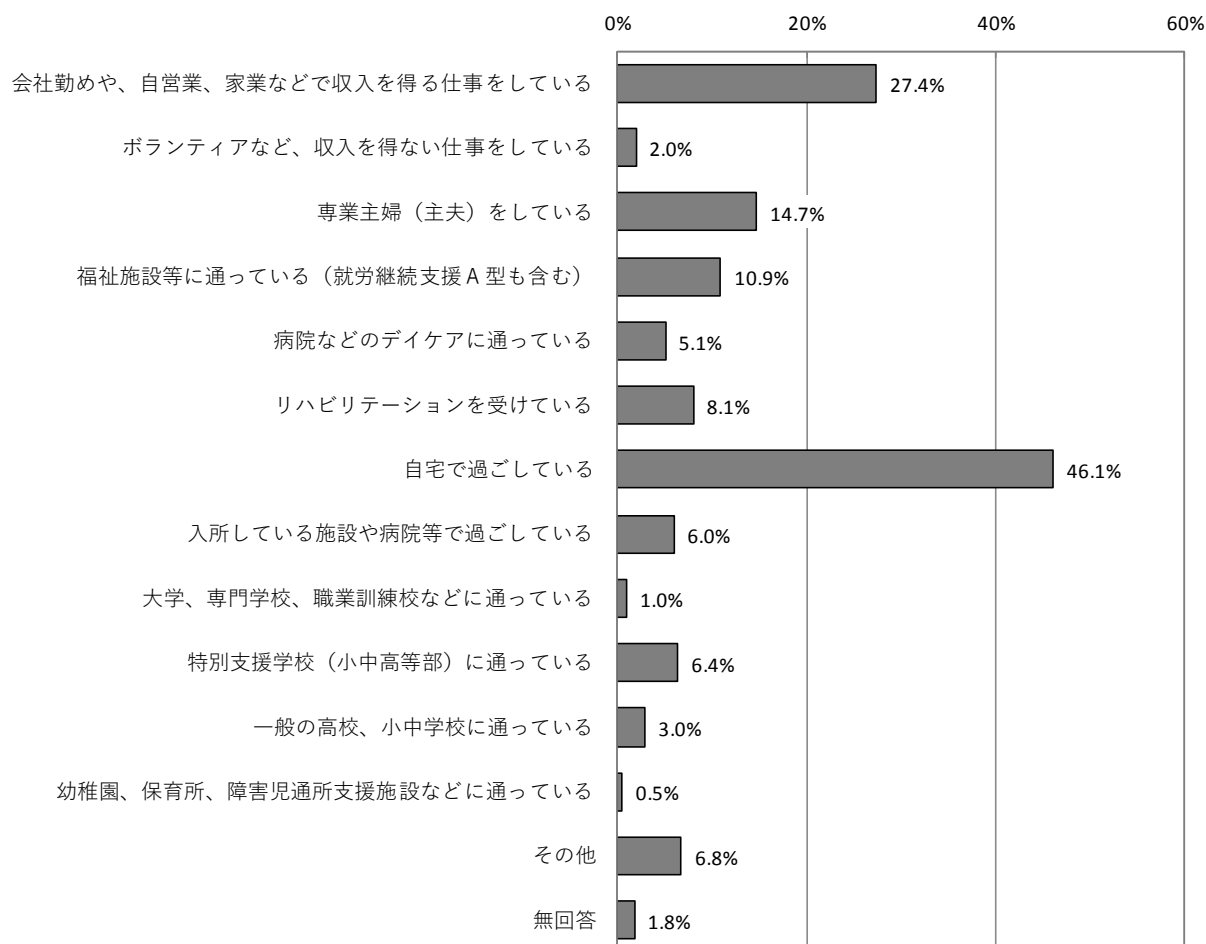
項目	度数	比率
公共交通機関が少ない（ない）	286	25.6%
列車やバスの乗り降りが困難	144	12.9%
道路や駅に階段や段差が多い	203	18.2%
切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	114	10.2%
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	187	16.7%
介助者が確保できない	81	7.2%
外出にお金がかかる	177	15.8%
周囲の目が気になる	109	9.7%
発作など突然の身体の変化が心配	142	12.7%
困った時にどうすればいいのか心配	211	18.9%
その他	95	8.5%
特にない	341	30.5%
無回答	58	5.2%
回答者数	1,118	

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	公共交通機関が少ない(ない)	158	70	52	39	38	8	4	286
	列車やバスの乗り降りが困難	100	42	14	31	14	10	3	144
	道路や駅に階段や段差が多い	165	29	11	45	9	8	6	203
	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	44	62	22	12	23	6	0	114
	外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベーターなど)	145	41	12	39	13	12	6	187
	介助者が確保できない	45	34	14	15	13	6	1	81
	外出にお金がかかる	79	39	60	25	26	7	3	177
	周囲の目が気になる	33	37	47	5	27	3	1	109
	発作など突然の身体の変化が心配	68	25	45	33	13	6	2	142
	困った時にどうすればいいのかが心配	80	86	46	25	43	8	3	211
	その他	58	22	15	20	13	6	0	95
	特にない	205	42	36	64	7	11	12	341
	無回答	32	9	12	9	3	2	1	58
比率	公共交通機関が少ない(ない)	24.5%	30.6%	30.6%	20.0%	40.9%	20.5%	15.4%	25.6%
	列車やバスの乗り降りが困難	15.5%	18.3%	8.2%	15.9%	15.1%	25.6%	11.5%	12.9%
	道路や駅に階段や段差が多い	25.6%	12.7%	6.5%	23.1%	9.7%	20.5%	23.1%	18.2%
	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	6.8%	27.1%	12.9%	6.2%	24.7%	15.4%	0.0%	10.2%
	外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベーターなど)	22.5%	17.9%	7.1%	20.0%	14.0%	30.8%	23.1%	16.7%
	介助者が確保できない	7.0%	14.8%	8.2%	7.7%	14.0%	15.4%	3.8%	7.2%
	外出にお金がかかる	12.2%	17.0%	35.3%	12.8%	28.0%	17.9%	11.5%	15.8%
	周囲の目が気になる	5.1%	16.2%	27.6%	2.6%	29.0%	7.7%	3.8%	9.7%
	発作など突然の身体の変化が心配	10.5%	10.9%	26.5%	16.9%	14.0%	15.4%	7.7%	12.7%
	困った時にどうすればいいのかが心配	12.4%	37.6%	27.1%	12.8%	46.2%	20.5%	11.5%	18.9%
	その他	9.0%	9.6%	8.8%	10.3%	14.0%	15.4%	0.0%	8.5%
	特にない	31.8%	18.3%	21.2%	32.8%	7.5%	28.2%	46.2%	30.5%
	無回答	5.0%	3.9%	7.1%	4.6%	3.2%	5.1%	3.8%	5.2%

**問 12 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。
(あてはまるものすべてに○)**

平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が 46.1%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が 27.4%、「専業主婦（主夫）をしている」が 14.7%となっています。



項目	度数	比率
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	306	27.4%
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	22	2.0%
専業主婦(主夫)をしている	164	14.7%
福祉施設等に通っている(就労継続支援A型も含む)	122	10.9%
病院などのデイケアに通っている	57	5.1%
リハビリテーションを受けている	90	8.1%
自宅で過ごしている	515	46.1%
入所している施設や病院等で過ごしている	67	6.0%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	11	1.0%
特別支援学校(小中高等部)に通っている	72	6.4%
一般の高校、小中学校に通っている	33	3.0%
幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている	6	0.5%
その他	76	6.8%
無回答	20	1.8%
回答者数	1,118	

【障害別クロス】

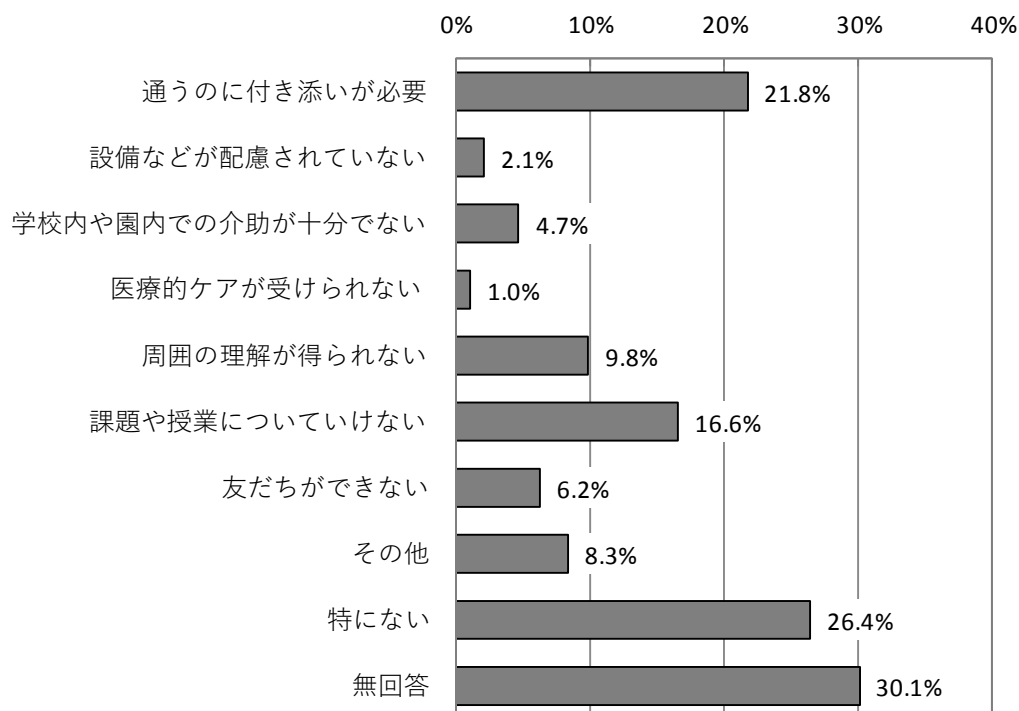
		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	172	36	34	68	17	7	6	306
	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	15	0	4	1	0	1	2	22
	専業主婦(主夫)をしている	114	2	23	37	3	5	6	164
	福祉施設等に通っている(就労継続支援A型も含む)	45	76	32	12	16	8	1	122
	病院などのデイケアに通っている	36	6	18	7	2	6	2	57
	リハビリテーションを受けている	70	11	8	20	3	7	3	90
	自宅で過ごしている	342	33	96	86	19	18	16	515
	入所している施設や病院等で過ごしている	41	17	11	15	4	5	1	67
	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	10	0	1	2	0	0	0	11
	特別支援学校(小中高等部)に通っている	24	65	2	10	28	1	1	72
	一般の高校、小中学校に通っている	3	20	4	4	18	0	0	33
	幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている	0	3	2	2	2	0	0	6
	その他	47	8	15	9	5	4	4	76
	無回答	11	3	3	2	0	1	2	20
比率	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	26.7%	15.7%	20.0%	34.9%	18.3%	17.9%	23.1%	27.4%
	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2.3%	0.0%	2.4%	0.5%	0.0%	2.6%	7.7%	2.0%
	専業主婦(主夫)をしている	17.7%	0.9%	13.5%	19.0%	3.2%	12.8%	23.1%	14.7%
	福祉施設等に通っている(就労継続支援A型も含む)	7.0%	33.2%	18.8%	6.2%	17.2%	20.5%	3.8%	10.9%
	病院などのデイケアに通っている	5.6%	2.6%	10.6%	3.6%	2.2%	15.4%	7.7%	5.1%
	リハビリテーションを受けている	10.9%	4.8%	4.7%	10.3%	3.2%	17.9%	11.5%	8.1%
	自宅で過ごしている	53.0%	14.4%	56.5%	44.1%	20.4%	46.2%	61.5%	46.1%
	入所している施設や病院等で過ごしている	6.4%	7.4%	6.5%	7.7%	4.3%	12.8%	3.8%	6.0%
	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	1.6%	0.0%	0.6%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
	特別支援学校(小中高等部)に通っている	3.7%	28.4%	1.2%	5.1%	30.1%	2.6%	3.8%	6.4%
	一般の高校、小中学校に通っている	0.5%	8.7%	2.4%	2.1%	19.4%	0.0%	0.0%	3.0%
	幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている	0.0%	1.3%	1.2%	1.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.5%
	その他	7.3%	3.5%	8.8%	4.6%	5.4%	10.3%	15.4%	6.8%
	無回答	1.7%	1.3%	1.8%	1.0%	0.0%	2.6%	7.7%	1.8%

【問 12 で「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている～幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている」のいずれかを選んだ方にお聞きします。】

**問 12-1 施設・学校・保育所等に通うにあたって、困ることは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)**

施設・学校・保育所等に通うにあたり困ることについては、「通うのに付き添いが必要」が 21.8%と最も高く、次いで「課題や授業についていけない」が 16.6%、「周囲の理解が得られない」が 9.8%となっています。

また、「特にない」との回答は 26.4%となっています。



項目	度数	比率
通うのに付き添いが必要	42	21.8%
設備などが配慮されていない	4	2.1%
学校内や園内での介助が十分でない	9	4.7%
医療的ケアが受けられない	2	1.0%
周囲の理解が得られない	19	9.8%
課題や授業についていけない	32	16.6%
友だちができない	12	6.2%
その他	16	8.3%
特にない	51	26.4%
無回答	58	30.1%
回答者数	193	
非該当	925	
合計	1,118	

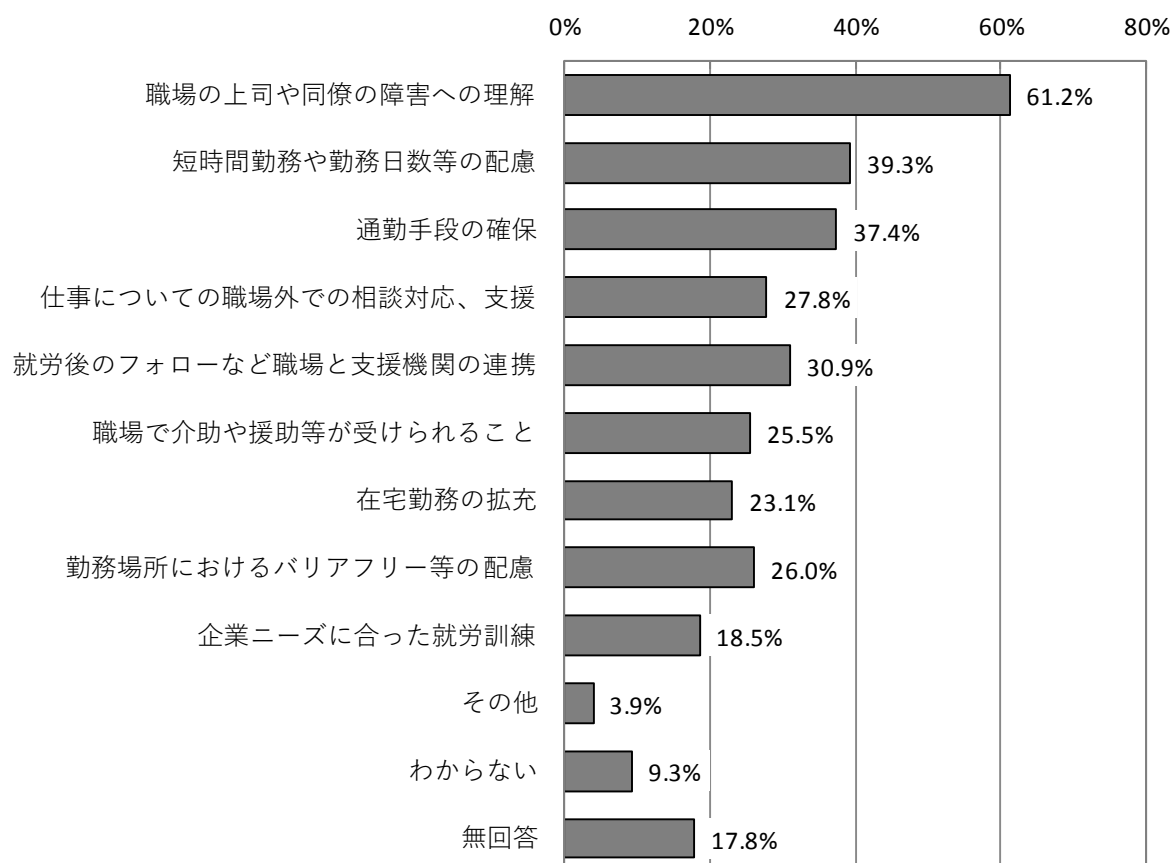
【障害別クロス】

		身体 (n=83)	知的 (n=93)	精神 (n=22)	難病 (n=26)	発達 (n=49)	高次 (n=5)	無回答 (n=5)	全体 (n=193)
度数	通うのに付き添いが必要	13	34	5	7	19	1	0	42
	設備などが配慮されていない	0	2	2	0	3	0	0	4
	学校内や園内での介助が十分でない	2	6	1	0	7	0	0	9
	医療的ケアが受けられない	1	1	0	2	1	1	0	2
	周囲の理解が得られない	3	9	3	2	10	0	0	19
	課題や授業についていけない	5	24	2	3	16	0	0	32
	友だちができない	3	10	2	2	5	0	0	12
	その他	3	5	6	3	6	0	0	16
	特になし	30	26	2	6	6	0	1	51
	無回答	34	8	9	7	2	4	4	58
比率	通うのに付き添いが必要	15.7%	36.6%	22.7%	26.9%	38.8%	20.0%	0.0%	21.8%
	設備などが配慮されていない	0.0%	2.2%	9.1%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	2.1%
	学校内や園内での介助が十分でない	2.4%	6.5%	4.5%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	4.7%
	医療的ケアが受けられない	1.2%	1.1%	0.0%	7.7%	2.0%	20.0%	0.0%	1.0%
	周囲の理解が得られない	3.6%	9.7%	13.6%	7.7%	20.4%	0.0%	0.0%	9.8%
	課題や授業についていけない	6.0%	25.8%	9.1%	11.5%	32.7%	0.0%	0.0%	16.6%
	友だちができない	3.6%	10.8%	9.1%	7.7%	10.2%	0.0%	0.0%	6.2%
	その他	3.6%	5.4%	27.3%	11.5%	12.2%	0.0%	0.0%	8.3%
	特になし	36.1%	28.0%	9.1%	23.1%	12.2%	0.0%	20.0%	26.4%
	無回答	41.0%	8.6%	40.9%	26.9%	4.1%	80.0%	80.0%	30.1%

【すべての人にお聞きします。】

問 12-2 障害のある人が就労するために、どのような配慮が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

障害のある人が就労するために必要な配慮については、「職場の上司や同僚の障害への理解」が61.2%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が39.3%、「通勤手段の確保」が37.4%となっています。



項目	度数	比率
職場の上司や同僚の障害への理解	684	61.2%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	439	39.3%
通勤手段の確保	418	37.4%
仕事についての職場外での相談対応、支援	311	27.8%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	346	30.9%
職場で介助や援助等が受けられること	285	25.5%
在宅勤務の拡充	258	23.1%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	291	26.0%
企業ニーズに合った就労訓練	207	18.5%
その他	44	3.9%
わからない	104	9.3%
無回答	199	17.8%
回答者数	1,118	

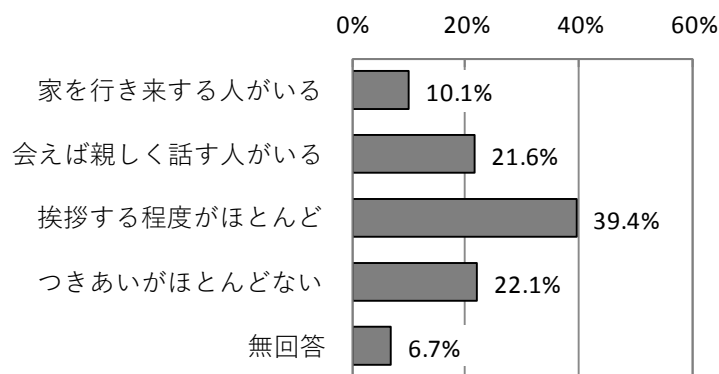
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	職場の上司や同僚の障害への理解	349	169	109	131	81	25	12	684
	短時間勤務や勤務日数等の配慮	217	95	87	88	51	14	6	439
	通勤手段の確保	211	136	62	72	59	17	4	418
	仕事についての職場外での相談対応、支援	124	103	72	37	57	15	5	311
	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	133	130	69	54	64	16	6	346
	職場で介助や援助等が受けられること	142	107	39	54	46	14	5	285
	在宅勤務の拡充	134	41	51	57	26	12	6	258
	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	205	54	21	61	21	12	6	291
	企業ニーズに合った就労訓練	95	69	39	31	37	9	2	207
	その他	22	8	10	9	10	6	0	44
	わからない	66	18	20	16	2	1	4	104
比率	無回答	140	16	26	26	3	7	6	199
	職場の上司や同僚の障害への理解	54.1%	73.8%	64.1%	67.2%	87.1%	64.1%	46.2%	61.2%
	短時間勤務や勤務日数等の配慮	33.6%	41.5%	51.2%	45.1%	54.8%	35.9%	23.1%	39.3%
	通勤手段の確保	32.7%	59.4%	36.5%	36.9%	63.4%	43.6%	15.4%	37.4%
	仕事についての職場外での相談対応、支援	19.2%	45.0%	42.4%	19.0%	61.3%	38.5%	19.2%	27.8%
	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	20.6%	56.8%	40.6%	27.7%	68.8%	41.0%	23.1%	30.9%
	職場で介助や援助等が受けられること	22.0%	46.7%	22.9%	27.7%	49.5%	35.9%	19.2%	25.5%
	在宅勤務の拡充	20.8%	17.9%	30.0%	29.2%	28.0%	30.8%	23.1%	23.1%
	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	31.8%	23.6%	12.4%	31.3%	22.6%	30.8%	23.1%	26.0%
	企業ニーズに合った就労訓練	14.7%	30.1%	22.9%	15.9%	39.8%	23.1%	7.7%	18.5%
	その他	3.4%	3.5%	5.9%	4.6%	10.8%	15.4%	0.0%	3.9%
	わからない	10.2%	7.9%	11.8%	8.2%	2.2%	2.6%	15.4%	9.3%
	無回答	21.7%	7.0%	15.3%	13.3%	3.2%	17.9%	23.1%	17.8%

日々の活動について

問 13 あなたは、近所づきあいがどの程度ありますか。(○は1つだけ)

近所づきあいの程度については、「挨拶する程度がほとんど」が39.4%と最も高く、次いで「つきあいがほとんどない」が22.1%、「会えば親しく話す人がいる」が21.6%となっています。



項目	度数	構成比
家を行き来する人がいる	113	10.1%
会えば親しく話す人がいる	242	21.6%
挨拶する程度がほとんど	441	39.4%
つきあいがほとんどない	247	22.1%
無回答	75	6.7%
合計	1,118	100.0%

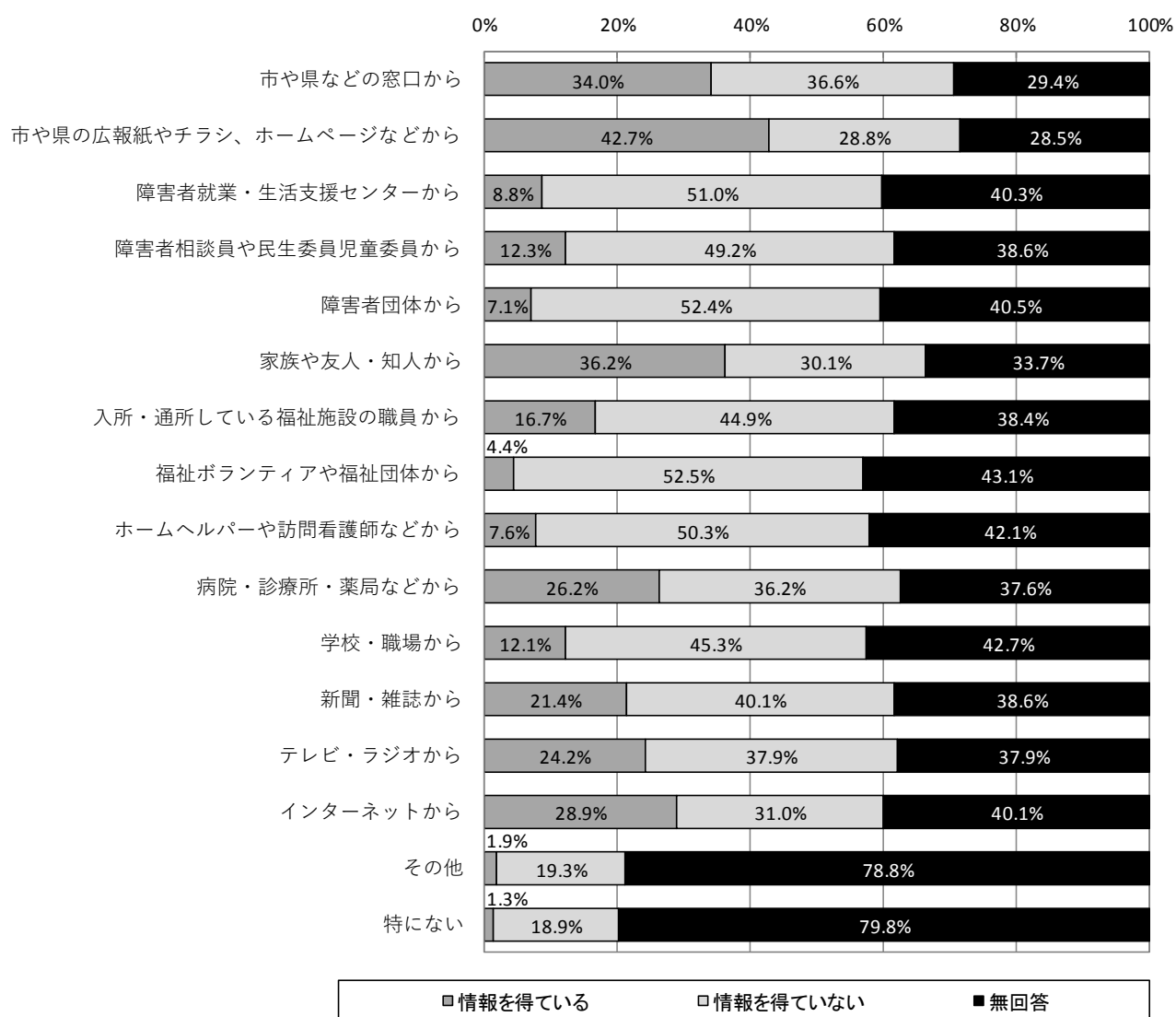
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	家を行き来する人がいる	89	9	6	14	3	2	4	113
	会えば親しく話す人がいる	163	27	25	39	13	7	10	242
	挨拶する程度がほとんど	222	101	67	87	43	18	10	441
	つきあいがほとんどない	118	79	64	44	29	9	0	247
	無回答	53	13	8	11	5	3	2	75
構成比	家を行き来する人がいる	13.8%	3.9%	3.5%	7.2%	3.2%	5.1%	15.4%	10.1%
	会えば親しく話す人がいる	25.3%	11.8%	14.7%	20.0%	14.0%	17.9%	38.5%	21.6%
	挨拶する程度がほとんど	34.4%	44.1%	39.4%	44.6%	46.2%	46.2%	38.5%	39.4%
	つきあいがほとんどない	18.3%	34.5%	37.6%	22.6%	31.2%	23.1%	0.0%	22.1%
	無回答	8.2%	5.7%	4.7%	5.6%	5.4%	7.7%	7.7%	6.7%

問 14 あなたは、福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ていますか。また、今後はどこから得たいですか。（現在得ているところ、今後得ることを希望するところ、それぞれ該当する番号に○）

【現 在】

現在の情報の入手先については、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」が42.7%と最も高く、次いで「家族や友人・知人から」が36.2%、「市や県などの窓口から」が34.0%となっています。



項目(度数)	情報を得ている	情報を得ていない	無回答	合計
市や県などの窓口から	380	409	329	1,118
市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから	477	322	319	1,118
障害者就業・生活支援センターから	98	570	450	1,118
障害者相談員や民生委員児童委員から	137	550	431	1,118
障害者団体から	79	586	453	1,118
家族や友人・知人から	405	336	377	1,118
入所・通所している福祉施設の職員から	187	502	429	1,118
福祉ボランティアや福祉団体から	49	587	482	1,118
ホームヘルパーや訪問看護師などから	85	562	471	1,118
病院・診療所・薬局などから	293	405	420	1,118
学校・職場から	135	506	477	1,118
新聞・雑誌から	239	448	431	1,118
テレビ・ラジオから	270	424	424	1,118
インターネットから	323	347	448	1,118
その他	21	216	881	1,118
特になし	15	211	892	1,118
項目(構成比)	情報を得ている	情報を得ていない	無回答	合計
市や県などの窓口から	34.0%	36.6%	29.4%	100.0%
市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから	42.7%	28.8%	28.5%	100.0%
障害者就業・生活支援センターから	8.8%	51.0%	40.3%	100.0%
障害者相談員や民生委員児童委員から	12.3%	49.2%	38.6%	100.0%
障害者団体から	7.1%	52.4%	40.5%	100.0%
家族や友人・知人から	36.2%	30.1%	33.7%	100.0%
入所・通所している福祉施設の職員から	16.7%	44.9%	38.4%	100.0%
福祉ボランティアや福祉団体から	4.4%	52.5%	43.1%	100.0%
ホームヘルパーや訪問看護師などから	7.6%	50.3%	42.1%	100.0%
病院・診療所・薬局などから	26.2%	36.2%	37.6%	100.0%
学校・職場から	12.1%	45.3%	42.7%	100.0%
新聞・雑誌から	21.4%	40.1%	38.6%	100.0%
テレビ・ラジオから	24.2%	37.9%	37.9%	100.0%
インターネットから	28.9%	31.0%	40.1%	100.0%
その他	1.9%	19.3%	78.8%	100.0%
特になし	1.3%	18.9%	79.8%	100.0%

【障害別クロス】

◆市や県などの窓口から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	196	89	71	71	32	13	7	380
	情報を得ていない	226	88	63	83	48	14	8	409
	無回答	223	52	36	41	13	12	11	329
構成比	情報を得ている	30.4%	38.9%	41.8%	36.4%	34.4%	33.3%	26.9%	34.0%
	情報を得ていない	35.0%	38.4%	37.1%	42.6%	51.6%	35.9%	30.8%	36.6%
	無回答	34.6%	22.7%	21.2%	21.0%	14.0%	30.8%	42.3%	29.4%

◆市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	279	77	64	107	38	19	3	477
	情報を得ていない	169	91	60	51	38	11	6	322
	無回答	197	61	46	37	17	9	17	319
構成比	情報を得ている	43.3%	33.6%	37.6%	54.9%	40.9%	48.7%	11.5%	42.7%
	情報を得ていない	26.2%	39.7%	35.3%	26.2%	40.9%	28.2%	23.1%	28.8%
	無回答	30.5%	26.6%	27.1%	19.0%	18.3%	23.1%	65.4%	28.5%

◆障害者就業・生活支援センターから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	34	43	33	7	14	2	1	98
	情報を得ていない	313	118	85	128	60	21	7	570
	無回答	298	68	52	60	19	16	18	450
構成比	情報を得ている	5.3%	18.8%	19.4%	3.6%	15.1%	5.1%	3.8%	8.8%
	情報を得ていない	48.5%	51.5%	50.0%	65.6%	64.5%	53.8%	26.9%	51.0%
	無回答	46.2%	29.7%	30.6%	30.8%	20.4%	41.0%	69.2%	40.3%

◆障害者相談員や民生委員児童員から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	69	57	28	20	11	8	2	137
	情報を得ていない	292	110	89	121	64	18	6	550
	無回答	284	62	53	54	18	13	18	431
構成比	情報を得ている	10.7%	24.9%	16.5%	10.3%	11.8%	20.5%	7.7%	12.3%
	情報を得ていない	45.3%	48.0%	52.4%	62.1%	68.8%	46.2%	23.1%	49.2%
	無回答	44.0%	27.1%	31.2%	27.7%	19.4%	33.3%	69.2%	38.6%

◆障害者団体から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	45	34	4	13	13	3	0	79
	情報を得ていない	308	125	108	121	61	22	8	586
	無回答	292	70	58	61	19	14	18	453
構成比	情報を得ている	7.0%	14.8%	2.4%	6.7%	14.0%	7.7%	0.0%	7.1%
	情報を得ていない	47.8%	54.6%	63.5%	62.1%	65.6%	56.4%	30.8%	52.4%
	無回答	45.3%	30.6%	34.1%	31.3%	20.4%	35.9%	69.2%	40.5%

◆家族や友人・知人から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	214	143	58	57	56	15	4	405
	情報を得ていない	185	38	63	84	20	10	6	336
	無回答	246	48	49	54	17	14	16	377
構成比	情報を得ている	33.2%	62.4%	34.1%	29.2%	60.2%	38.5%	15.4%	36.2%
	情報を得ていない	28.7%	16.6%	37.1%	43.1%	21.5%	25.6%	23.1%	30.1%
	無回答	38.1%	21.0%	28.8%	27.7%	18.3%	35.9%	61.5%	33.7%

◆入所・通所している福祉施設の職員から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	84	88	34	24	32	13	1	187
	情報を得ていない	274	85	85	113	45	17	7	502
	無回答	287	56	51	58	16	9	18	429
構成比	情報を得ている	13.0%	38.4%	20.0%	12.3%	34.4%	33.3%	3.8%	16.7%
	情報を得ていない	42.5%	37.1%	50.0%	57.9%	48.4%	43.6%	26.9%	44.9%
	無回答	44.5%	24.5%	30.0%	29.7%	17.2%	23.1%	69.2%	38.4%

◆福祉ボランティアや訪問看護師などから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	23	14	10	3	10	3	0	49
	情報を得ていない	311	135	99	126	63	21	7	587
	無回答	311	80	61	66	20	15	19	482
構成比	情報を得ている	3.6%	6.1%	5.9%	1.5%	10.8%	7.7%	0.0%	4.4%
	情報を得ていない	48.2%	59.0%	58.2%	64.6%	67.7%	53.8%	26.9%	52.5%
	無回答	48.2%	34.9%	35.9%	33.8%	21.5%	38.5%	73.1%	43.1%

◆ホームヘルパーや訪問看護師などから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	64	13	13	20	2	6	1	85
	情報を得ていない	282	136	97	113	70	19	7	562
	無回答	299	80	60	62	21	14	18	471
構成比	情報を得ている	9.9%	5.7%	7.6%	10.3%	2.2%	15.4%	3.8%	7.6%
	情報を得ていない	43.7%	59.4%	57.1%	57.9%	75.3%	48.7%	26.9%	50.3%
	無回答	46.4%	34.9%	35.3%	31.8%	22.6%	35.9%	69.2%	42.1%

◆病院・診療所・薬局などから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	148	50	60	69	32	12	7	293
	情報を得ていない	216	108	62	78	47	13	4	405
	無回答	281	71	48	48	14	14	15	420
構成比	情報を得ている	22.9%	21.8%	35.3%	35.4%	34.4%	30.8%	26.9%	26.2%
	情報を得ていない	33.5%	47.2%	36.5%	40.0%	50.5%	33.3%	15.4%	36.2%
	無回答	43.6%	31.0%	28.2%	24.6%	15.1%	35.9%	57.7%	37.6%

◆学校・職場から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	54	80	13	18	33	0	3	135
	情報を得ていない	270	85	95	114	43	21	6	506
	無回答	321	64	62	63	17	18	17	477
構成比	情報を得ている	8.4%	34.9%	7.6%	9.2%	35.5%	0.0%	11.5%	12.1%
	情報を得ていない	41.9%	37.1%	55.9%	58.5%	46.2%	53.8%	23.1%	45.3%
	無回答	49.8%	27.9%	36.5%	32.3%	18.3%	46.2%	65.4%	42.7%

◆新聞・雑誌から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	145	43	34	36	24	7	3	239
	情報を得ていない	229	112	80	97	49	17	6	448
	無回答	271	74	56	62	20	15	17	431
構成比	情報を得ている	22.5%	18.8%	20.0%	18.5%	25.8%	17.9%	11.5%	21.4%
	情報を得ていない	35.5%	48.9%	47.1%	49.7%	52.7%	43.6%	23.1%	40.1%
	無回答	42.0%	32.3%	32.9%	31.8%	21.5%	38.5%	65.4%	38.6%

◆テレビ・ラジオから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	164	52	38	43	29	6	3	270
	情報を得ていない	213	105	79	93	45	17	6	424
	無回答	268	72	53	59	19	16	17	424
構成比	情報を得ている	25.4%	22.7%	22.4%	22.1%	31.2%	15.4%	11.5%	24.2%
	情報を得ていない	33.0%	45.9%	46.5%	47.7%	48.4%	43.6%	23.1%	37.9%
	無回答	41.6%	31.4%	31.2%	30.3%	20.4%	41.0%	65.4%	37.9%

◆インターネットから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	167	65	53	84	44	9	3	323
	情報を得ていない	185	90	61	54	30	13	5	347
	無回答	293	74	56	57	19	17	18	448
構成比	情報を得ている	25.9%	28.4%	31.2%	43.1%	47.3%	23.1%	11.5%	28.9%
	情報を得ていない	28.7%	39.3%	35.9%	27.7%	32.3%	33.3%	19.2%	31.0%
	無回答	45.4%	32.3%	32.9%	29.2%	20.4%	43.6%	69.2%	40.1%

◆その他

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	13	3	2	5	0	1	0	21
	情報を得ていない	115	45	35	44	22	3	6	216
	無回答	517	181	133	146	71	35	20	881
構成比	情報を得ている	2.0%	1.3%	1.2%	2.6%	0.0%	2.6%	0.0%	1.9%
	情報を得ていない	17.8%	19.7%	20.6%	22.6%	23.7%	7.7%	23.1%	19.3%
	無回答	80.2%	79.0%	78.2%	74.9%	76.3%	89.7%	76.9%	78.8%

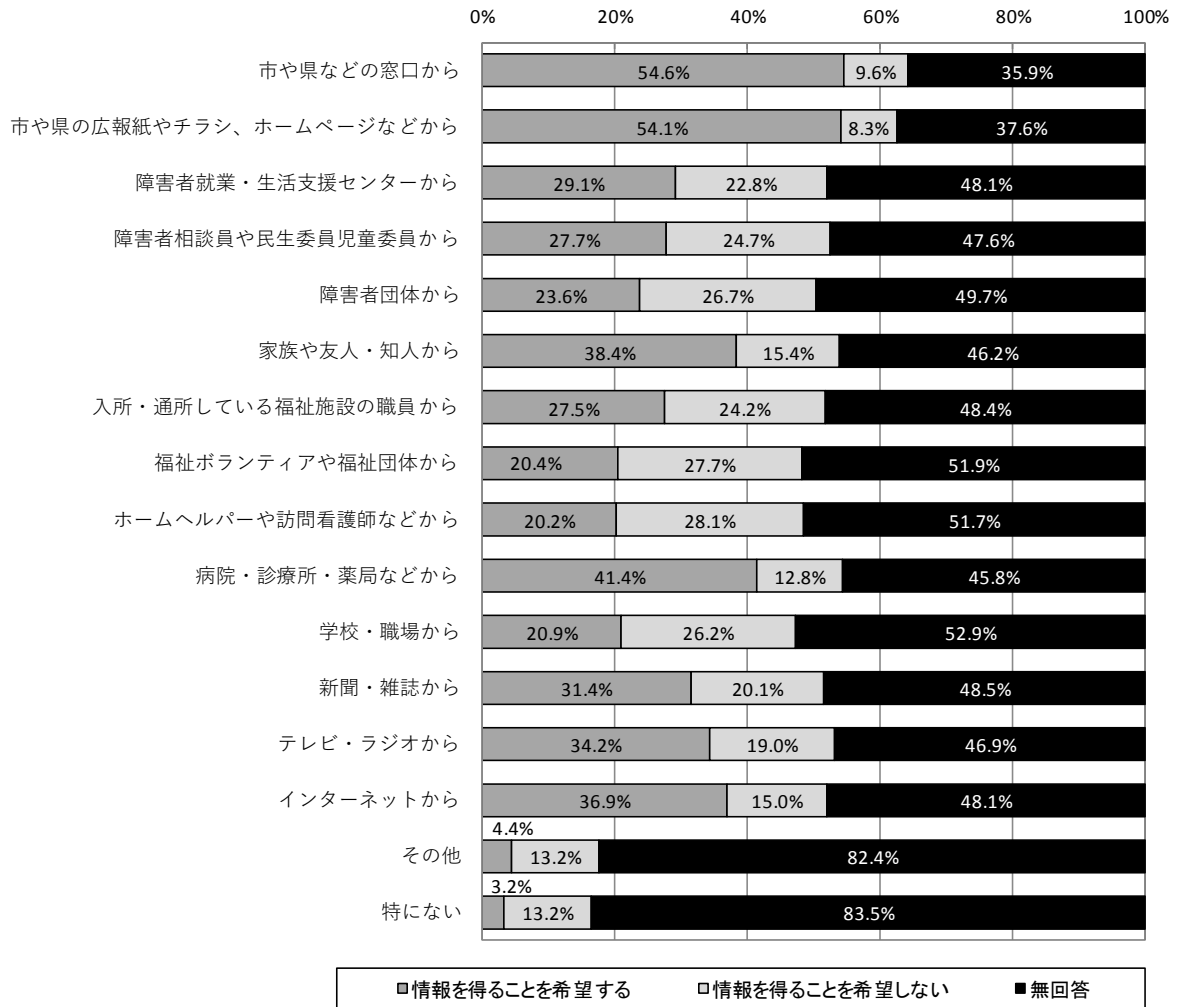
※その他の意見：SNS、住宅団地の回覧板、保健所、郵送など

◆特にない

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ている	6	2	3	2	0	0	2	15
	情報を得ていない	117	42	35	41	19	4	4	211
	無回答	522	185	132	152	74	35	20	892
構成比	情報を得ている	0.9%	0.9%	1.8%	1.0%	0.0%	0.0%	7.7%	1.3%
	情報を得ていない	18.1%	18.3%	20.6%	21.0%	20.4%	10.3%	15.4%	18.9%
	無回答	80.9%	80.8%	77.6%	77.9%	79.6%	89.7%	76.9%	79.8%

【今 後】

今後、希望する情報の入手先については、「市や県などの窓口から」が54.6%と最も高く、次いで「市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」が54.1%、「病院・診療所・薬局などから」が41.4%となっています。



項目(度数)	情報を得ることを希望する	情報を得ることを希望しない	無回答	合計
市や県などの窓口から	610	107	401	1,118
市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから	605	93	420	1,118
障害者就業・生活支援センターから	325	255	538	1,118
障害者相談員や民生委員児童委員から	310	276	532	1,118
障害者団体から	264	298	556	1,118
家族や友人・知人から	429	172	517	1,118
入所・通所している福祉施設の職員から	307	270	541	1,118
福祉ボランティアや福祉団体から	228	310	580	1,118
ホームヘルパーや訪問看護師などから	226	314	578	1,118
病院・診療所・薬局などから	463	143	512	1,118
学校・職場から	234	293	591	1,118
新聞・雑誌から	351	225	542	1,118
テレビ・ラジオから	382	212	524	1,118
インターネットから	412	168	538	1,118
その他	49	148	921	1,118
特になし	36	148	934	1,118
項目(構成比)	情報を得ることを希望する	情報を得ることを希望しない	無回答	合計
市や県などの窓口から	54.6%	9.6%	35.9%	100.0%
市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから	54.1%	8.3%	37.6%	100.0%
障害者就業・生活支援センターから	29.1%	22.8%	48.1%	100.0%
障害者相談員や民生委員児童委員から	27.7%	24.7%	47.6%	100.0%
障害者団体から	23.6%	26.7%	49.7%	100.0%
家族や友人・知人から	38.4%	15.4%	46.2%	100.0%
入所・通所している福祉施設の職員から	27.5%	24.2%	48.4%	100.0%
福祉ボランティアや福祉団体から	20.4%	27.7%	51.9%	100.0%
ホームヘルパーや訪問看護師などから	20.2%	28.1%	51.7%	100.0%
病院・診療所・薬局などから	41.4%	12.8%	45.8%	100.0%
学校・職場から	20.9%	26.2%	52.9%	100.0%
新聞・雑誌から	31.4%	20.1%	48.5%	100.0%
テレビ・ラジオから	34.2%	19.0%	46.9%	100.0%
インターネットから	36.9%	15.0%	48.1%	100.0%
その他	4.4%	13.2%	82.4%	100.0%
特になし	3.2%	13.2%	83.5%	100.0%

【障害別クロス】

◆市や県などの窓口から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	322	156	97	119	73	20	11	610
	情報を得ることを希望しない	62	13	19	25	7	5	2	107
	無回答	261	60	54	51	13	14	13	401
構成比	情報を得ることを希望する	49.9%	68.1%	57.1%	61.0%	78.5%	51.3%	42.3%	54.6%
	情報を得ることを希望しない	9.6%	5.7%	11.2%	12.8%	7.5%	12.8%	7.7%	9.6%
	無回答	40.5%	26.2%	31.8%	26.2%	14.0%	35.9%	50.0%	35.9%

◆市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	331	134	91	118	64	26	5	605
	情報を得ることを希望しない	56	17	18	12	8	3	2	93
	無回答	258	78	61	65	21	10	19	420
構成比	情報を得ることを希望する	51.3%	58.5%	53.5%	60.5%	68.8%	66.7%	19.2%	54.1%
	情報を得ることを希望しない	8.7%	7.4%	10.6%	6.2%	8.6%	7.7%	7.7%	8.3%
	無回答	40.0%	34.1%	35.9%	33.3%	22.6%	25.6%	73.1%	37.6%

◆障害者就業・生活支援センターから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	126	122	75	46	63	8	5	325
	情報を得ることを希望しない	166	27	32	65	9	14	2	255
	無回答	353	80	63	84	21	17	19	538
構成比	情報を得ることを希望する	19.5%	53.3%	44.1%	23.6%	67.7%	20.5%	19.2%	29.1%
	情報を得ることを希望しない	25.7%	11.8%	18.8%	33.3%	9.7%	35.9%	7.7%	22.8%
	無回答	54.7%	34.9%	37.1%	43.1%	22.6%	43.6%	73.1%	48.1%

◆障害者相談員や民生委員児童員から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	146	109	62	44	46	15	5	310
	情報を得ることを希望しない	158	37	42	71	24	9	2	276
	無回答	341	83	66	80	23	15	19	532
構成比	情報を得ることを希望する	22.6%	47.6%	36.5%	22.6%	49.5%	38.5%	19.2%	27.7%
	情報を得ることを希望しない	24.5%	16.2%	24.7%	36.4%	25.8%	23.1%	7.7%	24.7%
	無回答	52.9%	36.2%	38.8%	41.0%	24.7%	38.5%	73.1%	47.6%

◆障害者団体から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	125	97	51	39	48	13	2	264
	情報を得ることを希望しない	161	49	49	75	22	10	5	298
	無回答	359	83	70	81	23	16	19	556
構成比	情報を得ることを希望する	19.4%	42.4%	30.0%	20.0%	51.6%	33.3%	7.7%	23.6%
	情報を得ることを希望しない	25.0%	21.4%	28.8%	38.5%	23.7%	25.6%	19.2%	26.7%
	無回答	55.7%	36.2%	41.2%	41.5%	24.7%	41.0%	73.1%	49.7%

◆家族や友人・知人から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	211	146	73	68	61	19	5	429
	情報を得ることを希望しない	100	13	27	51	8	5	2	172
	無回答	334	70	70	76	24	15	19	517
構成比	情報を得ることを希望する	32.7%	63.8%	42.9%	34.9%	65.6%	48.7%	19.2%	38.4%
	情報を得ることを希望しない	15.5%	5.7%	15.9%	26.2%	8.6%	12.8%	7.7%	15.4%
	無回答	51.8%	30.6%	41.2%	39.0%	25.8%	38.5%	73.1%	46.2%

◆入所・通所している福祉施設の職員から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	138	136	57	47	52	18	2	307
	情報を得ることを希望しない	151	28	43	69	19	9	4	270
	無回答	356	65	70	79	22	12	20	541
構成比	情報を得ることを希望する	21.4%	59.4%	33.5%	24.1%	55.9%	46.2%	7.7%	27.5%
	情報を得ることを希望しない	23.4%	12.2%	25.3%	35.4%	20.4%	23.1%	15.4%	24.2%
	無回答	55.2%	28.4%	41.2%	40.5%	23.7%	30.8%	76.9%	48.4%

◆福祉ボランティアや福祉団体から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	104	82	47	29	44	13	4	228
	情報を得ることを希望しない	170	54	49	78	23	11	3	310
	無回答	371	93	74	88	26	15	19	580
構成比	情報を得ることを希望する	16.1%	35.8%	27.6%	14.9%	47.3%	33.3%	15.4%	20.4%
	情報を得ることを希望しない	26.4%	23.6%	28.8%	40.0%	24.7%	28.2%	11.5%	27.7%
	無回答	57.5%	40.6%	43.5%	45.1%	28.0%	38.5%	73.1%	51.9%

◆ホームヘルパーや訪問看護師などから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	120	62	48	44	31	12	1	226
	情報を得ることを希望しない	154	70	49	69	33	13	6	314
	無回答	371	97	73	82	29	14	19	578
構成比	情報を得ることを希望する	18.6%	27.1%	28.2%	22.6%	33.3%	30.8%	3.8%	20.2%
	情報を得ることを希望しない	23.9%	30.6%	28.8%	35.4%	35.5%	33.3%	23.1%	28.1%
	無回答	57.5%	42.4%	42.9%	42.1%	31.2%	35.9%	73.1%	51.7%

◆病院・診療所・薬局などから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	228	103	94	104	57	23	5	463
	情報を得ることを希望しない	84	36	13	24	11	2	3	143
	無回答	333	90	63	67	25	14	18	512
構成比	情報を得ることを希望する	35.3%	45.0%	55.3%	53.3%	61.3%	59.0%	19.2%	41.4%
	情報を得ることを希望しない	13.0%	15.7%	7.6%	12.3%	11.8%	5.1%	11.5%	12.8%
	無回答	51.6%	39.3%	37.1%	34.4%	26.9%	35.9%	69.2%	45.8%

◆学校・職場から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	91	100	46	27	50	8	4	234
	情報を得ることを希望しない	170	39	49	79	15	12	2	293
	無回答	384	90	75	89	28	19	20	591
構成比	情報を得ることを希望する	14.1%	43.7%	27.1%	13.8%	53.8%	20.5%	15.4%	20.9%
	情報を得ることを希望しない	26.4%	17.0%	28.8%	40.5%	16.1%	30.8%	7.7%	26.2%
	無回答	59.5%	39.3%	44.1%	45.6%	30.1%	48.7%	76.9%	52.9%

◆新聞・雑誌から

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	179	93	58	58	43	12	4	351
	情報を得ることを希望しない	128	49	38	48	22	11	3	225
	無回答	338	87	74	89	28	16	19	542
構成比	情報を得ることを希望する	27.8%	40.6%	34.1%	29.7%	46.2%	30.8%	15.4%	31.4%
	情報を得ることを希望しない	19.8%	21.4%	22.4%	24.6%	23.7%	28.2%	11.5%	20.1%
	無回答	52.4%	38.0%	43.5%	45.6%	30.1%	41.0%	73.1%	48.5%

◆テレビ・ラジオから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	197	102	64	63	48	12	4	382
	情報を得ることを希望しない	118	45	36	49	19	10	4	212
	無回答	330	82	70	83	26	17	18	524
構成比	情報を得ることを希望する	30.5%	44.5%	37.6%	32.3%	51.6%	30.8%	15.4%	34.2%
	情報を得ることを希望しない	18.3%	19.7%	21.2%	25.1%	20.4%	25.6%	15.4%	19.0%
	無回答	51.2%	35.8%	41.2%	42.6%	28.0%	43.6%	69.2%	46.9%

◆インターネットから

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	200	109	71	91	57	12	3	412
	情報を得ることを希望しない	98	36	25	28	10	9	3	168
	無回答	347	84	74	76	26	18	20	538
構成比	情報を得ることを希望する	31.0%	47.6%	41.8%	46.7%	61.3%	30.8%	11.5%	36.9%
	情報を得ることを希望しない	15.2%	15.7%	14.7%	14.4%	10.8%	23.1%	11.5%	15.0%
	無回答	53.8%	36.7%	43.5%	39.0%	28.0%	46.2%	76.9%	48.1%

◆その他

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	25	10	10	11	3	2	0	49
	情報を得ることを希望しない	82	32	23	29	14	1	4	148
	無回答	538	187	137	155	76	36	22	921
構成比	情報を得ることを希望する	3.9%	4.4%	5.9%	5.6%	3.2%	5.1%	0.0%	4.4%
	情報を得ることを希望しない	12.7%	14.0%	13.5%	14.9%	15.1%	2.6%	15.4%	13.2%
	無回答	83.4%	81.7%	80.6%	79.5%	81.7%	92.3%	84.6%	82.4%

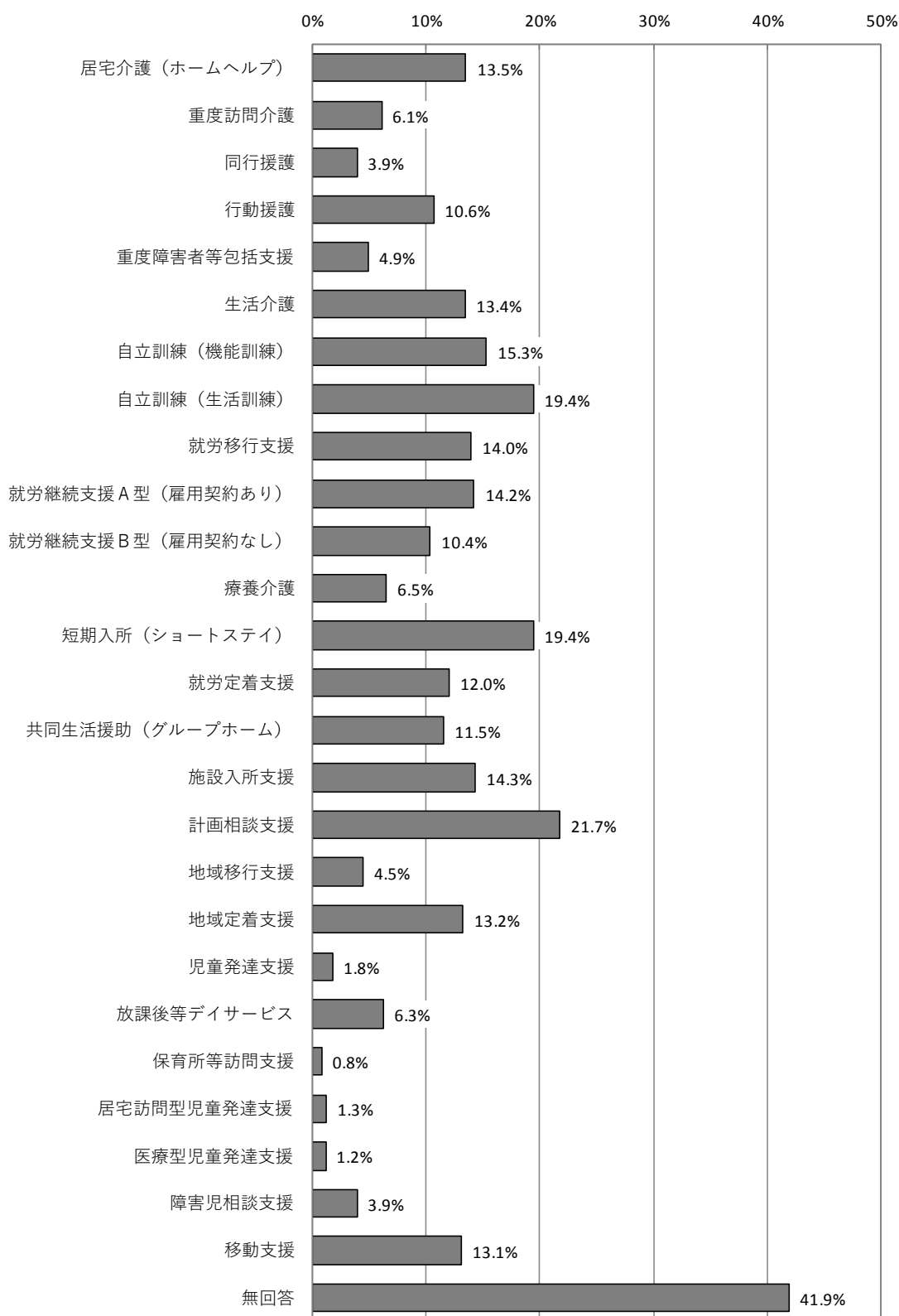
※その他の意見：SNS、住宅団地の回覧板、保健所、郵送など

◆特にない

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	情報を得ることを希望する	17	8	9	4	2	1	0	36
	情報を得ることを希望しない	77	30	25	33	11	2	6	148
	無回答	551	191	136	158	80	36	20	934
構成比	情報を得ることを希望する	2.6%	3.5%	5.3%	2.1%	2.2%	2.6%	0.0%	3.2%
	情報を得ることを希望しない	11.9%	13.1%	14.7%	16.9%	11.8%	5.1%	23.1%	13.2%
	無回答	85.4%	83.4%	80.0%	81.0%	86.0%	92.3%	76.9%	83.5%

問 15 あなたが次のサービスのうち、今後利用したいと考えているものはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

今後利用したいと考えているサービスについては、「計画相談支援」が21.7%と最も高く、次いで「自立訓練（生活訓練）」、「短期入所（ショートステイ）」がともに19.4%となっています。



項目	度数	比率
居宅介護(ホームヘルプ)	151	13.5%
重度訪問介護	68	6.1%
同行援護	44	3.9%
行動援護	119	10.6%
重度障害者等包括支援	55	4.9%
生活介護	150	13.4%
自立訓練(機能訓練)	171	15.3%
自立訓練(生活訓練)	217	19.4%
就労移行支援	156	14.0%
就労継続支援A型(雇用契約あり)	159	14.2%
就労継続支援B型(雇用契約なし)	116	10.4%
療養介護	73	6.5%
短期入所(ショートステイ)	217	19.4%
就労定着支援	134	12.0%
共同生活援助(グループホーム)	129	11.5%
施設入所支援	160	14.3%
計画相談支援	243	21.7%
地域移行支援	50	4.5%
地域定着支援	148	13.2%
児童発達支援	20	1.8%
放課後等デイサービス	70	6.3%
保育所等訪問支援	9	0.8%
居宅訪問型児童発達支援	14	1.3%
医療型児童発達支援	13	1.2%
障害児相談支援	44	3.9%
移動支援	146	13.1%
無回答	468	41.9%
回答者数	1,118	

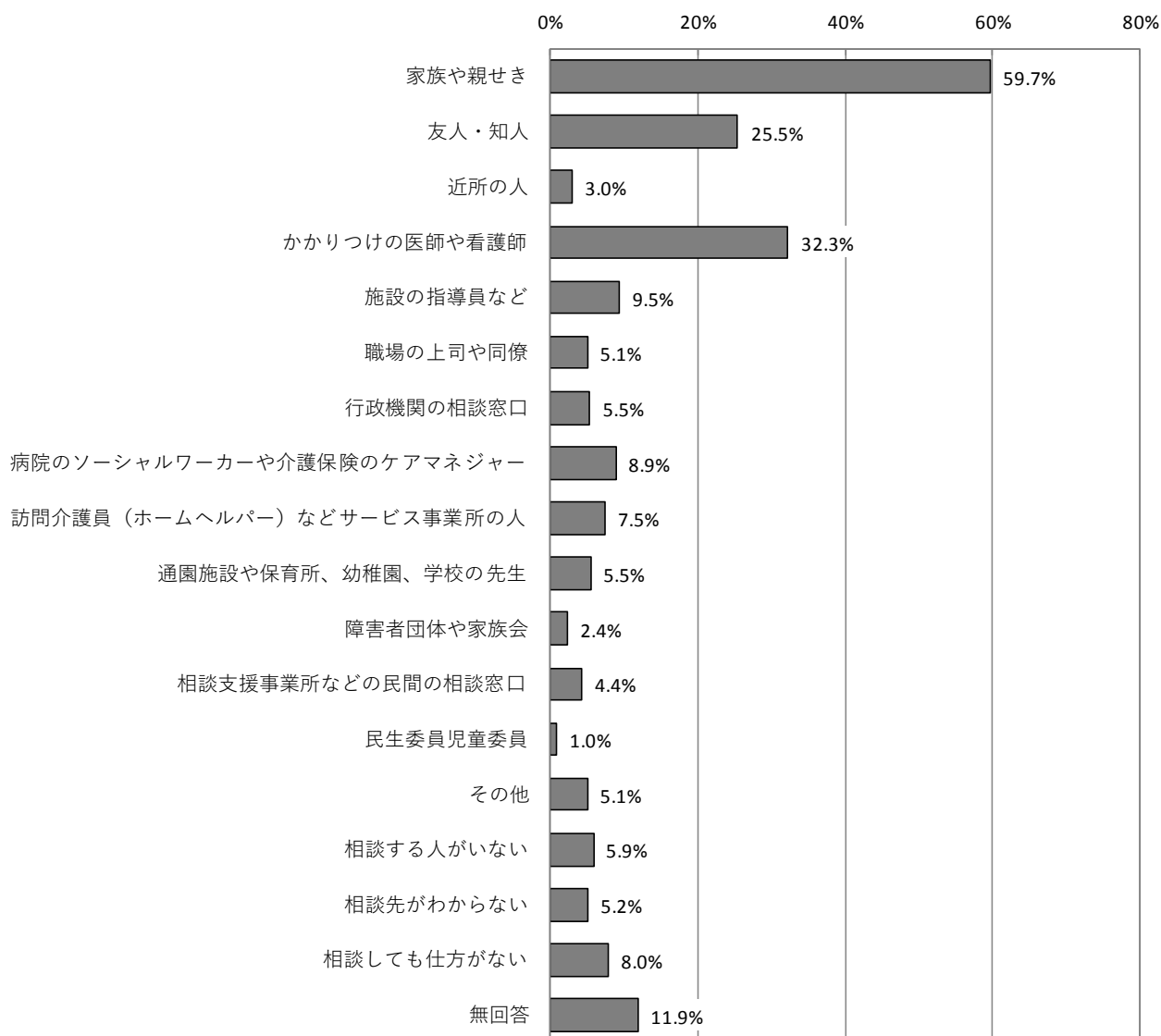
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	①居宅介護(ホームヘルプ)	116	26	18	36	7	10	1	151
	②重度訪問介護	56	19	5	21	3	6	0	68
	③同行援護	34	2	3	15	1	3	0	44
	④行動援護	32	79	32	15	34	7	2	119
	⑤重度障害者等包括支援	41	13	5	17	3	7	2	55
	⑥生活介護	103	50	15	31	17	8	3	150
	⑦自立訓練(機能訓練)	114	45	19	31	24	10	5	171
	⑧自立訓練(生活訓練)	92	91	39	28	46	8	4	217
	⑨就労移行支援	49	66	36	18	46	8	2	156
	⑩就労継続支援A型(雇用契約あり)	46	65	41	19	44	8	2	159
	⑪就労継続支援B型(雇用契約なし)	31	68	26	14	36	7	2	116
	⑫療養介護	61	9	4	20	3	6	0	73
	⑬短期入所(ショートステイ)	117	110	24	31	35	14	3	217
	⑭就労定着支援	33	52	42	17	41	6	1	134
	⑮共同生活援助(グループホーム)	37	86	19	13	33	7	2	129
	⑯施設入所支援	99	79	13	25	23	7	2	160
	⑰計画相談支援	111	111	40	30	52	13	2	243
	⑱地域移行支援	17	14	18	6	12	3	0	50
	⑲地域定着支援	82	34	28	25	29	6	2	148
	⑳児童発達支援	11	4	4	2	9	2	0	20
	㉑放課後等デイサービス	25	52	4	7	30	2	0	70
	㉒保育所等訪問支援	6	2	1	1	3	2	0	9
	㉓居宅訪問型児童発達支援	9	6	1	1	6	2	0	14
	㉔医療型児童発達支援	12	4	0	2	3	2	0	13
	㉕障害児相談支援	15	31	3	4	20	2	0	44
	㉖移動支援	89	47	20	30	21	7	2	146
	無回答	294	27	62	93	5	12	18	468
比率	①居宅介護(ホームヘルプ)	18.0%	11.4%	10.6%	18.5%	7.5%	25.6%	3.8%	13.5%
	②重度訪問介護	8.7%	8.3%	2.9%	10.8%	3.2%	15.4%	0.0%	6.1%
	③同行援護	5.3%	0.9%	1.8%	7.7%	1.1%	7.7%	0.0%	3.9%
	④行動援護	5.0%	34.5%	18.8%	7.7%	36.6%	17.9%	7.7%	10.6%
	⑤重度障害者等包括支援	6.4%	5.7%	2.9%	8.7%	3.2%	17.9%	7.7%	4.9%
	⑥生活介護	16.0%	21.8%	8.8%	15.9%	18.3%	20.5%	11.5%	13.4%
	⑦自立訓練(機能訓練)	17.7%	19.7%	11.2%	15.9%	25.8%	25.6%	19.2%	15.3%
	⑧自立訓練(生活訓練)	14.3%	39.7%	22.9%	14.4%	49.5%	20.5%	15.4%	19.4%
	⑨就労移行支援	7.6%	28.8%	21.2%	9.2%	49.5%	20.5%	7.7%	14.0%
	⑩就労継続支援A型(雇用契約あり)	7.1%	28.4%	24.1%	9.7%	47.3%	20.5%	7.7%	14.2%
	⑪就労継続支援B型(雇用契約なし)	4.8%	29.7%	15.3%	7.2%	38.7%	17.9%	7.7%	10.4%
	⑫療養介護	9.5%	3.9%	2.4%	10.3%	3.2%	15.4%	0.0%	6.5%
	⑬短期入所(ショートステイ)	18.1%	48.0%	14.1%	15.9%	37.6%	35.9%	11.5%	19.4%
	⑭就労定着支援	5.1%	22.7%	24.7%	8.7%	44.1%	15.4%	3.8%	12.0%
	⑮共同生活援助(グループホーム)	5.7%	37.6%	11.2%	6.7%	35.5%	17.9%	7.7%	11.5%
	⑯施設入所支援	15.3%	34.5%	7.6%	12.8%	24.7%	17.9%	7.7%	14.3%
	⑰計画相談支援	17.2%	48.5%	23.5%	15.4%	55.9%	33.3%	7.7%	21.7%
	⑱地域移行支援	2.6%	6.1%	10.6%	3.1%	12.9%	7.7%	0.0%	4.5%
	⑲地域定着支援	12.7%	14.8%	16.5%	12.8%	31.2%	15.4%	7.7%	13.2%
	⑳児童発達支援	1.7%	1.7%	2.4%	1.0%	9.7%	5.1%	0.0%	1.8%
	㉑放課後等デイサービス	3.9%	22.7%	2.4%	3.6%	32.3%	5.1%	0.0%	6.3%
	㉒保育所等訪問支援	0.9%	0.9%	0.6%	0.5%	3.2%	5.1%	0.0%	0.8%
	㉓居宅訪問型児童発達支援	1.4%	2.6%	0.6%	0.5%	6.5%	5.1%	0.0%	1.3%
	㉔医療型児童発達支援	1.9%	1.7%	0.0%	1.0%	3.2%	5.1%	0.0%	1.2%
	㉕障害児相談支援	2.3%	13.5%	1.8%	2.1%	21.5%	5.1%	0.0%	3.9%
	㉖移動支援	13.8%	20.5%	11.8%	15.4%	22.6%	17.9%	7.7%	13.1%
	無回答	45.6%	11.8%	36.5%	47.7%	5.4%	30.8%	69.2%	41.9%

差別や疎外感について

問 16 あなたは、日常生活の中で困っていることや悩みを誰（どこ）に相談していますか。（〇はあてはまるものすべて）

日常生活の中で困っていることや悩みの相談相手については、「家族や親せき」が59.7%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が32.3%、「友人・知人」が25.5%となっています。



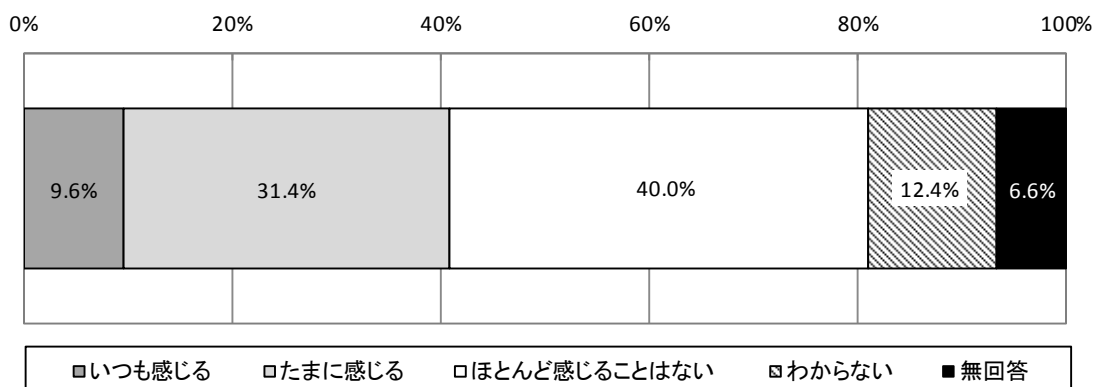
項目	度数	比率
家族や親せき	667	59.7%
友人・知人	285	25.5%
近所の人	34	3.0%
かかりつけの医師や看護師	361	32.3%
施設の指導員など	106	9.5%
職場の上司や同僚	57	5.1%
行政機関の相談窓口	61	5.5%
病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	100	8.9%
訪問介護員（ホームヘルパー）などサービス事業所の人	84	7.5%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	62	5.5%
障害者団体や家族会	27	2.4%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	49	4.4%
民生委員児童委員	11	1.0%
その他	57	5.1%
相談する人がいない	66	5.9%
相談先がわからない	58	5.2%
相談しても仕方がない	89	8.0%
無回答	133	11.9%
回答者数	1,118	

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	家族や親せき	380	146	96	126	62	25	7	667
	友人・知人	168	54	42	59	24	10	3	285
	近所の人	27	5	3	5	4	1	0	34
	かかりつけの医師や看護師	185	69	86	82	43	17	4	361
	施設の指導員など	36	66	26	7	20	8	0	106
	職場の上司や同僚	21	16	8	9	13	3	2	57
	行政機関の相談窓口	35	17	12	8	9	3	0	61
	病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	75	7	19	18	3	12	1	100
	訪問介護員（ホームヘルパー）などサービス事業所の人	64	24	13	11	3	5	0	84
	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	15	50	5	5	28	0	0	62
	障害者団体や家族会	19	8	3	6	3	1	0	27
	相談支援事業所などの民間の相談窓口	18	28	13	3	8	1	0	49
	民生委員児童委員	8	0	1	1	1	0	0	11
	その他	28	19	14	6	12	6	0	57
	相談する人がいない	28	13	20	9	5	2	4	66
	相談先がわからない	34	9	12	7	4	4	2	58
	相談しても仕方がない	43	13	24	18	11	3	4	89
	無回答	94	10	11	13	3	1	12	133
比率	家族や親せき	58.9%	63.8%	56.5%	64.6%	66.7%	64.1%	26.9%	59.7%
	友人・知人	26.0%	23.6%	24.7%	30.3%	25.8%	25.6%	11.5%	25.5%
	近所の人	4.2%	2.2%	1.8%	2.6%	4.3%	2.6%	0.0%	3.0%
	かかりつけの医師や看護師	28.7%	30.1%	50.6%	42.1%	46.2%	43.6%	15.4%	32.3%
	施設の指導員など	5.6%	28.8%	15.3%	3.6%	21.5%	20.5%	0.0%	9.5%
	職場の上司や同僚	3.3%	7.0%	4.7%	4.6%	14.0%	7.7%	7.7%	5.1%
	行政機関の相談窓口	5.4%	7.4%	7.1%	4.1%	9.7%	7.7%	0.0%	5.5%
	病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	11.6%	3.1%	11.2%	9.2%	3.2%	30.8%	3.8%	8.9%
	訪問介護員（ホームヘルパー）などサービス事業所の人	9.9%	10.5%	7.6%	5.6%	3.2%	12.8%	0.0%	7.5%
	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2.3%	21.8%	2.9%	2.6%	30.1%	0.0%	0.0%	5.5%
	障害者団体や家族会	2.9%	3.5%	1.8%	3.1%	3.2%	2.6%	0.0%	2.4%
	相談支援事業所などの民間の相談窓口	2.8%	12.2%	7.6%	1.5%	8.6%	2.6%	0.0%	4.4%
	民生委員児童委員	1.2%	0.0%	0.6%	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%
	その他	4.3%	8.3%	8.2%	3.1%	12.9%	15.4%	0.0%	5.1%
	相談する人がいない	4.3%	5.7%	11.8%	4.6%	5.4%	5.1%	15.4%	5.9%
	相談先がわからない	5.3%	3.9%	7.1%	3.6%	4.3%	10.3%	7.7%	5.2%
	相談しても仕方がない	6.7%	5.7%	14.1%	9.2%	11.8%	7.7%	15.4%	8.0%
	無回答	14.6%	4.4%	6.5%	6.7%	3.2%	2.6%	46.2%	11.9%

問 17 あなたは、障害があることで嫌な思いをしたり、差別を感じたことがありますか。(○は1つだけ)

「ほとんど感じることはない」が40.0%と最も高く、次いで「たまに感じる」が31.4%、「わからない」が12.4%「いつも感じる」が9.5%となっています。



項目	度数	構成比
いつも感じる	107	9.6%
たまに感じる	351	31.4%
ほとんど感じることはない	447	40.0%
わからない	139	12.4%
無回答	74	6.6%
合計	1,118	100.0%

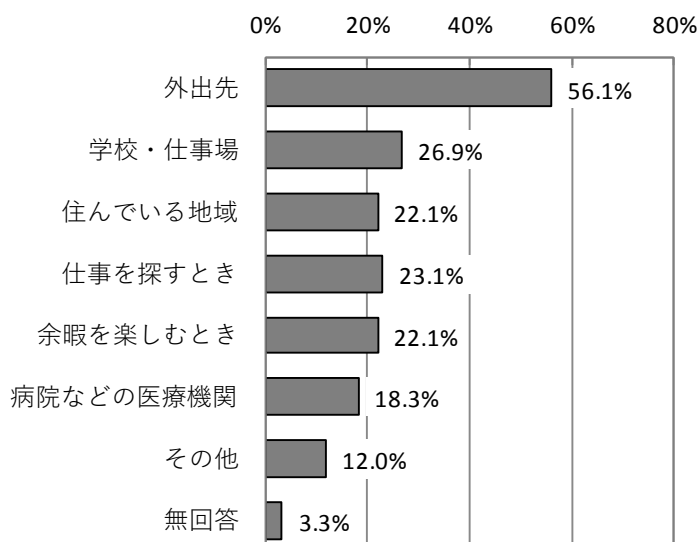
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	いつも感じる	49	30	31	11	22	8	1	107
	たまに感じる	197	86	60	63	42	8	5	351
	ほとんど感じることはない	303	45	39	90	9	11	10	447
	わからない	57	62	27	17	17	11	1	139
	無回答	39	6	13	14	3	1	9	74
構成比	いつも感じる	7.6%	13.1%	18.2%	5.6%	23.7%	20.5%	3.8%	9.6%
	たまに感じる	30.5%	37.6%	35.3%	32.3%	45.2%	20.5%	19.2%	31.4%
	ほとんど感じることはない	47.0%	19.7%	22.9%	46.2%	9.7%	28.2%	38.5%	40.0%
	わからない	8.8%	27.1%	15.9%	8.7%	18.3%	28.2%	3.8%	12.4%
	無回答	6.0%	2.6%	7.6%	7.2%	3.2%	2.6%	34.6%	6.6%

【問 17 で「いつも感じる」または「たまに感じる」を選んだ方にお聞きます。】

問 17-1 どのような場面で感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

嫌な思いや差別を感じる場面については、「外出先」が 56.1%と最も高く、次いで「学校・仕事場」が 26.9%、「仕事を探するとき」が 23.1%となっています。



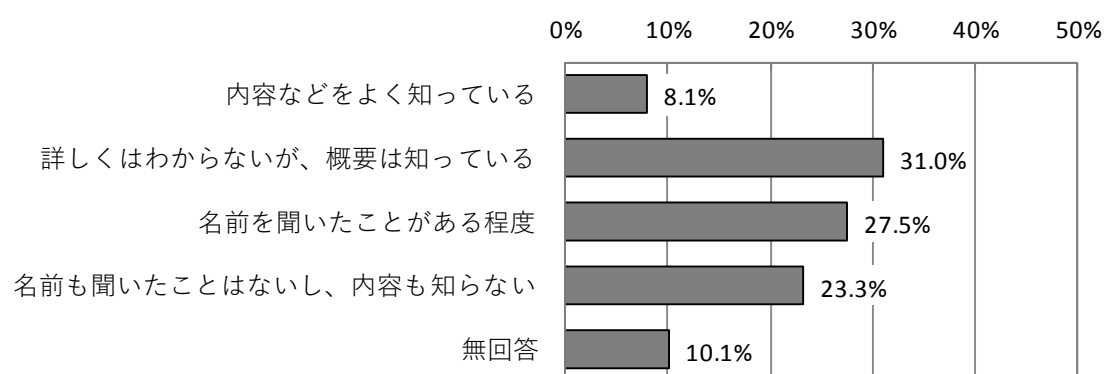
項目	度数	比率
外出先	257	56.1%
学校・仕事場	123	26.9%
住んでいる地域	101	22.1%
仕事を探するとき	106	23.1%
余暇を楽しむとき	101	22.1%
病院などの医療機関	84	18.3%
その他	55	12.0%
無回答	15	3.3%
回答者数	458	
非該当	660	
合計	1,118	

【障害別クロス】

		身体 (n=246)	知的 (n=116)	精神 (n=91)	難病 (n=74)	発達 (n=64)	高次 (n=16)	無回答 (n=6)	全体 (n=458)
度数	外出先	165	69	38	46	25	10	3	257
	学校・仕事場	38	36	33	16	28	4	2	123
	住んでいる地域	54	34	25	12	18	4	0	101
	仕事を探するとき	43	20	37	16	21	2	0	106
	余暇を楽しむとき	57	34	17	18	15	2	1	101
	病院などの医療機関	53	16	19	12	7	7	1	84
	その他	23	12	19	7	9	2	0	55
	無回答	10	2	3	1	1	0	0	15
比率	外出先	67.1%	59.5%	41.8%	62.2%	39.1%	62.5%	50.0%	56.1%
	学校・仕事場	15.4%	31.0%	36.3%	21.6%	43.8%	25.0%	33.3%	26.9%
	住んでいる地域	22.0%	29.3%	27.5%	16.2%	28.1%	25.0%	0.0%	22.1%
	仕事を探するとき	17.5%	17.2%	40.7%	21.6%	32.8%	12.5%	0.0%	23.1%
	余暇を楽しむとき	23.2%	29.3%	18.7%	24.3%	23.4%	12.5%	16.7%	22.1%
	病院などの医療機関	21.5%	13.8%	20.9%	16.2%	10.9%	43.8%	16.7%	18.3%
	その他	9.3%	10.3%	20.9%	9.5%	14.1%	12.5%	0.0%	12.0%
	無回答	4.1%	1.7%	3.3%	1.4%	1.6%	0.0%	0.0%	3.3%

**問 18 成年後見制度についてお聞きします。成年後見制度とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度を知っていましたか。
(○は1つだけ)**

成年後見制度の認知については、「詳しくはわからないが、概要は知っている」が31.0%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがある程度」が27.5%、「名前も聞いたことはないし、内容も知らない」が23.3%となっています。



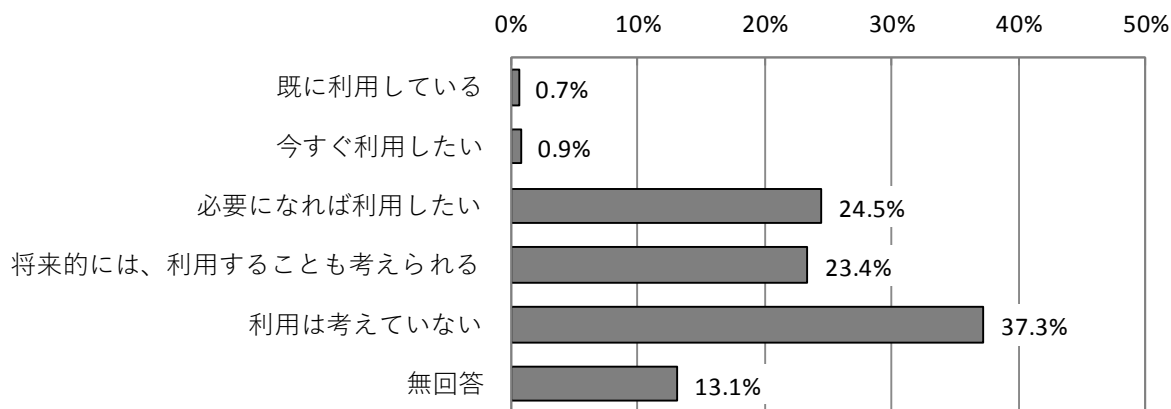
項目	度数	構成比
内容などをよく知っている	90	8.1%
詳しくはわからないが、概要は知っている	347	31.0%
名前を聞いたことがある程度	308	27.5%
名前も聞いたことはないし、内容も知らない	260	23.3%
無回答	113	10.1%
合計	1,118	100.0%

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	内容などをよく知っている	58	16	17	13	6	2	0	90
	詳しくはわからないが、概要は知っている	216	73	32	69	29	16	12	347
	名前を聞いたことがある程度	169	61	46	67	31	14	5	308
	名前も聞いたことはないし、内容も知らない	120	69	63	37	24	7	6	260
	無回答	82	10	12	9	3	0	3	113
構成比	内容などをよく知っている	9.0%	7.0%	10.0%	6.7%	6.5%	5.1%	0.0%	8.1%
	詳しくはわからないが、概要は知っている	33.5%	31.9%	18.8%	35.4%	31.2%	41.0%	46.2%	31.0%
	名前を聞いたことがある程度	26.2%	26.6%	27.1%	34.4%	33.3%	35.9%	19.2%	27.5%
	名前も聞いたことはないし、内容も知らない	18.6%	30.1%	37.1%	19.0%	25.8%	17.9%	23.1%	23.3%
	無回答	12.7%	4.4%	7.1%	4.6%	3.2%	0.0%	11.5%	10.1%

問 19 あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。
(○は1つだけ)

成年後見制度の利用については、「利用は考えていない」が37.3%と最も高く、次いで「必要になれば利用したい」が24.5%、「将来的には、利用することも考えられる」が23.4%となっています。



項目	度数	構成比
既に利用している	8	0.7%
今すぐ利用したい	10	0.9%
必要になれば利用したい	274	24.5%
将来的には、利用することも考えられる	262	23.4%
利用は考えていない	417	37.3%
無回答	147	13.1%
合計	1,118	100.0%

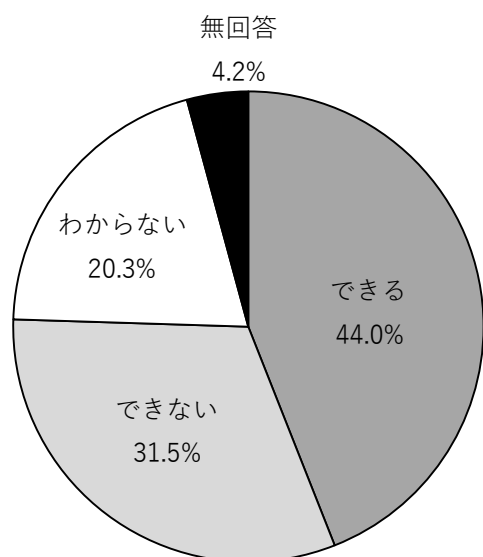
【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	既に利用している	7	3	1	0	0	0	0	8
	今すぐ利用したい	5	1	3	1	2	0	0	10
	必要になれば利用したい	133	75	49	52	35	15	6	274
	将来的には、利用することも考えられる	120	101	44	37	44	7	8	262
	利用は考えていない	282	31	57	91	7	15	6	417
	無回答	98	18	16	14	5	2	6	147
構成比	既に利用している	1.1%	1.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
	今すぐ利用したい	0.8%	0.4%	1.8%	0.5%	2.2%	0.0%	0.0%	0.9%
	必要になれば利用したい	20.6%	32.8%	28.8%	26.7%	37.6%	38.5%	23.1%	24.5%
	将来的には、利用することも考えられる	18.6%	44.1%	25.9%	19.0%	47.3%	17.9%	30.8%	23.4%
	利用は考えていない	43.7%	13.5%	33.5%	46.7%	7.5%	38.5%	23.1%	37.3%
	無回答	15.2%	7.9%	9.4%	7.2%	5.4%	5.1%	23.1%	13.1%

災害時の避難等について

問 20 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。 (○は1つだけ)

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が 44.0%、「できない」が 31.5%、「わからない」が 20.3%となっています。



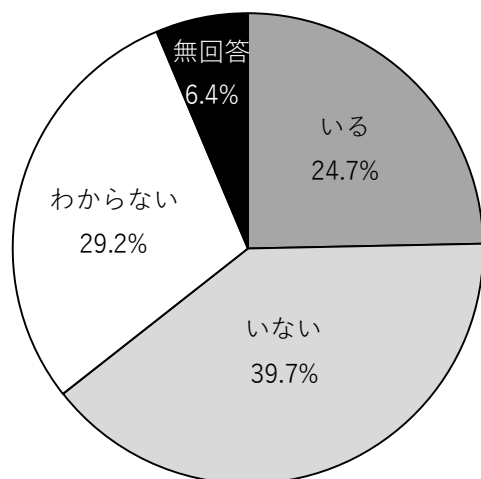
項目	度数	構成比
できる	492	44.0%
できない	352	31.5%
わからない	227	20.3%
無回答	47	4.2%
合計	1,118	100.0%

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	できる	287	37	70	108	23	8	13	492
	できない	217	138	33	57	44	21	5	352
	わからない	115	46	57	26	24	9	7	227
	無回答	26	8	10	4	2	1	1	47
構成比	できる	44.5%	16.2%	41.2%	55.4%	24.7%	20.5%	50.0%	44.0%
	できない	33.6%	60.3%	19.4%	29.2%	47.3%	53.8%	19.2%	31.5%
	わからない	17.8%	20.1%	33.5%	13.3%	25.8%	23.1%	26.9%	20.3%
	無回答	4.0%	3.5%	5.9%	2.1%	2.2%	2.6%	3.8%	4.2%

問 21 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

災害時に近所であなただけを助けてくれる人については、「いない」が39.7%、「わからない」が29.2%、「いる」が24.7%となっています。



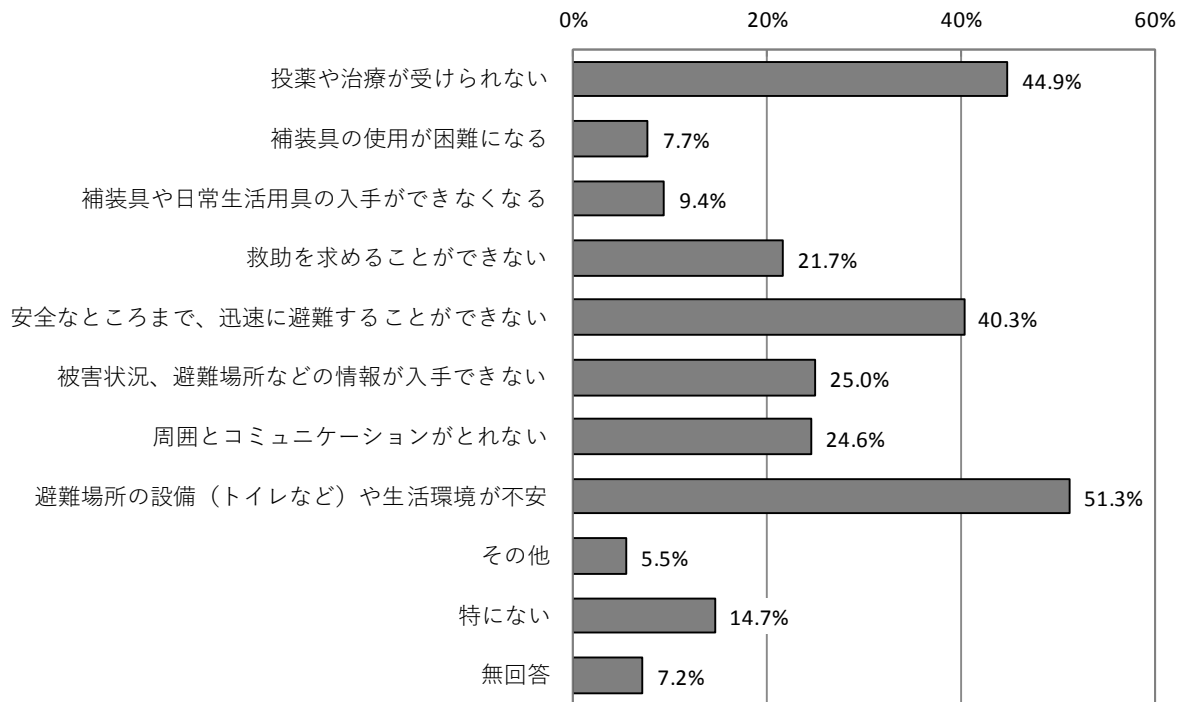
項目	度数	構成比
いる	276	24.7%
いない	444	39.7%
わからない	327	29.2%
無回答	71	6.4%
合計	1,118	100.0%

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	いる	175	37	34	52	20	7	10	276
	いない	244	117	87	72	46	16	5	444
	わからない	182	64	38	62	25	14	8	327
	無回答	44	11	11	9	2	2	3	71
構成比	いる	27.1%	16.2%	20.0%	26.7%	21.5%	17.9%	38.5%	24.7%
	いない	37.8%	51.1%	51.2%	36.9%	49.5%	41.0%	19.2%	39.7%
	わからない	28.2%	27.9%	22.4%	31.8%	26.9%	35.9%	30.8%	29.2%
	無回答	6.8%	4.8%	6.5%	4.6%	2.2%	5.1%	11.5%	6.4%

問 22 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が51.3%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が44.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が40.3%となっています。



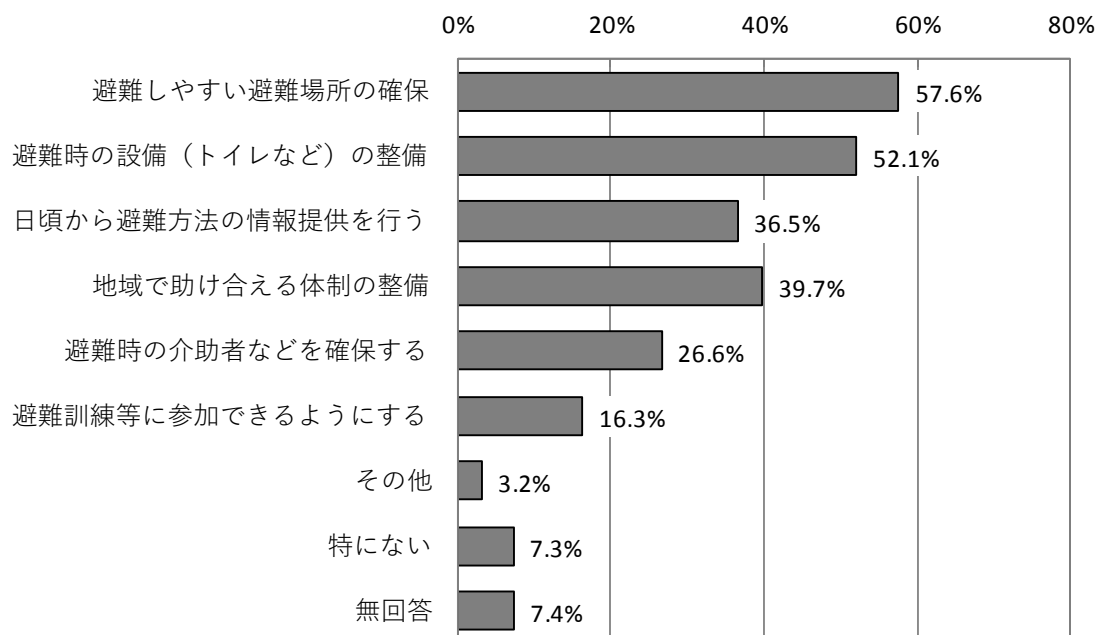
項目	度数	比率
投薬や治療が受けられない	502	44.9%
補装具の使用が困難になる	86	7.7%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	105	9.4%
救助を求めることができない	243	21.7%
安全なところまで、迅速に避難することができない	451	40.3%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	280	25.0%
周囲とコミュニケーションがとれない	275	24.6%
避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	573	51.3%
その他	61	5.5%
特にない	164	14.7%
無回答	80	7.2%
回答者数	1,118	

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	投薬や治療が受けられない	266	86	118	115	38	23	11	502
	補装具の使用が困難になる	73	16	7	15	2	10	2	86
	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	82	20	13	17	4	9	3	105
	救助を求めることができない	129	111	35	32	35	18	6	243
	安全なところまで、迅速に避難することができない	290	133	59	64	47	27	11	451
	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	143	101	47	38	46	16	4	280
	周囲とコミュニケーションがとれない	115	115	65	25	59	15	4	275
	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	342	135	82	114	54	26	14	573
	その他	29	20	11	9	11	4	0	61
	特になし	99	23	15	28	7	5	3	164
比率	無回答	47	14	13	10	1	0	4	80
	投薬や治療が受けられない	41.2%	37.6%	69.4%	59.0%	40.9%	59.0%	42.3%	44.9%
	補装具の使用が困難になる	11.3%	7.0%	4.1%	7.7%	2.2%	25.6%	7.7%	7.7%
	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12.7%	8.7%	7.6%	8.7%	4.3%	23.1%	11.5%	9.4%
	救助を求めることができない	20.0%	48.5%	20.6%	16.4%	37.6%	46.2%	23.1%	21.7%
	安全なところまで、迅速に避難することができない	45.0%	58.1%	34.7%	32.8%	50.5%	69.2%	42.3%	40.3%
	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	22.2%	44.1%	27.6%	19.5%	49.5%	41.0%	15.4%	25.0%
	周囲とコミュニケーションがとれない	17.8%	50.2%	38.2%	12.8%	63.4%	38.5%	15.4%	24.6%
	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	53.0%	59.0%	48.2%	58.5%	58.1%	66.7%	53.8%	51.3%
	その他	4.5%	8.7%	6.5%	4.6%	11.8%	10.3%	0.0%	5.5%
	特になし	15.3%	10.0%	8.8%	14.4%	7.5%	12.8%	11.5%	14.7%
	無回答	7.3%	6.1%	7.6%	5.1%	1.1%	0.0%	15.4%	7.2%

問 23 災害時など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

緊急避難時の対策については、「避難しやすい避難場所の確保」が57.6%と最も高く、次いで「避難時の設備（トイレなど）の整備」が52.1%、「地域で助け合える体制の整備」が39.7%となっています。



項目	度数	比率
避難しやすい避難場所の確保	644	57.6%
避難時の設備(トイレなど)の整備	582	52.1%
日頃から避難方法の情報提供を行う	408	36.5%
地域で助け合える体制の整備	444	39.7%
避難時の介助者などを確保する	297	26.6%
避難訓練等に参加できるようにする	182	16.3%
その他	36	3.2%
特にない	82	7.3%
無回答	83	7.4%
回答者数	1,118	

【障害別クロス】

		身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)	全体 (n=1,118)
度数	避難しやすい避難場所の確保	381	137	89	114	58	22	16	644
	避難時の設備(トイレなど)の整備	359	100	79	123	38	22	15	582
	日頃から避難方法の情報提供を行う	227	90	63	70	49	19	6	408
	地域で助け合える体制の整備	254	98	63	65	41	15	8	444
	避難時の介助者などを確保する	173	83	47	54	29	14	7	297
	避難訓練等に参加できるようにする	106	40	27	31	19	8	5	182
	その他	17	13	12	7	9	7	0	36
	特にない	38	17	19	13	4	2	1	82
比率	無回答	50	13	16	8	4	2	4	83
	避難しやすい避難場所の確保	59.1%	59.8%	52.4%	58.5%	62.4%	56.4%	61.5%	57.6%
	避難時の設備(トイレなど)の整備	55.7%	43.7%	46.5%	63.1%	40.9%	56.4%	57.7%	52.1%
	日頃から避難方法の情報提供を行う	35.2%	39.3%	37.1%	35.9%	52.7%	48.7%	23.1%	36.5%
	地域で助け合える体制の整備	39.4%	42.8%	37.1%	33.3%	44.1%	38.5%	30.8%	39.7%
	避難時の介助者などを確保する	26.8%	36.2%	27.6%	27.7%	31.2%	35.9%	26.9%	26.6%
	避難訓練等に参加できるようにする	16.4%	17.5%	15.9%	15.9%	20.4%	20.5%	19.2%	16.3%
	その他	2.6%	5.7%	7.1%	3.6%	9.7%	17.9%	0.0%	3.2%
	特にない	5.9%	7.4%	11.2%	6.7%	4.3%	5.1%	3.8%	7.3%
	無回答	7.8%	5.7%	9.4%	4.1%	4.3%	5.1%	15.4%	7.4%

質問は以上です。最後に障害福祉サービスや行政の取組について、何か意見がありましたら、自由にご記入ください。計画策定に向けて参考にさせていただきます。

別紙掲載

障害福祉に関するアンケート調査報告書

令和2年4月

つくば市 保健福祉部 障害福祉課

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL : 029-883-1111 (代表)

障害福祉に関するアンケート
調 査 報 告 書
【概要版】

令和 2 年 4 月
つくば市

調査の概要

1・目的

障害者（児）の計画策定に必要な各種の状況や、障害福祉サービスに関するニーズ等を把握するとともに計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

2・調査期間

令和2年1月27日（月）～ 令和2年2月10日（月）

3・調査対象者

つくば市在住の障害者手帳をお持ちの方、難病患者福祉金を受給している方の中から、無作為に抽出された 2,300 名の方です。

4・調査方法

郵送による調査票の配布・回収

5・回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,300	1,119	1,118	48.6%

6・報告書の見方

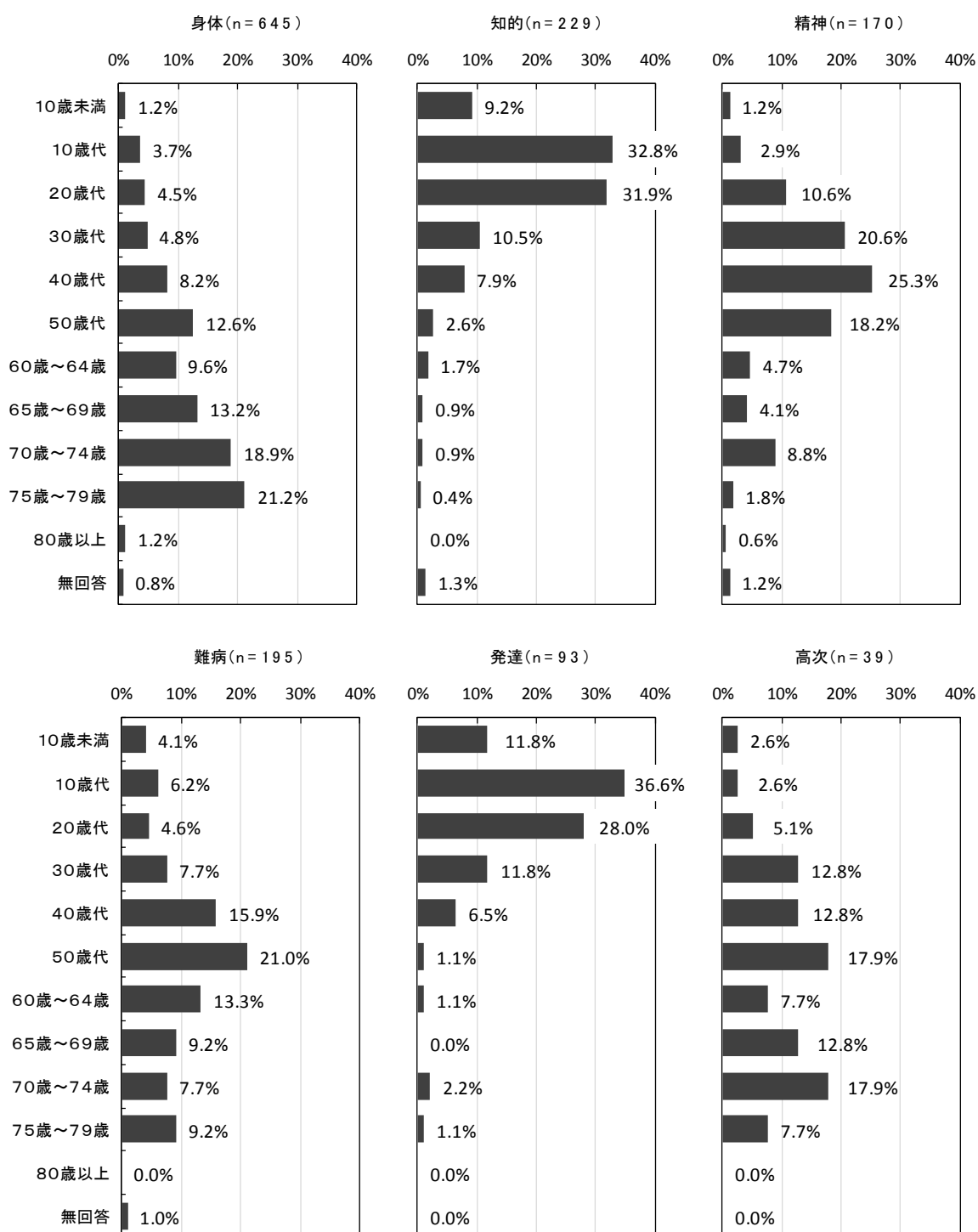
- ・本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
- ・本報告書では、回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は「非該当」として扱います。
- ・単数回答における構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（％）で示しています。したがって、非該当者数は構成比に含まれません。
- ・単数回答における構成比は、小数点以下第二位を四捨五入し算出する百分率（％）で表しているため、合計が 100％にならない場合があります。
- ・複数回答における比率は、グラフ中に「n」で示す回答者数を基数とする百分率（％）で表しているため、各比率の合計値は 100％にならない場合があります。
- ・本報告書の中では、身体障害を「身体」、知的障害を「知的」、精神障害を「精神」、難病または特定疾患を「難病」、発達障害を「発達」、高次脳機能障害を「高次」と省略している場合があります。

主な調査結果

1. あなた（宛名の方）と介助者について

（1）回答者の年齢（令和2年1月1日現在） ※問2 単数回答

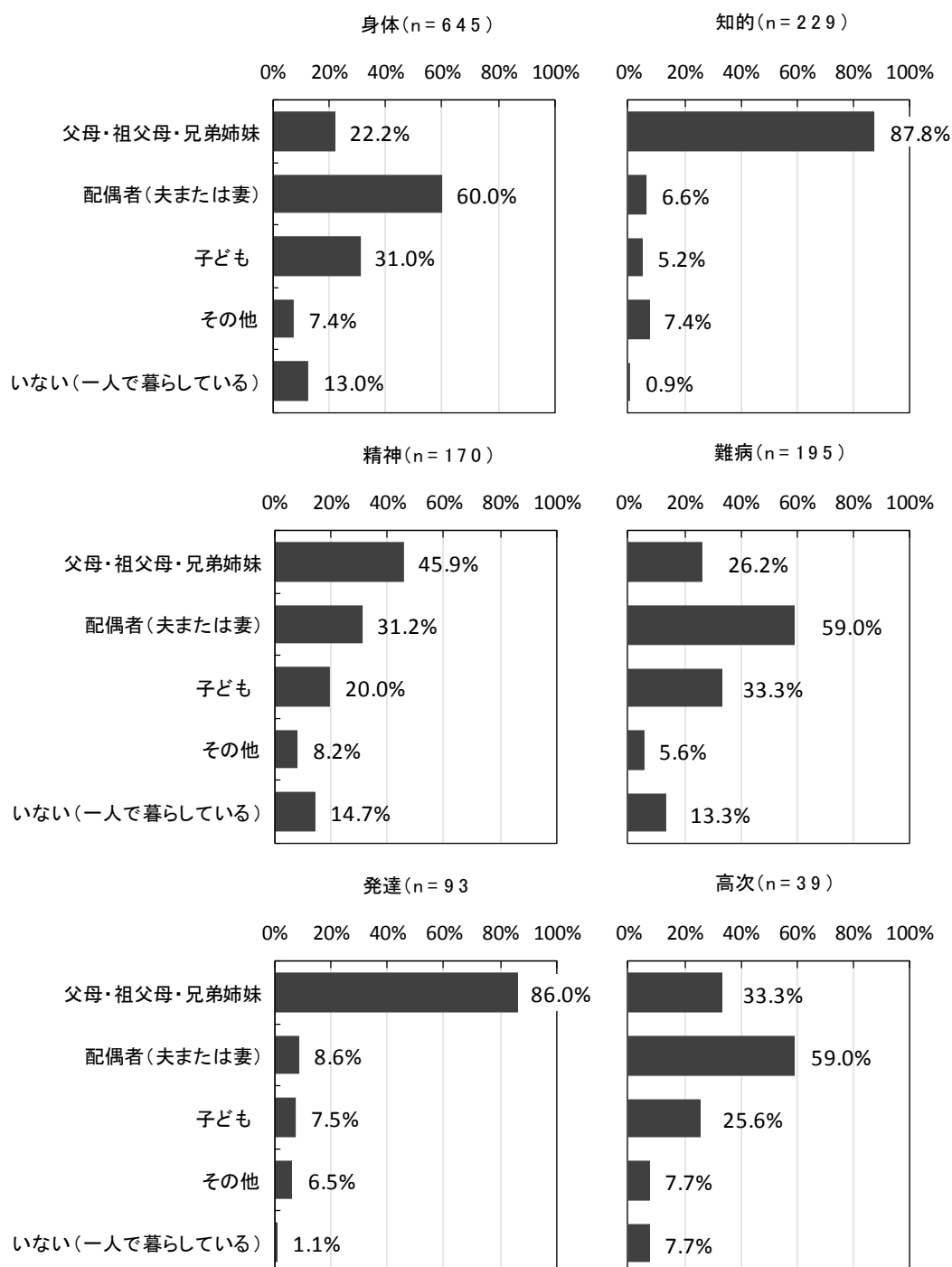
回答者の年齢について、身体障害と高次脳機能障害は高齢者の割合が高く、知的障害と発達障害は若年者の割合が高くなっています。精神障害は「40歳代」、難病は「50歳代」と「60歳代」がそれぞれ最も高くなっています。



(2) 一緒に生活している人 ※問4 複数回答

一緒に生活している人について、身体障害、難病、高次脳機能障害は「配偶者（夫または妻）」が6割と最も高くなっています。

知的障害、精神障害、発達障害は「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も高く、知的障害と発達障害では9割近くとなっています。



（３）日常生活での介助の必要性 ※問６ 項目ごとに単数回答

日常生活での介助の必要性について、「ひとりでできる」の割合をみると、身体障害と難病は全体的に高く、知的障害、精神障害、発達障害は場面による差が大きく、高次脳機能障害は全体的に低くなっています。

障害別では、身体障害は⑦外出と⑨お金の管理が６割台で、その他は全て７割台となっています。

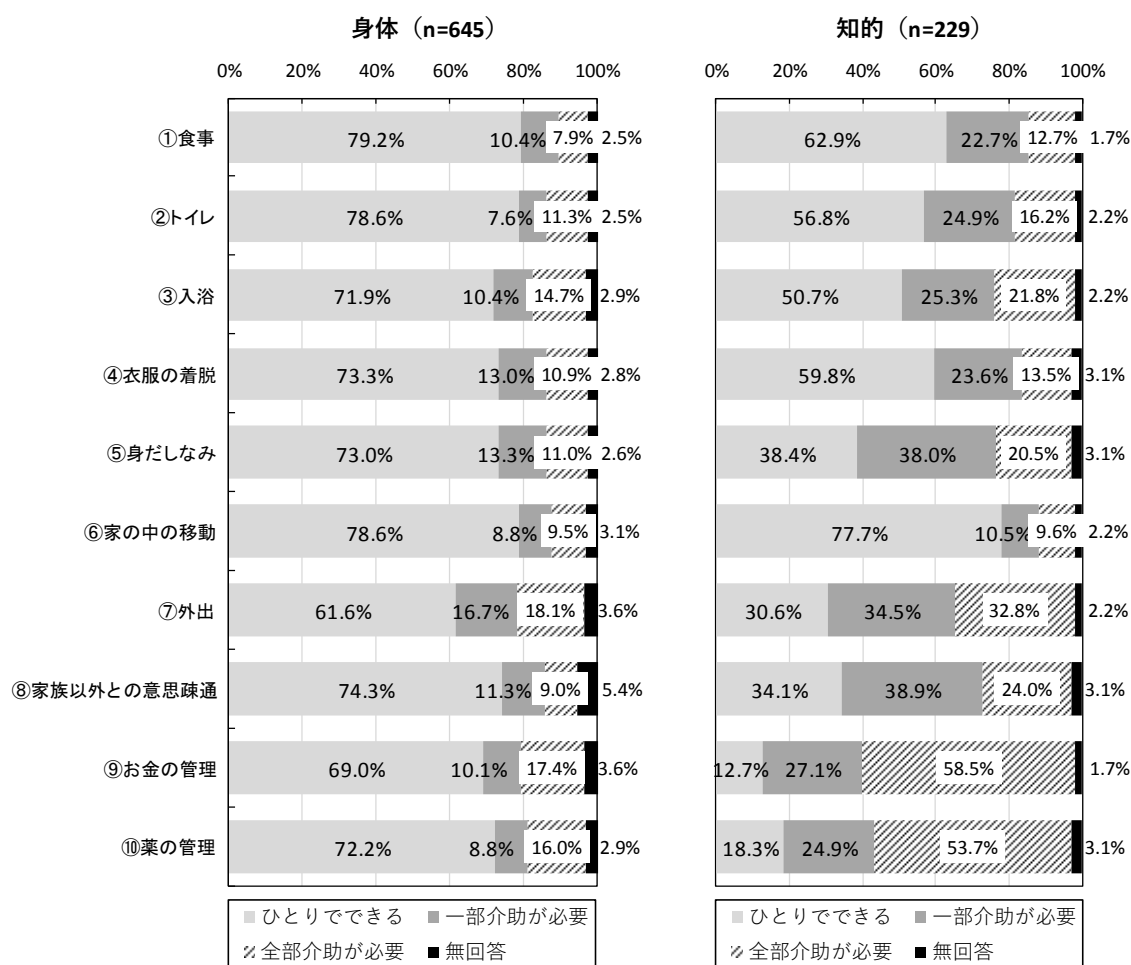
知的障害は、⑥家の中の移動が７７.７％と最も高くなっていますが、⑤身だしなみ、⑦外出、⑧家族以外との意思疎通は３割台、⑨お金の管理、⑩薬の管理は１割台となっています。

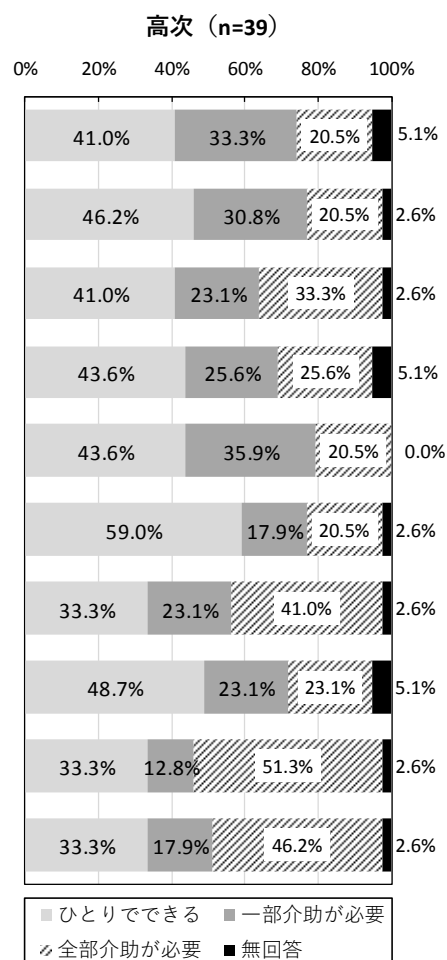
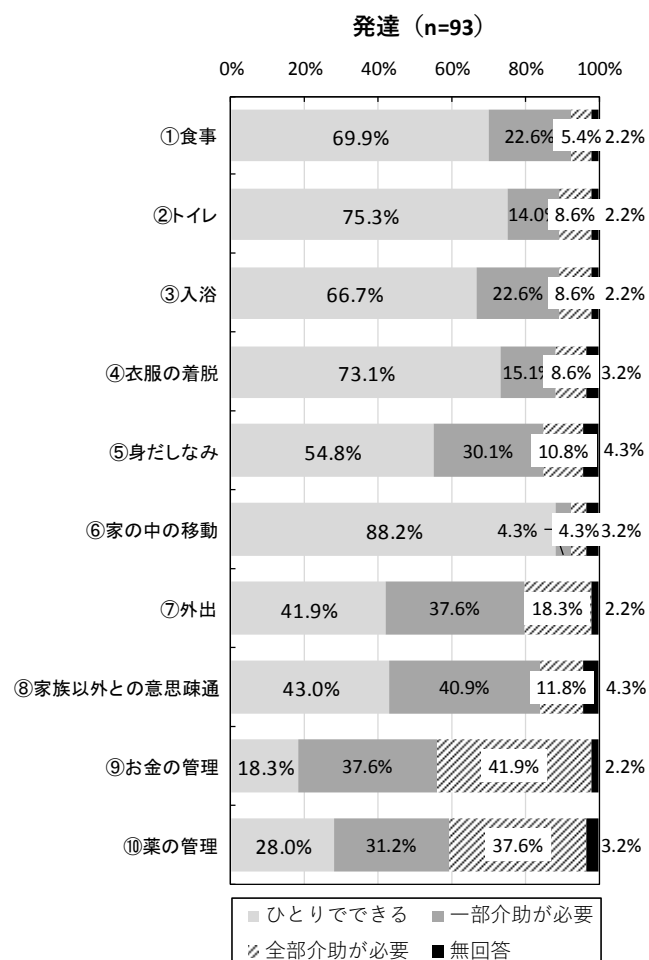
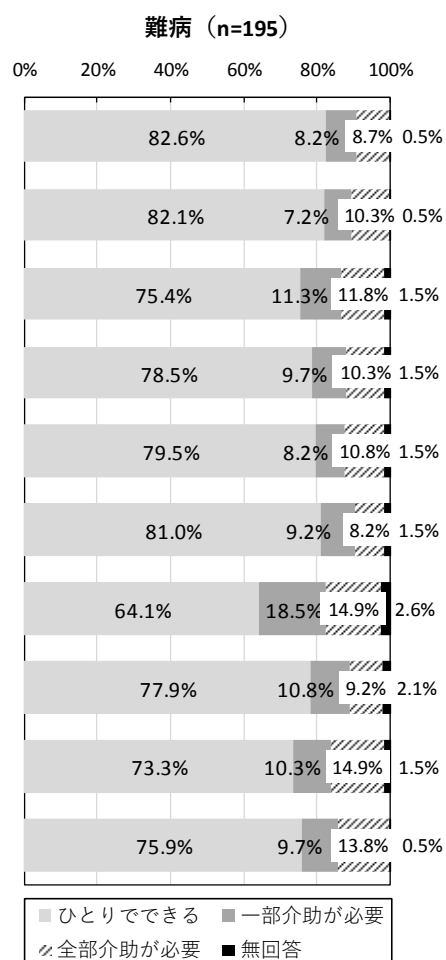
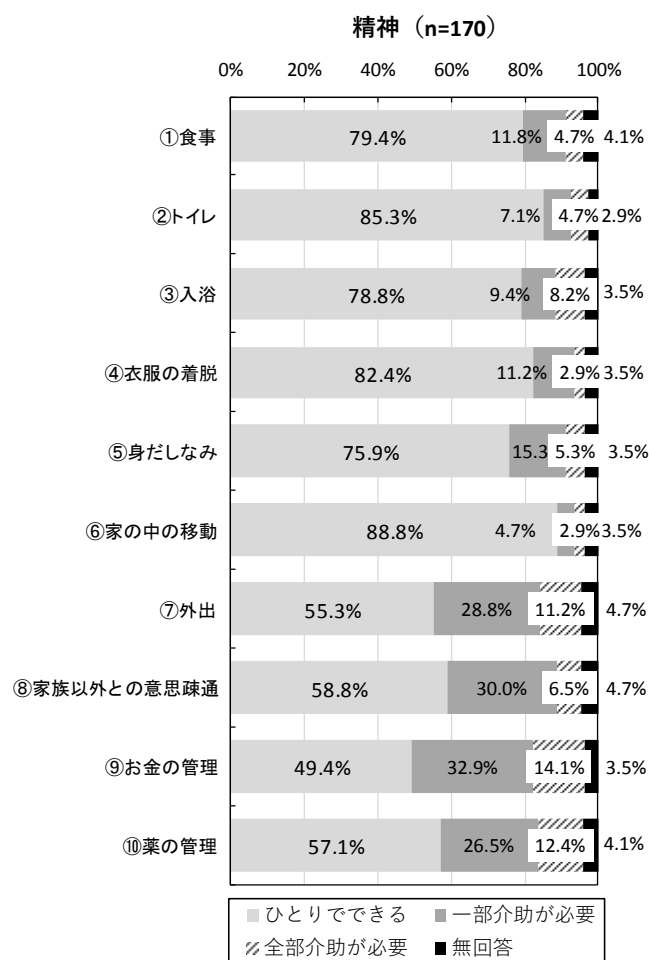
精神障害は、①食事から⑥家の中の移動までは７割から８割台ですが、⑦外出から⑩薬の管理までは、５割程度とやや低くなっています。

難病は、⑥外出が６４.１％ですが、それ以外は７割から８割台となっています。

発達障害は、⑥家の中の移動が８８.２％と最も高くなっていますが、⑤身だしなみは５４.８％、⑦外出、⑧家族以外との意思疎通は４割台、⑩薬の管理は２割台、⑨お金の管理は１割台と低くなっています。

高次脳機能障害は、⑥家の中の移動が５９.０％と最も高く、それ以外は３割から４割台と全体的に低くなっています。





2 ・ 外出等について

(1) 外出する時に困ること ※問 11 複数回答

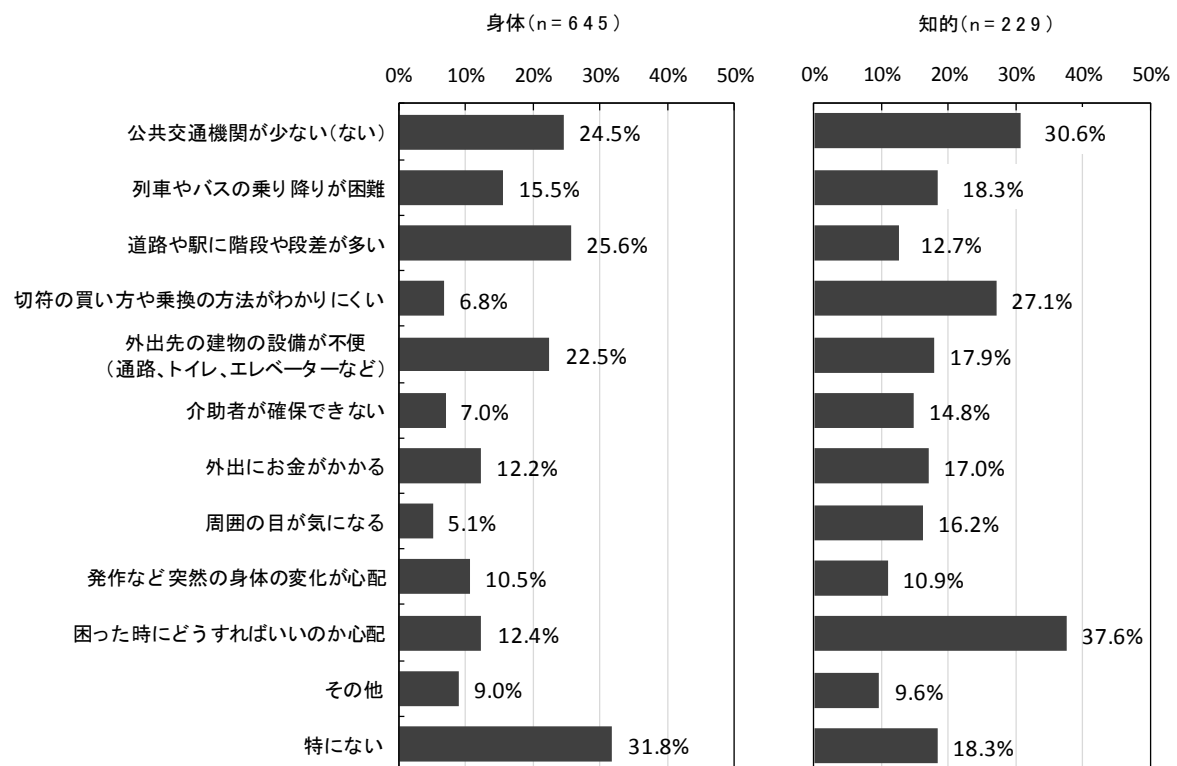
外出する時に困ることについては、障害の種類により特徴が見られます。身体障害と難病は、「道路や駅に階段や段差が多い」、「公共交通機関が少ない」、「外出先の建物の設備が不便」がいずれも2割台で他の項目よりも高くなっています。

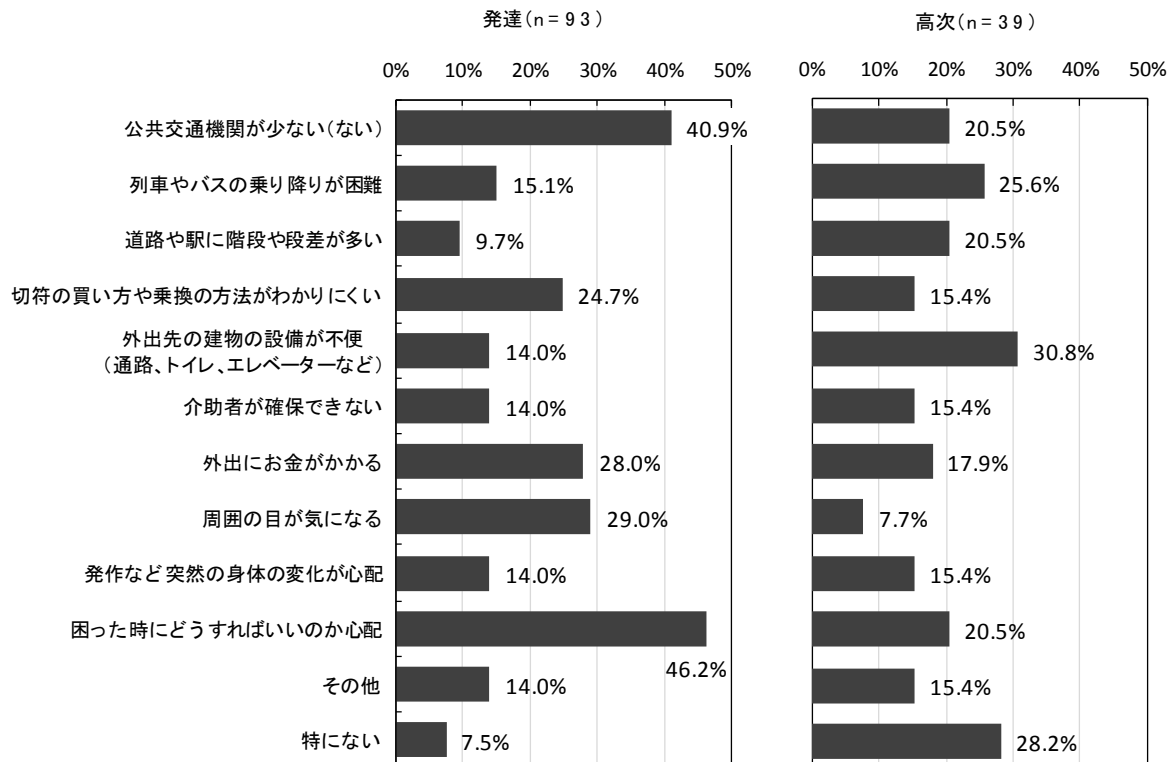
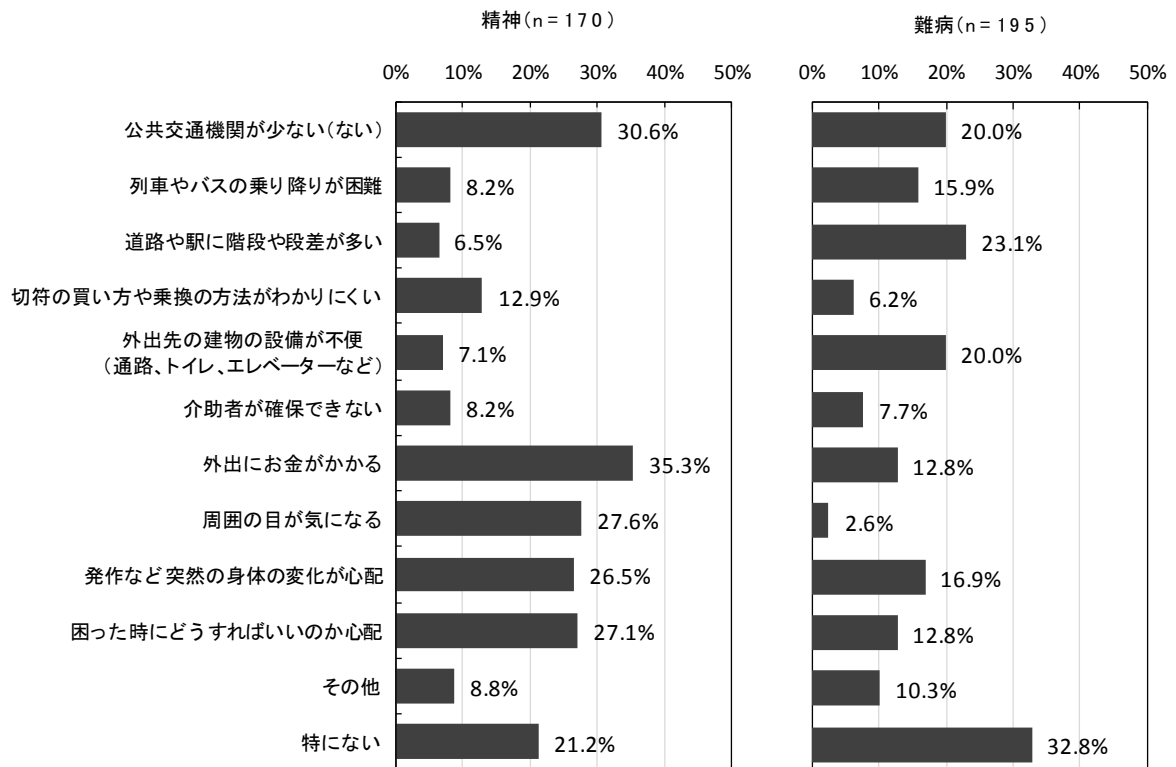
知的障害と発達障害は、困った時にどうすればいいのか心配」がそれぞれ37.6%と46.2%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」となっています。

精神障害は、「外出にお金がかかる」が35.3%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」となっています。

高次脳機能障害は、「外出先の建物の設備が不便」が30.8%と最も高く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」となっています。

また、身体障害と難病では、3割を超える人が「特にない」と回答しています。





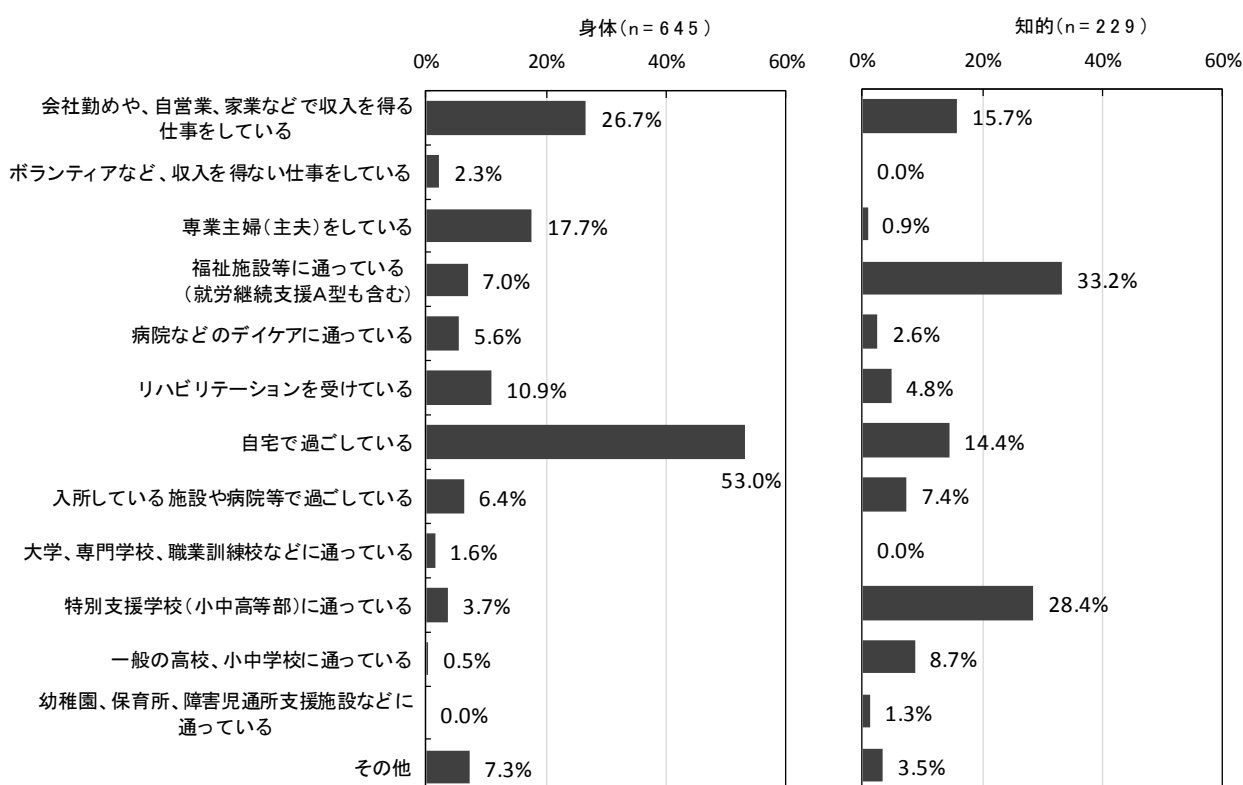
(2) 平日の日中の過ごし方 ※問 12 複数回答

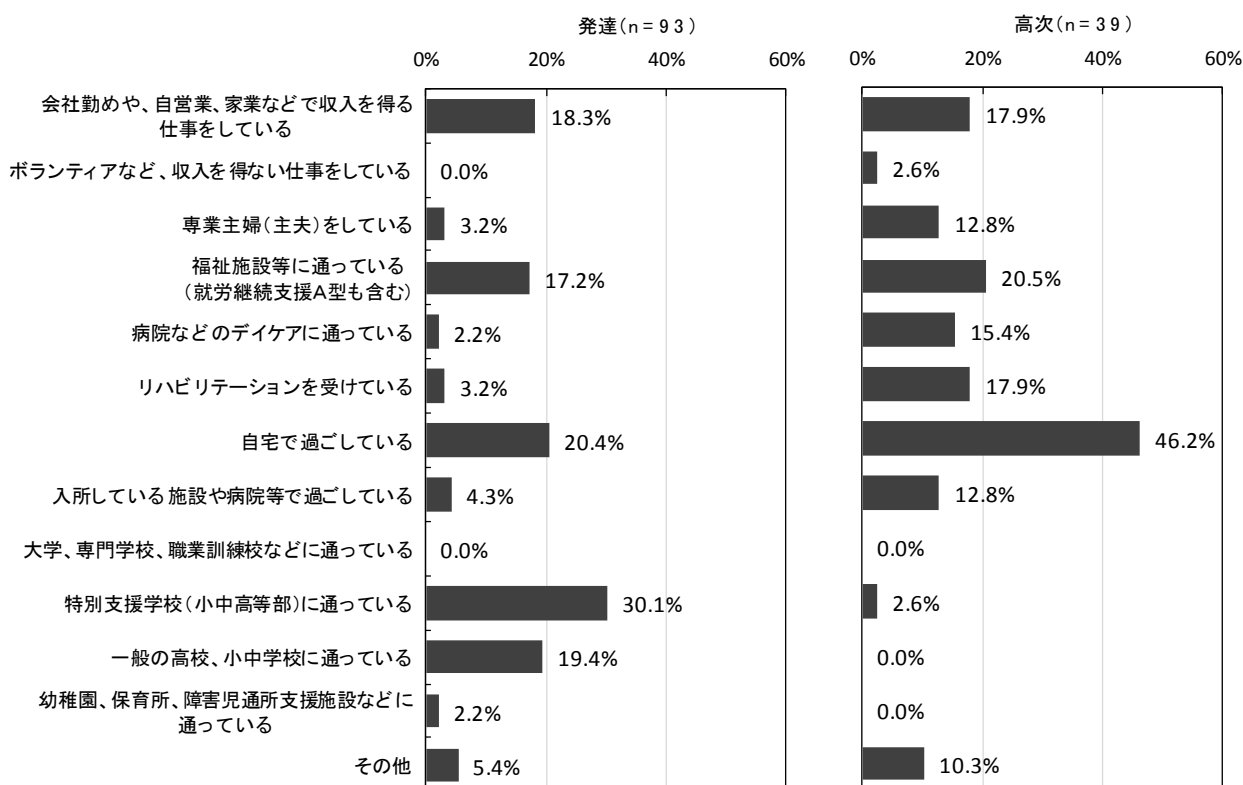
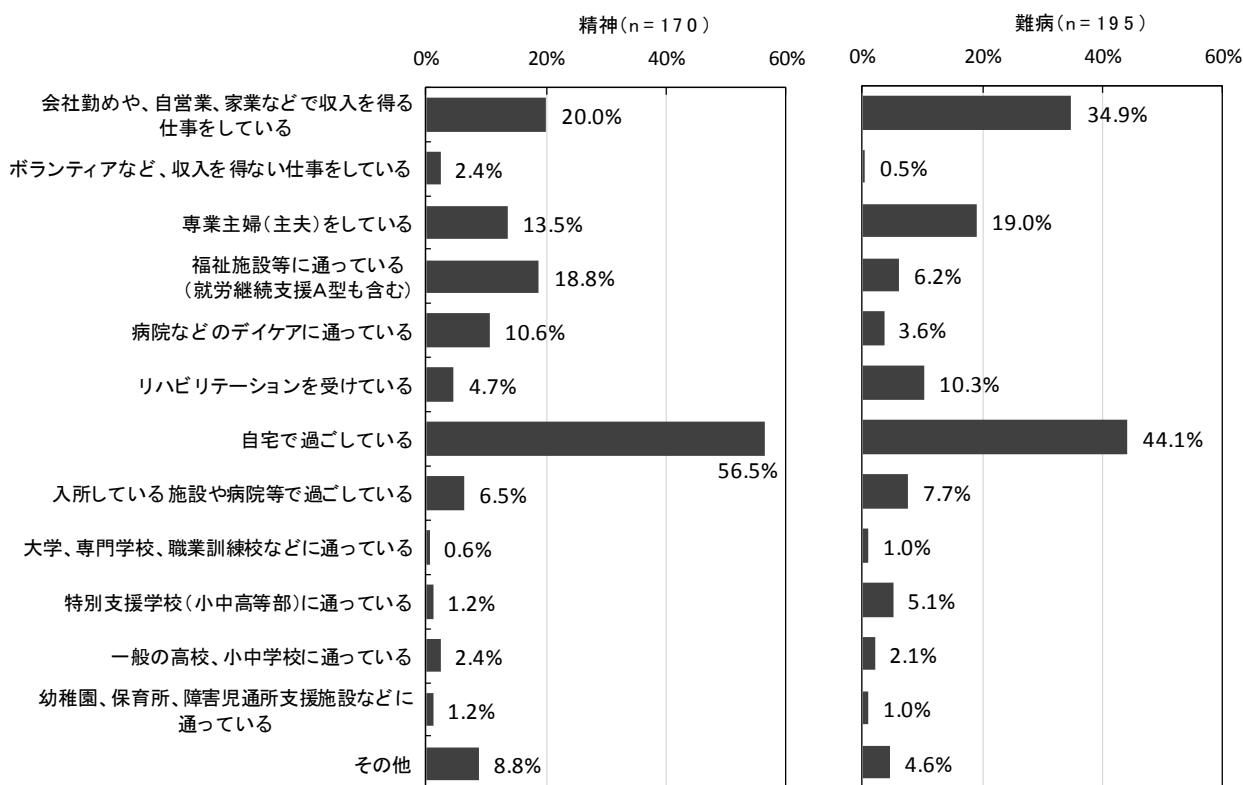
平日の日中の過ごし方について、身体障害、精神障害、難病は「自宅で過ごしている」が最4割から5割台と高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」となっています。

知的障害は「福祉施設等に通っている」が33.2%と最も高く、次いで「特別支援学校（小中学校）に通っている」となっています。

発達障害は「特別支援学校（小中学校）に通っている」が30.1%と最も高く、次いで「自宅で過ごしている」となっています。

高次脳機能障害では「自宅で過ごしている」が46.2%と最も高く、次いで「福祉施設等に通っている」となっています。

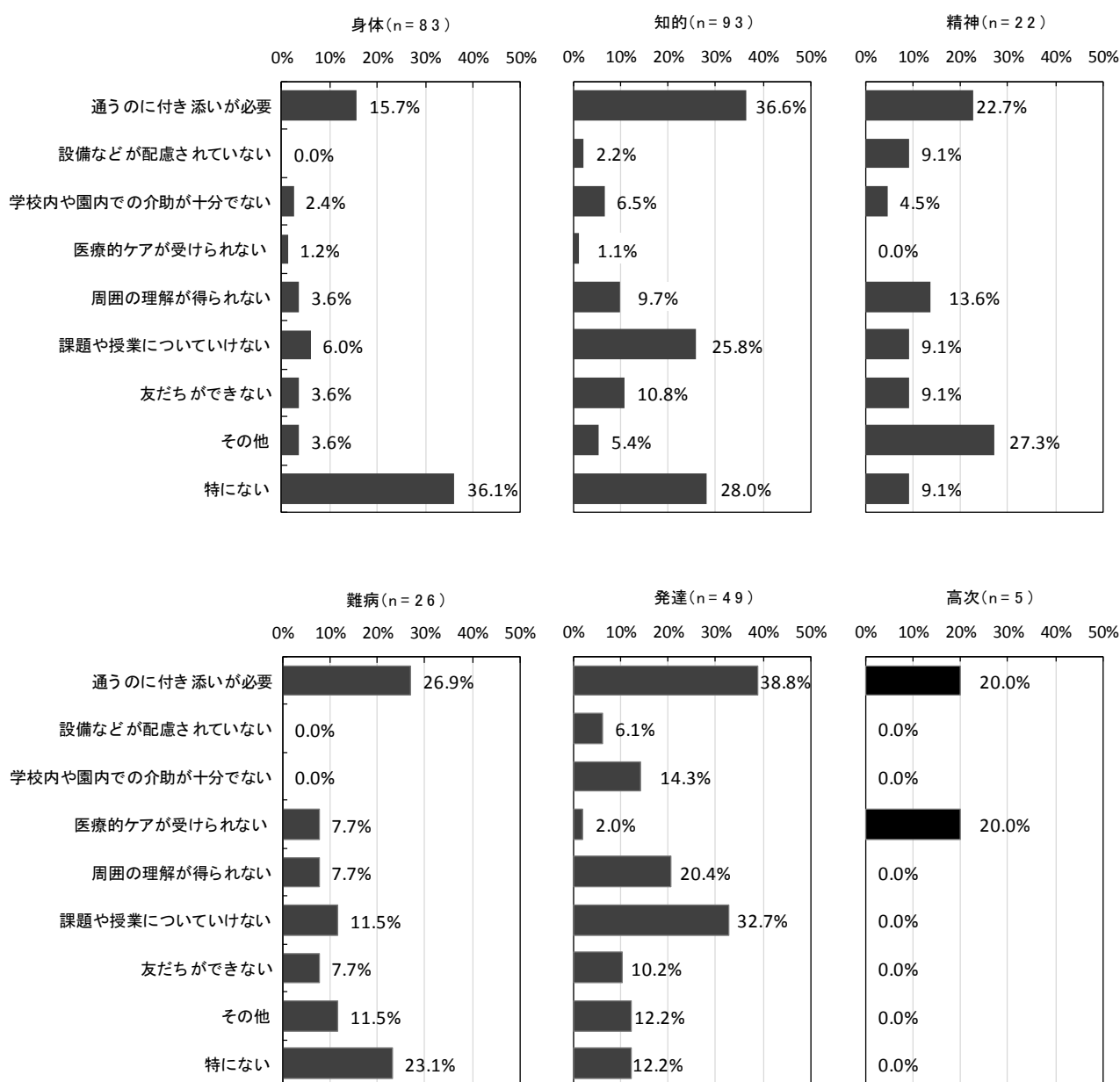




（３）施設・学校・保育所等に通う時に困ること ※問 12-（１） 複数回答

問 12 で「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている」から「幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている」のいずれかを選んだ人が、施設・学校・保育所等に通う時に困ることについては、「通うのに付き添いが必要」が全ての障害で最も高く、特に知的障害と発達障害では 4 割近くとなっています。また、更に知的障害と発達障害では「課題や授業についていけない」がそれぞれ 25.8%、32.7%と「通うのに付き添いが必要」に次ぐ高で 2 位の回答となっています。

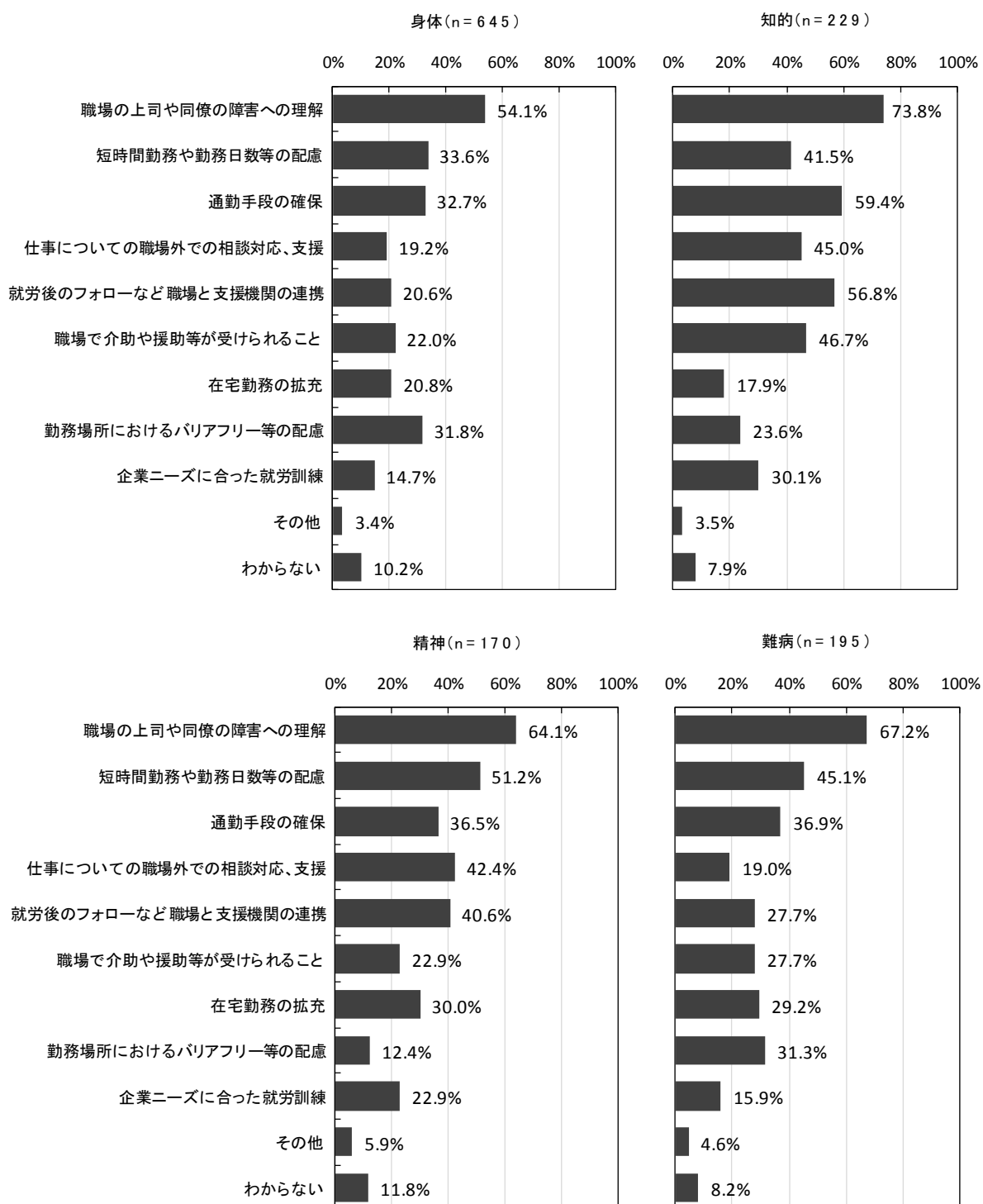
また、身体障害、知的障害、難病では、「特にない」が 2 割から 3 割台と、他の障害よりも高くなっています。

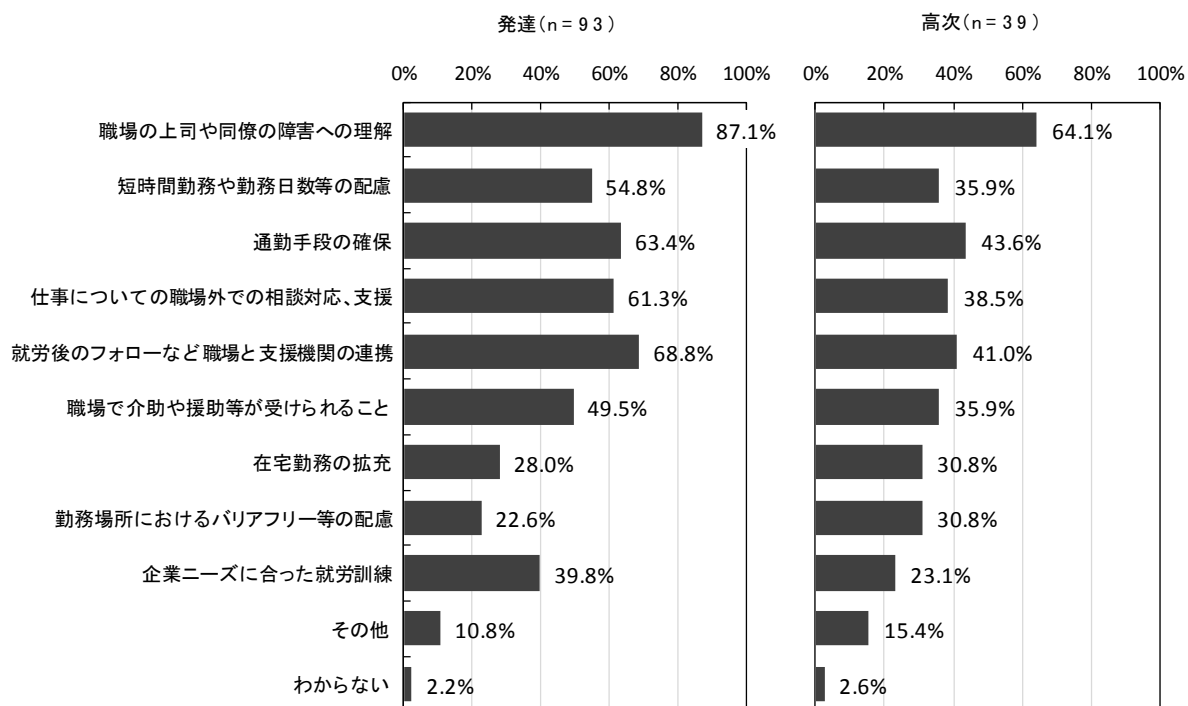


（４）障害のある人の就労のために必要と思う配慮 ※問 12-（２） 複数回答

障害のある人が就労するために、どのような配慮が必要と思うかについては、「職場の上司や同僚の障害への理解」が全ての障害で５割を超えて最も高く、特に知的障害では73.8%、発達障害では87.1%に達しています。

２位以下の回答では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が身体障害、精神障害、難病で２位、「通勤手段の確保」が知的障害と高次脳機能障害で２位、身体障害、難病、発達障害で３位、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が発達障害で２位、知的障害と高次脳機能障害で３位の回答となっています。





3・日々の活動について

(1) 福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手について ※問 14 単数回答

福祉サービスや福祉制度に関する情報を現在得ているところについて、「1. 市や県などの窓口」、「2. 市や県の広報紙やちらし、ホームページなどから」、「6. 家族や友人・知人から」、「10. 病院・診療所・薬局などから」などは、ほぼ全ての障害に共通して高くなっています。

また、知的障害、発達障害、高次脳機能障害では「7. 入所・通所している福祉施設の職員から」も高く、更に比較的若い年代の人の多い知的障害、発達障害では「11. 学校・職場から」も高くなっています。

「14. インターネットから」は難病と発達障害が4割を超えて高くなっています。

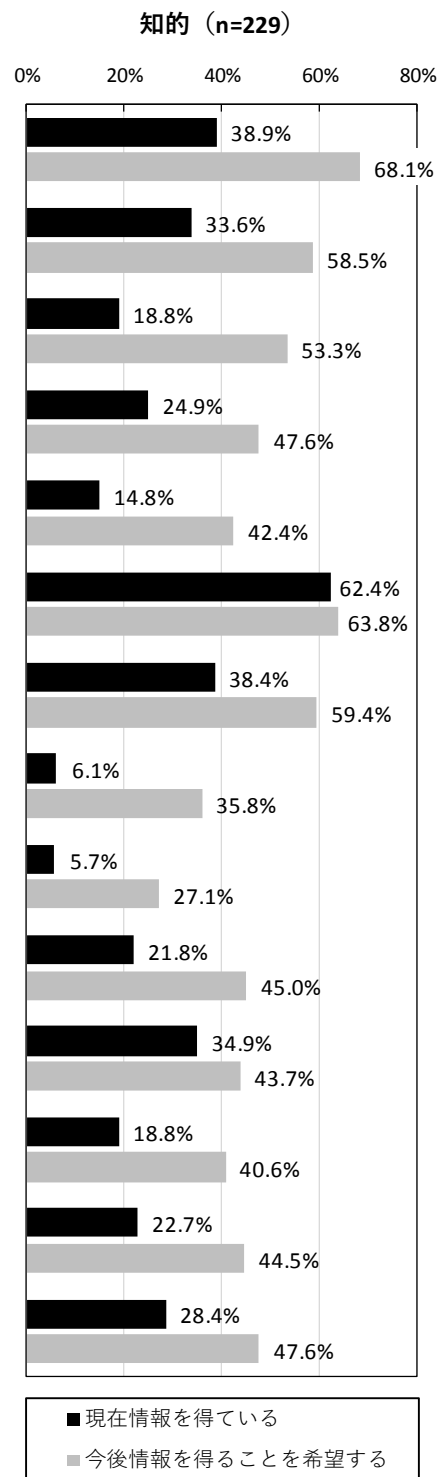
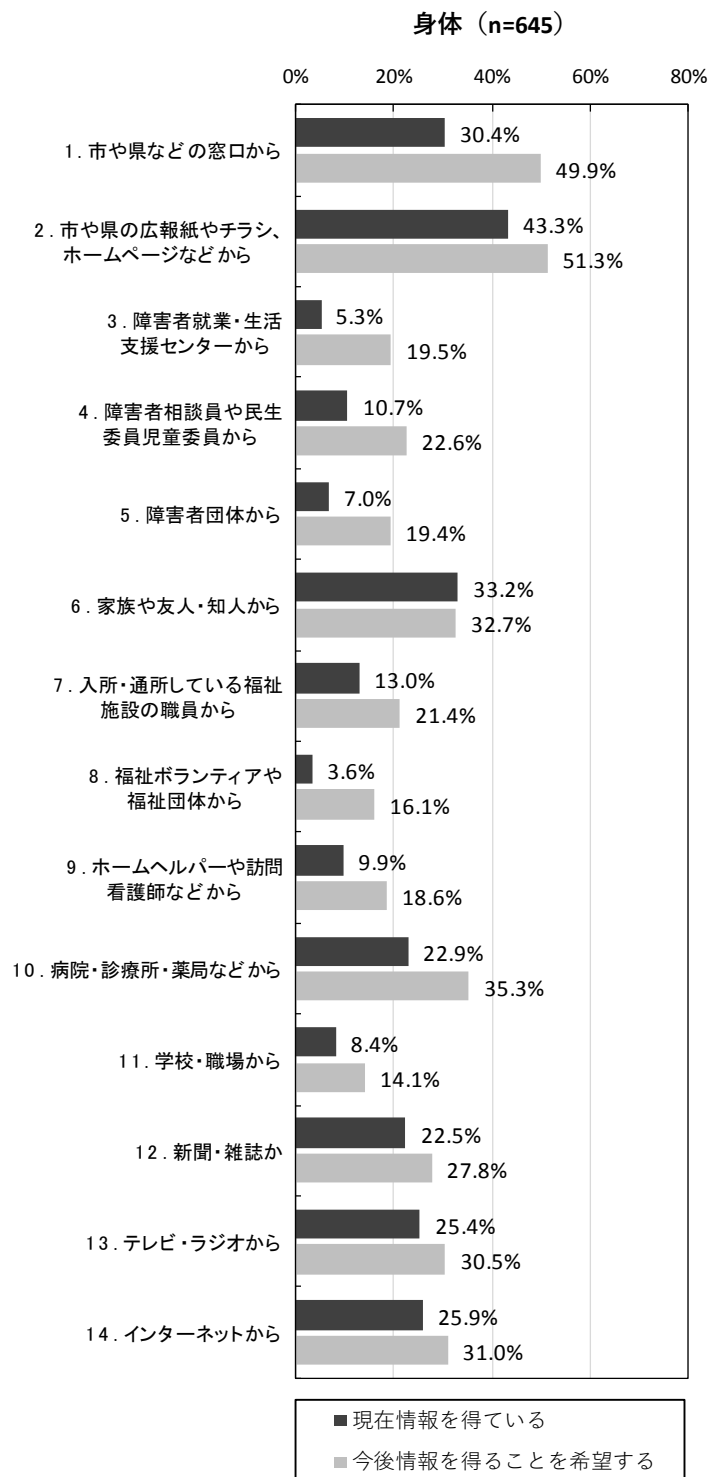
今後情報を得ることを希望するところについて、現在情報を得ている割合が高いところは、引き続き高くなっています。

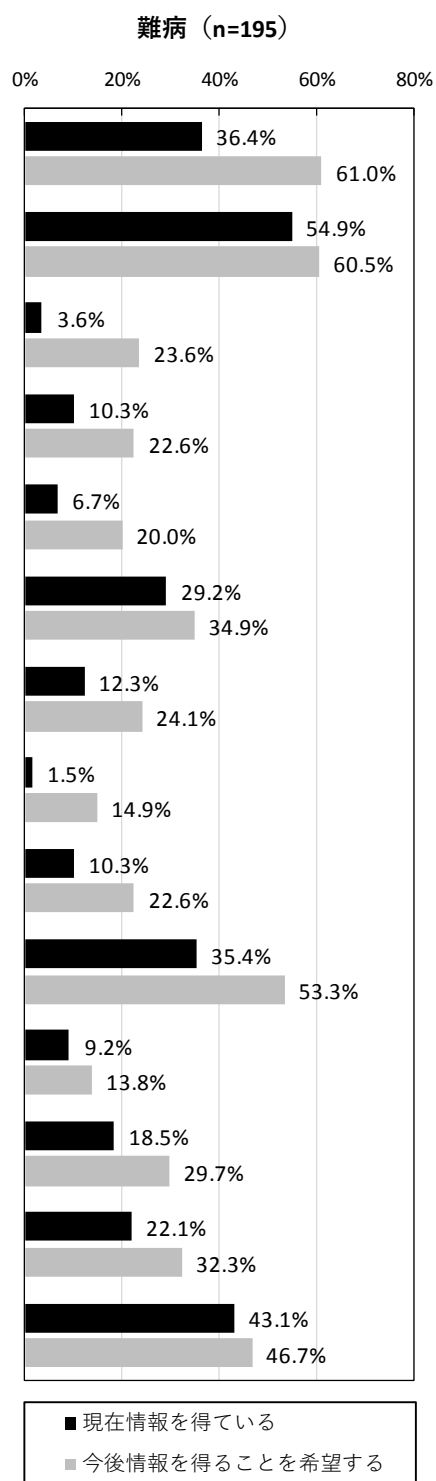
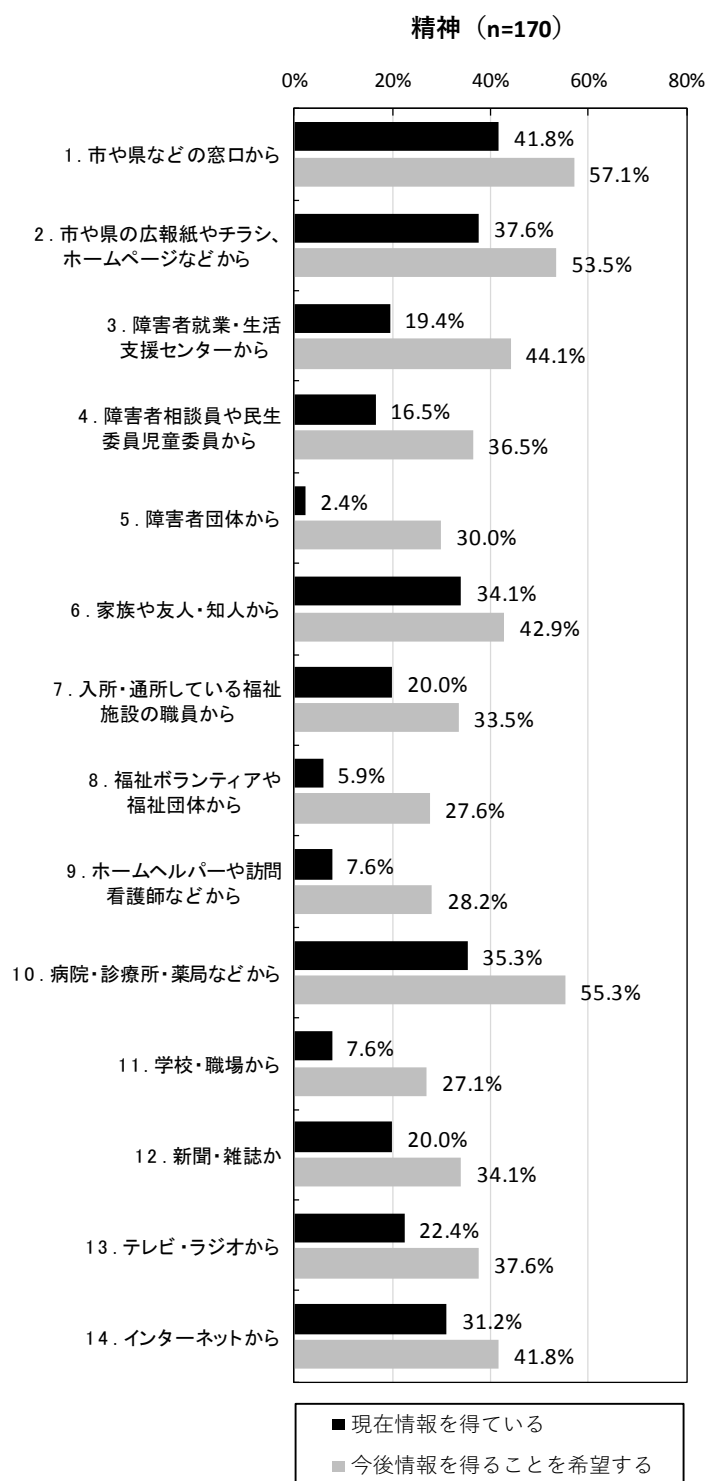
また、下表に示す「今後の希望」と「現在」の割合の差が25%を超え、今後の希望が現在よりも著しく高いのは、「1. 市や県などの窓口から」(知的障害、発達障害)、「2. 市や県の広報紙やちらし、ホームページなどから」(発達障害)、「3. 障害者就業・生活支援センター」(知的障害、発達障害)、「4. 障害者相談員や民生委員児童委員から」(発達障害)、「5. 障害者団体から」(知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害)、「8. 福祉ボランティアや福祉団体から」(知的障害、発達障害、高次脳機能障害)、「9. ホームヘルパーや訪問看護師などから」(発達障害)、「10. 病院・診療所・薬局などから」(発達障害、高次脳機能障害)となっています。

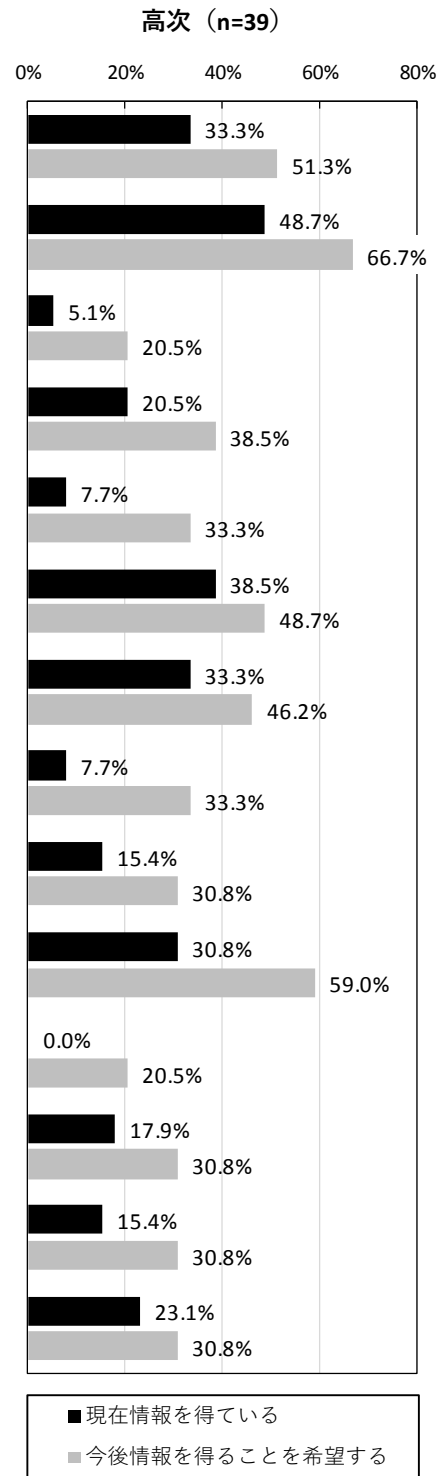
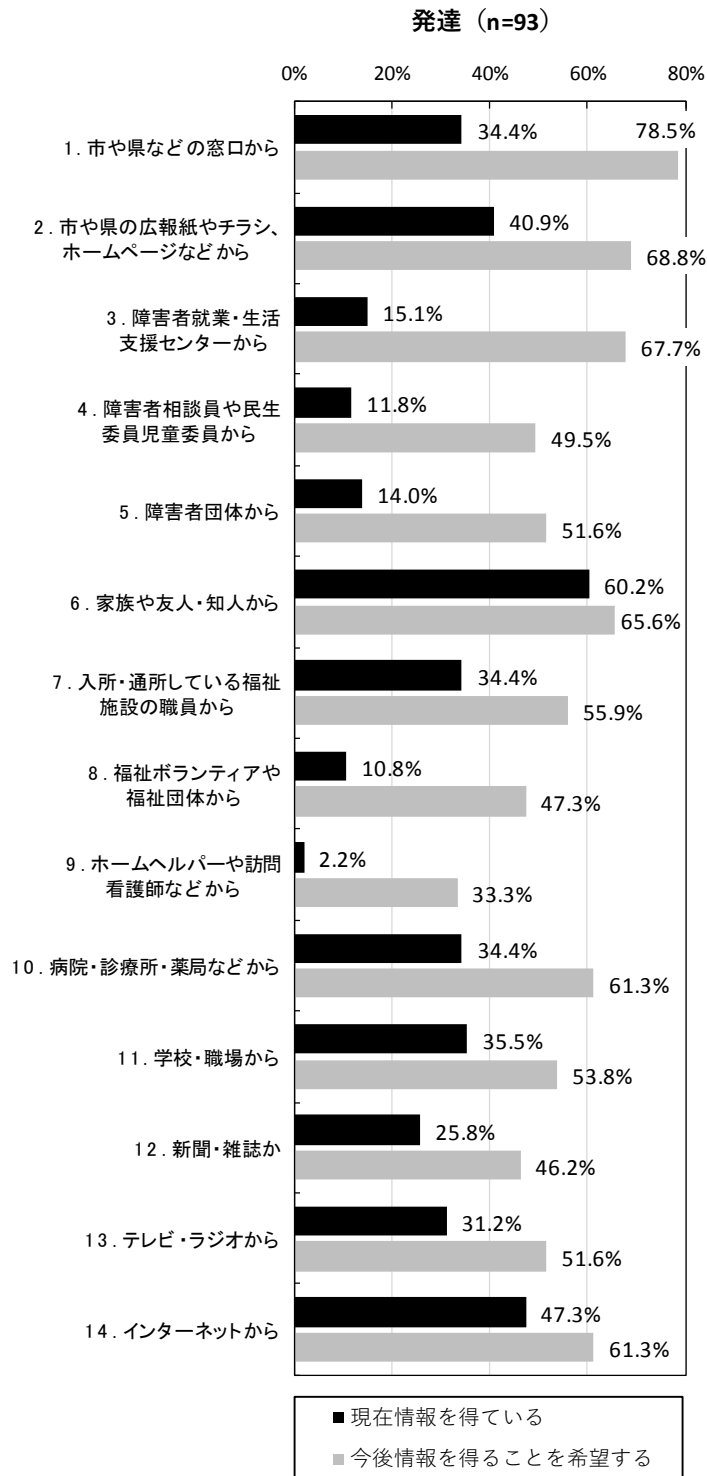
■「今後情報を得ることを希望する」割合と「現在情報を得ている」割合の差

	身体 n = 645	知的 n = 229	精神 n = 170	難病 n = 195	発達 n = 93	高次 n = 39
1. 市や県などの窓口から	19.5%	29.3%	15.3%	24.6%	44.1%	17.9%
2. 市や県の広報紙やちらし、ホームページなどから	8.1%	24.9%	15.9%	5.6%	28.0%	17.9%
3. 障害者就業・生活支援センターから	14.3%	34.5%	24.7%	20.0%	52.7%	15.4%
4. 障害者相談員や民生委員児童委員から	11.9%	22.7%	20.0%	12.3%	37.6%	17.9%
5. 障害者団体から	12.4%	27.5%	27.6%	13.3%	37.6%	25.6%
6. 家族や友人・知人から	-0.5%	1.3%	8.8%	5.6%	5.4%	10.3%
7. 入所・通所している福祉施設の職員から	8.4%	21.0%	13.5%	11.8%	21.5%	12.8%
8. 福祉ボランティアや福祉団体から	12.6%	29.7%	21.8%	13.3%	36.6%	25.6%
9. ホームヘルパーや訪問看護師などから	8.7%	21.4%	20.6%	12.3%	31.2%	15.4%
10. 病院・診療所・薬局などから	12.4%	23.1%	20.0%	17.9%	26.9%	28.2%
11. 学校・職場から	5.7%	8.7%	19.4%	4.6%	18.3%	20.5%
12. 新聞・雑誌から	5.3%	21.8%	14.1%	11.3%	20.4%	12.8%
13. テレビ・ラジオから	5.1%	21.8%	15.3%	10.3%	20.4%	15.4%
14. インターネットから	5.1%	19.2%	10.6%	3.6%	14.0%	7.7%

※25%以上の数字を網かけしています。





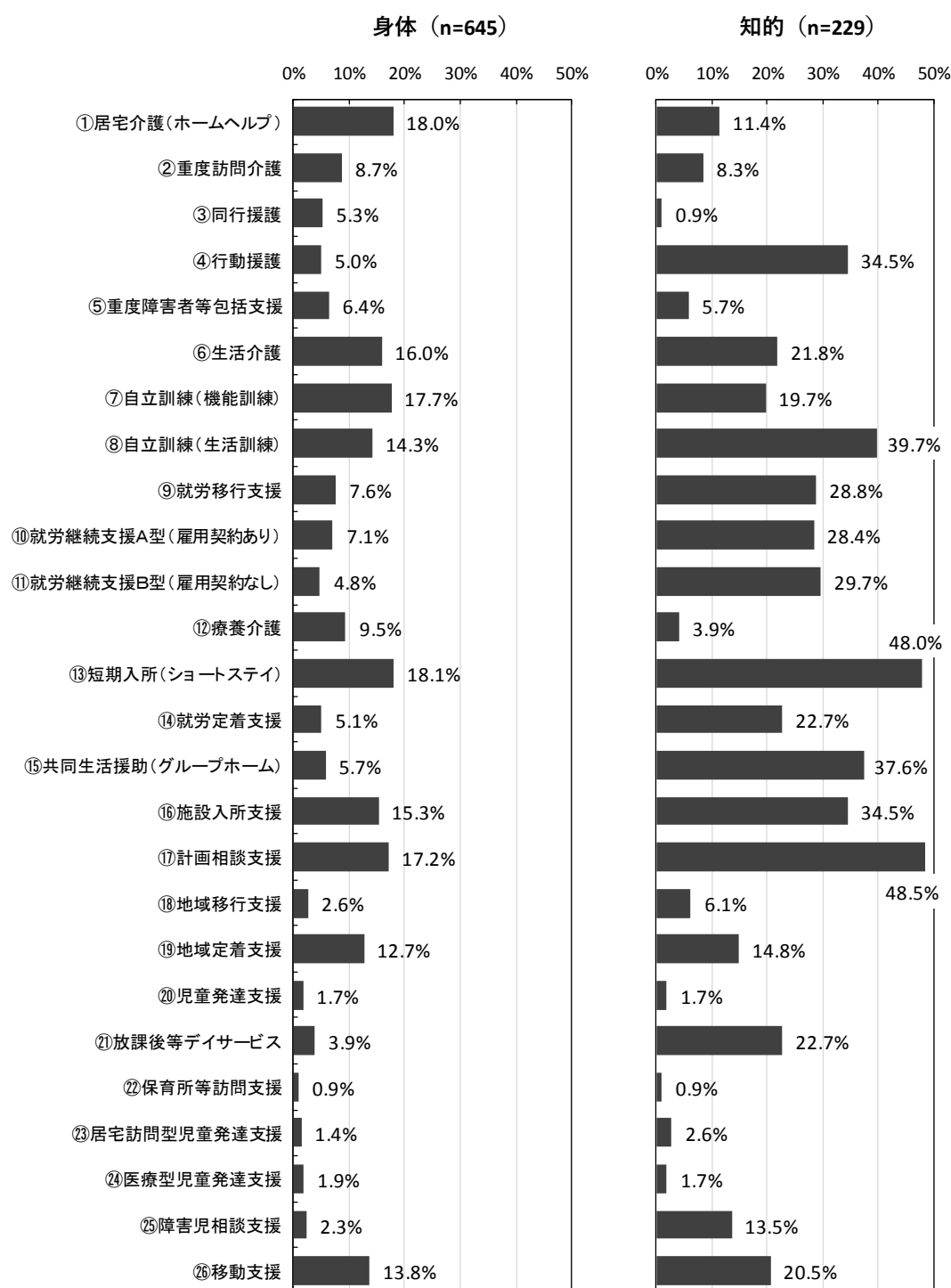


（２）今後利用したい福祉サービス ※問 15 項目ごとに単数回答

■身体障害、知的障害

身体障害では、希望の多い順に「⑬短期入所」(18.1%)、「①居宅介護」(18.0%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(17.7%)、「⑰計画相談支援」(17.2%)、「⑥生活介護」(16.0%)などとなっています。

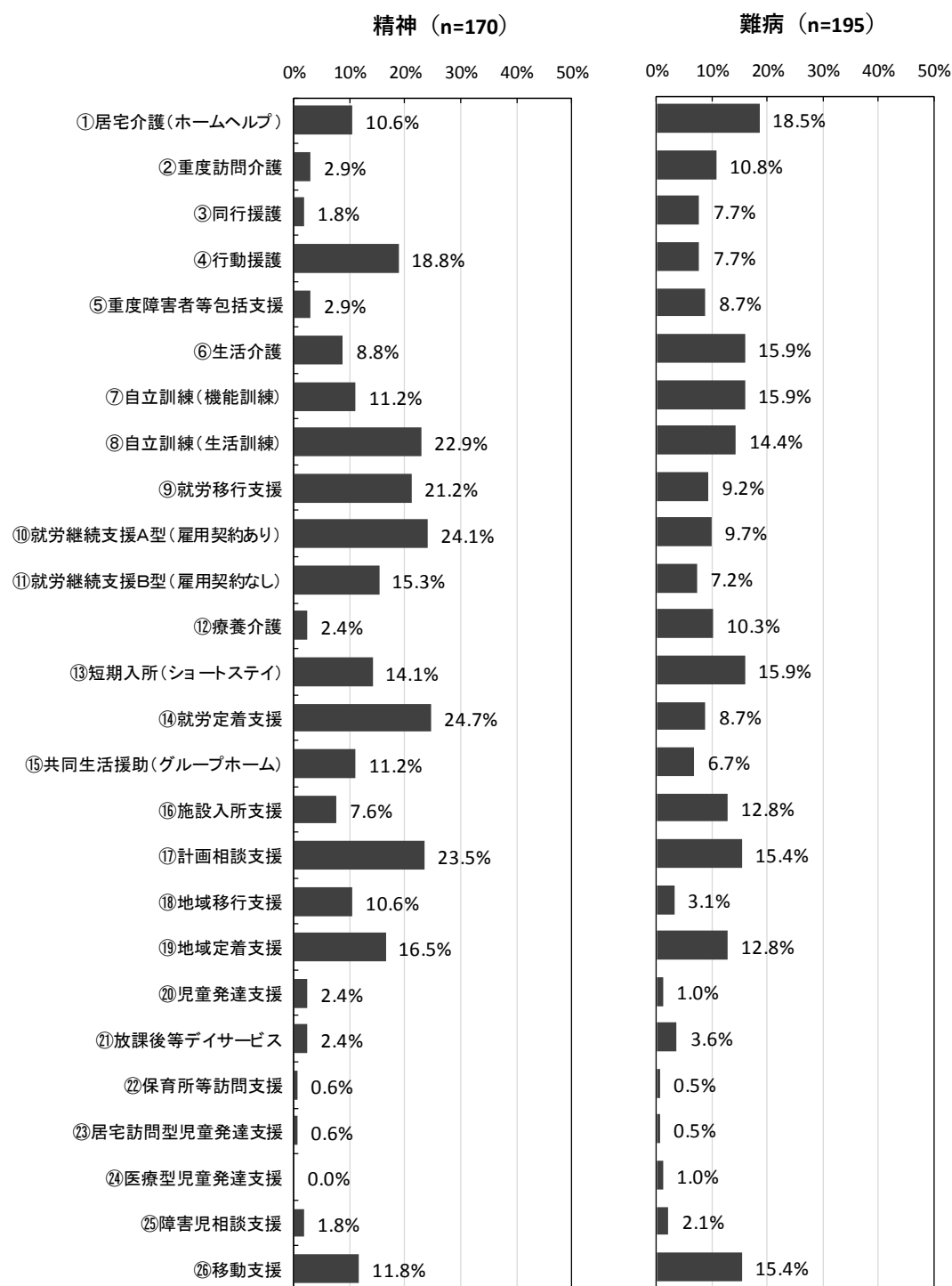
知的障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(48.5%)、「⑬短期入所」(48.0%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(39.7%)、「⑮共同生活援助」(37.6%)、「④行動援護」(34.5%)、「⑯施設入所支援」(34.5%)などとなっています。



■精神障害、難病

精神障害では、希望の多い順に「⑭就労定着支援」(24.7%)、「⑩就労継続支援 A 型」(24.1%)、「⑰計画相談支援」(23.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(22.9%)、「⑨就労移行支援」(21.2%) などとなっています。

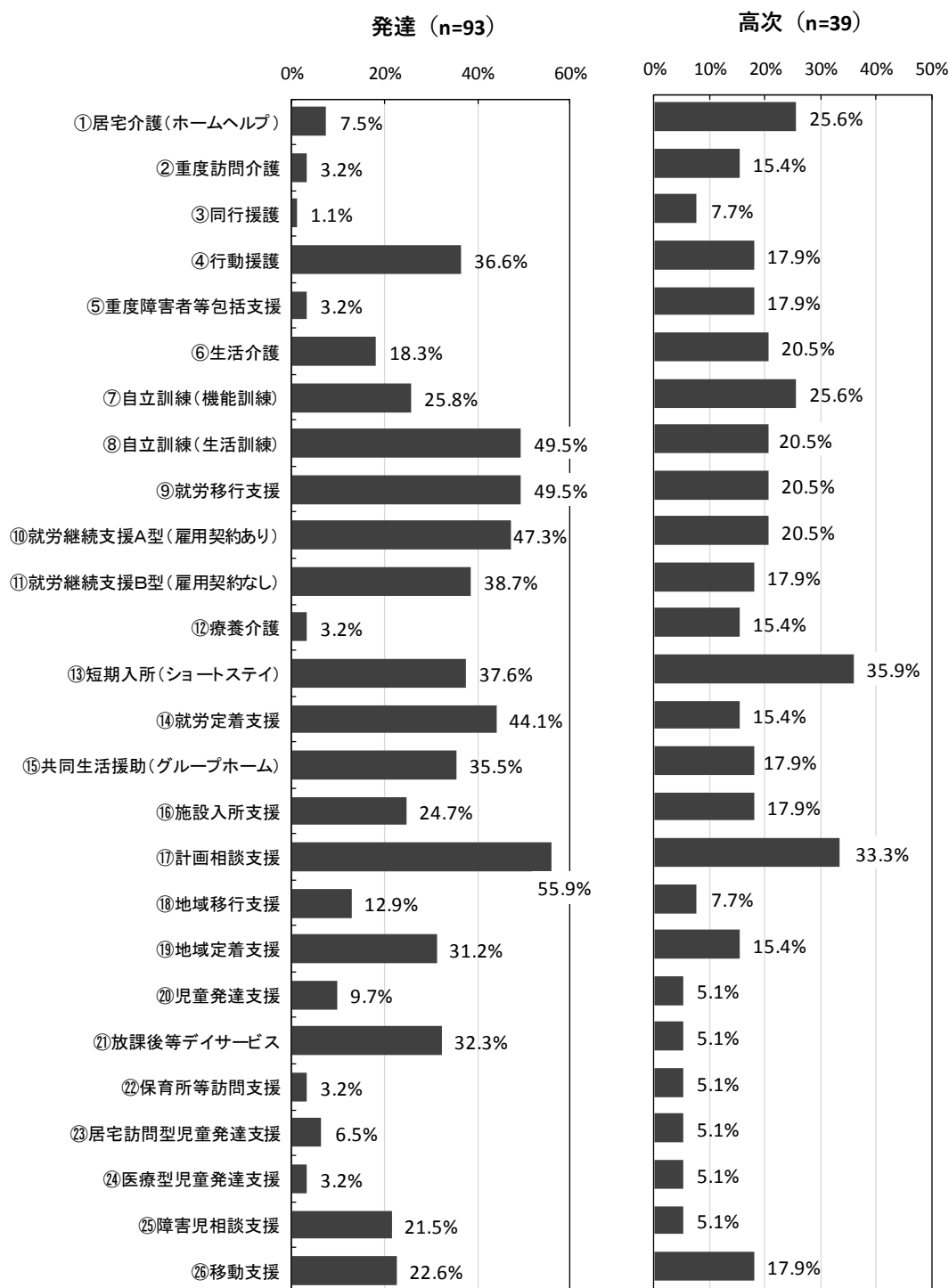
難病では、希望の多い順に「①居宅介護」(18.5%)、「⑥生活介護」(15.9%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(15.9%)、「⑬短期入所」(15.9%)、「⑰計画相談支援」(15.4%)、「⑫移動支援」(15.4%) などとなっています。



■発達障害、高次脳機能障害

発達障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(55.9%)、「⑦自立訓練(生活訓練)」(49.5%)、「⑨就労移行支援」(49.5%)、「⑪就労継続支援 A 型」(47.3%)、「⑭就労定着支援」(44.1%) などとなっています。

高次脳機能障害では、希望の多い順に「⑬短期入所」(35.9%)、「⑰計画相談支援」(33.3%)、「①居宅介護」(25.6%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(25.6%)、「⑥生活介護」(20.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(20.5%)、「⑨就労移行支援」(20.5%)「⑩就労継続支援 A 型」(20.5%) などとなっています。

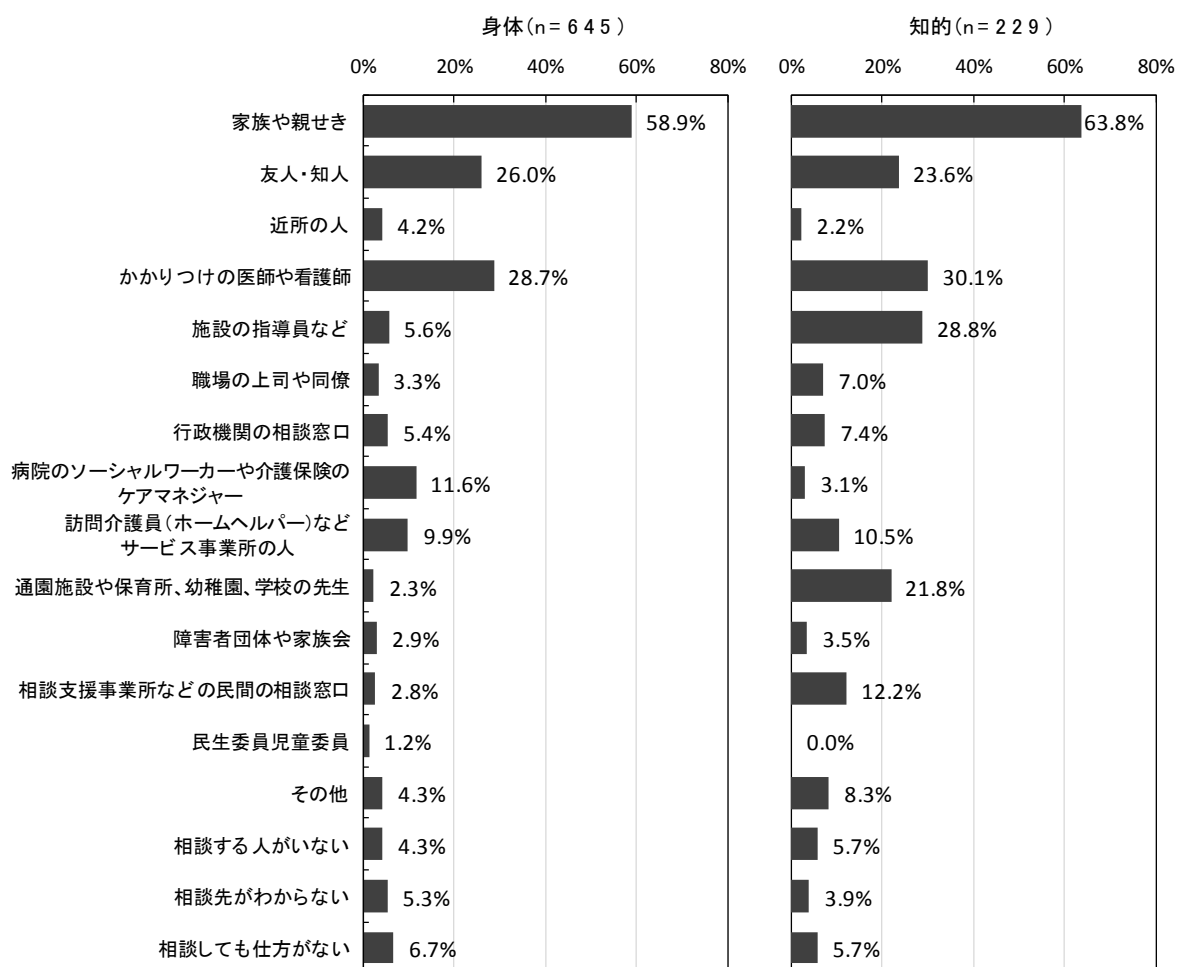


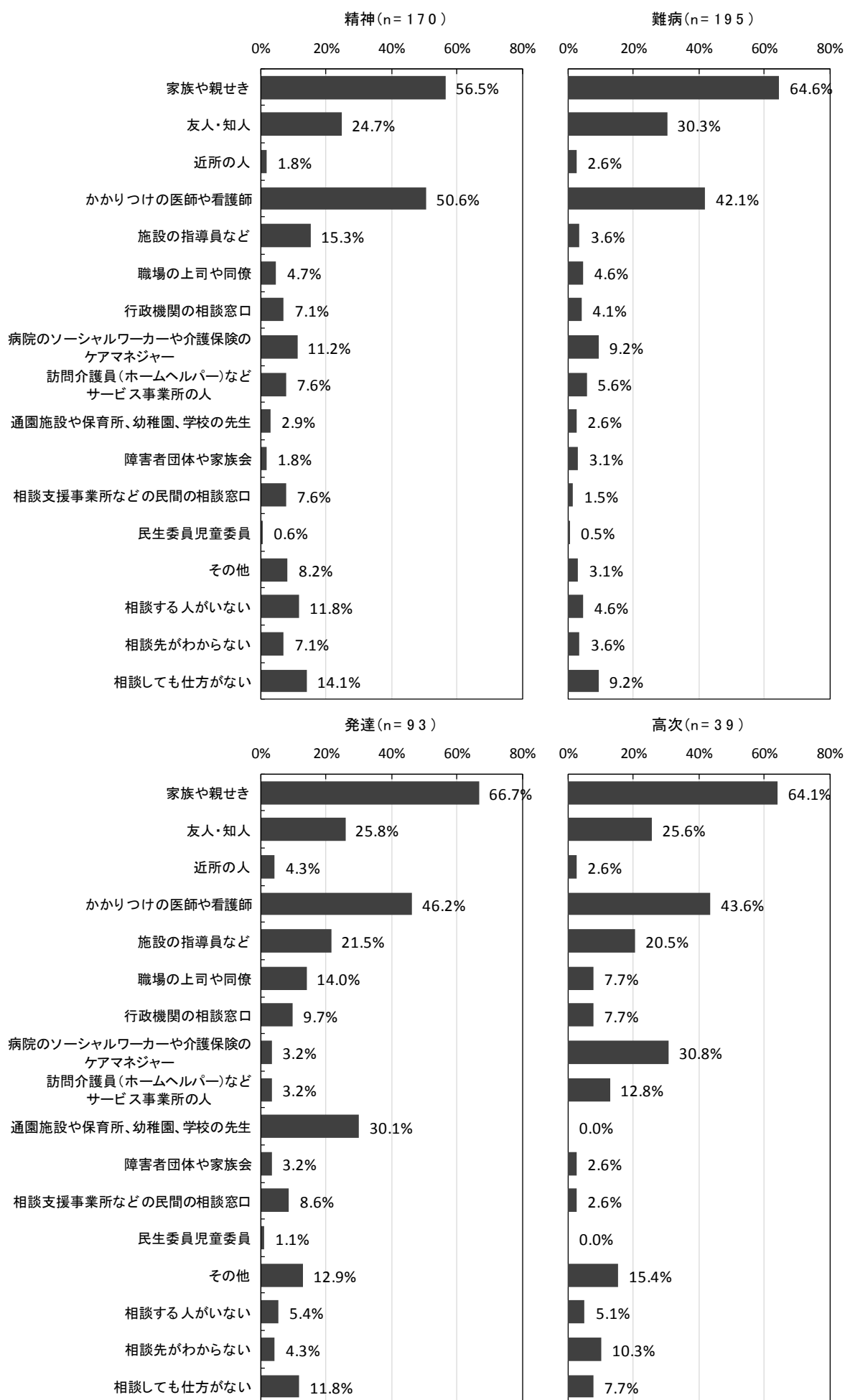
4 ・ 差別や疎外感について

(1) 日常生活の困りごとや悩みごとの相談先 ※問 16 複数回答、

悩みや困りごとの相談先について、すべての対象者が1位に「家族や親せき」、2位に「かかりつけの医師や看護師」をあげています。3位以下は障害によりさまざまで、身体障害、精神障害、難病では「友人・知人」、知的障害では「施設の指導員など」、発達障害では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」、高次脳機能障害では「病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー」をそれぞれ3位にあげています。

また、精神障害は「相談する人がいない」が11.8%と他の障害の2倍を超え、「相談しても仕方がない」も14.8%と、他の障害よりも高くなっています。

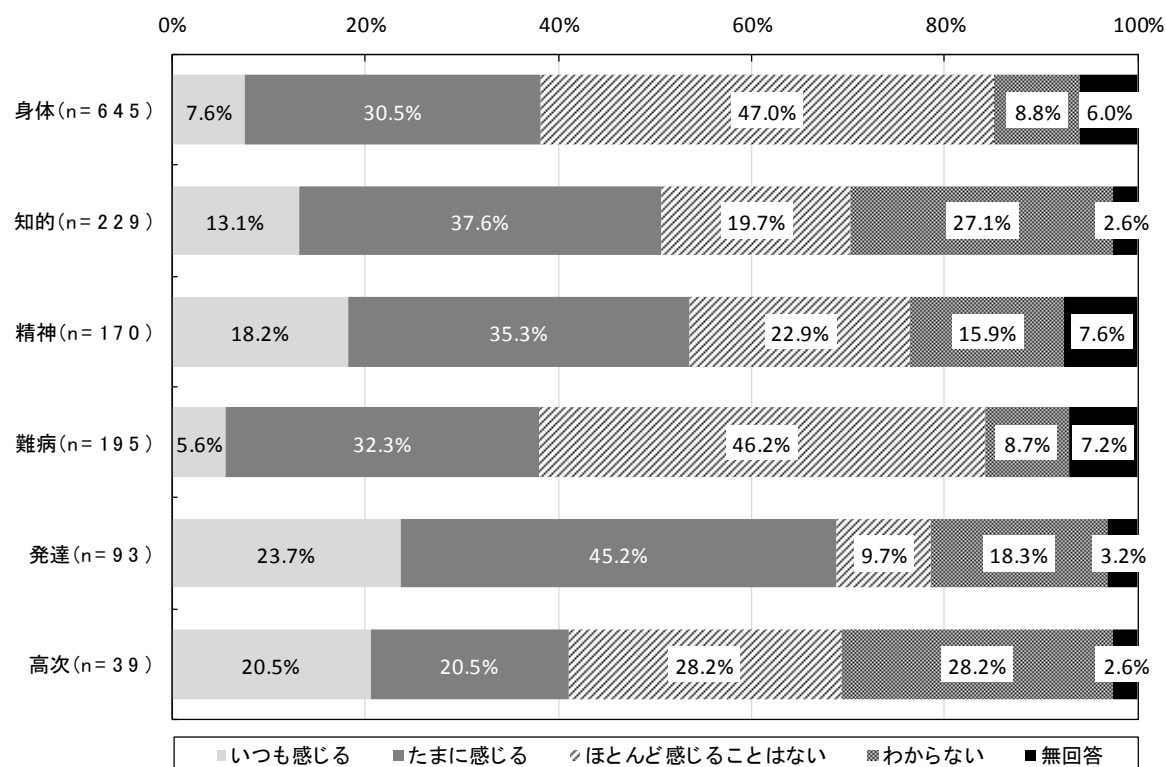




（２）差別や偏見について ※問 17 単数回答

差別や偏見を「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』の割合が５割を超えて多いのは、発達障害（68.9%）、精神障害（53.5%）、知的障害（50.7%）となっています。

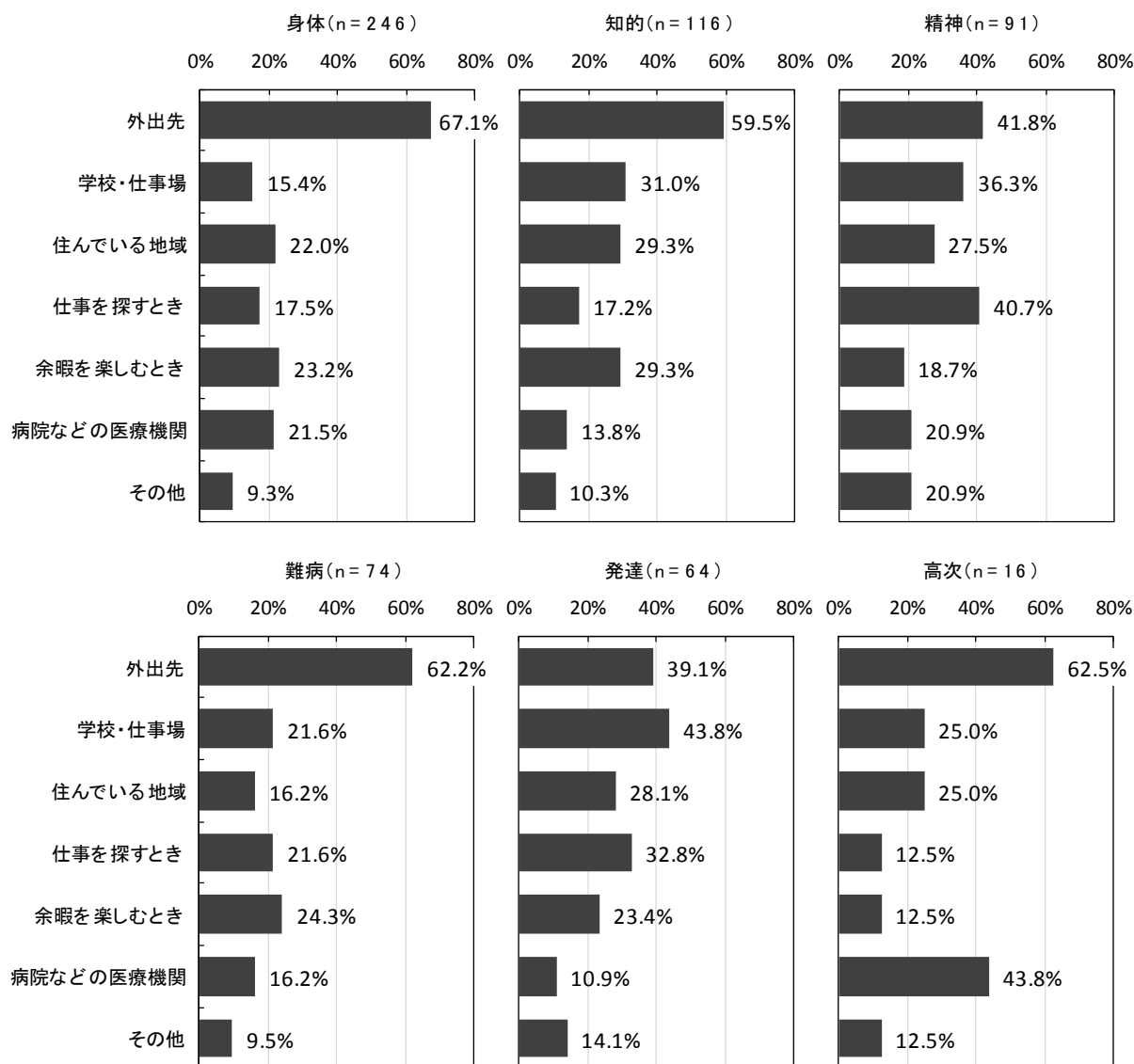
「ほとんど感じることはない」が多いのは、身体障害（47.0%）、難病（46.2%）となっています。



（３）差別や偏見を感じた場所 ※問１７－（１） 複数回答

差別や偏見を「いつも感じる」または「たまに感じる」と回答した人が差別や偏見を感じた場所について、「外出先」が身体障害、知的障害、難病、高次脳機能障害で６割前後、精神障害で４１.８％とそれぞれ最も高くなっています。また、精神障害では「仕事を探すとき」、「学校・仕事場」も４割前後、高次脳機能障害では「病院などの医療機関」が４３.８％と高くなっています。

発達障害では、「学校・仕事場」が４３.８％と最も高く、次いで「外出先」となっています。



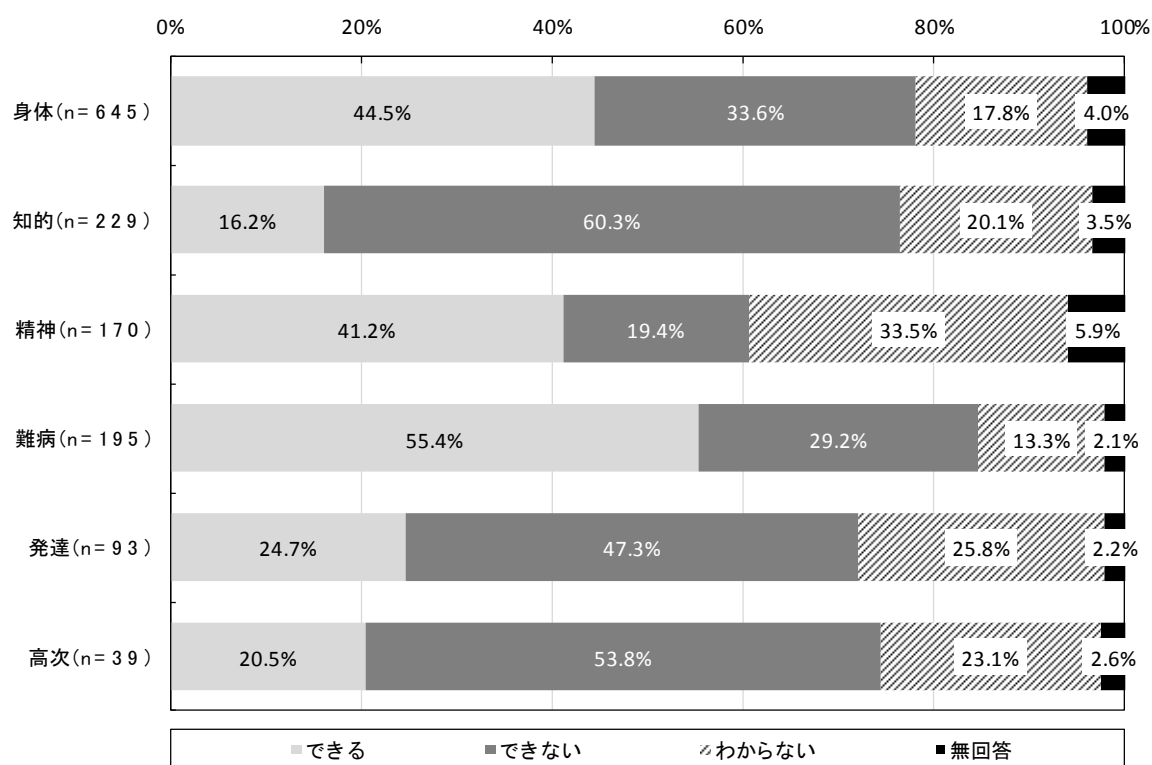
5 ・ 災害時の避難等について

1. 災害時の避難について ※問 20 単数回答

火事や地震などの災害時に一人で避難ができるかどうかについては、障害の種類によって大きく異なっています。

「できる」は、難病で 5 割を超え、身体障害と精神障害で 4 割台となっていますが、発達障害と高次脳機能知的障害では 2 割台、知的障害では 1 割台に留まっており、逆に「できない」は、知的障害で 6 割、高次脳機能障害で 5 割を超えています。

また、精神障害の 33.5%、知的障害、難病、発達障害、高次脳機能障害では 2 割を超える人が「わからない」と回答しています。



2. 災害時に困ること ※問 22 複数回答

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が共通して高くなっていますが、その順位は障害の種類によりさまざまです。

身体障害は「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「投薬や治療が受けられない」となっています。

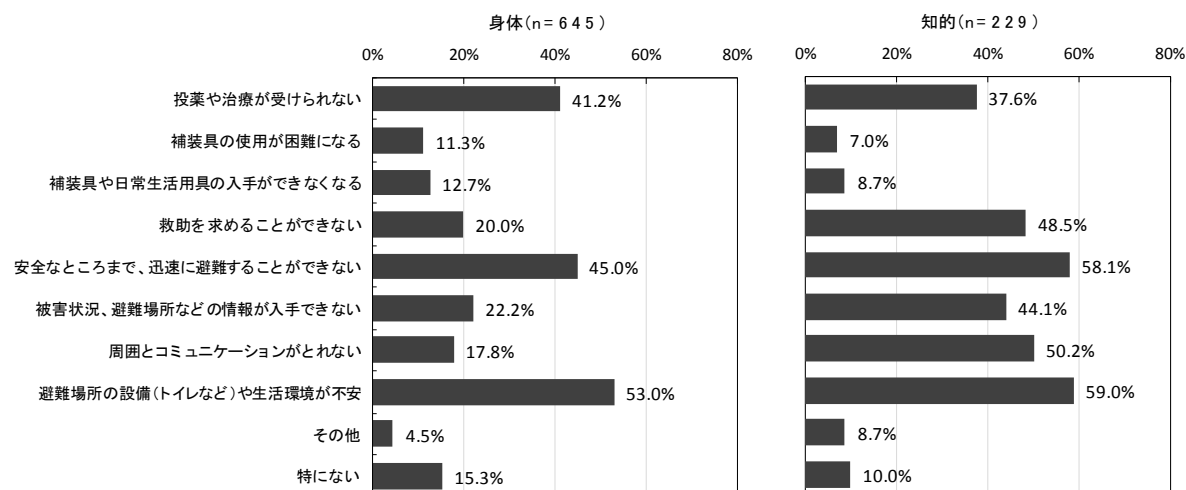
知的障害は「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」と「安全なところまで、迅速に避難することができない」に続く3位が「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

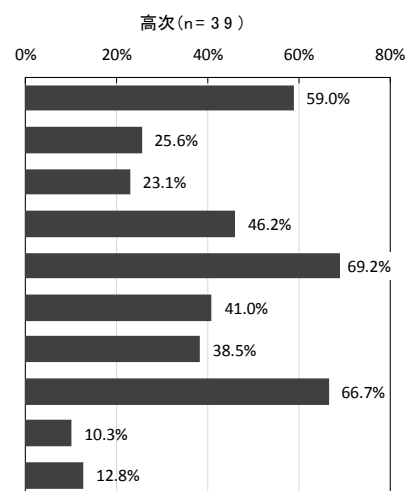
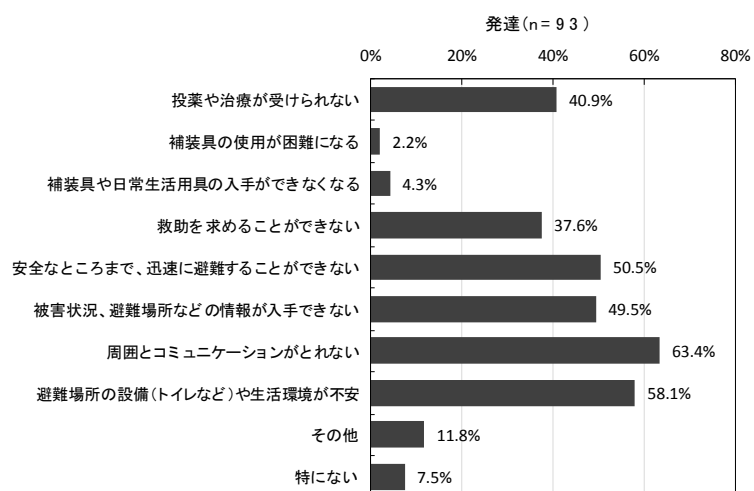
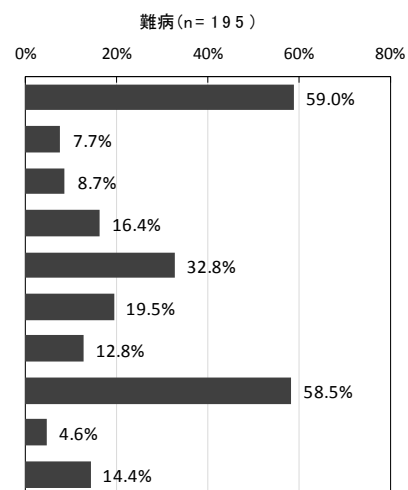
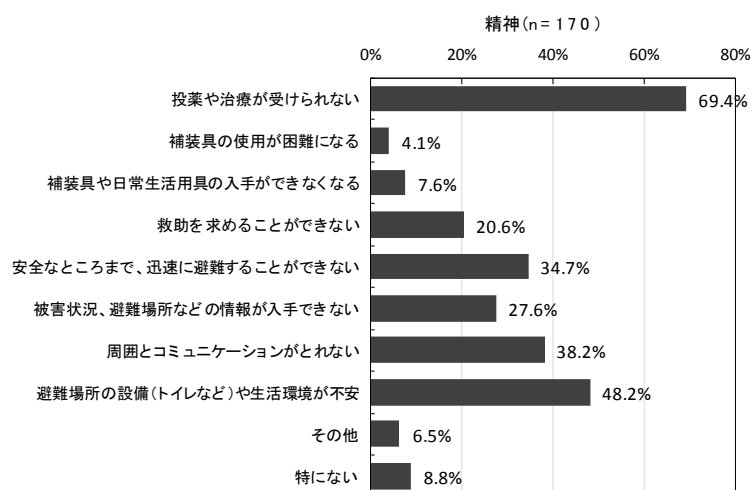
精神障害は「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

難病は「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

発達障害は「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

高次脳機能障害は「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」となっています。

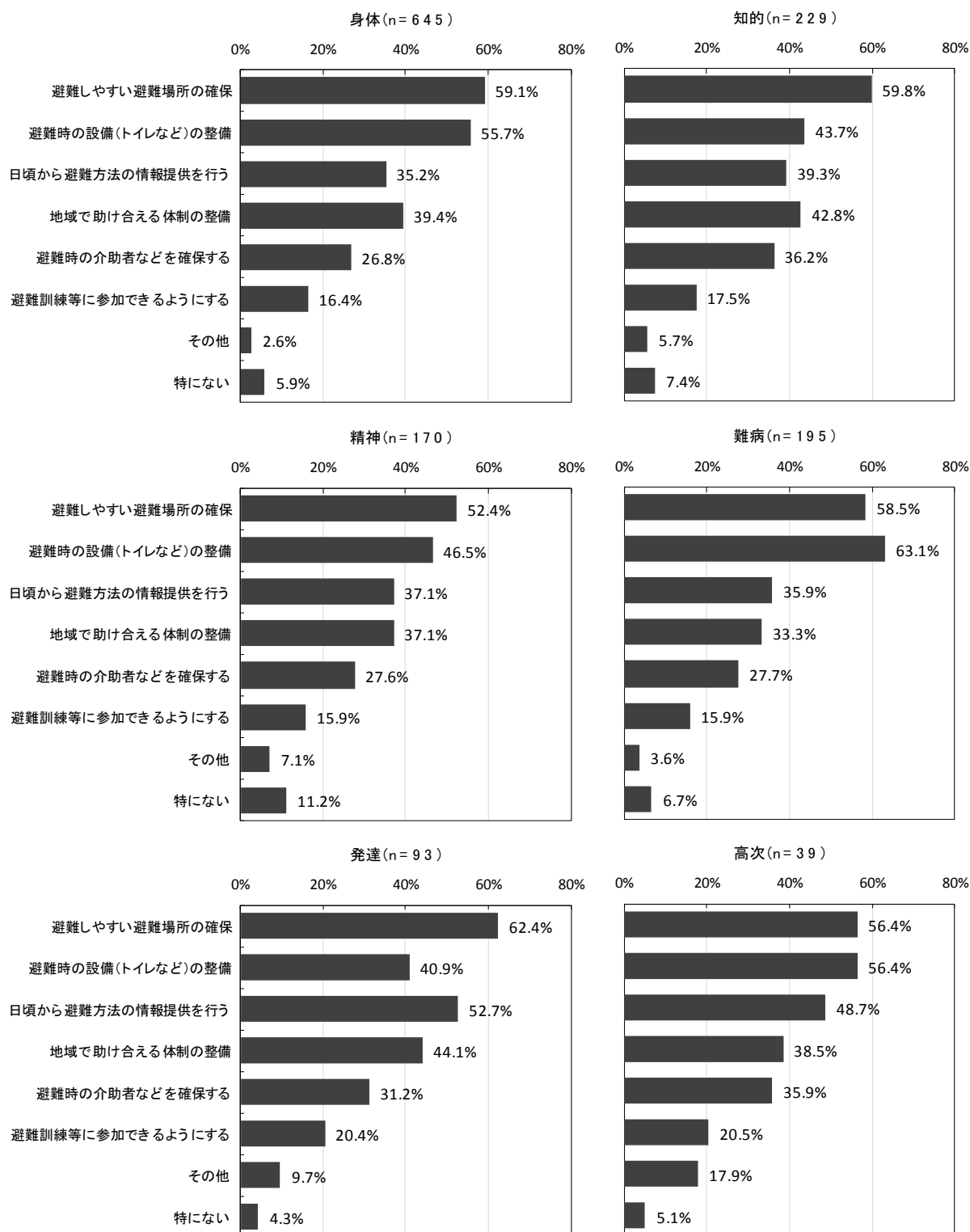




3. 緊急避難に備えて必要と思う対策 ※問 23 複数回答

災害事など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後必要と思う対策については、ほぼ全ての障害に共通して「避難しやすい避難場所の確保」と「避難時の設備（トイレなど）の整備」が5割から6割台で1位と2位を占めています。

発達障害では、「避難しやすい避難場所の確保」に次いで「日頃から避難方法の情報提供を行う」が5割を超えて2位となっています。



障害福祉に関するアンケート調査報告書

【概要版】

令和2年4月

つくば市 保健福祉部 障害福祉課

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL : 029-883-1111 (代表)

障害福祉に関するアンケート
調査報告書（記述集）

令和2年5月
つくば市

目 次

あなた（宛名の方）と介助者について	1
外出等について	1
日々の活動について	7
差別や疎外感について	9
災害時の避難等について	11
自由記述	14
身体障害	14
知的障害	31
精神障害	37
難病または特定疾患	43
発達障害	46
高次脳機能障害	47
その他	47

あなた（宛名の方）と介助者について

問3 あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）

■妻

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

（あてはまるものすべてに○）

■施設の人（16）	■娘婿（2）	■同居人
■孫（10）	■友人（2）	■甥
■入院中（5）	■義母、義両親（2）	■将来の妻として
■叔父、叔母（3）	■妻	■パートナー
■息子夫婦（2）	■夫、子供夫妻、孫3人	■学生寮（ユニット型）
■息子夫婦、孫（2）	■元夫	■別棟に妹家族
■母（2）	■妻、本人、子供	■犬
■家族（2）	■弟	

※（ ）内の数字は、同じ内容の回答数。以下同様。

外出等について

問10 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

（あてはまるものすべてに○）

■デイサービス（10）	■旅行（2）
■外食（9）	■子どもの付き添い・子育て（2）
■子供の送り迎え（5）	■イベント（2）
■ボランティア（3）	■娘、親の病院（2）
■仕事（3）	■映画鑑賞・音楽会（2）
■畑仕事（3）	■遊びに行く（2）
■ドライブ（3）	■役所に手続きに行く
■レクリエーション（2）	■老人ホーム訪問（親）
■自宅への帰宅・帰省（3）	■パチンコ
■親の介護（2）	■家出
■通院（2）	■サポートセンター

- 研修
- ショートステイ
- 犬の散歩
- 散髪
- バスに乗る
- 本屋、ビデオレンタル屋
- 田舎が車使えるので父が必要です
- お正月 1 回
- 一切無し

問 11 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 公共交通機関を利用しにくい。(2)
- 公共交通がない。
- 鉄道のラッシュ時の本数が少ない。
- 基本はマイカー、東京あるいは水戸方面に行くとき鉄道利用。市外の最寄り駅にいくバスが不便。
- 鉄道 A は半額、電車 B は近距離は大人料金、バスは半額。手帳(障害程度)によってサービスがいろいろなので本人は理解できない。
- 一部の公共交通機関で障がい者手帳の割引が効かない。
- 列車やバス等でヘルプマークを着用していても席を譲ってもらえない。
- 障害の外見的特徴がないため混雑した電車で座る時に他者の目が気になる。
- 駅、列車内の混雑による衝突、圧迫
- バスの運転士の性格や目的地の突然の通過
- 駅などの案内板がよく見えない。
- 内部障害に対する理解が少ない、電車の優先席に座りにくい。
- デイサービス送迎車の利用、又は福祉タクシー利用している。
- 列車バス等面倒だけど困難ではない。
- 運転免許が取れないので外出が難しく、つくタクの予約が取れなかったときは普通のタクシーで行くしかないけど、普通のタクシーもつかまらない時があったり生活費に負担がかかる。
- つくタクに介助者なしでの乗車を断られた。車の乗り降りは一人でできるが、乗ったあと車椅子の積み下ろしをしてほしいと言ったら、できないと言われて断られた。
- 車の乗り降りが困難、車椅子を自動車に乗せたり降ろしたりするのが大変。
- 車社会なのに、公共施設に障がい者駐車場が無い。ホールや市民会館、警察、郵便局等。
- 車椅子用の駐車場が少ない。車椅子を使わない方と分けてほしい。
- 障害者用駐車場が空いてない(2)
- 障がい者用の駐車場が少ない。
- ガソリン代が高い。
- マイカーでの乗降
- 車が欲しい。
- 車の免許を持っていない。

- 車の運転の時の発作
 - 車で外出する。
 - 送迎者の都合でタクシー使用
 - 外出時は自家車を利用。夫が運転する。
 - 配偶者が車の運転ができなくなった時の移動が心配。
-
- 1人で外出する際のトイレ介助
 - 和式トイレは使えない。
 - トイレが男、女しかない時、男子トイレに入れない。
 - トイレがない。公園等。
 - とつぜんの失禁、とくにうんちの方の。
 - トイレの壁の色、全て白色は出入口が判別できなくなる。「視覚障害者」
-
- 道路の段差が昔のままの所
 - 歩道がデコボコで車椅子での移動が困難。
 - 点字ブロックがない。音の信号がない。
 - 点字ブロックがうすい。
 - 道路がバリアフリーでない。信号が短い。バスに車イスが2台乗れなくて遅刻すること。一人で外出することが考えられてないこと。
 - 昨年夏、全盲のカップルが車道(西大通り)を歩いていた。誘導ブロックがなかったところがあったのだと思う。Uターンして歩道に移動させようとしたが、すぐに信号のある交差点までたどりついてしまった。
 - 歩きにくい事
-
- 一人での外出はできない。(4)
 - 一人にしておくといけないので目を離せない。
 - 一人ではお金の使い方が分からない。払えない。
 - 年齢的に親のつきそいが欠かせない。
 - 両親どちらかと出ないと外出できないので外出が制限されてしまう。
 - 父母と一緒に行くので。
 - 夫がいないと外出できない。
 - 車椅子をおしてくれる人がいない時
 - 長時間歩けない、立てない。
 - 長時間立っていると疲れて、座る所を見つけるのが大変な為、土日は家族と外出します。
 - 何かあった時に走れないので、それが心配。
 - 災害時の避難が困難。
 - 疲れやすいのに横になれない。
 - 会話が全くできないので困った時に助けを求められないし、何か質問されても答えられない。

- 意思疎通
 - 万が一何かあった時に電話はできない。周りに人がいたらお願いはできますが。
(警察や救急車、JAF 等)
 - 放送。聴覚障がい者のため。
 - 放送が聞きにくい。
 - 聞き取れない。
 - 会話が聞こえない時
 - 駐車場、建物の中で、まわりの人、車等の存在になかなか気づかない。言葉がなかなか出ない。(どもる)
 - 地図が読めない。
 - 自分のいる場所の認識ができなくなる。(記憶がとぶ)
 - 道がわからない。
 - 自分で外に行けない。ミオクロニー発作が出る。
 - 介助者が常に必要。
 - 1/15 に足ヒザ下切除、先行き心配。
 - 動けず、話せず、寝たきり。
 - 呼吸器やその他、持っていくものが多く大変。
 - 転倒が心配。
 - 疲れやすい、体の痛み
 - 右肩のケンが切れている。
 - 下痢による腹痛
 - 食事制限がある為、食べられる所を探すのが大変。
 - 施設に行く時は暴れる。
 - 大声を出すのが心配。
 - 興奮するので外出はひかえている。
-
- 介護車がないので行かない。市の方で貸し出しレンタルしていただければありがたいです。
 - サービスの制度の利用範囲が現実とあってないから不便。
 - 日常の買物が困難。車がスピード出している。
 - エスカレーターを歩く(走る)など、行動のマナーが悪い人が近くに来た時のとっさの対応が不安。
 - 雨や風の強い日

問 12 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

(あてはまるものすべてに○)

■通院・透析（14）	■ウエルネスへ行く
■デイサービス（6）	■子供の送迎
■散歩に行く（4）	■買物
■パート（3）	■就労移行支援事業所に通っている。
■育児（3）	■TV、新聞、草取り
■農作業（3）	■猫の世話(9 匹)
■就活中（3）	■これからケアマネ、医師と相談、指示を受け一人移動の訓練。
■スポーツジム（3）	■自宅でリハビリの勉強をしている。
■外出（3）	毎日 3 時間位。
■自宅にいる（3）	■家事、テレビを見る。
■通信高校に在学（2）	■実家や養護施設に行く。
■スポーツなど（2）	■趣味をする。
■家族の介護	■週 1 回大学で教える。
■仕事	■電圧治療に通っている。
■主人の入所先への見舞	■ドライブ、ボウリング観戦
■月 1 回ショートステイを使うこともある。	■生活介護施設に通っている。
■3～4 回/月 電車で孫(県外)の所へ行く。	■介護保険デイサービス(毎週月曜・水曜)
■シルバー会に参加してできる事をしている。	■自転車

【問 12 で「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている～幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている」のいずれかを選んだ方にお聞きします。】

問 12-1 施設・学校・保育所等に通うにあたって、困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- とにかく外出がづらい。
- 公共交通機関があるが一日一本しかない。
- 足の筋力がおちてしまい「通所施設」に行きたいが最寄り駅から施設に歩けない。行くなら電車とタクシーになる。
- 一部の人との対人関係に問題に生じることがある。
- 病院でレントゲンを取りながら右肩のケンを切られて不自由している。動かせない。
- クールダウンの場が設けられても、他の子優先となり利用できない事もある。
- 自分から話すことができないので、何をしているのか不安。
- 特別支援学校のスクールバスのバス停まで行くのに、親が病気になって車が出せないと学校に行けない。
- 車を運転するのが嫌だ。
- 学校内の様子がわからない。会話能力が低い、学校がそれに対応できていないと思われる。
- 自分一人での行動ができない。
- リハビリ施設が使えない。
- 遠い。
- 同年代の子と同じ活動をしていても、体調不良になることが多く、宿泊学習などの時に不安が多い。現在小学校では(小6)長い期間を経て周囲の理解をえている状態で居心地よいが、中学ではどうか不安あり。
- 園内での介助が現場の先生の厚意によっているので先生の負担が心配。

【すべての人にお聞きします。】

問 12-2 障害のある人が就労するために、どのような配慮が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 偏見がありすぎる。 ■ 社会全体の理解
- 社会全体の障がい者への配慮
- 障がい者は健常者とは別に考える事を立案者がわかっていない。時間軸が違う、健常者の1年は障がい者の5～10年、毎日が同じじゃない。(体調等)
- 行政、会社、社会での障害の理解、配慮、支援制度、福祉機器の補助、土日などのヘルパー利用
- 15才で運転免許を取れるよう教育制度支援、PCの使い方などのカリキュラム

■本人の気持ち(考え方)

- できる仕事があるかわからない。
 - 障害にあった仕事や作業ができる事
 - 障害者でも専門的な労働があること
 - 脳の障害(言語障害)でも可能な仕事
 - 生活できる賃金の支払い
 - 給与に値する仕事がない。
 - 残業や長時間労働ありきでないこと。(仕事で悪化させられる)
 - 体力不足への配慮、可能な限り座って仕事をさせていただくこと
 - 設備について配慮
 - お互い無理しない、一律にしない。
 - 通院に関する配慮(2)
 - 就労が困難の為、在宅
 - 洋裁のできる所
 - 働く場所
 - 勤務や利用時間が短すぎる。
 - 収入の補助
 - 賃金が低い
 - 障害に合った支援
 - 送迎バスがあるといい。
- 施設の職員にまかせている。
- 介護施設のフォローアップ
- マニュアルがあれば、その通りにこなすことが得意な人もいます。黙々と自分のペースで1人の作業。突発的なことがおこらず、働くのが私は得意で、向いていました。周りの方からもそこはほめていただけました。
- 就労することが無理(3)
- 入院中で就労できる健康状態でない。
- 言葉の意味も計算もできないから(知的に)、何もできないし、わかりません。知能が2才児位です。字も書けないし、読むこともできない。

日々の活動について

問 14 あなたは、福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ていますか。また、今後はどこから得たいですか。(現在得ているところ、今後得ることを希望するところ、それぞれ該当する番号に○)

- ケアマネジャー(6)
- 家の近くのボランティア
- 広報つくば
- SNS
- テレビから
- 住宅団地の回覧板
- 保健所
- 郵送などあれば

■福祉センター

■LINE

■特定指定難病申請時に保健所

差別や疎外感について

問 16 あなたは、日常生活の中で困っていることや悩みを誰（どこ）に相談していますか。（○はあてはまるものすべて）

■インターネット・SNS（4）

■家族

■妻

■自分の子供

■兄弟

■友達

■市役所職員

■成年後見人

■大学の職員

■小学校の先生、養護教諭

■学校の先生

■放課後等デイサービスの先生

■主治医

■病院のスタッフ、看護師

■訪問リハビリのスタッフ、相談員の方

■訪問看護師さん、ヘルパーさん、家庭児童相談員さん

■就業・生活支援センター

■ピアサポーター

■本気で私たちの気持ちを聞くのでしょうか。

■病院の職員は話をしても先にすすまない、しょうがないと言われる。相談にのってもらいたい。

■相談できない（3）

■不満、不安、不信感はあるが、相談できない。

■物事の理解ができないので相談という概念はないです。

■話せない、重度の知的障害のため

■しゃべれないので伝えられない

■話しができないので訴えられない

■まず自ら困ったことを相談するだけのことができない

■全く話さないので良く分からない

■本人はわからない

■本人のコミュニケーション能力の問題で相談できない

■当人にはわからない。

■動けず、話せず、寝たきり ■当人は神経障害 1 級なので言語障害もあるのでどう話をしたら良いのかわからない、会話ができない

■本人の思いを言葉にうまく表せない
ので、親の私にも理解できない事が多い

■会社の社長がどうしようもない為

■悩みは読書や思案で自分で解決している。

■相談する程の困難は現在あまりない

【問 17 で「いつも感じる」または「たまに感じる」を選んだ方にお聞きします。】

問 17-1 どのような場面で感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

■行政含む各種手続きの時の窓口や電話対応(4) ■家族(3) ■以前の職場(3) ■買物の時(3) ■友人・知人等に会う時(3) ■家(2) ■SNSで(2) ■趣味、習い事を探すときや行うとき ■ホームヘルパーさんの言動。手帳をみせても優先席を譲ってくれない健常者がいる。 ■HPへの送迎者の態度 ■娘の学校で他の保護者とか ■クラブ先でのママ同士 ■つくば市教育委員会 ■以前通ってた普通学校 ■実家の人間と実家の一部の親せき ■夫との関係 ■義母の言葉・行動 ■継続的に接する人 ■いつも ■障がい者全員が健常者の目を感じる ■歯科に飲んでる薬をみて断られてしまった(今の歯科ではなく前の歯科)。今は精神病院の中の歯科で治療している。 ■つくば市内の交通機関 ■住宅を探すとき ■自治会の役員になったとき	■施設の面談等 ■東京 ■公園で初めて会う子に障害だと言われた。ただその後も女の子は息子に優しく声をかけてくれていた。 ■障害者という表示(害の表記にいつも傷つく)。障害者又は障がい者の記載は不可能なのか、常々疑問に思う。このアンケートも、交付されている手帳も「障害者」。 ■報道などマスコミの扱い ■通所先に施設通所中など、利用者同士の言葉や体への暴力が怖い思い出としてフラッシュバックなどがあります。 ■難聴、視力低下は、一見わからないので困る。「聞こえませんか、あれが見えませんか、これが読めませんか」と問われるのがつらい。 ■障がい者と認識したとき ■耳が聴こえないことを分かってほしい。面倒な顔を表現されたりいやになる。 ■嫌な思いということであれば頭の傷など髪の見た目の問題で。差別はありません。 ■これから先、多方面で場面が生じるかも。 ■受入れるしかない

災害時の避難等について

問 22 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

- 避難場所まで歩くのは困難。短い距離しか歩けない。
- 高齢者は遠くに避難することができません。一つの集落にいくつかの避難場所を作ってほしい。
- 娘を連れて安全な場所に避難できるか不安。
- 病院までの交通手段
- 1人で行動できない。(不安)
- ペットを連れて避難する手段がない。
- ペットが心配。
- 避難場所へ車が運転できないので、避難できない。家から出られても、どこへ行くべきも分からない。
- エレベーターが使えない等、避難の仕方への不安。
- 停電によるエレベーターの停止
- 私より夫が寝たきりなので自分だけ逃げられない。

- 多動がひどいので居場所がない。避難所に行っても、理解されるとは到底思えない。
- 人が苦手なので避難場所の集団生活ができなそう。
- 人が多いのが苦手、大きい動作、大きい声を出すので避難所は行かないと思う。
- ストレスが強くなると発作が起きて倒れるのが不安。9年前にもなった。
- おむつの交換場所
- 足や腰が悪くイスやベッドの生活が避難場所で不安。
- 情緒不安定になり大きな声を出してしまい、周りの方に迷惑をかけそう。
- 大きな声を出したり、ウロウロして迷惑をかけないか心配です。とても一般の避難所には行けないと思います。
- 介護ベッド上での生活なので、避難所で生活することは不可能と思う。
- 周りの人が怒ったり、怒鳴るとこわい。泣いてしまう。
- 避難所などの環境に慣れず、パニックになってしまうおそれがある。
- 自分の気持ちがうまく伝えられない。パニックになるかもしれない。
- 避難所でのプライバシー、ベッド、情報を得ること、状況に応じた行動順位、不安、ストレス、不眠、薬のこと、デマなどへの対応、家族などの介護、食事、アレルギー
- ベッドじゃないと立ちあがれない。
- 公共の避難時等で障がい者に対して受け入れ体制が不明。
- 食事制限があり、何でも食べられる訳ではないので食事面での不安。

■食べやすい食事がとれない。

■食事

■呼吸器を使用するため電源の確保ができるのか不安。

■呼吸器等医療機器の電源確保

■医療的ケアの吸引器などの電源(バッテリー)

■夜間のみ呼吸器等を使用している為、電気の確保が必要。

■呼吸器、吸引器、使用している為、電気の確保が心配。

■医療的ケアが受けられない。

■薬の確保

■体調を崩す。

■補聴器の電池が切れて購入できないとあらゆるコミュニケーション、情報入手に支障をきたすので困る。

■聴覚障害なので情報が聞けない。

■寝ている時は補聴器を外しているので、何かおこったら不安です。

■入所しているため安全の確保はできていると思う。

■施設の職員にまかせている。

■総て病院まかせ。

■希死念慮が強いので自殺のおそれあり。

■どこに救助を求めていいかわからない。

■どうすればいいかわからない。

■親の状況による

■すべてできません。

■小学１年生なので１人では何もできません。

■一人では何もできない。

■こわい、不安。

■その時になってみないと分からない。今は想定できない。

■その時になったら、色々な事が出てくる。考えた事だけでは済まない。

問 23 災害時など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 細かな情報提供が必要。
- 避難場所までの移動手段
- 避難場所が分からない。
- 本人だけで行動できない。
- 避難所での情報保障
- 避難所が小さくてはいれない。
- 避難所で障害者専用のスペースなどを確保する。
- 隔離された静かな場所(聴覚施設)
- ペットもいっしょに避難できる。
- 避難所へ行くことはない。
- どんな時でも家に居ることを考えています。
- 常に家族という。1人にしない。
- 近所づきあいが大切と思うが、あいさつだけでは心配。
- 顔見知りの人が今は保健師さんだけです。もっと顔見知りの職員さん、警察の方が増えると心強いです。
- 障がい者施設
- 施設の職員にまかせている。
- エレベーターが使えない時の対策など。
- 医療機関との連携
- 周辺の市との助け合いの協定、特に医療について患者の受け入れ
- 災害地域外の近隣専門病院や薬局を紹介してもらえるシステムの構築。受診科が専門的であることや、指定薬が取り寄せでなければ受け取れない薬局もあるため
- 向精神薬が途切れなく服用できる体制づくり
- 総て病院まかせ
- 吸引器などケアに必要なもの
- 透析施設の確保
- 自身での準備
- 自分で自分のカタをつけられるようにしておく。自死。
- 避難用バッグに入れておくといい物など情報が欲しい。
- 配慮
- アクシデントにそなえる、優先順位など

自由記述

質問は以上です。最後に障害福祉サービスや行政の取組について、何か意見がありましたら、自由にご記入ください。計画策定に向けて参考にさせていただきます。

※重複する障害のある方については、最初の障害の欄にまとめています。

身体障害

- 災害時に病院への避難は受け入れてくれない。地域の避難所(小学校など)へは、段差などがあり車イスで入れない。事前に安全に避難できる避難場所が分かっていると安心。現在は、どこに避難して良いのか分からない。(男性、10歳未満、身体障害、知的障害、難病・特定疾患)
- いつもいろいろとありがとうございます。年ごとに窓口/問い合わせ対応が改善していると感じます。利用者、親の利便性を尊重した対応。つくば特別支援学校との連携や保健所とあわせた訓練や練習会などあってもよいかと思います。福祉サービス手帳の毎年の更新は電子でできるとよいと思います。学区の小学校に肢体不自由児クラスがずっとなかったということに驚きました。SDGS推進をうたうつくば市として、「誰ひとりとのこされない」を引き続き推進していただきたいです。まずは居住地校交流をふやす。学区の生徒も支援学校にくるとか。一方支援学校では手厚くみていただき感謝しています。(男性、10歳未満、身体障害、知的障害者、難病・特定疾患、発達障害、高次脳機能障害)
- 年収制限を受けております。実際、子供にかかる費用は普通の子供よりもはるかにかります。どうかそういった制限の解除をお願いします。また、私の子供は、以前肛門の手術を受け、たぶん大人になるまで治ってもオムツが必要な状況です。こういった状況に対し、この補助がほしいです。一日10回ぐらいかえている。どうかよろしく願いいたします。(男性、10歳未満、身体障害、知的障害、難病・特定疾患)
- 小児慢性疾患の日常生活用具給付の制度を実施してください。病気のせいで呼吸機能が弱く、購入必要な物品等ありますが、呼吸器障害のレベルにはないため、財成が受けられず困っています。
保育園入園を希望した際、病気や障害、医療的ケアを理由に断られました。年少の時に配慮のある職員さんの対応と、所長先生との出会いで、入園が認められましたが、今でも受け入れ可能な園探しに苦労しているパパ・ママ、窓口の対応でいやな思いをしているパパ・ママがいます。園まかせにせず市として障害時・医療的ケア児の保育体制を整備してください。
保育所の2年間はとても楽しいものでしたが、トイレや段差などのバリアは解消され

ませんでした。(公立保育所)児童施設にも、バリアフリーの配慮をお願いします。

保育所で2年間過ごした経験から、地域の小学校への入学を希望しましたが、認められませんでした。市内の小学校・中学校に肢体不自由児、病弱児の支援級が柔軟に設置できるようにしてください。

市内にコンパーサルデザイン公園の設置を希望します。市内の公園は車イスでは入っていけないところが多く、障害のある子供が遊べる遊具がありません。ぜひ検討をお願いします。(女性、10歳未満、身体障害、難病・特定疾患)

■サービスについてではないですが、このアンケートは本人の意向にそって回答とあるが、本人の意向をおしはかるのがとても難しく、記入が大変であった。本人はまだ幼く、知的に重度の障害があり、福祉サービスなどの利用の決定権はほぼ親にあり、親としての意見での回答は容易であるが、はたしてその意見が本人の意向かということ大変難しい問題です。もちろん親として本人が一番いいと思うサービスを考えるが、親の都合もそこには加味されていて、本人は本当は望まない事かもしれないと考える事がよくある。大変回答の難しいアンケートでした。(女性、10歳未満、身体障害、知的障害)

■義務教育以外の教育現場でもPCによるノートテイク支援を受けられるようにしてほしい。(男性、10歳代、身体障害)

■はじめはつくば特支に通っていましたが、今は旧筑波町の方は石岡特支に転校してくれということで、転校しました。今まで車で20分通えていたところ、30分かかるようになってしまいました。旧筑波町でも範囲は広いので、うちは筑西市寄り(20km以上あります)なので、すごく遠いです。今更ですが、今後このようなことがまたある場合はちゃんと考えていただきたいです。もし大地震が起きたりして、トンネルなどが崩れたら到底歩きで迎えに行ける距離ではないです。学校に置いてある災害時用のリュックの中にも一食分の飲料しか入っていません。息子は言葉は一切しゃべれないし、コミュニケーションもとれません。つくば市内にもう一ヶ所学校を作った方がよかったのではないかと思います。石岡にいては将来、就職などの情報も入ってくるのか不安だとまわりの保護者の声も沢山ありました。(男性、10歳代、身体障害、知的障害、発達障害)

■メインが内部障害であるため、見た目にはわからず、周囲からの理解が望めない→これについてもシンボルのある障害同様のバックアップがほしい(ヘルプマークはつけているが、あまり役立っていない)

教育との連携を。中等教育終了まで、一般児童と同じ環境ですごすため(病弱特支及びつくば特支は対象外)体の負担が大きく、毎日のフル登校は不可能である。教育の現場でも手探りのため、情報提供を始めとする協力体制がほしい。

つくば市内に内部障害可のショートステイがほしい。(特に児童)(男性、10歳代、身体障害、発達障害)

■市役所内の障害福祉課の窓口が不親切に感じるが多々ある。つくば市は他の市町村にくらべて車イスや必要な装具等の提供の規約が厳しすぎると感じる。送付されてくる申請書類の書き方の説明が不十分やわかりづらさが目立ち、何度も福祉課に電話することがあるので、もう少し丁寧な説明がほしいと思う。(男性、10歳代、身体障

害、知的障害、難病・特定疾患)

- 実際に使える内容にしてください。現実と合ったものにしてください。パフォーマンスだけにならないようにしてください。(女性、10歳代、身体障害、知的障害、難病・特定疾患、発達障害)
- どんな小さな災害だと思っても、やっぱり市役所側にもしっかり動いてほしいです。呼吸器を使用している人は、「自分たちでも備えて下さい」といつも言われます。もちろん準備してます。それでも不安だから相談するのに役場側は「自分たちでも備えて下さい」と。いつもこのやりとりになってしまう。本当に頼って相談できる所はどこですか？(女性、10歳代、身体障害)
- 行政の取り組みなどの情報が良く分からない(分かりづらい)又、サービスを受けるために行うことが多すぎて良く理解できないこともある。障害を持った人ではサービスの手続き等が難しすぎると思う。(女性、10歳代、身体障害、知的障害)
- 就労継続支援サービスの利用時間延長希望(現在に16時までを18時までに)(女性、10歳代、身体障害、知的障害)
- つくバスの本数を増やしてほしい。路線によっては1時間に2本あるので基本的に各路線1時間に2本をお願いしたいです。(1時間に1本ない時もあり大変です。)在宅勤務等、職場の確充。働ける能力があるのに仕事の出来ない障がい者が多い。仕事上の福祉サービスも受けられるようにお願いします。選挙においての投票を自宅等にきて頂けたらありがたいです。(男性、20歳代、身体障害)
- タクシー券を増額してほしい。金額が足りず、学生の身では差額を支払えないために、安全をあきらめている(男性、20歳代、身体障害)
- 医療的ケアのある知的障がい者(歩行可)の通所、ショート、入所の受け入れ先がなさすぎる。行き場がない。(男性、20歳代、身体障害、知的障害、難病・特定疾患)
- 身体、知的の重複障害者の利用施設がなく今後が不安です。(男性、20歳代、身体障害、知的障害)
- 移動支援を使えるようにしてほしいです。(ヘルパーさんの数が少ないので)(男性、20歳代、身体障害、知的障害)
- 公共の入所施設への入所、災害時一般の方と一緒には無理、入所していれば安心。災害時、障がい施設・学校で預かる。(男性、20歳代、身体障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害)
- 福祉サービスの種類が多くどれを利用するべきかわからない。又、利用できるのかできないのかも不明。入所施設が少なく、あったとしてもその施設の職員不足を理由に断られる。行政でつくば市にどのくらいの障害者が在宅していて、5年後、10年後、入所を希望していることなどを考えてほしい。施設で働くための資格など、市の広報紙などで工夫してほしい。呼びかけてほしい。知りたい。(女性、20歳代、身体障害、知的障害)
- 避難所(近隣の小学校や中学校)では車いすの進入が難しいと思うし、周囲の人々も心配や緊張のある中であるのできっと冷たい目を向けられるのではないかと思います一般の避難へ行くことに躊躇してしまう。桜川も水位が見られるライブカメラがあると良い。

市内の交流センター全てを車いすでも利用しやすいようにしてほしい。市内に障がい者スポーツ(サークル活動)がしやすい施設を作してほしい。(女性、20 歳代、身体障害、知的障害)

- 排泄困難があり、そのためのおむつ、カテーテル代がけっこうかかる。(女性、20 歳代、身体障害、発達障害)
- 仕事中や通勤の時も、重度訪問介護を受けられるようにしてほしい。障がいがあっても支援を受けながら通常の学校や学級で学べることを毎年開催される就学説明会で話したり、就学通知書に記載してほしい。通常の学校や学級で学べることは国連の障がい者権利条約にも書かれている障がい児の権利です。(女性、20 歳代、身体障害)
- 呼吸器を使用している人のショートステイ先が県南には無く、病院Aの利用も断られているため、病院Bしか行く所がありません。痰が多く、連れて行くにも高速道路を使えず 2 時間かかり、負担になっています。なかなか予約も取れないです。(女性、20 歳代、身体障害、知的障害)
- つくば市は給付で購入できる補装具等の幅がせますぎる(男性、30 歳代、身体障害)
- 避難するという事が、具体的には全くイメージできません。体幹と下肢の障害が1 級なので、本人はほとんど自力で動くことができません。背もたれをおこすことで座ることができるので、介護ベッドのない生活は考えられないのです。避難所へは行かないと思います。(男性、30 歳代、身体障害)
- いつもお世話になっております。日頃から、課長をはじめ、課員の皆様には多大なる御配慮を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。各種計画の策定まで難局が続きますが、乗り切ってください。陰ながら応援しております。(男性、30 歳代、身体障害)
- 不妊治療の助成金を増やしてほしい。保険適用外の負担が大きすぎる。生活が苦しくお金の確保ができない。診察や検査、投薬、手術など認可が下りていなく、不十分な治療で終わってしまい継続できない。限度がある。(男性、30 歳代、身体障害)
- 大雨の時、家の前の道路が洪水状態になることが多く、避難を考えると不安を感じています。(男性、30 歳代、身体障害、難病・特定疾患)
- 地震時はもう救急車の力を借りるしか方法がないと思います。避難時にはトイレが洋式で近くでない困る。おむつ、薬、水分(スポーツドリンク含む)が必要。尿崩症の為。障害福祉サービスを享受させていただいており、市、福祉課の方々には感謝しております。バスに乗るのが楽しみで、つくバスを休日には利用して楽しんでおりましたが、それが近くのルートがなくなり残念に思っております。(男性、30 歳代、身体障害、知的障害、難病・特定疾患、発達障害)
- 必要な情報が必要な人に届いていないことが多いので、積極的な情報提供をお願いしたい。各制度の申請時に自治体判断はあると思うが、もっとこちらに寄りそった柔軟な対応をしてほしいです。つくば市は厳しすぎると思います。気軽に相談しやすい雰囲気作りをしてほしい。市役所内の人事異動があるのは仕方ないが、その際の引き継ぎや制度の把握の徹底をお願いしたい。(女性、30 歳代、身体障害)
- 「自由に記入下さい」とありましたが、そういうことじゃないと思います。このアンケートをする前にまず私たちを集めて色々聞いてください。それからのアンケート

じゃないでしょうか。忙しいのはわかっていますけど。(女性、30 歳代、身体障害、発達障害)

- 障害福祉は専門的知識を要するので、いろいろな申請があったとき、“行政”特有の進め方も良いのですが、もっと利用者の状況に応じた柔軟な対応をして頂けると安心する方が増えるのではないでしょう。(女性、30 歳代、身体障害)

- 一般企業での就労と生活維持の両立が不可能な制度を改めてほしい。

福祉サービスが利用しにくい(ハードルが高い、審査に数カ月もかかる、人手不足等を理由に拒否される、制度の形骸化等)

やむを得ず一人暮らしの障がい者に冷たい。(家族に頼れないつらさを補う制度がほしい、高齢者より冷遇されていると感じる)

タクシー券が使えない(1 回千円の上限縛りを廃止してほしい)

家事支援の縛りがきつすぎる(例)クーラーのフィルターそうじはダメなのに夏場にクーラーをつけるよう指示がある等)

統計解析もムダだとは思わないが障害は一人一人違う、相談支援窓口などから一つ一つの案件を吸い上げ対処していくことも重要だと思う。(女性、30 歳代、身体障害、高次脳機能障害)

- 行政の取り組みに入るのか不明ですが、身体障がい者(精神も?)の子供は優先的(?)に児童クラブに入所可能と伺ったりそうでなかったりとそれぞれの話があやふやなので、個人的には市からお知らせがほしいと思いました。(もしくは自身から情報を得るのもありかなと)就労にあたってのケア?フォローも必要かと考えますが、私が働きかけていないだけなのでしょうか?(市外・県外からつくば市に居住する人も多いと思われる中での対応も含みます)(女性、30 歳代、身体障害)

- 私は施設に入所しているのですが、月に 1 回程度(2 泊~3 泊)家に帰ります。その時に入浴サービスが受けられたら助かるのですが、入所者は家に帰った時は、サービスが受けられないのでとても困っています。将来的には入所・在宅の線引きを越えてサービスが受けられる様になるのを願っています。(女性、30 歳代、身体障害、知的障害)

- 難病で車イスの状態ですが、同居する家族が 1 人です。仕事をしなければ生活ができません。そのためデイサービスへ通ってもらっていますが、周囲の利用者さんは全員高齢の方です。主人は楽しくないし行きたくないけれど、仕方なく行ってもらっています。デイサービスも、私の通勤時間と送迎の時間が合わないため、カギを預けて家の中まで送迎してくれる所でないと利用できません。訪問看護や訪問リハ、ヘルパー、訪問診療、全て家への出入りが問題になってしまいます。とにかく不便なことが多すぎて、相談したところで解決できない問題も多く、精神的に辛いです。(男性、40 歳代、身体障害、難病・特定疾患)

- 身体障害者 5 級の者ですが、職場復帰をしたものの健常者の時のように手足が動かない為、できる仕事に限られてしまい、収入が減りました。このままでは生活が困難なので、身体障害者 5 級にももっと補助金や支援…等々を増やして頂きたいです。

障がい者専用の駐車スペースに無関係な方が駐車している事が多々あります。(病院、駅付近、大型商業施設)足の不自由な障がい者の為に、何か良い対策をお願いします。

障害者手帳が大きくて持ち運びが不便なので、運転免許証や、マイナンバーカードの様に、紙ではなくカード化はできないのでしょうか？(男性、40 歳代、身体障害)

■横浜市や東京都と同じようにつくバスの福祉パスを作ってほしい。下水道料金の減免を行ってほしい。耳が不自由なので避難所で食事の配給などのアナウンスがあってもわからないのでなんとかしてほしい。(男性、40 歳代、身体障害)

■大変だと思うけど多目的トイレを「駅、公園」など 1 カ所に 2, 3 個に増やしてもらえればありがたいです。そうすればみんなも自分もあわてずにトイレもおむつもできるから。(男性、40 歳代、身体障害)

■自動車改造費の補助に関して、就労している人だけを対象にしているのは、障害者はますます孤立していく。本当に困っている人に手をさし出さなければ福祉ではない。(男性、40 歳代、身体障害)

■介護保険は 40 才以上は使用できると聞いて申請を行い、取得したが実際使用すると使えない。「原則 65 才以上でないとダメ。」とか「共働きだと面談ができない。」等いわれ、ケアマネの契約もできず、非常に困っています。介護保険の申請をしないで、身体障害者手帳でサービスを受けようとする「40 才以上は介護保険を申請し、介護保険でカバーできない部分を障害者サービスでカバーして」と言われ、どちらも利用できない状況です。どうすればいいのでしょうか？介護タクシーもおむつ利用券も 65 才以上です。必要なのに年齢で保険料や税金だけ取られて、福祉サービスを利用できない状況はおかしいと思います。(男性、40 歳代、身体障害、高次脳機能障害)

■私は障害者手帳を持っていますが、家族の中で一番収入があります。そのような私がアンケートをとってもよいのでしょうか？妻と(同じ聴覚障がい者)知的障害をもった息子(18 才)は年金収入のみですが、アンケートは来ていないので、提出していません。バランス悪いアンケートの取り方に感じます。選ぶのではなく、全般的にアンケートをとってほしいと思います。このアンケートは家族全員のことを考え、答えさせて頂きました。(男性、40 歳代、身体障害、知的障害)

■車椅子の修理等の助成金の申請手順が不満。故障してから申請して認められてからでないと発注もできない。その間、車椅子なしで過ごさなければならず、日常生活が困難になる。認められようが認められなかろうが、絶対に修理は必要なのだから、せめて発注だけでも同時進行できるようにして、故障で使えずに過ごす時間を短くできるようにしてほしい。車椅子がないとトイレにも行けないことを理解してほしい。(女性、40 歳代、身体障害)

■医療費助成について。県外の病院なので毎月市役所まで申請しに行くのが辛い。郵送できるといい。(女性、40 歳代、身体障害)

■道路の工事の際は点字ブロックをお願いしたい。音声の信号機を設置してほしい。街灯を増やしてほしい。病院やお店での職員の対応の教育(介助者なしで訪れることもあるので)市役所からくる書類が点字になっていない。(障害に見合ったサービスの提供をお願いしたい)視覚障がい者より(女性、40 歳代、身体障害)

■つくば市は、情報提供を出しおしめしています。市民自らが調べて、必要なサービスならば自らの力で申請しろ、というスタンスです。実際、職員にそのように窓口で言われました。たくさんあるサービスの中で、自分がどれを利用できるかわからない状

況の市民は多いと思います。窓口ですべてのサービスの説明をする必要はありませんが、もう少し市民に寄りそったサービスをしてほしい。財源が厳しいことは理解しています。サービスを使わせすぎることよくないことはわかります。ですが、困っている市民に必要そうな情報提供することは当然のことだと思います。(女性、40歳代、身体障害)

■当事者の意見を可能な範囲で反映させてほしい。障害があり、介護用品の補助に対して複雑な手続きやイレギュラーということで時間を要するのはやめてほしい。公的な施設に対してネットでの公開(トイレなどの設備の有無等)をして頂きたい。つくばの体育館はほぼすべて段差やトイレが入りづらかったりするので、改善もしくは1つぐらいすべての人が使いやすい体育館を建ててほしい。最後にアンケートを実施した以上、きちんとその意見を反映及び必要に応じて回答を頂きたい。(女性、40歳代、身体障害)

■一部の信号の下に情報を流す(高速道路や電車等のホーム等のイメージ)(女性、40歳代、身体障害)

■以前(障害者手帳をもらう前)病気が悪化し働けなくなりました。働けなくても治療は必要でした。しかし、お金がなく治療ができない＝病気の悪化という感じで、市役所へ相談に行きました。そうしたら、窓口で家族に何とかしてもらえと追い返されました。両親も高齢で持家も長男一家名義でどうしようもなく市役所の玄関で死んでやろうと思いました。病気が少し良くなって、働ける様になるまで生活保護を受けたいと思ったのに、何も相談できませんでした。調べたら、生活保護の申請はできるみたいですね。役所職員の判断で追い返してはいけないのですよね！今は訳あって仕事をお休みしていますが、良い先生に会って、仕事も少しずつできる様になりました。もう少し市役所相談窓口、真剣にやって下さい。あの時の職員は一生忘れません。あと、市役所ですみませんと声をかけているのに面倒そうに来るのはやめて下さい。聞こえないフリをする人もいる、給料をもらうのならキチンとやって下さい。(女性、40歳代、身体障害)

■ヘルプマークを知らない人が多すぎるので、もっと広く知ってほしい。(女性、40歳代、身体障害、難病・特定疾患)

■人のかけ口やうわさ話などでいやな思いをすることが多いので、そういう事がなくなればいいと思います。(女性、40歳代、身体障害、精神障害、高次脳機能障害)

■計画は絶対必要ですのでバリアフリーをお願いします。「バリアフリー」日本では段差やドアを引き戸にする事だと思っている人が大多数ではないでしょうか？日本では障害のある人ですが世界では生命全てに対して障壁を取る事、心の壁を取る事です。日本人、この質問を作った部署の方、許可した行政の長もバリアフリーになればもっとよい社会になると思う。弱者を一番に考えれば全てが変わると思うし、健常者はいつ障がい者になるかわからない。今健康なだけでもしもの時にあなたも助かるはず。キリスト教・イスラム教の施しがもっと日本にも浸透してほしい。弱者＝子供、老人、障がい者、全障がい者には課税しないでほしい。老後のために稼いでも税にいつてしまう。(男性、50歳代、身体障害)

■自宅トイレ改築に関する費用の補助等があれば検討したい。(男性、50歳代、身体障

害)

- 足が悪いのに近くにポストがありません。アンケートもよろしいのですが、そう云う事も考えて下さい。(男性、50 歳代、身体障害)
- 路線バスの本数が少ない。特に朝の通勤ラッシュに 5 時台のバスがない。それに最終時間が 21 時台とは早過ぎる。公共交通時間の弱さがそこに出ている。いずれは公共交通機関が多く便利な千葉か埼玉へ引越すること考えている。(男性、50 歳代、身体障害)
- つくば市の身体障害者手帳は写真入りの紙とじとなっているが、携帯性を高めて自動車運転免許証と同じような造りにしてほしい。(男性、50 歳代、身体障害)
- 障害年金が安すぎる。障がい者の人にもっと年金をあげてもらいたい。(男性、50 歳代、身体障害)
- 親がいなくなったあと安心して暮らせる施設を増やしてほしい。(男性、50 歳代、身体障害)
- 知事、市長は何を考えているか分からん。(男性、50 歳代、身体障害)
- 「1 億総活躍社会」、「老齢年金の受給年齢の繰り下げ」の世の中で、障がい者の残された能力を活かす取り組みが必要だと思います。高齢になれば若者よりも劣った所が少なからずあります。現状、特に課題が多いのは企業の経営者、管理職の意識だと思います。市で行うことではありませんが、(老人を含む)障がい者の雇用維持や再雇用で企業が前向きになれるようにアメとムチの政策がより一層行われるとありがたいです。働ける場がないと生活保護を受給することになり、みんなが不幸になってしまいます。(男性、50 歳代、身体障害、難病・特定疾患)
- 障がい者だけでなく高齢化により年配者が増えていて、日頃どのくらいの人がどれだけいるのかとか、ひとり暮らしの人がいる場合どうやって避難確認するのか、考えていかねばならないと思った。大規模火災にそなえ、住民で使える消火栓の道具がほしいと思う。(女性、50 歳代、身体障害)
- デイサービスを利用しているが、やはり高齢者が多いので、中年(?)枠でリハビリトレーニングができる、機能訓練を受けられる場所がほしいと強く願います。(女性、50 歳代、身体障害)
- 銀行、郵便局などの代書してもらえない時があり、ちょっと不便を感じる場合があります。市内の道の段差、夜の明るさが少ない場所が多い。歩道橋の上にゴミ(木の葉など)があり、歩きにくい。音の出る信号がふえると助かります。(女性、50 歳代、身体障害、難病・特定疾患)
- 国民健康保険税を世帯主ではなく、個々に請求していただければと思います。(女性、50 歳代、身体障害、高次脳機能障害)
- 説明の時の用語は、決められているのでしょうか？一人の職員の方によって私達の気持ちがとてもつらく不安にもなることがあるとの事で、知ってほしいこともあります。障がい者も家族も(身体も心も)同じように不安にもあるので、できれば反対の気持ちで(言葉)を選んで頂ければとお願いをしてほしいです。(市や国にも負担をかけているのは常に申し訳ない気持ちでいっぱいです)。これまでサポートをして頂いて感謝をしていますので、まだどの位続くかわかりませんので、よろしくお願いします。(本人

の生きがいをなるべくサポートし続けられればと応援をしていくつもりです)心が傷つくと身体にも良くないこともあります。つらくても本人には伝えられないこともありますのです。(女性、50歳代、身体障害、難病・特定疾患)

- 今はパラリンピックが開催されることもあり、テレビやいろいろなメディアで福祉やバリアフリーについて取り上げられています。体の機能に不自由な場合「身体障がい」を有すると近ごろでは「障がい者」という表示が増えています。昔から「害」という字を使うことに不快な気持ちになりましたが、自分が病気により、手帳を交付された時に「身体障害者手帳」の表記にとっても傷つきました。このアンケートにひらがなでルビを付けて、とても手間のかかったこと、準備にも時間をかけて下さるのは承知していますが、「障がい者」とひらがな表示することに至らないのが残念です。サービス向上は小さな思いやりからだ、そのことを理解していただけたらと願っています。(女性、50歳代、身体障害)
- 外出した時にいつも感じていることなのですが、障がい者の駐車場が少ないと感じます。その上、障がい者とは思えない様な人が平気で車いすの駐車場に停めていってしまふ。こんなことが多く見られて、何とかならないものかといつも思っています。(女性、50歳代、身体障害)
- 買い物が困難な時に買い物の補助をしてもらいたいです。(女性、50歳代、身体障害)
- 障害のある方は電車を利用する時、半額になりますが、そのつどキップを購入することが面倒。障がい者専用の交通系ICカードなどがあるとありがたいです。(女性、50歳代、身体障害)
- 現在、介護なしでは生活が困難な状況なのですが、年齢、条件により介護保険が受けられませんので、介護に関しての拡充をお願いしたいです。(女性、50歳代、身体障害、難病・特定疾患)
- 病院へ行く時、つくタクの予約が取りにくい。1時間区切りではなく30分区切りにしてほしい。ネット予約ができるようにしてほしい。(女性、50歳代、身体障害、難病・特定疾患)
- 障がい者というだけでなく、避難所の設備は日本では遅れていると思う。多少の嫌がらせも実は感じる事もあるが、それ以上に配慮してくれる人が多い事が有難い。私は「援助されて当然」と思い込まない様にしようと思いつけているつもり。(他人に強制する気はない)(男性、60歳～64歳、身体障害)
- どこに行っても障害者用駐車が空いてないことが多いので、一般の人は止められないようにしてほしい。(男性、60歳～64歳、身体障害、難病・特定疾患)
- 高齢者福祉とリンクしていない。たとえば高齢者宅だけには布団を干すサービスがあるが、他の人と住んでいる場合は適用されない。私みたいな障がい者と住んでいても駄目とのこと。私は布団は干せない。父母も干すのは大変である。今は機械で干している。色々なケースがあるので画一的に考えるのではなく、幅広く考えてもらいたいと思います。去年バスの調査をやっていたが、毎日通勤している私には、会ったにもかかわらず、声かけもありませんでした。その点では差別を感じました。他の障がい者にも声かけはありませんでした。(男性、60歳～64歳、身体障害)
- 通勤で使っているバス(関東バス、つくバス等)、都バスのようにバリアフリーになって

いなくて、バスの乗り降りが大変(段差が大きいので、足を上げたりするのが困難、まして松葉杖、杖での通勤は大変でした。(女性、60歳～64歳、身体障害)

■障害はあるけれど、まだ一人で動けるので特にない。「動けなくなったら」がどうなるのか、自分にはわかりません。(女性、60歳～64歳、身体障害)

■もし災害にあった時、避難場所に行けるか？洋式トイレはあるか？床にすわる事ができない人はどうしたら良いのか？台風19号の時の水戸市の避難場所は個人用テントがあり、よかった。(女性、60歳～64歳、身体障害)

■私は「疾病による右股関節機能障害4級」なので、重い灯油缶が持てない、走る事が困難、正座が長い時間できないなどありますが、日常生活ではあまり不便を感じる事がないので、参考にならないのでは？と感じました。(女性、60歳～64歳、身体障害)

■昨年の介護の調査の判断基準に一言。二人暮らしで妻が骨折して入院した為、自分も入院を強いられ、調査も病院に職員が来て、看護婦がケアマネジャーも付かず調査をしていったと聞いております。その後要介護3から2に変更、納得がいきません。毎年家でどの様に暮らせているか？見ていただいております。限度額も無い為、年金暮らしとしましては厳しい。(男性、65歳～69歳、身体障害)

■つくば市に移住して3年10ヶ月、その前、**他県の市では**障がい者3級であっても障がい者給付金手当月2万円が出ていた。生活費が少しばかりの年金なので助かったのですが、つくば市に来てガッカリ！！生活が苦しい！！障がい者3級でも給付金手当をお願いします。癌になって治療費が高額なので。(男性、65歳～69歳、身体障害)

■古い障害者手帳を持っている。現在はだいぶ変わってきたので、障害の等級が変わっていると思うので、見直してもらいたい。(男性、65歳～69歳、身体障害)

■今後の計画策定にあたり、調査と実施されていることに拍手を送りたいと思います。私は、杖を付いて歩行する以外は普通に生活できますので、高速道路又、鉄道の割引各種減税等により、生活上の支援を受けていて、感謝致します。感じることは、健常の方も加齢とともに杖を突かれたりとか、電車に乗っても、一両に必ずお年寄りの方がいますので、若い頃は杖を折りたたんで乗車する等していましたが、今は堂々と杖を付いて乗っていて、大変気が楽になりました。(杖は眼鏡と同じという感じ)これからは必ずしも手帳を持っている人のみでなく、多くの高齢者の方が障がい者と同等の状況になることを踏まえて、さらには小さなお子さんのいる方とか、弱い人へのきめ細かなハード、ソフト面の対応ができる又はしているつくば市であってほしいと願っています。頑張ってください。(男性、65歳～69歳、身体障害)

■入所にあたって、いろいろ金額がかかり年金だけの収入だけでは無理。家賃、光熱費等入所してしまえば住まいはいらないが、そのバランスとどうすれば良いのかわからない。本当は一人なのだが、元妻が身の回り、お金の管理を今はしているが、一人では生活が無理。透析の送迎等。入所で透析の送迎代を入れて月18万～19万かかるのでそれもできない。今は良い元妻も送迎も無理になった時、先が不安です。方法はないものか、どこで相談したら良いのか、本人の病気と家族(元妻・娘)の今後の介護のあり方とお金がかかることだし、問題は山積みです。(男性、65歳～69歳、身体障害)

■ペーパーでのアンケートだけではなく、面談が必要。(男性、65歳～69歳、身体障害、難病・特定疾患)

- 現状、現実の状況をもっと細かく知ってほしい。形だけの計画、対策はやめてほしい。
現実・現状をもっと知れ！！目を向けろ！！机上の計画は要らない！！弱者にやさしい町では無い！！(男性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 障がい者に対してのメリットをもう少し増やしてほしい。(男性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 現在身障者 1-1 の認定を受けていて、各種のサービス受け、大変助かっている事をお伝えしたく、感謝致しています。今後も市民のため福祉に取り組んでいただきたい。(男性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 今は自家用車でどこへでも移動していますが、運転できなくなった場合、近くにバス停もないので将来が不安・心配です。運転できなくなったら買物にも行けないので食料を届けてもらうようにします。つくば市内のバス運行の充実をお願いします。(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 公共施設に車椅子の他に歩行補助のための器具、カート、シルバーカーなどを設置して下さい。片手の力だけで車椅子を使いにくい方や荷物を持てない方もいます。イベント会場などに市から貸し出す方法などもどうでしょうか？(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 障害があまりおもくないので、今のところは不自由がないです。(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 股関節置換手術を受け、障害 4 級認定を受けています。手術当時は日常生活に支障をきたしておりましたが、年を経て日常生活も慣れており意識せずに生活できるようになっています。数々の市の福祉対策の恩恵を有難く受けて毎日を過ごしております。(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 何でもできるだけ自分でやっていきたい。「自助」の精神で暮らしたい。でも手伝っていただける情報があると心強いです。(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 障がい者の玄関に立って、行政、福祉を考えてほしい。介護者の事も考えてほしい。(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 前述意見申し出ましたが片足(左ヒザ下)なし。R2.1.15 切除により今後の対策等(自主)不安だらけ。ケアマネとも相談。自主訓練等しっかり目的を持ち計画的に根気よく進むのみです。(女性、65 歳～69 歳、身体障害)
- 災害のとき、私はストマをつけているのですが、1 日中何度も夜中も(3～4 回位)トイレに行くので避難所で何度もトイレに行くのは気がひけると、簡易トイレは他の人も入ったりするので、清潔の面で心配です。みんなが一緒だと食事水分もひかえると思います。あと、どこでストマのとりかえができるのか心配です。簡易トイレではできないし、どこでできるのでしょうか？すぐに短時間でできないので、他の人が待っていると困ります。何度もトイレに行ったり、ストマの張り替え(よくもれたりするので)トイレ付の部屋がベストなのですが。あと、災害のときに消防車等が回って車か放送していても(前に竜巻のとき)何を言っているのかよく聞き取れないので(耳が悪いので)そういうときはどうすれば良いのでしょうか？テレビが映れば 9ch のつくばTVに流してほしいです。ラジオはここは電波が悪いので、茨城放送は入らず、NHK と文化放送だけです。(女性、65 歳～69 歳、身体障害、難病・特定疾患)

- 私は補聴器がなければ生活が出来ませんが、補聴器があまりにも高額な為、とても困っております！しかも補聴器の寿命が基本5年です。もっても7年ですのでとても生活に負担を感じます。もう少し援助金を頂ければ助かります！（女性、65歳～69歳、身体障害）
- 今は治療のおかげで不自由はほとんどありませんので助かっています。透析治療に行っていますので視力や股関節に不自由をきたしたときには、色々と問題が出ると思いますが、今の所大丈夫です。将来的にはお世話になると考えています。（女性、65歳～69歳、身体障害）
- 私は、障害の程度が日々の生活にそれほど大変なことはないのですが、障害を持っている人のことが一般の人々には伝わっていないということがあるように思います。私自身障害をもち、分かったことです。障害のある方々との交流が多いほうが、理解も深まると思います。いつもお世話になりありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。（女性、65歳～69歳、身体障害）
- 今のところは主人が健康なので家の中も車椅子での移動で事は済み、約月1回の病院への送迎も不自由なくできています。どちらへ出かけても車椅子での行動に周りの方々からの支援も結構受けており、感謝しております。（女性、65歳～69歳、身体障害）
- いつもいろいろなサービスを利用させていただきありがたいのですが、申請しに行くのに、市役所が遠いので書類をまとめて送ってほしいと思っています。例：難病患者福祉金支給申請書、特別駐車券など。年に4回ぐらい行っているのです。（女性、65歳～69歳、身体障害、難病・特定疾患）
- このアンケートで「あなたは」と書かれている所は、「または家族(介助者)は」を加えないと、脳障害や言語障害者を持つ家族は、「なぜこんな要点を捉えていない質問をするのか？」と勝手に思ってしまう。改善して下さい。（男性、70歳～74歳、身体障害）
- なんらかの災害があった場合、自分だけ逃げる事はできないから、ふたりでなりゆきにまかせようといつも考えています。夫 72 才妻 71 才。夫が病気になってから、つくば市では大変お世話になりありがたく思っています。残された人生を悔いのないように生きていきたいと思ひます。（男性、70歳～74歳、身体障害）
- 一般的な質問で、今自分自身直面している問題ではないので、関係ないようです。今の生活が精いっぱい、今後の事まで考えられない。考えなくてはならない事と思うが、余裕がない。現実におわれている。年金だけで施設が利用できるわけないだろうし、先の事まで考えられない。不安でいっぱいという事かな。（男性、70歳～74歳、身体障害）
- 災害時の避難場所・避難所はすべての人々が避難してきます。避難所生活すべて健常者向きに設計されていると考えます。身障者・高齢者はより手間がかかり介助者も必要になると思ひます。身障者・高齢者のなかには避難生活はしたくないという方が多数(自宅で災害で死んでも良い)おります。避難生活が不安なのです。災害の種類によって避難場所、避難所は違ってくると思う。一律に避難場所、避難所を指定しても効果はないと思う。(例えば水害、地震等によって違ってくる)きめ細かい対応をのぞむ。（男性、70歳～74歳、身体障害）

- つくば市内の歩道の舗装整備について。(要望)私は 3 年前に大阪から越して来て、一番驚いたのが、つくばは新しい街と聞いていたが、歩道が歩きにくく、と言うのも所々敷石が浮き上がったり割れたり凸凹が多くて、杖を使っても足がひっかかり何回もつまづいた事です。その多くが径年でのヒビ割れ、街路樹の根が敷石やアスファルトを押し上げていて、整備されていないからと思われます。又、水捌けも悪く、雨が降れば広い範囲の陥没箇所や特にひどいのが歩道と横断歩道の境界部分にプール状態の水溜りができ、長靴でないと歩けないほどになっています。(大阪では殆んど見かけられませんでした。)息子に聞けば、茨城は車社会だから歩道を利用する人が少ないからではと言うのですが、私は視力が悪い為、進入禁止のポールも判りづらく歩道全体が平坦に見えるため、非常に危険です。是非、これから増える高齢者や又障がい者、車椅子目線での(雨の日に車ではなく、歩いての点検しての整備)行政をお願いします。バリアーだらけの歩道では未来科学都市つくばの名が泣いています。全国に誇れるつくばにする為。(代筆、配)(男性、70 歳～74 歳、身体障害)
- 日頃の支援に感謝しております。障害について現実を直視することを避けたい傾向にありますので、将来の悪化は必ずくるにしても、それを想定して回答は厳しく、むずかしい調査と思いました。個別の対応が何より大切で、それをフレキシブルに可能にする法整備を望みます。(男性、70 歳～74 歳、身体障害)
- 生活保護者への見直し。(男性、70 歳～74 歳、身体障害、難病・特定疾患)
- 2 年前より、常に介護と医療的ケアが必要な状態になりました。この間、病院入院の期限があり、症状などにより 5 回の転院が必要でした。転院により、なれない環境で体調くずしがちです。仕方無いと思いながら。(男性、70 歳～74 歳、身体障害)
- サルコイドシスなので保健所へ行き、受給の手続きをしたところ、半月で書き換えになりました。それからやっていません。(女性、70 歳～74 歳、身体障害、難病・特定疾患)
- 支援をして下さる方(ヘルパーさん)の仕事の内容による給与等の差別化。全体的に福祉にたずさわっている人の給与が低すぎると思う。安心して働ける様な形にしてほしい。交通手段がまだまだ整ってないので公共交通機関の改善をお願いします。(女性、70 歳～74 歳、身体障害)
- 聴力がなく方向がわからなく困っています。例えば車が来てもわからない時もあるので道路は右側を通行しています。(女性、70 歳～74 歳、身体障害)
- 現在は車があれば自分で用事や病院へ行くことができますが、車が使えなくなると全く生活難民になってしまいます。足が悪いので長時間歩くことができない。できるだけ自宅で生活したいと思っています。リハビリ施設を気軽に使えるような所がほしいと思います。寝たきりにならない為に。(女性、70 歳～74 歳、身体障害)
- つくバスの件。もう少しバス停が近くあってほしい。買い物の帰りが大変です。屋中はお客も少ないので 8 人位の乗るマイクロバスにして 1 本でも多くお願いしたい。(女性、70 歳～74 歳、身体障害)
- 私は息子と二人暮らしです。39 才の息子の事で悩んでいます。ある事がきっかけで仕事もやめてしまい、今は精神科に通院しています。息子のような子が働ける所はないでしょうか。よろしくお願いします。(女性、70 歳～74 歳、身体障害)

- 公共の駐車場の障がい者スペースに一般車両と思われる車が停まっていることがたびたびあります。また、逆に障がい者側でも、受けられるサービスは全て受けようとする考えの人も見受けられます。予算を正しく有効に生かして使うために「福祉」に対して、いろんな立場の人が、正しく理解できるように啓蒙活動に力を入れてほしいと思っています。(女性、70歳～74歳、身体障害)
- 私は目の方でお世話になっております。現在、家の中の事はなんとかしていますが、買物は友人家族にいただいています。医者はタクシーを利用しています。今後はヘルパー等をお願いしていかななくては成りません(自分もいっしょにいきたい)どこに相談して良いか分かりません。(女性、70歳～74歳、身体障害)
- この度は、障害福祉に関するアンケートの送付を頂き誠に有難う御座いました。大変に身障者の状況・気持ちをご理解頂いた当該者の状況を深く確認し施策へ反映を考慮しようとする温かい行政の姿を感じ、市長を始め保健福祉部・障害福祉課の皆様の素晴らしい取り組みに接し深く御礼を申し上げます。折角ですから、日頃思っている事などを、意見・質問させて頂きます。膀胱癌との医師の告知から各種検査・抗がん剤投与・膀胱周辺の臓器全摘の大手術や、手術後の沢山の苦労を今に成って思えば、ツイツイ涙が出てきます。死との戦い、大変な出費、死後の家族の行く末等々を考え、不安も多くて眠れない日も沢山ありました。そんな中にて、沢山の出費が続いた上に、身障者としてのストマ等の生活用品費用が家計を圧迫し、公的支援で援助は受けるものの、個人的負担分の確定申告・所得税制度の対処方法が解らずに、「オストミー協会」の本部や県へ質問を致しました。色々の電話は受けましたが、結局は取扱い方法が解らないままとなりました。市の障害福祉課にお聞きしたら、市の課税担当の方が、税法の書物を見せて頂き確定申告時の「身障者の生活用品個人負担分」につき、医療費用控除との合計の方法を説明頂き、スッカリ納得ができて、所得税の確定申告が出来る様に成りました。多分、新しく身障者と成られた方で、生活用品が必要で公的援助が有り個人負担も生じる方は、医療費や個人負担分を如何に処理したら宜しいか、大変に悩まれると思います。できれば、市の障害福祉課で新しい障がい者に対する説明の重要な項目として、確定申告時の「身障者の生活用品個人負担分」についての対処の仕方も説明を頂ければと痛切に思います。「身障者マニュアル」の最後の頁に、障害福祉課の Mail アドレスの記載がありました。自分は現在 75 歳で免許証がありますが、もう数年で市役所へ出頭して申請が難しくなるかも知れません。この障害福祉課の Mail アドレスを活用して、相談したり、文書作製や送付をしたりできれば、市の職員のお手間を削減できると思いますが、如何でしょうか？(男性、75歳～79歳、身体障害)
- 障害も種類や程度により、福祉サービス等は多岐になり、内容も大きく異なります。もう少し細かい事例でのアンケートが良いと思う。(男性、75歳～79歳、身体障害)
- 障がい者就業をもっとよくして下さい。(男性、75歳～79歳、身体障害)
- いつも何かとお世話になっております。昨年 10/14 の大雨台風の際の件での相談事ですが、当夜9時 40 分頃エリアメールや電話があり(大雨最中に自宅から約8km も離れた)“近隣の小学校へ避難して下さい”との連絡でしたが、ちょっと違和感あり。自宅付近は災害地域に入らず、川もなく心配ないなと思っていた所に初めてのこ

とで、夜の突然の電話に驚かされたり。夜、緊急のことで係の人でも大変でしょうが、電話する場合、こちらの(場所)住所はわかっているのしょうから、いろいろ確認するとかできないものか。それから、大雨の中、車イス状態の人がスムーズに移動できるのかも考えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■問 23 災害時の緊急対応について、具体的にサービス内容を示して頂けると安心できると思う。全介助が必要なので、避難の時の介助して下さる方等具体的に解っていると良いと思う。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■問 23 の○印については今、住んでいる団地で取り組んでいます。私も取り組みに参加しています。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■ケアマネは時間外に依頼したら怒られてしまった。なぜですかね！！(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■日頃はお世話になっています。行政の皆さまに主導していただくことで、障がい者たちの日常が希望や元気となっていくと思っています。どうぞよろしくお願い致します。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■信号機の押しボタンを視覚障害者にもわかりやすくしていただけると幸いです。(ボタンを大きく)願わくば、ボタンを押すと音声で知らせてくれるとか。障害者ごとの情報交換の場がほしい。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■近年脳梗塞を患い左半身が不自由となり、一人で入浴できずシャワーで済ませている状態です。ゆったりと入浴をするためにはフロアの改装が必要となり、その資金がなく現状としてはシャワーをして入浴に代えている状態です。外部の施設の利用も考えましたが、時間と金がかかり、未だに実行していません。このようなサービスを行政の中で行われているとすれば是非利用させて頂きたくになります。具体的な事が判れば是非利用させて頂きたい。そう考えております。又、車の運転に関しては家族からはできるだけしないように言われていますが未だに返納の気持ちになれません。今の私には最小限必要だからです。この事も解決していかなければならないと思っています。大きな事故が起きる前にです。年齢と共に行動範囲がせまくなり生活がしづらくなります。このような事も行政で手助け頂ければ幸いです。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■現行制度の中で満足しています。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■今私は、薬投で病院Aに通っているが、病院Bに”新たな病が”起きた場合、病院バスが当団地には来ていない。昨年タクシーで行ったら、3200 円を要した。(片道)どうか、病院バスが来られる様お願いしたい。

つくバスが直接病院へ行けるルートを新設する方法を考えて頂きたい。※私は車の運転が出来ないためです。(男性、75 歳～79 歳、身体障害)

■現在、難病(全身性エステマトーデス)の認定を受けているが、認定期間 1 年である。毎年更新というのはかなり忙しくなってしまうので、せめて有効期間 3 年位にならないものでしょうか。(男性、75 歳～79 歳、身体障害、難病・特定疾患)

■つくば市は介護タクシーの料金が高いと思います。(男性、75 歳～79 歳、身体障害、難病・特定疾患)

- 行政の取組についてまったく情報がない。どのような事が行われているかがわからない。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 福祉タクシーの仕組みがよくわからない。福祉タクシーの値段が高いので病院に行くのに大変です。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 足が(車)ないので、息抜きができないのでストレスがたまる。バカ話ができる人がほしい。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 両方の股関節の手術をした為に、障害者となりました。車の免許証を返納した為に行動が不便になり、家でテレビ三昧です。その為人と接する事がおっくうに感じ、引きこもり状態です。外出にはつくバスを利用していますが、便数がない事と停留所があまりない事など不便ですので、もっぱらテレビが相手です。運動不足、体重増加で苦労しています。毎日歩けばよろしいのですが、外に出たくないのです。※返信用封筒に両面テープをお願いします。のり探すのに大変。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- お世話になります。現在はなんとか行動することができますが、明日の先が見えません。常に情報を得る様にしていただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 日頃福祉行政のお仕事ご苦労さまです。又ありがとうございます。できるだけそのお仕事が生かされるよう願っております。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 昨年の台風の時に市役所に連絡を入れてから避難所に行きました。あらかじめ自分の障害についてお話しをして受け入れて頂きましたが、それでも一度身体を横たえてしまいますと何かにつかまらなければ起き上がる事が出来ないため、家族が一緒でも、とても困りました。遠くに住んでいる子供が心配をしますので避難は早めをしたいと思います。沢山の方が居る所で身体を休める事は私の場合できません。避難所への道、坂があります。今は夫の車で行くのである程度の物を持って行けますが、これから先の事はどうなるかと不安です。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 家族に迷惑がかかるので今すぐに入所したいのですが年金暮らしでお金がないので入所できない。現在 10 万～15 万(1 ヶ月)かかるそうです。子供達にも負担がかかり、これから先心配です。年金内で入所できる方法はないでしょうか。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 都内に住んで居りました時は、年間約 10 万の支援金等がありましたが、つくば市は 0 点です。タクシー利用等もあり、居住する場所での対応が異なるのは如何なものでしょうか？日本全国どこに住みましても平等であるべきと思います。タクシーも 10% 引にするには現金支払いのみでカードでの支払いには適用されません。タクシー会社にも善処を望みます。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 障害者に対するツクタク利用基準の制定。区域間の乗り替えは障害者にとって多大な努力と負担を要する。特に通院においては、直通で運行できるように特例措置を設けてほしい。
視覚障害者のサークル、集いの場所を設けてほしい。(視覚障害者友の会？) 茨城県及びつくば市は、視覚障害者に対し冷たい。行政の力が弱いと感じている。他県・市には視覚障害者の友の会等を設け、相互のコミュニケーションを図り、社会的孤立化防止に取り組み活発に活動している。他県・市の実態を調査・研究し、視覚障害者の孤

立化防止に力を注いで頂きたい。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)

- 色々大変お世話になっております。自分でやれる事はできるだけやるようにしておりますが、休み休みやっています。ありがとうございます。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 行きたいときに自由にサークルなどに参加できる移動手段の情報がほしい。いつも介護者がつれていくしかなく大変である。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- 東北地震のとき、水が出なくなった。どこで給水を受けることができるのかの情報がなかった(届かなかった)。近隣も同じであった。大きい住宅地であるにもかかわらず情報がこなかった。後日、市は車で知らせたというのが廻り方がキメ細かくなかったと思われる。インターネットで知らせたというのがインターネットで知らせを受けることができる人はすべてではなく、キメ細かい情報提供は必要であると思う。(女性、75 歳～79 歳、身体障害)
- アンケート調査関係者、お役ご苦労様です。宛名の者、「身体障害者手帳」を有し 1 等級を有しています。要するに現在、動けず、話せず、寝たきりです。困って、問 23 迄総て代理解答者として本人の夫が解答致しました。不適切な解答ある場合には訂正下さい。(女性、75 歳～79 歳、身体障害、高次脳機能障害)
- 病院で肩のレントゲンを撮る時に、レントゲン技師に右肩を脱臼させられた。その時ケンも切れた。だがその時はケンが切れているとは言われなかった。脱臼だけの話でした。1 年位薬を飲んででも痛いのでよく聞いたら、そのまま手のほどこしようがないとの返事で、2 年位たった今も不自由をしている。右手を横に上げられない。何度話をしても返事が得られない。今も文字が良く書けないので困っている。良い方法が有りませんか？(男性、80 歳以上、身体障害、精神障害)
- 障害福祉課の方、この度は心づかいありがとうございます。私は永年、他の都道府県に 40 年近く住んでおりました。福祉課に世話になり、つくば市に住んでもつくば市の福祉課に変わりなく安心して住んでおります。これからは残りの人生をつくば市の福祉課に寄り添って甘いて生活してまいります。よろしくおねがい申し上げます。(男性、80 歳以上、身体障害)
- 窓口案内を充実してほしい。(男性、80 歳以上、身体障害)
- 同じ障害についての話を聞いてみたい。(女性、80 歳以上、身体障害)
- サービスの名前が一般の人にはわかりにくいと思います。

サービスや助成によく「利用方法等に一定の条件があります」や「所得制限があります」と案内がありますが、もう少し具体的に書いてほしいです。所得は年収〇〇以上は×など、税額〇〇以上と言われてもよくわかりません。障がいがあると相談に行くのも大変ですし、せっかくいただいたガイドブックもわからないことだらけです。難病で治療もなく、体は少しずつ動かなくなっていくのに補装具やサービス、助成に所得制限があり、しかも介護保険の適応とならないと、少し何かを試してみたいと思っても自費ですし、思いきって購入したとしてもいずれ使わなくなるかもしれないなど考えると尻込みするばかりです。若い世代の難病の人がもっと生きやすいサービスや助成をお願いします。(女性、年齢不明、身体障害、難病・特定疾患)
- 障がい者手帳が長年の使用により破れていて、持ち歩くのにも困難があるので窓口

いってきいてみたが、なくさないかと再発行できないといわれた。つくば市HPをみてみたが、障がい者手帳のカード代についての情報がみつけれなかった。つくば市では今もっている障がい者手帳をカード型に変更することはできますか？障がい者手帳のカード代に関する情報をHPに記載していただけると大変ありがたい。(女性、年齢不明、身体障害)

知的障害

- 小学校の特別支援学級が小学校によって、格差があるのが残念です。ICT の活用が進むことを望みます。教育の問題なので福祉とは関係ないかもしれませんが。特別支援学校が人数が増えているので校舎を増やすか、もう1校支援学校があったらと思う。教員の確保は難しいかもしれないし、県の問題なのかもしれませんが。(男性、10歳未満、知的障害、発達障害)
- 障害という診断を受けていません。“発達遅滞”と言われました。ただただ幸せに暮らせるように願うだけです。偏見や差別の無いストレスを感じない環境作りを御願いたい。(男性、10歳未満、知的障害)
- 年長の時に“支援学校”の判定をもらったのですが、親の判断で支援学級に通っています。そういう場合、支援員がつかないとお話をうかがいました。実際の小学校の現場では臨機応変に対応していただいているようですが、本来はうちの子どものための存在ではないのに、面倒をみていただいているという負い目のようなものを勝手にではありますが、感じています。専門の方々からすれば、年長の年齢で判断したことは、成長しても変わるはずがないことなのかも知れませんが、うちの子どもの場合、今現在年長の時ほど他のお子さんとの差を感じていません。(母親の意見なので、あてにならないかも知れませんが。)なので、軽度の障害の子どもに2年か3年に1回でも再判定の機会をいただけたら、そしてもし“支援学校”でなく“支援学級”の判定がいただけたら、小学校の現場で無理をしていただいていると感じるこの負い目が軽くなるのになと思います。(男性、10歳未満、知的障害)
- 支援学級に在籍していましたが、国語と算数のみしか見てもらえず、他の教科について対応できないとなってしまう、人が好きなので本当だったら地域の学校でいろんな人たちとふれあい、遊びながら学校に通いたかったですが、それができず大変残念です。地域外の学校も見学などできないので、違う学校の支援学級にも行けませんでした。以前住んでいたところでは学校見学(支援級)出来たので、そういう窓口をオープンにした方が良くと思います。以前県に問い合わせたところ、支援学級においては国語と算数にこだわらずその子その子に合わせた形で支援するとのこと。一方で学校の方ではそこまで対応する体制となっていない。県と市町村の学校での隔たりが感じられた。市の方でも人材の確保や予算があると思うので、すべてそのようにすることは難しいと思うが、できるだけその子その子にあった形で受入れ体制を整備してほしい。(男性、10歳未満、知的障害)
- 比較的若い世代はうまく情報を得られていると思いますが、中年世代以降の障がいをもっている方は交通手段がない人が多く、情報に乏しい気がします。地域の民生委員

さんからの情報等が良いかと思います。地域によっては民生委員さんが誰か？知らない方も多いようですので、もう少し民生委員さんの役割を再確認してほしいと感じます。市に登録はしてあっても、お互い分からないようなら意味がないのでは？(男性、10歳未満、知的障害、難病・特定疾患、発達障害)

■軽度の知的障がいだとわかりにくい。障がいをもっと open にした社会にしてほしい。したい！！(女性、10歳未満、知的障害、発達障害)

■精神的な相談場所やお話を聞いてくれる所、人、窓口など専門的な支援が少ない気がする。(男性、10歳代、知的障害)

■体は動きますが、話を理解する能力が低いです。見た目ではわかりにくい為、理解してもらえません。その為、学校や園では年が上がるにつれ、孤独感が増し、家族という安全なエリアを好みます。正しい指導があれば働くこともできると思いますので、社会に出る為の支援を受けられるようにしてほしいです。気軽に福祉サービス課に問い合わせは行きにくく、HP 等で受けられるかもしれない支援等の情報をいただけるとうれしいです。(男性、10歳代、知的障害、発達障害)

■県南地域にも、高等特別支援学校や職業訓練校のような学校ができればいいと思う。将来の選択肢の幅も広がるし、働くことの楽しさ・大変さも学べるので。軽度(中度も)の子の進路等で悩む家庭も多いと思う。(男性、10歳代、知的障害、発達障害)

■両親が死んで一人になった時は施設にお世話になると思う。昨今、障がい者施設などで虐待されたり、時には殺害されてしまう場合もある。そのようなことが決して起こらないような安心して入所できる施設をつくってほしい。(男性、10歳代、知的障害、発達障害)

■障がい者用駐車場について。カードを付けていない車が専用駐車場使っている(高級外車、ベビーカー、子どくさんなど、いろいろな人がいます)はっきりきまりを作って、きまりを守らないと罰則を作ってほしいです。アメリカでは高額(1万円程)の罰金が課されます。つくば市だけでも、はっきりきまりを周知して下さるとありがたいです。

障がい者等トイレについて。付き添い(親)が、異性の場合は男女別トイレに入りづらいので、車イス用トイレを使用することがありますが、利用する時間が長い(5～15分)なので、待っている人(ほとんど赤ちゃんづれの方)ににらまれて辛い思いをよくします。思いきって1人でショッピングモールの男女別トイレに行かせた時は、掃除の方からどなられて、本人も外で待っていた親もショックを受けたこともありました。(トイレの使い方が間違っていたのかもしれませんが)(男性、10歳代、知的障害)

■つくば市立の支援学校がほしいです(男性、10歳代、知的障害、発達障害)

■障害者手帳を持っても、重度・最重度以外はあまりサービスを受けられてないなと実感しています。中度・軽度でもサービスを充実させてほしい。福祉サービスなどの情報が上手く得られない。ホームページでいいので、情報の充実をお願いしたい。子供の頃から障がい者と健常者が共に交流できるイベントなどをもっとやってほしい。支援学校をつくば市にもう一校造ってほしい！！(男性、10歳代、知的障害、発達障害)

■学校卒業後は就労もだが、いつまで一緒に暮らせるかが心配。何歳になったら入所さ

せるべきだろうか。受け皿はあるのだろうか。十分に。家族の安堵のために、障がい者の安楽死の議論をすすめてほしい。(男性、10歳代、知的障害、発達障害)

- 近隣の市役所のように、ヘルプマークの配布ポスターを貼って頂けると有難いのですが。健常者の方にも理解して頂きながら、ヘルプマークを使用したいなと思っています。

市役所で住民票を取るとき、(1年程前)証明書類(本人確認の)を身体障がい者手帳は可能ですが、療育手帳は不可という窓口の対応が一度ありました。知的障害のある者に、また自閉症なので言葉がかえせなかったり、混乱してしまう内容に、とまどってしまう事もあります。ぜひ、この機会に市役所の他の窓口でも温かいお言葉と内容の共有をお願い出来ればと切に願います。

つくば市の障害福祉課の皆様には、いつも感謝しています。就労支援のパンフはとても丁寧で細かく書かれていて、わかりやすい。ご多忙の中、色々と作成したり対応したり、すごく優れた方が沢山いらっしゃる。本当に驚きと有難さでいっぱいです。いつもありがとうございます。(男性、10歳代、知的障害、精神障害、難病・特定疾患、発達障害)

- 学校卒業後の取組強化。卒業後は役所に行く回数も減っています。年金とか色々な手続きも事前準備が必要なので、早めに役所からの通知があっても良いと思う。(男性、10歳代、知的障害)

- 土曜日や日曜日、祝日に利用できる児童発達支援事業所が少ない。(女性、10歳代、知的障害)

- 成人してから入所できる施設が足りない(特に女性)ので、増やしてほしい。放課後デイサービス(施設も?)のサービスの質による利用料の高低差を認めてほしい。どのサービスを利用するか選ぶ基準にもなるし、高い利用料を払うことで質の高いサービスが受けられる権利を確保してほしい。(女性、10歳代、知的障害、発達障害)

- 療育手帳④ですが、身障手帳を持っていないのでおむつ手当が出ないので、手当があって欲しい。

特別支援学校高等部卒業後の居場所づくりをもっと拡大してほしい。10年前は放課後デイサービスの施設も少なく利用出来なかったが、今ではたくさん出来てとても満足しているが、卒業後は今までと同じ利用体制な所が充実して行って欲しいです。

今後の取り組み意見ではないのですが、放課後デイサービスで請求書の実績内容が実際とは異なる金額や利用時間を何度も渡された。こちらが支払う金額は上限があり変わらないので、訂正しない人も多いのではと思う。(市が負担している。)ある児童通所施設はかなりずさんな施設だと思います。(女性、10歳代、知的障害)

- 重度障がい者(知的・女性)の受けることのできるサービスがありません。市としてどのようにお考えでしょうか?利用希望しても事業所がありません。病院もありません。(都内病院通院、入院あり)(女性、10歳代、知的障害)

- 一昨年、療育手帳(C)を受けとる際、これを取得しても金をもらえませんよ。何のために取得するのですかと上から目線で言われ悲しくなりました。窓口に変な人材を配置しないでほしいと思います。(本人の母)(女性、10歳代、知的障害)

- 娘は作業所につくバスを利用して支援員さんに同行して頂き通っていますが、北部シ

ャトルの 8 時台が 1 本しかなくてとても混みます。20 分以上前に行き、バスの順番をとって乗らないと立って乗っていくことになり、人が乗り降りするたびに外に降りたりしなくてははいけません。このルートは採算が取れているルートと聞きますが、もう少し本数を増やしてほしいです。周りの方も障害があるのは分かっているようですが、環境が厳しすぎて(バスの状況が悪い)配慮やそういうものはありません。障がい者の社会参加をうながす点からもよろしくお願いします。(女性、10 歳代、知的障害、高次脳機能障害)

- 以前住んでいた所より、福祉課の職員さん対応等すばらしいです。障害の等級が変わり、受けられるサービスがあることを即教えて下さり、とても助かりました。以前住んでいた所では受けられるサービスを受けずにいたことがあり、縁がありつくば市に来て良かったです。

障害に向かい合う事が出来ずにいる家族、本人は声をあげずにいます。

窓口にうかがった時等声をかけていただけたらうれしいです。困っていることがわからない。わからないことがわからず、どんより生活している人、案外多いです。

現在支援学校に行っているので今現在は良いのですが卒業してからの生活(福祉施設通所を含めて)が不安です。障害児から障害者になった時の差別はものすごいものです。障害を持っている人が差別なく生活できる街にしてください。お願いします。(女性、10 歳代、知的障害)

- 将来につなげるため相談支援を受けた方が良いと考えているが、つくば市は児童の相談先が少ないと聞くので不安です。(女性、10 歳代、知的障害)

- 現在は親が介助しているが、親が介助できなくなった時のことが心配である。(親の意見)そのため、グループホームなどにお世話になりたいが、今の職場から通えるホームがない。安心して働けるために、グループホームが必要である。希望する。(男性、20 歳代、知的障害)

- 現在通っている就労継続支援 B 型の事業所が経営不振になりました。このようなことがないことを希望します。(男性、20 歳代、知的障害)

- デートにお金がかかるので給料をきちんとほしい(男性、20 歳代、知的障害、精神障害)

- 僕は去年 5 年間一生懸命働いてきた職場から雇い止めと言われました。就職した時そんな話は聞いてなかったのでとてもショックで、いじめられた気分になりました。家族とハローワークが次の仕事を見つけるために助けてくれたけど、サポートセンターは助けてくれませんでした。今は県の非常勤として働いていますが、やっぱり 5 年間しか働けないみたいです。僕はずっと今の仕事で働きたいと思っています。障害者が働く場所はパートや非常勤の求人がほとんどです。僕はずっと長く働きたいと思っているのになぜ 5 年しか働けないのですか？障害者いじめみたいに感じます。(男性、20 歳代、知的障害、発達障害)

- 障がいがあると一般の避難所では場所がかわる事にパニックを起こしそうで怖い。(男性、20 歳代、知的障害、発達障害)

- つくば市ふるさとハローワーク、パソコンで障害者求人が検索できるのに、紹介は土浦ハローワークへとなっていること。隔週で担当者が居ればと思います。(男性、20 歳)

代、知的障害)

- 通所できなくなって2年半になりました。こわい、いやだという気持ちを本人がのりこえるのは簡単ではないのを見てきました。今は障害福祉サービスとして主に移動支援を受け、本人の楽しみや経験が少し広がること、家族以外の人とのコミュニケーションがあること、ありがたいです。もしできれば、通所などできなくなった人が、1～2ヶ月に1回くらい、理学療法士、音楽や運動、言語、心理療法など、午後1～2時間くらいでも指導を受けることができればいいなあと思います。このような専門家を育てながらつくば市の障害福祉サービスが充実したものになるとよいと思います。(男性、20歳代、知的障害)
- 平等に支援が行われるよう望みます。(男性、20歳代、知的障害、発達障害)
- 介助する者も50代になり、グループホームを考えています。情報が少なく情報提供をお願いします。(女性、20歳代、知的障害)
- 障がい者福祉サービスの情報を市役所などでパンフレットを設置してもらうとか地区の回覧板などで教えてもらいたい(女性、20歳代、知的障害)
- 障害者が通所ではなく生活できる施設をもっと多く作ってほしい。他の市にくらべて施設が少なすぎる。(女性、20歳代、知的障害)
- 一人一人に合った施設はどこかというような通り一遍ではない相談をさせていただきたい。困りごとを相談させていただきたいが、いつも資料を読めば分かるぐらいの範囲での回答なので困りごとが解消させない。(女性、20歳代、知的障害、発達障害)
- 成年後見制度等、勉強会など内容を知りたい。
移動支援を利用したいが、土・日等利用者が多くなかなか使えない。(女性、20歳代、知的障害)
- お世話になります、本人の母です。親の希望ですが、知的障害や発達障害などの専門家による講座などをもう少し開いていただけたらとの思いです。よろしくお願いします。(女性、20歳代、知的障害)
- 両親が高齢となり、本人は一人では生活できないので入所するより他には道はないが、入所施設が少なく空きもない。急を要する場合にどうなるか大きな不安をかかえています。いろいろな施設を見学していますが、どこも人手が集まらず、思うようにサービスができないと聞きます。十分な食事がとれるだけでなく、何かすることがあってわずかでも楽しみなどの人間らしい心の働きをうしなわないで生活できるとよいのにと思います。取り組むみなさんの誠意を感じることも多く感謝とリスペクトを感じています。(女性、20歳代、知的障害)
- 電話して相談した時の、電話口に出た人が、感じ悪かった。相談対応の電話を受ける人は、相手の事を良く考えてほしいです。いつもすごく感じ悪いです。(男性、30歳代、知的障害)
- 行政からの情報をほとんど知りません。(男性、30歳代、知的障害)
- 自宅で障害児をみていくのに、親のレスパイトも必要だと思いますが、いざ施設を探してみると、女子は受け入れ不可だったり、やっと施設にたどりついて、ずっと空きがなかったりというのが現状です。日中一時支援は充実していますが、ショートステイ事業なども充実して頂けるとありがたく思います。

7歳でオムツを使用していますが、排泄機能的には問題ないですが、トイレでできず、オムツ代もかかるので、現物支給でもいいので頂けるとありがたいです。

重度知的障害で見た目は歩行に問題ないですが、外出先でかんしゃくをおこしたりすると歩かなくなり、車椅子など必要な場合があるので、身体障害だけでなく、重度知的障害者に対しても車椅子の購入補助などをして頂きたいと思います。(男性、30 歳代、知的障害、発達障害)

- 現在グループホームに入っています。週に2日から3日、家に帰ってきてDO！スポーツ、マラソン、絵の教室に通っています。私(母)が運転できる間、又は本人が元気なうちは続けたいと思っています。行動援護を使って移動(送り迎えなど)する場合、公的な交通機関を使わなくてはならないとなっているかと思いますが、場所によっては難しいように思います。たとえばつくば市から牛久市や土浦市へ行く場合など、今ではありませんが市外の特別支援学校に自力で通わせたいと思い母子で練習した時に、つくば市のコミュニティバスは市外には停車できないと言われ、車の通りの多い道を歩かせたこともありました。同じバスに乗ると練習にならず、自家用車で追いかけると信号などでバスから離れて(降り忘れた)降りられなかったことで、あえなく自力通学の練習をできなくなったことがあります。兄弟がいると自力通学の練習もうまくできないことがあります。このあたりを考えていただけると助かります。よろしくお願いいたします。尚、車を運転しない母の練習もお願いします。(男性、30 歳代、知的障害、発達障害)

- 知的障害の人にも運動する(ジムなど)為の助成金を出してほしいです。(女性、30 歳代、知的障害)

- 息子と妻の2人が、グループホームと特別老人ホームに入所していて、私自身も年を取りすぎて来ているので、2人の入所料金を施設に支払うのに四苦八苦している状態です。私の年金も安いので、2人分の入所料金を支払うのと30年の自宅のあっちこちの修理費や、洗濯機やエアコンの取替えや色々な費用がかかり苦労しています。最近は、年金は下げられるし、税金は上げられるし物価は上げられるし、物によっては2%どころではなく、便乗値上も多く、ますます景気が悪くなって来ています。3人家族で昔から貧乏生活で来っていますが、年よりになってほんとうに苦しくなって来ました！！私の後見人をさがさなくてはと考えました。言いたいことを思いのまま書いてしまいました。すみません、ごめんなさい！(男性、40 歳代、知的障害)

- 障害福祉課の職員の皆様にはいつも温かく接して下さり、感謝しております。本当にありがとうございます。(男性、40 歳代、知的障害)

- つくば市は小中学校の特別支援学級があまり充実していないと思う。特に中学校の支援学級は体制が悪いと思う。学校の少しの支援で学校生活が送れそうな児童や生徒も特別支援学級で学んでいるように感じる。

アンケートなどを取ってもあまり改善されないのでは？と思う。以前公立の幼稚園に息子を通わせていたが、他の園児(健常者)より1時間早く降園させられたりという差別を受けました。今はこのご時世、そんなことはしていないと信じたいですが、子供が大きくなって忘れられることはできません。(女性、40 歳代、知的障害)

- 漢字はひらがながないと読めるのと読めないのがある。計算ができないので、2,000

円まで買い物ができない。多くは買えない。だいたいしか買えない。役所のことがわからない。付き添いがほしいけど、今のところお金を使いたくないので、父に頼っています。父も高齢ですので、その場だけでいいから、付き添いがほしい。電車の乗り方もわからない！もっと勉強したいです。家の近くのホームに行きたい。(女性、40 歳代、知的障害、精神障害、発達障害)

■現在一人暮らしですが、もし一人で暮らしていくことが困難になってしまったらすぐに、生活保護を受けながら対処してもらえる施設に入居できるようにしてほしい。(男性、50 歳代、知的障害、精神障害)

■障害福祉サービスや行政の取組に対しては、ありがたく思っています。ただ最近の国会議員の生産性の無い人の排除発言ややまゆり園の事件など、障害者の生きづらい国になるのかなと心配しています。(男性、70 歳～74 歳、知的障害、発達障害)

■障害 1 級の手帳を交付されている妻(神経障害、言語、知覚障害)、若年性認知症。夫→成年後見制度について相談。社会福祉協議会に申請(申請すると途中でやめることできない)。その後、裁判所より第 3 者が成年後人になりうる時もあるとのこと。オレオレ詐欺等の用心の為と思って相談したが第 3 者が…。もしかすると第 3 者が後見人となる場合がある。もう一回申請すると却下できないと言われた。複雑な気持ち、信用できないというふうに受けとれる。(女性、70 歳～74 歳、知的障害、精神障害、高次脳機能障害)

■いつも私達のためにありがとうございます。(女性、年齢不明、知的障害、精神障害)

精神障害

■小学校の教師が大変に理解がない。特別支援学級の教師が特にない。研修や講習を受けないと特別支援学級担任になれないようにしてほしい。障害福祉課は知識のあるようには見えるが、学務課だって同じ行政です。つながりをもっと深くもってほしい。子どもの時期に教師からしいたげられる経験をもつ子どもは悲惨です。友人からのからかいや差別なんてありません。きっかけを作っているのは教師です。また、学校格差も大変問題です。(女性、10 歳未満、精神障害、発達障害)

■発達障害の場合、職場の上司や同僚の障害への理解、配慮は必要なものですが、それ以上に本人のソーシャルスキルトレーニング(社会性向上のトレーニング)や自己を顧みて次のステップを考えるとといった行動はそれ以上に重要なものです。今でこそ、幼児・児童向けの療育といったものは一般的となりつつありますが、今の 10 代後半以前生まれの世代は療育を受ける機会がなかったり、家族にも知識がないという方が大半です。行政も参加して、大人向けのソーシャルスキルトレーニングの場を作ってはいかがでしょうか。ロールプレイングを用いた集団トレーニングや、同じ困難をかかえる人同士の交流や学びの場があると良いと思います。子は重度の発達障害のため、いつも生きづらさをかかえておりますが、一つ一つ問題を乗り越えて、元気に働き、一人で生きていける(税金を払える)大人になってほしいと思っています。(女性、10 歳代、精神障害、発達障害)

■特別支援教室/特別支援学校で機能している制度、中身、カリキュラムは、社会へ飛び

立つためのスキルを育てる(フォークリフトその他機械(自転車整備士、)PC など。でも先生は他に 30~40 人がいるのでなくしたい(忙しい先生は悪くない)。

特別支援のある学校全に皆が体育館、スポーツで集まった時にでも受け入れた障がい者のドキュメンタリーをスクリーンで流す、プロの話を聞くなどする。(男性、20 歳代、精神障害、発達障害)

- 今回のアンケートの問 6 もそうだが、障害の度合いを判断する際に一人で生活できているかを重視しているようだが、個々の事情を考慮する形に改めてほしい。私は一人で生活しているが、過去の経験が原因で、実家に戻り家族の助けを受けることもできず、他者を頼ることもできない状態に追い込まれている。しかし、この判断基準だと一人で問題なく生活できている人と同一視されてしまっている。実態はかなりぎりぎりの状態で、毎日すべき家事を行えないときがあっても、他人の助けを借りていないだけでそう扱われてしまっている。障害年金等もそうだが、もっと個々の事情を把握するようにしてほしい。(男性、20 歳代、精神障害)
- 企業の障がい者を雇用しなければならない計算式などを、一般の市民に広く分かりやすく説明してほしい。精神障がい者の短時間勤務を更に柔軟にできるようにしてほしい。(男性、20 歳代、精神障害)
- 障がい者手帳の有効期間が短いと感じます。取得するのにかなり時間がかかることもあり、それが不便な点だと思います。(女性、20 歳代、精神障害)
- アイロン掛け、洗濯、ごみ捨て、調理、風呂、トイレ掃除、皿洗い、ベッドメイク、布団干し、郵便受けとり、役所、病院、薬局、銀行、手続き、掃除、水周りや家電など壊れたとき、家族やペットが亡くなった時、衣替え、こういうものに対応できないのも多いと他のアンケート結果でも目にする。(男性、30 歳代、精神障害)
- いつもありがとうございます。現状のサービスに十分満足しております。これからも宜しくお願いします。(男性、30 歳代、精神障害)
- つくば市内の A 型 B 型就労継続支援は閉鎖的な感じがしたことと、短時間の利用ができず、利用に至りませんでした。又、公共の交通手段が利用しやすい場所にたくさんあればいいと思います。(男性、30 歳代、精神障害)
- 施設はできるだけ行きたくない。あそこでの扱いが嫌。(男性、30 歳代、精神障害)
- 私は精神障がい者 2 級です。母子家庭で育ち、母が数年前に死亡。今は一人で生きていくしかありません。病院のデイケアでこれからのことを相談すると(ケースワーカー、看護師)自分で自分のことはしろと言われます。他人を頼るな、自分しか頼りにならない、行政はお前の味方なんてしない、キチガイなのだからと言います(笑って)。実際、生活保護の申請(うつ病で働けなくなったとき)のとき、社会福祉課の担当者に「恥ずかしいですか？うつ病なんて何でなるのですか？保険とか貯金とか普通はやってるでしょ？私はきちんと対策してますよ。あなた生活保護って“牢屋に入らなくていい”犯罪者と一緒ですから」と言われた。数年前のことです。くやしくて 3 ヶ月で生活保護から抜け出すと「私の叱咤激励のおかげですね〜」と(ケラケラと)笑って言われた。その時以来、行政(社会福祉)にいる人に対して不信感と怒りと失望しかありません。障害基礎年金の申請の時、同じような目にあうと思っていましたが、国民年金の担当の方はすごく優しくて私のことを信頼して「あなたなら社労士さんに頼まなくてもこの

書類準備できますよ」と言ってもらい、提出まで親身になって下さった。もしかしたら社会福祉やそちらの専門の人の方が障がい者には冷酷なのかなと思うときがあります。**津久井やまゆり園の事件の植松聖被告**が言う「障がい者は安楽死」…これは行政の、この国の本心ではないかと思うのです。それなので災害の時、私はこの国で生き残ろうとは思いません。うつ病の思考かもしれませんが、差別的、威圧的な担当者のことを思い出すたび、絶望的な暗い気持ちと怒りをおぼえます。“心のある”取り組み、“人権を尊重した”サービスを少しでも求めます。障がい者も健常者も同じ人間です。健常者でも社会にわけの分からない迷惑をかけている人は山ほどいます。区別しても差別しないで下さい。どうかお願い申し上げます。(女性、30歳代、精神障害)

- 転勤族なので、まわりに頼る人がいない。そもそも他人とあまり関わりあいを持ちたくないで相談などは病院で行っている。近所の人や付き合いが面倒なので自治体に無理やり入らされるのが苦痛。子供が小学校に上がってからも子供会などあると聞いているので、それもいやだ。とにかく田舎でまわりに何もなくて面白くない。なので外に出る時間も東京に住んでいる時より少なくなった。もうちょっとつくば駅の周りをどうにかしてほしい。廃墟ですか？ここは。(女性、30歳代、精神障害)

- 市役所が近い所に総合福祉センター(身体・知的・精神の各施設)ができてほしい。(交通の便も考慮の上)福祉が利用しにくい場所にあるのが難点。つくば市内、駅周辺は特に障害を持った人でも取り組めるイベントや施設が増えると嬉しい。福祉に力を入れている市や県の情報を入手して、アンケートを実施して今後の取り組みして力を入れてほしい。(女性、30歳代、精神障害)

- 1番困っている事。公共交通機関の普及不足は非常に深刻な問題。自分は、車がなく、かつ子供(小学生)と2人で暮らしているが、外出するにも移動手段がほぼなくすごく不便だし、困っている。子供は学校があるので土日休みだが、「つくタク」は“土日なし”、また、平日に「つくタク」を利用したくても当日予約は難しく、急な用事などに利用できない。バスは、つくば駅は発達しているが、その他は街が整備されているのに「バスルート」「バスの本数」が圧倒的に少ない。結局、「車社会」になっている。商業施設への移動に鉄道・バスの乗り換えが必要であり、「車あり・なし」では所要時間は大きく異なる。この為、タクシー(民間)を利用する事が1番速い訳だが、往復の運賃は高く、必然的に外出をためらってしまう。TXができた為、バスの路線は減ってしまったと考えているが、「電車があるから市内の移動が便利になった」とは到底考えられない。また、バスの本数は「1時間に1~2本」、「0本」の時間帯もある。子供がいる身としては、例えば「子供がぐずって急いだがバスが行ってしまった」というケースがあるが、次のバスまで「1時間待つ、かつ周囲に時間を過ごせる場所もない」という状況になるので、やはり外出の頻度が下がる要因になる。交通手段の確保は、本当に重要な課題である。(女性、30歳代、精神障害)

- 子育て支援は充実しているのに、高齢者や障害の支援はあまり進んでいないように感じてしまいます。また、仕事に関しても少し相談窓口があったら助かります。自立支援や手帳の更新も都内に住んでいた時は早く届きましたが、すごく時間がかかり、毎年のことなので困ります。11月に手続きしても2~3ヶ月後は遅すぎます。(女性、30歳代、精神障害)

■大規模災害時でも切れ目なく服用できる体制づくりをお願いしたいです。病院、薬局だけでは限界もあるかと。身体疾患の方と同様、精神疾患者にとっても処方薬(毎日のんでいる薬)は命綱なので。

普段は大学病院に通っていますが(精神疾患)ちょっとした風邪など身体科にかかる際、どうしても気が引けてしまいます。(医師から差別的な目で見られないかなど。)つくば市医師会との連携などで精神疾患を有する人のプライマリ・ケアに関する情報交換、共有、提供など行政主導をお願いしたいです。

就活でいつも差別的な扱いを受け傷つきました。今は親のサポートと障害基礎年金で何とか暮らせていますが、経済的な心配は尽きません。就労に関する支援を手厚くしていただけたらありがたいです。(女性、30歳代、精神障害、発達障害)

■甲状腺クリーゼについて、もっと世間に認知してもらいたい。精神障害＝頭がおかしいと言われる。(甘えや怠けとも)病院の待ち時間が長すぎて調子が悪くなる。甲状腺クリーゼも怠けだと言われるので相談できない。医療関係者ですら把握していない。精神障害(特に解離性障害)や甲状腺クリーゼについて、医療関係者も一般の方もパンフレットや広告などで、少しでも目に触れてほしい。甲状腺クリーゼに関しては、長年色々な病院に受診したが発見してもらえず、いつ命を落としてもおかしくない状態になってからの発見で緊急入院。多額の入院費やアレルギーのある薬を投薬された。自宅内の歩行も困難にも関わらず、駐車スペースがない。病気になった時点で「早く死んでくれ」と言われているような生き辛さ。甲状腺クリーゼを難病指定にしてもらいたい。こんなに生きることがつらいなら、安楽死制度がほしい。病人には生きられるサービスなんかない。(女性、30歳代、精神障害、難病・特定疾患)

■普段は元気です。かかりつけの医師にも「大丈夫なときは本当に大丈夫なんですよ。」と。見た目は健常者のようです。しかし、30歳近くまで自分は障害があり、手帳を支給されるほどだとは判断できませんでした。すごく苦しくて他の人のように暮らすこと、当たり前にはできるはずのことができず、辛かったです。わかっていたら、もっとちがう仕事に就いていたはずです。自覚できない人に、もっと気づく機会を、安定してきちんと働いて一人で食べていける仕事を、向いていて可能な作業を探せる機会があったら助かる人もいるのではと思います。(女性、30歳代、精神障害、発達障害)

■移行支援で、座学よりも企業などでの実施訓練を何ヶ月か行うことができたなら良かったです。(女性、30歳代、精神障害、発達障害)

■見た目で判断するな。皆と同じじゃなきゃダメなのか。死にたいと思ったらどこに連絡すればいい。見下した態度がイラつく。ちょっと他人と違うからといって接し方を変えるな。病気とわかったら態度を変えすぎ。精神病は個人差があるのだから理解できないと思って接してくるな。精神病というだけで身体障がい者の人達と面接の時の態度があきらかに違いすぎる。発達障害は病気じゃないのに言わなければいけないのか。個性ではないのか。興味のある事は没頭できるけど団体行動は無理。重要→ストレス発散の場所が少ない。相談できる場所がわからなすぎ(男性、40歳代、精神障害、発達障害)

■大変優しい対応をして頂きとても嬉しくいつも楽しい暮らしをして充実しています。(男性、40歳代、精神障害)

- 市内の公的機関にて短時間勤務(健常者枠)をしていましたが、何年たっても上司の理解が得られませんでした。上司向け研修の中にバリアフリーのことも含まれているようですが、目で見えないことはどんなに研修を受けても理解できない人はできないと思います。研修実施=バリアフリー対策済とは程遠い。その上司はアスペルガーの傾向があり(本人自覚なし)自分で経験したことの無いことに対して想像が全くできないのです。本アンケート対象者に発達障害(アスペルガー含む)の方も入るようですが、その自覚があって困り感のある人ばかりではありません。自覚ありなし問わずアスペルガーの人から受ける精神的ストレスは、人によっては多大なものです。アスペルガーで困っている本人への理解・支援も大切ですが、アスペルガーと関わって心身不調になった人(カサンドラ)への理解もしてほしい。アスペルガーとカサンドラ両方についての情報が正しく周知されることを望みます。一般の人ならまだしも、職場で相談した産業医やカウンセラーでさえそのことをよく知らず、かえって傷つき症状悪化して退職に至りました。その産業医は常勤でしたが多忙で面談時間も短かったし、メンタル専門の産業医もいましたが、月2回のみの出勤で必要な時に必要な援助が受けられませんでした。マンパワーも足りないと思います。(女性、40歳代、精神障害)
- 移動支援のための手続きは済んでいる、通院介助の手続きも済んでいるがヘルパー不足で99%利用不可能。ヘルパーの数や事業所を増やしたり、ヘルパーが安心して働けたらヘルパーになりたい若い子が増えて、ヘルパーが増えたら運転も外出もできない私はすごく助かります。(女性、40歳代、精神障害)
- 夫が月に11万円くらいの収入にも係わらず、国保税が高すぎる。(女性、40歳代、精神障害)
- 相談、お話できる人がほしい。理解してくれる人がほしい。家族に理解してもらえない。(女性、40歳代、精神障害)
- 障害がある方一人一人に合った制度、障害福祉サービスなどを障害のある方々に一人一人に聞き(相談しに来た方々)何が必要かという事を一緒に考え、障害がある人が安心でき暮らせる事が大切だと思います。(女性、40歳代、精神障害)
- 現在、障害枠でなく働いていますが、今まで労働法を守っている職場がなかった。残業がないと言ったのにサービス残業の長時間労働させられたり、しゃれにならない本気の暴力を受けたりしてきました。まず働く人間を守る制度を守ってほしい。仕事の為人間としての尊厳も踏みにじられて薬も外国から買わないと足りなくなっていました。(女性、40歳代、精神障害、発達障害)
- よく障がい者のことを考えてほしい。結構適当。(女性、40歳代、精神障害)
- つくば市は財政が豊かで福祉も手厚く、市役所の方、相談員の方、ヘルパーの方、ショートステイ等あって、困ることはほとんどないくらい恵まれていると思っています。医師、薬剤師、カウンセラー、コーディネーターも助かっています。感謝しなければいけません。一つだけ言うとすればグループホームの空床利用型短期入所について、ショートステイの過ごし方がグループホームと似ていて、あえて難を言えば食事は皆でとる、お風呂も順番で入る(女性のお風呂は一度建物の外に出るので男性がいると少し…見られたくない)。短期入所であるのなら、自分の部屋で休みたい時に休め、集団の中(男の人が多い所)が厳しければ食事を部屋で取れると良い。私としてはショートス

ティを短期入院と考えているからでしょう。前述の施設には男性が多すぎると感じざるをえない。(女性、40 歳代、精神障害)

■市役所まで行くのが大変なので、精神障害者手帳などをわざわざ市役所まで取りに行かず、郵送の形か書留などで(自宅に)送ってもらいたいです。(女性、40 歳代、精神障害)

■地域の中で障がい者が生き生き生活できるよう、地域で助け合える体制の整備をなるべく早くやってほしい。弱者が住み良い環境は地域の活性化につながっていくと思います！(男性、50 歳代、精神障害)

■茨城県のリハビリテーションセンターに入所し、様々な訓練を受けて職場復帰しました。センターの職員の方々には大変お世話になりました。いいスタッフに恵まれたと思います。そのリハビリテーションセンターが色々な理由で廃止されたことは残念です。つくば市の、ある県指定機能訓練サービス事業所の web ページを見れば不安にしみかなりません。障がい者は自分で稼いだお金でジュースが飲みたいのです。その支援をお願いします。(男性、50 歳代、精神障害、高次脳機能障害)

■精神障害者であっても、人一倍の成果を出せることが仕事業務にたくさんあります。それで、社会貢献することで、標準的な収入を得て、生活していきたい。そのためには、もっと障害者の可能性について理解していただきたいです。(男性、50 歳代、精神障害)

■バスの本数が少ないので、外出できない。(女性、50 歳代、精神障害)

■障害者手帳更新時に前もって連絡がほしい。(女性、50 歳代、精神障害、高次脳機能障害)

■B 型ではたらいいて、給料をまるまる貰えず、利用料なんてお金をこちらが払うのは、おかしいです。利用料をとるのはおかしい。(女性、50 歳代、精神障害)

■うつ病と診断されてから 4～5 年がたちます。主人が仕事をやめて、家の中の事を全般に見てくれています。収入は私の年金と子供達の給料のみ。やってはいけません。貯金をきりくずして生活をしています。車を運転する事は禁止されています。何度死のうと思ったか分かりません。それは今でも変わりません。無意識にリストカットを数回しました。子供に発見されて自殺だけはやめてくれと言われて、何とかここまできています。お金の問題が一番心配ですが、実家なんてなんの頼りにもならない。私を妄想だと言って責めるだけです。たまに病院でお母さんに付きそわれてくる人を見るとうらやましいです。今更お金の援助など思っていない。寝込んでからたったの 3 回のみです。来たのが。お願いがあります。うつ病とはどういう病気で何を言っで良いのか、何を言ったら追い込むのかを実家の人間？にも分かってもらいたい。私は今まで何のために実家に尽くしてきたのかわかりません。実家からの電話が恐怖です。そんな分からない関係者の人達に説明して下さい。弱い立場の私は何を話しても強い立場の人に勝てません。実家の方と親せきは私を信用しない。人はこわいです。汚い字ですみません。嫌な記憶は忘れられないのに、良い記憶はどんどん忘れていきます。漢字もです。主人も疲れてきているのがよくわかります。でも、実家の考え方は間違いだと思っているので助けは何もありません。口をひらけば責める言葉だけ。主人の事も時に嫌になってしまう自分がいます。心が弱いからだと思っています。頼れ

るのは主人だけです。かと言ってお金がかかる様なお世話はしてもらえません。どもる事と足腰の痛みとふらつきがなくなればと思っています。どうか説明会を開いて下さい。よろしくお願い致します。自殺だけは子供との約束だから守りたい。実家は怖い所です。(女性、50 歳代、精神障害)

- 生活のほとんどを主人に依存しています。自治会のごみ捨て場が自宅から遠いため、主人が車で運んでいます。運転免許証は持っていますが、ペーパードライバーです。より良い助手席を目指しています。買い物なども主人に依存しています。主人に万が一のことが起きた場合のことがとても不安で、心配です。灯油も重くて運べません。生ごみ処理機の運用も含めて、庭のことも主人に頼っています。主人には心から感謝しています。(女性、50 歳代、精神障害)

- アンケート調査の件、問5までにてストップしております。主人は 2019 年 3 月に入院し、又、今は別な病院に移動しました。現在人工呼吸をつけており、重度の障がい者になってしまい、この病気に対して福祉の方には書類は提出しておりません。必要になりましたら手続きに伺いに行きます。先日市役所にて書類だけ頂いてきました。(男性、65 歳～69 歳、精神障害)

- 本人病院(市外)に長期入院中。今のところ退院の予定が立っていません。つくば市サービスが受けられない状況です。医療費の免除を受けられる様になっただけでもありがたいと思っています。(女性、70 歳～74 歳、精神障害)

- 定期巡回、随時対応型訪問介護看護について。高齢者ができるだけ自宅で生活するため 24 時間対応の上記介護保険サービスが県内には 10 施設ほどあるが、県南地区には無い。従ってつくば市内に 1 施設ほしい。この施設は行政が行うのではなく、民間業者が実施することは理解するが容易に利益が得られないため、民間業者が手をあげないのである。検討を願う。

在宅療養支援診療所。(女性、70 歳～74 歳、精神障害)

- アンケート調査を郵送してくる事で本人は嫌な思いをする。二度と送って来ないでよい。(女性、70 歳～74 歳、精神障害)

難病または特定疾患

- 疾患児、障害児でも健常児と同様に保育所、園で預かってもらえるようになってほしいです。うちの子供が難病であることを添えて入所申し込みをした時に困ったのが、入園許可は保育園次第だと市役所からは言われ、保育園からは市役所次第だと言われるなど、仕事復帰できるのなかなか目処が立たなかったことでした。疾患児、障害児でも必要があれば集団保育を受けられること、そしてそれが現場の先生の負担増加だけで解決したととされないような施策を希望します。(男性、10 歳未満、難病・特定疾患)

- 本人や家族が感じていることは障害福祉サービスという枠組ではないのかもしれませんが、学校生活において、病気による体調不良だけでなく、気持ちの不安感も大きく現在通っている小学校では保健室が居場所になっていた時期がありました。教室の子供たちのいるところでは雑音も多く頭痛がつらいので、一日保健室で過ごさせてもら

ったこともあります。もし保健室が受け入れて下さらなかったら、ずっと不登校になっていたかもしれません。家に閉じこもっているより、少しでも学校で過ごしたほうが良いという考えで、保健室で本を読んだり、先生のお手伝いをしたりして、少しずつ居場所や逃げ場のある安心感を持つことができたように思います。ただ本来の保健室の仕事のさまたげになってしまうようでは申し訳ないとも思います。いろんな人が大らかに見守ってくれるような余裕があると生きやすいのでしょうけど、人もお金もかかります。支離滅裂で申し訳ありません。(女性、10 歳代、難病・特定疾患)

- 回答内容は、2020.1.1 の状況であり、特段の介助等の必要はない状態ですが、病気の治療のため、大きな手術を行うことがあり、過去の手術経験をふまえると、術後の自宅療養中に避難することは難しく、不安を感じます。具体的には、寝具(リクライニングベッド)などを術後には使用することがあるので、避難所での生活が必要となった場合には、生活が困難にならないかが心配に思いました。私以上に介助や特定の用具を必要とする方がいらっしゃると思うので、可能であればそのようなものも準備していただけると幸いです。また、現在は一人で外出等が可能であり、公共交通機関(主に電車)を利用しますが、P3にも記載した通り、症状はあるものの、外見的には健常であるため、体調が優れない時などに座席に座ることができず、負担に感じることがあります。是非、役所や交通機関の車内などに「見ためで分からなくとも障害をかかえた人がいる」ということを改めて周知できるようなポスターや啓発があると良いと思います。ヘルプマークがもっと周知されるとありがたいです。(女性、20 歳代、難病・特定疾患)

- 難病の更新などに必要な書類を取るのにお金がかかるので(診断書、住民票、課税証明書等)市で負担してもらえるなどの手当てがあると嬉しいです。又、更新の書類を取りに行くのに、平日に何日か仕事を休まなければいけないので、役所、保健所、病院で連携して負担を減らしてもらえるといいなと思います。例えば、インターネットで申請ができるとか、保健所で住民票課税証明書がもらえる等。(女性、20 歳代、難病・特定疾患)

- つくバスの運行内容を改善して下さい。①朝・夕の増発(住宅地には利用したい人が他にもたくさんいます！)②運転手さんの障がい者への理解 いつもありがとうございます。(男性、40 歳代、難病・特定疾患)

- 一人暮らしをしていると、なかなか情報が入ってこない事が多いので、たまに今回のようなアンケートがあると、知らなかった事など知れてよいと思いました。(男性、40 歳代、難病・特定疾患)

- 通院や薬で費用がかなりかかる為、補助金制度をもっと拡大し、利用者の負担を減らしてほしい。(女性、40 歳代、難病・特定疾患)

- 難病のため、比較的就労することはできますが、フルタイムで働くことは難しいため、週3日等の勤務日数や、時間を選べるようにしてほしい。民間企業より理解があるであろう研究機関や市役所などでそのような雇用形態を増やしてほしいです。(某研究機関(大学)の採用条件に“健康な方”と記載されていますが、不愉快です。)(女性、40 歳代、難病・特定疾患)

- 障がい者でも使用できるジム施設がほしい(男性、50 歳代、難病・特定疾患)

- IT の活用をすすめるといいと思います。メールマガジンや SNS の利用など。(男性、50 歳代、難病・特定疾患)
- つくば市はこれからも人口が増えます。今後年配者も増えます。その割に病院(総合病院)が少ないと思います。(男性、50 歳代、難病・特定疾患)
- つくば駅から離れた地域に住んでいますが、公共機関の不便さに外出をあきらめる事もあります。最寄りのつくバスのバス停までも距離があり、困っています。舗道もデコボコしていてそれが身体に響きます。バリアフリーやエレベーターなども健康な時には特に意識なく生活できましたが、そうでなくなった時にとても困ります。階段しかなかった場所で他の方に迷惑をかけないように端に寄って手すりにつかまり杖をついて降りていた時に、後ろから来た方に、「早く行って」と言われた際に周りの方の理解がもう少し増えていくと良いと思いました。(女性、50 歳代、難病・特定疾患)
- 災害時などでの緊急避難をしなければならなくなった時に、一番の不安はトイレです。障害によっては、トイレに相当時間を要することもあります。また、長い行列を待ち切れない場合もあります。トイレの充実を切に願います。(一般とは別に障がい者専用のトイレの充実)(女性、50 歳代、難病・特定疾患)
- 近くにひきこもりの人がいます。年に 1 回民生委員、警察が確認にくるが大きな声でとなりながらです。それで良いのですか？民生委員はボランティアだからと言いますが、それを見ていると将来自分が動けなくなった時が怖いです。(女性、50 歳代、難病・特定疾患)
- ケアマネジャーが常に寄り添い、自宅での生活支援計画を立ててくれている。介護スタッフとの連携も大変うまくいっているので、自宅での生活が維持できていること。感謝したい。(男性、60 歳～64 歳、難病・特定疾患)
- 今は車を運転していますが、将来、病院に通院する事に不安を感じています。大きな病院に直通するコミュニティバスなどの充実を希望します。(女性、60 歳～64 歳、難病・特定疾患)
- 情報もほしいが、同じ病気の人との交流会があるといい。地域での。防災時の環境面、よろしく頼みます。設備なども私の思っているより不十分、追いついていません。もっと環境面に力を入れて下さい。(女性、60 歳～64 歳、難病・特定疾患)
- アンケート調査は暮らしかたを考える機会になりました。住みやすいつくば市になりますよう願っています。よろしくお願いいたします(女性、60 歳～64 歳、難病・特定疾患)
- 保健所の対応、整える書類(市役所で)、手続場所が 1 か所でできないか？(女性、60 歳～64 歳、難病・特定疾患)
- 重度訪問介護の支給時間をもっと増やしてほしい。現状、オーバーした分は、自己負担している。(30 分千円程度)
介護者(家族)が疲れた場合等、本人をレスパイト入院させたいと思うが、受け入れる病院等の対応が在宅と比べて質が落ちることから、なかなか入院させられない。訪問介護サービスを 24 時間×数日受け入れられると良いが、自己負担できる金額を大きく超えることが考えられるので、重度障がい者のショートステイができる施設が増える

と良いと思う。(女性、65 歳～69 歳、難病・特定疾患)

■十把ひとからげで解決策を模索するのはもう止めて個別的かつ実効性あるプランを本気で考えてゆくべきと思う。(女性、65 歳～69 歳、難病・特定疾患)

■安心、安全な町づくりをお願い致します。現在、シルバーカーにて移動しておりますが、デコボコして押しにくい！何度となく転倒しそうになったり、又、数回転倒しております。病気もあり、他の方々とは違いがあるとは思いますが、今は車社会ですが、お年寄りの車の運転が大きな社会問題となっております。私もペーパードライバーです。歩くしかない現状です。その道路が段差等で歩きにくいとはどういう事でしょう？取組前に歩いて目で見て頂けたらと思いますが、すみませんが宜しくお願い致します。(女性、70 歳～74 歳、難病・特定疾患)

■透析を週 3 回しておりますので、災害にあった時の対応が一番困ると思います。いつも利用している病院が被災にあたり、道路が寸断したりした場合、どこに助けを求めたら良いかが心配です。(女性、70 歳～74 歳、難病・特定疾患)

■施設に入所しているがヘルパーの態度が悪く冷たい。相談できません。一人です。(女性、75 歳～79 歳、難病・特定疾患)

発達障害

■通学通勤の支援の拡充を切に願います。茨城の先端を走る自治体でありながらその支援が昔と変わっていない。(男性、10 歳未満、発達障害)

■切れ目のない支援として、関係される方や舎内の課で情報を共有頂き、分からない、知らない、となる事のない案内のもと、安心して相談できる対応があれば嬉しいです。中学校での支援において現状まだまだ個々の学校での対応がまかされている事も多く、福祉、教育、両方の介入のもと本人に合う支援が行われると助かります。

つくば市内の民間療育事業所においては、つくば市外の利用者も多く、なかなか受け入れてもらえない話がある一方、つくば市が運営する施設のように先生の確保が難しく、利用希望者を断るという状況もある為、たとえば筑波大学などと協力のもと、学生のボランティアの場とするような形で実習的取り組みもあれば、ちょっとは違うのかなと思います。卒所児童の OB ママさんに研修を受けて頂き、補助もありだと思えます。(男性、10 歳未満、発達障害)

■つくば市は発展している都市です。特別支援学校では手厚い支援を受けています。学校が楽しく休暇に入ると元気がなくなる程です。しかし、一つ疑問があります。これ程大きい都市に発達障害を専門とする病院がないことです。勿論、個人病院はあります。地方都市は大きな施設があり、小人から大人までみてくれます。薬づけの病院ではなく、STやPTがいて指導してくれる病院があればと思います。福祉に力を入れてほしいです。(男性、10 歳代、発達障害)

■中学校卒業後の進路についての情報提供や相談体制について知りたい。(男性、10 歳代、発達障害)

■発達障害に関する特性の知識や理解を社会(地域や職場)の人々にもっと深めてもらえるような対策をしてほしい。

施設等に入所しなくとも、実家(一人暮らしでなくとも)であっても、生活介助(掃除・身支度・炊事・衛生面)の指導・支援・自分でできるようになれるよう(親も高齢になり、世話をすることが困難になっていく為・親子間では感情的になりがちでうまくいかない為)発達障害の特性を理解し、自宅へ訪問して頂けるような福祉サービスを充実させてほしい。(発達障害を理解してもらえるヘルパー等の派遣制度)

自立支援手帳更新時の医療機関へ支払う診断書の料金が高いと思う。(以上の意見は家族が記入しました。)(男性、20 歳代、発達障害)

- 就職が難しい。ジョブコーチが少ない(就職後のケア)気がする。必要なコミュニケーションスキルを学ぶ場所(大人の)が増えてほしい。(男性、20 歳代、発達障害)
- 何に取り組んでいるのか知らないので、新計画や取り組みの情報がほしい。(男性、20 歳代、発達障害)
- 年金がもらえない人が生活に困らない程度の給料がもらえる雇用の確保、障害者雇用の促進を希望します。障害の程度別に分けた当事者会を希望します。(女性、30 歳代、発達障害)
- 発達障害の診断を受けただけで、学校の先生には障害児として差別され、支援という名の下、排除教育、差別教育を受ける。IQ110 はあっても(しかいため)差別されて、支援学級で工作をして帰ってくる支援が本当の支援なのか、悩ましいと思う。支援できる先生の技術差が大きいと思う。学校という聖域は福祉サービスではどうしようもないのだと感じる。障害者として、どう育てていったらよいのか不安になる。(女性、40 歳代、発達障害)

高次脳機能障害

- このようなアンケートの結果が実際にどの様に生かされているかを知る情報を知りたい。(男性、30 歳代、高次脳機能障害)
- 目に見えない部分の為、職場で理解されず、それがもとで嫌がらせやいじめにあい、いつも大変な思いをして仕事をしています。上司に恵まれないこと、障害が理解されないことが一番の原因で、それは非常に難しい問題でサポートの重要性を感じています。(男性、30 歳代、高次脳機能障害)
- 県高次脳機能障害支援センターが情報を提供してくれているので安心して生活ができますが、つくば市は正直、施設不備など不安要素が多々ありますので、早急に対応していただきたいです。当事者ではありますが、高次脳機能障害は健常者とあまり見分けがつかないので、誰からも普通に思われ、説明も上手に伝えられないので、いつも気持ちが萎えてしまいます。できれば県内で 1 番理解した市であれば、他の町の不安な当事者達が来て、安心して暮らせますので、是非県支援センターと連携をとっていただきたいのです。宜しくお願い致します。(男性、40 歳代、高次脳機能障害)

その他

- 娘はまだ 9 才なので基本何も出来ません。親の思いでアンケートさせていただきました

た。(女性、10歳未満、障害状況不明)

■先般、相模原市の山ゆり園で多数の殺人事件が発生しました。現在裁判で係争中ではありますが、メディアの事件取り扱いについて、障害者の人権、家庭をあまり理解していないような報道がなされています。障害者は社会で家庭の片隅で生活すればよいとの風潮が見受けられます。つくば市はメディア等に対し強い態度で弱者をもっと理解していただけるようなメッセージを発信してほしいと思います。厳しい財政とは思いますが、障害者のため福祉器具等の購入時には応分の助成措置を講じていただければ幸いに存じます。最後になりますが、つくば市は障害者に優しい福祉の街として宣言してはどうですか。(女性、30歳代、障害状況不明)

■私は耳が良くない為、一番困るのは医者にかかる時です。以前かかった病院では初診の時に、わからない時は筆談でとお願いしましたが、長くかかるうちに怒られたりとても対応が悪く、とても落ち込みました。今、血圧でお世話になっている先生は、とても良く対応してくださり有難いですが、こういう医者が多ければと願うばかりです。障がい者だからと人に頼るのが嫌で出来る事は何でも自分でやりたいです。(女性、70歳～74歳、障害状況不明)

■私は今現在、生活面においては不自由なことはありませんが、いざとなった時、やはり地域の協力が何と言っても大事なことです！それにはやはり若い人達のボランティアなど学生の内から育てることが大事だと思っています。昼間は昔の様に年寄達ばかりの生活ですが、何かあった場合、障がい者をいち早く見守っていくという心を育てることだと思います。(一人で行動ができない人を助ける)地域の皆で助け合いの心を育てる(お互い様の心を)(性別不明、年齢不明、障害状況不明)

■各ご家庭のご事情など小さな地域ごとに少しでも把握できていれば、非常事態の際、必要な配慮ができると思うが、障害や病気に対する知識もそれぞれまばらで、まだまだ偏見なども無いわけではないので、正確な情報を地域で共有する事ができない為、事前の心構えなどが地域社会の中で育たない。どうしても社会協働とはほど遠いところに現実がある気がする。特に実際、障害や病気で困っている現実と向き合っている人が社会の中に入って生きづらい世の中。不安が多い。(性別不明、年齢不明、障害状況不明)

■障害者と一口に言っても種類も程度も千差万別。それなのに一律なこの様なアンケートは無意味(あまり意味がない)と思われる。(性別不明、年齢不明、障害状況不明)

第 3 次つくば市障害者計画
第 6 期つくば市障害福祉計画
第 2 期つくば市障害児福祉計画

骨子案 (0619)

令和 3 年 3 月



つくば市

はじめに

目 次

総 論	3
第1章 計画の策定にあたって	4
第1節 計画策定の背景と趣旨	4
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の期間.....	6
第4節 計画の対象者	8
第5節 計画の策定体制	8
第6節 計画の基本理念	10
第7節 計画の推進.....	11
第2章 障害のある方をめぐる状況.....	12
第1節 つくば市の状況	12
第2節 障害者数等の推移.....	13
第3節 障害のある児童・生徒の状況	17
第4節 特別支援学校卒業生の進路状況.....	18
第5節 障害者（児）施設の状況.....	20
第6節 障害者福祉に関するアンケート結果の概要	21
第7節 ヒアリング結果の概要	21
第8節 前期計画の評価	22
各論1 第3次つくば市障害者計画.....	24
第1章 計画の基本的な考え方	25
第1節 基本目標	25
第2節 計画の体系.....	27
第2章 施策の展開.....	28
第1節 共生のまちづくりの推進.....	28
第2節 生活の環境の整備推進	29
第3節 安全・安心な暮らしの確保.....	30
第4節 権利擁護の充実	31
第5節 地域生活の充実	32

第6節 保健・医療体制の充実	34
第7節 教育・療育の充実	35
第8節 就労に向けた支援	36
第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	37
各論2 第6期つくば市障害福祉計画 第2期つくば市障害児福祉計画	38
第1章 計画の基本的な考え方	39
第1節 基本的な考え方	39
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	39
第2章 福祉サービスの見込量	40
第1節 自立支援給付	40
第2節 障害児に対するサービス	60
第3節 地域生活支援事業	68
第3章 令和5年度における目標値	89
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	89
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	89
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	89
第4節 福祉施設から一般就労への移行等	89
第5節 障害児支援の提供体制の整備等	89
第6節 相談支援体制の充実	89
第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	89
資料編	90
1 計画策定の経緯	91
2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱	92
3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿	94

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

障害者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生じるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に貫かれた障害者権利条約は、我が国においては、平成26(2014)年1月に批准されました。

「障害者基本計画(第4次)」は、この条約の批准・発効後に初めて国が策定した計画です。その基本理念は、障害者基本法第1条に規定される「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を示すことであり、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則としています。

本市では、国の「障害者基本計画(第3次)」及び茨城県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえ、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「第2次つくば市障害者計画 後期計画」を平成28年3月に策定しました。次いで、平成30年3月に策定された、障害者・障害児を対象とした障害福祉サービス等の提供体制の整備・充実を目的とする「つくば市障害福祉計画(第5期) つくば市障害児福祉計画(第1期)」では、「地域共生社会の実現に向けた取組」を基本的な考え方

の一つに据え、具体的な取組を推進してきました。

この度、各計画の最終年度にあたり、本市に暮らす全ての人が等しく尊重され、生きがいを持ち安心して暮らすことのできる共生社会づくりを更に進めるため「つくば市障害者計画」と「つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画」を、時間軸を揃えて一体的に策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

本計画の根拠法令と計画の性格は、以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の性格
第3次つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
つくば市障害福祉計画 (第6期)	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
つくば市障害児福祉計画 (第2期)	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

第3節 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3(2021)年から令和8(2026)年までの6年間を計画期間とします。また、3カ年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「つくば市障害福祉計画(第6期)」及び「つくば市障害児福祉計画(第2期)」については、令和3(2021)年から令和5(2023)年までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

障害者基本法

第2条

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第5節 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることを基本とするため、以下の会議体での審議や手順等を踏まえました。

■つくば市障害者計画策定懇談会

■障害福祉に関するアンケート調査

■つくば市自立支援懇談会

■計画素案に対するパブリックコメント

第6節 計画の基本理念

第7節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

2 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

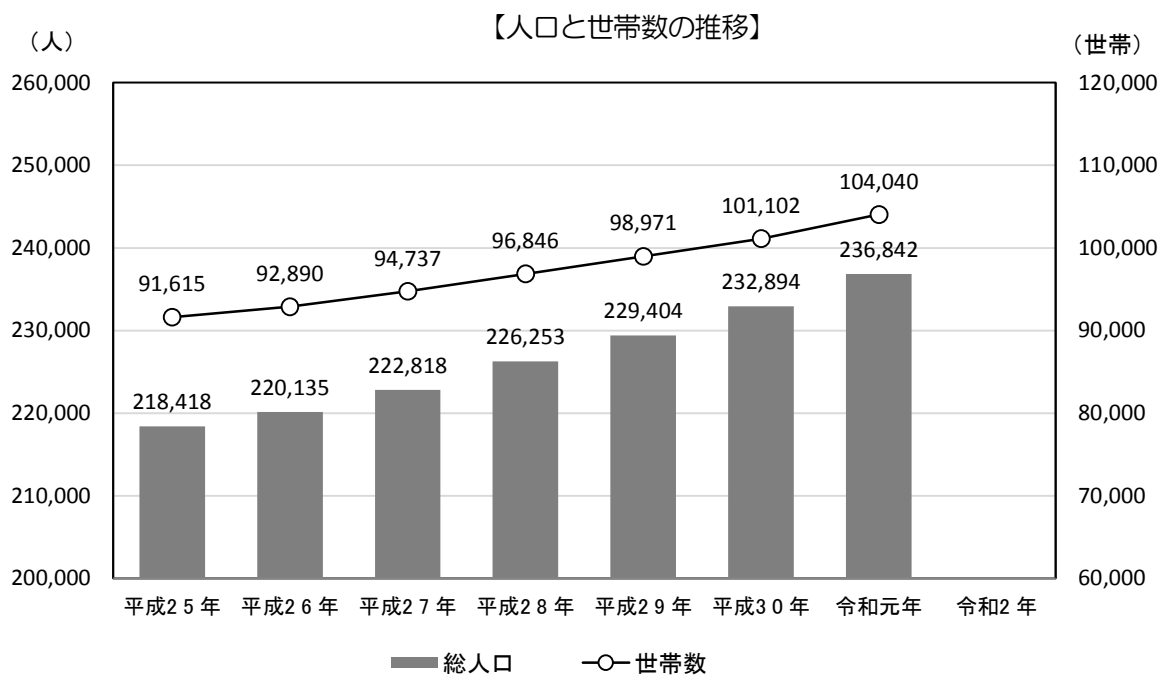
そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認めるときは、計画の変更も含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルによる進捗管理を実施します。

第2章 障害のある方をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和元年には人口が 236,842 人、世帯数は 101,040 世帯となり、5 年間で 16,714 人、世帯数は 11,150 世帯増加しました。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

■身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度
視覚障害	1級	98	102	105			
	2級	90	89	92			
	3級	18	17	18			
	4級	26	25	27			
	5級	54	54	54			
	6級	18	17	16			
	合計	304	304	312			
聴覚・平衡機能障害	1級	0	0	0			
	2級	128	135	142			
	3級	69	66	63			
	4級	69	66	73			
	5級	1	1	1			
	6級	164	168	172			
	合計	431	436	151			
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0			
	2級	0	0	2			
	3級	27	31	32			
	4級	15	15	14			
	5級	0	0	0			
	6級	0	0	0			
	合計	42	46	48			
肢体不自由	1級	342	321	325			
	2級	660	621	604			
	3級	609	617	593			
	4級	636	633	616			
	5級	201	190	190			
	6級	107	114	119			
	合計	2,555	2,496	2,447			
内部障害	1級	1,121	1,161	1,179			
	2級	14	14	20			
	3級	212	205	216			
	4級	260	256	256			
	5級	0	0	0			
	6級	0	0	0			
	合計	1,607	1,636	1,671			
合計	1級	1,561	1,584	1,609			
	2級	892	859	860			
	3級	935	936	922			
	4級	1,006	995	986			
	5級	256	245	245			
	6級	289	299	307			
	合計	4,939	4,918	4,929			

各年度4月1日時点

2 知的障害者の状況

■療育手帳所持者数

(単位：人)

区分		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度
18 歳未満	㊤	69	75	75			
	A	83	83	86			
	B	88	87	97			
	C	124	140	136			
	合計	364	385	394			
18 歳以上	㊤	187	194	199			
	A	200	203	207			
	B	187	193	201			
	C	134	149	177			
	合計	708	739	784			
合計	㊤	256	269	274			
	A	283	286	293			
	B	275	280	298			
	C	258	289	313			
	合計	1,072	1,124	1,178			

各年度 4 月 1 日時点

3 精神障害者の状況

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度
1 級	87	84	91			
2 級	458	493	535			
3 級	287	351	423			
合計						

各年度 4 月 1 日時点

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数 (単位：人)

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度
1,796	1,950	2,128			

各年度 4 月 1 日時点

4 難病患者の状況

■指定難病特定医療費受給者数 (単位：人)

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度
1,115	1,227	1,396			

各年度 4 月 1 日時点

5 障害支援区分認定者の状況

■ 障害支援区分認定者数

(単位：人)

区分	平成 27 年度			28 年度			29 年度			30 年度			31 年度			令和 2 年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
1	2	6	4	2	1	3												
2	15	17	37	6	17	36												
3	8	31	12	8	22	6												
4	12	46	3	7	32	2												
5	13	23	0	12	34	1												
6	43	26	0	37	35	0												
合計	93	149	56	72	141	48												

第3節 障害のある児童・生徒の状況

■公立小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数

(単位：学級、人)

		平成 27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		令和 2年度	
		学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒
知的	小学校	21	73	21	81	23	88						
	中学校	14	45	14	47	13	47						
	合計	35	118	35	128	36	135						
情緒	小学校	49	273	54	314	58	347						
	中学校	20	95	21	105	24	123						
	合計	69	368	75	419	82	470						
合計	小学校	70	346	75	395	81	435						
	中学校	34	140	35	152	37	170						
	合計	104	486	110	547	118	605						

第4節 特別支援学校卒業生の進路状況

■茨城県立つくば特別支援学校 進路状況

《知的障害教育部門》

(単位：人)

		中等部						高等部					
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度
進学	大学・ 専門学校												
	専攻科												
	特別支援学校 高等部	32 (32)	24 (24)										
	その他の 高等学校												
就労	一般事業所							6 (6)	7 (6)				
	その他 就労継続支援 A 型を含む							3 (3)	1 (1)				
訓練校													
障害福祉 サービス	施設入所							6 (6)	2 (2)				
	グループ ホーム							2 (2)	1 (1)				
	日中系 サービス							18 (18)	11 (11)				
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)								1 (1)	2 (2)				
在宅								1 (1)	1 (1)				
その他									1 (0)				
合計		32 (32)	24 (24)					37 (37)	26 (24)				
卒業生数								35	25				

() 内の数値は、つくば市民

《肢体不自由教育部門》

(単位：人)

		中等部						高等部					
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度
進学	大学・ 専門学校												
	専攻科												
	特別支援学校 高等部	12 (4)	11 (3)										
	その他の 高等学校												
就労	一般事業所							0 (0)	1 (0)				
	その他 就労継続支援 A 型を含む												
訓練校													
障害福祉 サービス	施設入所												
	グループ ホーム							0 (0)	0 (0)				
	日中系 サービス							8 (4)	9 (2)				
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)								1 (0)	0 (0)				
在宅								0 (0)	0 (0)				
その他									1 (0)				
合計		32 (32)	24 (24)					9 (4)	10 (2)				
卒業生数								9	10				

() 内の数値は、つくば市民

第5節 障害者（児）施設の状況

1 地域活動支援センター事業を実施する福祉支援センター

2 児童発達支援を実施する福祉支援センター

第6節 障害者福祉に関するアンケート結果の概要

第7節 ヒアリング結果の概要

第8節 前期計画の評価

1 施設入所者の地域生活への移行

令和2（2020）年度末時点における平成28（2016）年度末から入所施設利用者の減少数	目標値	3人
	実績値	
平成30（2018）年度から令和2（2020）年度末までの地域移行者数	目標値	14人
	実績値	

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2（2020）年度末までに、保険・医療・福祉関係者による協議の場の設置	目標値	設置
	実績値	

3 地域生活支援拠点等の整備

令和2（2020）年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも1つ整備	目標値	整備
	実績値	

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和2（2020）年度における年間一般就労移行者数	目標値	15 人
	実績値	
就労移行支援事業の利用者数	目標値	90 人
	実績値	
就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	目標値	50%以上
	実績値	
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	目標値	80%以上
	実績値	

5 障害児支援の提供体制の整備など

令和2（2020）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置	目標値	設置
	実績値	
平成30（2018）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	目標値	設置
	実績値	
令和2（2020）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	目標値	構築
	実績値	
令和2（2020）年度末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	目標値	確保
	実績値	

各論 1

第 3 次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

- 1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～
- 2 生活環境の整備推進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～
- 3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～
- 4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～
- 5 地域生活の充実 ～地域での自立した生活を支えるために～
- 6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～
- 7 教育・療育の充実 ～障害のある子どもを安心して育てるために～
- 8 就労に向けた支援 ～生きがいある生活を送るために～
- 9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

第2節 計画の体系

第2章 施策の展開

第1節 共生のまちづくりの推進

1-1 啓発・広報活動の充実

番号	事業概要	担当課

1-2 地域づくり

番号	事業概要	担当課

1-3 福祉教育の推進

番号	事業概要	担当課

1-4 ボランティア活動の促進

番号	事業概要	担当課

第2節 生活の環境の整備推進

2-1 住宅政策の推進

番号	事業概要	担当課

2-2 都市施設・道路の整備

番号	事業概要	担当課

2-3 交通手段の確保

番号	事業概要	担当課

第 3 節 安全・安心な暮らしの確保

3-1 防犯・防災体制の充実

番号	事業概要	担当課

3-2 消費者被害等の発生防止

番号	事業概要	担当課

第4節 権利擁護の充実

4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

番号	事業概要	担当課

4-2 障害者虐待防止のための体制の整備

番号	事業概要	担当課

4-3 差別の禁止

番号	事業概要	担当課

第5節 地域生活の充実

5-1 日常生活支援の充実

番号	事業概要	担当課

5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

番号	事業概要	担当課

5-3 相談体制の整備

番号	事業概要	担当課

5-4 福祉のまちづくりの推進

番号	事業概要	担当課

5-5 総合拠点・地域拠点の整備

番号	事業概要	担当課

5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

番号	事業概要	担当課

第6節 保健・医療体制の充実

6-1 健康づくりの支援

番号	事業概要	担当課

6-2 早期発見体制の充実

番号	事業概要	担当課

6-3 精神医療体制の充実

番号	事業概要	担当課

6-4 保健・医療体制の整備

番号	事業概要	担当課

第7節 教育・療育の充実

7-1 障害児への支援

番号	事業概要	担当課

7-2 学校教育の充実

番号	事業概要	担当課

7-3 生涯学習の推進

番号	事業概要	担当課

第8節 就労に向けた支援

8-1 就労機会の拡充

番号	事業概要	担当課

8-2 福祉的就労の場の確保

番号	事業概要	担当課

第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

9-1 社会との交流機会の拡大

番号	事業概要	担当課

9-2 社会活動への参加と交流の促進

番号	事業概要	担当課

各論 2

第 6 期つくば市障害福祉計画 第 2 期つくば市障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

第 2 章 福祉サービスの見込量

第 1 節 自立支援給付

1 介護給付

(1) 居宅介護

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	110	120	125	130			
	利用時間 (時間)	2,000	1,800	1,850	1,900			
実績値	実利用者数 (人)	112	117	120				
	利用時間 (時間)	1,740	1,915	1,866				
利用率	実利用者数 (%)	101.8	97.5	96.0				
	利用時間 (%)	87.0	106.4	100.9				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(2) 重度訪問介護

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	12	12	12	12			
	利用時間（時間）	2,900	3,450	3,500	3,550			
実績値	実利用者数（人）	12	15	16				
	利用時間（時間）	3,702	4,622	4,986				
利用率	実利用者数（%）	100.0	125.0	133.3				
	利用時間（%）	127.7	134.0	142.5				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(3) 同行援護

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	21	10	12	14			
	利用時間（時間）	360	70	95	120			
実績値	実利用者数（人）	8	5	7				
	利用時間（時間）	66	33	39				
利用率	実利用者数（%）	38.1	50.0	58.3				
	利用時間（%）	18.3	47.1	41.1				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(4) 行動援護

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	3	1	1	1			
	利用時間（時間）	20	10	10	10			
実績値	実利用者数（人）	0.2	1	1				
	利用時間（時間）	0.5	11	15				
利用率	実利用者数（%）	6.7	100.0	100.0				
	利用時間（%）	2.5	110.0	150.0				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(5) 重度障害者等包括支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	0	0	0	0			
	利用時間（時間）	0	0	0	0			
実績値	実利用者数（人）	0	0	0				
	利用時間（時間）	00	0	0				
利用率	実利用者数（%）	-	-	-				
	利用時間（%）	-	-	-				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(6) 短期入所(ショートステイ)

■前計画の検証

■今後の見込み(月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	65	80	90	100			
	利用日数(日)	500	640	720	800			
実績値	実利用者数(人)	57	61	68				
	利用日数(日)	426	430	475				
利用率	実利用者数 (%)	87.7	76.3	75.6				
	利用日数(%)	85.2	67.2	66.0				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(7) 療養介護

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	11	11	11	11			
	利用日数（日）	337	341	341	341			
実績値	実利用者数（人）	10	10	9				
	利用日数（日）	309	291	275				
利用率	実利用者数 （％）	90.9	90.9	81.8				
	利用日数（％）	91.7	85.3	80.6				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(8) 生活介護

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	230	255	260	265			
	利用日数（日）	4,600	4,800	4,900	5,000			
実績値	実利用者数（人）	248	260	276				
	利用日数（日）	4,721	4,913	5,153				
利用率	実利用者数 （％）	107.8	102.0	106.2				
	利用日数（％）	102.6	102.4	105.2				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(9) 施設入所支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	145	145	144	143			
実績値	実利用者数（人）	141	136	142				
利用率	実利用者数 （％）	97. 2	93. 8	98. 6				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

2 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練）

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	20	25	30			
	利用日数（日）	35	160	200	240			
実績値	実利用者数（人）	14	20	18				
	利用日数（日）	116	153	172				
利用率	実利用者数 （％）	700.0	100.0	72.0				
	利用日数（％）	331.4	95.6	86.0				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2) 自立訓練 (生活訓練)

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	25	30	32	34			
	利用日数 (日)	441	480	510	540			
実績値	実利用者数 (人)	28	29	33				
	利用日数 (日)	446	506	593				
利用率	実利用者数 (%)	112.0	96.7	103.1				
	利用日数 (%)	101.1	105.4	116.3				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3) 就労移行支援

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	144	70	80	90			
	利用日数（日）	2,448	1,400	1,600	1,800			
実績値	実利用者数（人）	62	64	72				
	利用日数（日）	1,078	1,029	1,246				
利用率	実利用者数 （％）	43.1	91.4	90.0				
	利用日数（％）	44.0	73.5	77.9				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(4) 就労継続支援 (A 型)

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	45	76	78	80			
	利用日数 (日)	900	1,600	1,650	1,700			
実績値	実利用者数 (人)	73	75	64				
	利用日数 (日)	1,421	1,430	1,180				
利用率	実利用者数 (%)	162.2	98.7	82.1				
	利用日数 (%)	157.9	89.4	71.5				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(5) 就労継続支援 (B 型)

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	200	265	275	285			
	利用日数 (日)	3,400	4,600	5,000	5,500			
実績値	実利用者数 (人)	266	301	338				
	利用日数 (日)	4,357	4,971	5,637				
利用率	実利用者数 (%)	133.0	113.6	122.9				
	利用日数 (%)	128.1	108.1	112.7				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(6) 就労定着支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)		7	8	9			
	利用日数 (日)		126	144	162			
実績値	実利用者数 (人)		1	10				
	利用日数 (日)							
利用率	実利用者数 (%)		14.3	125.0				
	利用日数 (%)							

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(7) 共同生活援助(グループホーム)

■前計画の検証

■今後の見込み(月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	92	117	122	127			
実績値	実利用者数(人)	116	126	140				
利用率	実利用者数 (%)	126.1	107.7	114.8				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(8) 自立生活援助

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		2	2	2			
実績値	実利用者数（人）		0	0				
利用率	実利用者数 （％）		0.0	0.0				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

3 相談支援

(1) 計画相談支援

■前計画の検証

■今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	850	910	950	990			
実績値	実利用者数（人）	910	958	1,022				
利用率	実利用者数 （%）	107.1	105.3	107.6				

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(2) 地域移行支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	8	8	8	8			
実績値	実利用者数（人）	0	0.5	0				
利用率	実利用者数 （%）	0.0	6.3	0.0				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(3) 地域定着支援

■前計画の検証

■今後の見込み(年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2			
実績値	実利用者数(人)	0.2	1	10				
利用率	実利用者数 (%)	10.0	50.0	500.0				

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

第 2 節 障害児に対するサービス

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	160	210	220	230			
	利用日数 (日)	620	1,200	1,250	1,300			
実績値	実利用者数 (人)	207	261	294				
	利用日数 (日)	1,122	1,630	2,011				
利用率	実利用者数 (%)	129.4	124.3	133.6				
	利用日数 (%)	181.0	135.8	160.9				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(2) 医療型児童発達支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	6	2	2	2			
	利用日数 (日)	78	26	26	26			
実績値	実利用者数 (人)	0	0	0				
	利用日数 (日)	0	0	0				
利用率	実利用者数 (%)	0.0	0.0	0.0				
	利用日数 (%)	0.0	0.0	0.0				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3) 放課後等デイサービス

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	190	380	400	420			
	利用日数（日）	2,470	4,940	5,200	5,460			
実績値	実利用者数（人）	355	413	476				
	利用日数（日）	4,204	4,849	5,576				
利用率	実利用者数 （％）	186.8	108.7	119.0				
	利用日数（％）	170.2	98.2	107.2				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(4) 保育所等訪問支援

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	7	2	4	6			
	利用日数 (日)	14	4	8	12			
実績値	実利用者数 (人)	0.2	0	0				
	利用日数 (日)	0.2	0	0				
利用率	実利用者数 (%)	2.9	0.0	0.0				
	利用日数 (%)	1.4	0.0	0.0				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(5) 居宅訪問型児童発達支援

■前計画の検証

■今後の見込み（月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		2	3	4			
	利用日数（日）		4	6	8			
実績値	実利用者数（人）		0	0				
	利用日数（日）		0	0				
利用率	実利用者数（％）		0.0	0.0				
	利用日数（％）		0.0	0.0				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

2 障害児相談支援

(1) 障害児支援利用援助

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）							
実績値	実利用者数（人）	79	105	129				
利用率	実利用者数 （％）	－	－	－	－			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(2) 継続障害児支援利用援助

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		90	110	130			
実績値	実利用者数（人）							
利用率	実利用者数 （%）		0.0	0.0				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

第 3 節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進・啓発事業 (年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有			
実績値	有無	有						

(2) 自発的活動支援事業 (年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有			
実績値	有無	有						

(3) 相談支援事業

(i) 基幹相談支援センター

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値（か所）	1	1	1	1			
実績値（か所）	1						
利用率（％）	100.0						

※各年度末時点。令和2年度は、7月末時点

(ii) 指定一般相談支援事業者

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値（か所）	3	4	4	4			
実績値（か所）	4						
利用率（％）	133.3						

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(iii) 指定特定相談支援事業者

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値（か所）	10	13	14	15			
実績値（か所）	12						
利用率（％）	120.0						

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(4) 成年後見制度利用支援事業

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有			
実績値	有無	有	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有			
実績値	有無	無	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(6) 意思疎通支援事業

(i) 手話通訳者派遣事業

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	46	45	45	45			
	延利用者数 (人)	277	315	335	355			
実績値	実利用者数 (人)	46	46	48				
	延利用者数 (人)	341	357	385				
利用率	実利用者数 (%)	100.0	102.2	106.7				
	延利用者数 (%)	123.1	113.3	114.9				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(ii) 要約筆記者派遣事業

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	16	9	9	9			
	延利用者数 （人）	69	36	40	44			
実績値	実利用者数（人）	11	7	7				
	延利用者数 （人）	20	18	43				
利用率	実利用者数 （％）	68.8	77.8	77.8				
	延利用者数 （％）	29.0	50.0	107.5				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(iii) 手話通訳者設置事業

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	420	466	476	486			
	延利用者数（人）	1,200	1,600	1,650	1,700			
実績値	実利用者数（人）	406	475	352				
	延利用者数（人）	1,298	1,362	1,127				
利用率	実利用者数（％）	96.7	101.9	73.9				
	延利用者数（％）	108.2	85.1	68.3				

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(iv) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み (年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)		2	2	2			
	延利用者数 (人)		28	28	28			
実績値	実利用者数 (人)							
	延利用者数 (人)							
利用率	実利用者数 (%)							
	延利用者数 (%)							

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(7) 日常生活用具給付等事業

■前計画の検証

■今後の見込み(年間)

			平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値	利用件数(件)	14	14	14	14			
	実績値	利用件数(件)	12	11	7				
	利用率	利用件数 (%)	85.7	78.6	50.0				
自立生活 支援用具	計画値	利用件数(件)	26	26	26	26			
	実績値	利用件数(件)	19	26	17				
	利用率	利用件数 (%)	73.1	100.0	65.4				
在宅療養等 支援用具	計画値	利用件数(件)	20	16	16	16			
	実績値	利用件数(件)	9	8	5				
	利用率	利用件数 (%)	45.0	50.0	31.3				
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値	利用件数(件)	29	25	25	25			
	実績値	利用件数(件)	26	18	10				
	利用率	利用件数 (%)	89.7	72.0	40.0				
排せつ管理 支援用具	計画値	利用件数(件)	3,580	3,325	3,425	3,525			
	実績値	利用件数(件)	3,396	3,539	3,827				
	利用率	利用件数 (%)	94.9	106.4	111.7				
居宅生活 動作 支援用具	計画値	利用件数(件)	2	4	4	4			
	実績値	利用件数(件)	1	3	2				
	利用率	利用件数 (%)	50.0	75.0	50.0				
合 計	計画値	利用件数(件)	3,671	3,410	3,510	3,610			
	実績値	利用件数(件)	3,463	3,605	3,868				
	利用率	利用件数 (%)	94.3	105.7	110.2				

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■前計画の検証

■今後の見込み(年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)	20	20	20	20			
実績値	修了人数(人)	29	27	27				
達成率	修了人数(%)	145.0	135.0	135.0				

※令和2年度は講習中のため未記載

(9) 移動支援事業

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（月平均）

（実利用者数：年間，利用時間：月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	33	34	34	34			
	利用時間（時間）	191	156	156	156			
実績値	実利用者数（人）							
	利用時間（時間）							
利用率	実利用者数（％）							
	利用時間（％）							

※令和 2 年度の実績値は，7 月末までの数値

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

(i) 地域活動支援センターⅠ型

■前計画の検証

■今後の見込み(年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	150	138	140	142			
	箇所数(人)	1	1	1	1			
実績値	実利用者数(人)							
	箇所数(人)							
利用率	実利用者数 (%)							
	箇所数(%)							

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(ii) 地域活動支援センターⅡ型

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	120	120	120	120			
	箇所数（人）	4	4	4	4			
実績値	実利用者数（人）							
	箇所数（人）							
利用率	実利用者数 （％）							
	箇所数（％）							

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(iii) 地域活動支援センターⅢ型

■前計画の検証

■今後の見込み（年間）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	47	44	44	44			
	箇所数（人）	1	1	1	1			
実績値	実利用者数（人）							
	箇所数（人）							
利用率	実利用者数 （％）							
	箇所数（％）							

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

■ 前計画の検証

■ 今後の見込み（年間）

（実利用者数：年間，利用時間：月平均）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	200	295	309	324			
	利用時間（時間）	2,898	3,656	3,838	4,030			
実績値	実利用者数（人）							
	利用時間（時間）							
利用率	実利用者数（%）							
	利用時間（%）							

※令和 2 年度の実績値は，7 月末までの月平均値

(2) 訪問入浴サービス事業

■前計画の検証

■今後の見込み(年間)

(実利用者数：年間，利用日数：月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	21	24	24	24			
	利用日数(日)	87	119	119	119			
実績値	実利用者数(人)							
	利用日数(日)							
利用率	実利用者数 (%)							
	利用日数(%)							

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

3 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業 (年間)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有			
実績値	有無	有						

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

第3章 令和5年度における目標値

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

第6節 相談支援体制の充実

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

資料編

1 計画策定の経緯

日 程	内 容

2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱

平成 16 年 6 月 29 日

告示第 178 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 217 号

(設置)

第 1 条 障害者福祉施策に関する基本理念を定めるとともに、現状に即した実効性のあるつくば市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定し、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、つくば市障害者計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、障害者計画の実施期間が満了したときは、委員の職は解かれたものとみなす。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(平 25 告示 217・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第217号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

番号	役 職	氏 名	所 属 等

(任期：)

第3次つくば市障害者計画
第6期つくば市障害福祉計画
第2期つくば市障害児福祉計画

令和3年3月

発行：つくば市 保健福祉部 障害福祉課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電 話 029-883-1111 (代表) F A X 029-868-7544

第3次つくば市障害者計画等体系（案）			
基本目標		大目標	
1	共生のまちづくりの推進	1	啓発・広報活動の充実
		2	地域づくり
		3	福祉教育の推進
		4	ボランティア活動の促進
2	生活環境の整備推進	1	住宅政策の推進
		2	都市施設・道路の整備
		3	交通手段の確保
3	安全・安心な暮らしの確保	1	防犯・防災体制の充実
		2	（消費者被害等の発生防止）
4	権利擁護の充実	1	成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実
		2	障害者虐待防止のための体制の整備
		3	差別の禁止
5	地域生活の充実 ～自立した生活の支援～	1	日常生活支援の充実
		2	保健・医療・福祉・教育の連携
		3	相談体制の整備
		4	福祉のまちづくりの推進
		5	総合拠点・地域拠点の整備
		6	コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化
6	保健・医療体制の充実	1	健康づくりの支援
		2	早期発見体制の充実
		3	精神医療体制の充実
		4	保健・医療体制の整備
7	教育・療育の充実	1	障害児への支援
		2	学校教育の充実
		3	生涯学習の推進
8	就労に向けた支援	1	就労機会の拡充
		2	福祉的就労の場の確保
9	文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	1	社会との交流機会の拡大
		2	社会活動への参加と交流の促進

つくば市障害者計画(第3次)
つくば市障害福祉計画(第6期)
つくば市障害児福祉計画(第2期)

策定に向けたヒアリング調査票(案)

- はじめに -

この調査票は、つくば市の標記3計画の改訂にあたり、障害者関係団体の皆様のご意見をお聞きし、計画策定の基礎資料とさせていただくものです。

- ご記入に当たって -

- それぞれ該当する項目に記入してください。
- 調査票の質問事項に基づいてご回答ください。自由記述の形式は特に問いません。
- この調査票はマイクロソフト Word で作成しています。手書きではなく、電子データでの回答を希望される場合は、下記の連絡先までお申し出ください。様式データをご提供します。
- 回答は、●月●日(●)までに障害福祉課へご提出ください。

◎ この調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

つくば市 保健福祉部 障害福祉課
担当: ●●

TEL: 029-883-1111(代表) 内線2220
FAX: 029-868-7544
メール: wef020@city.tsukuba.ig.jp

1. 団体について

団体名	
代表者	
記入者及び記入日	■記入者 ■記入日：令和____年____月____日
連絡先	■電話： ■e-mail：
対象 ※該当するものに○	身体 知的 精神 障害児 その他()
活動期間 ※わかる範囲で	約 ____年 または 設立年度：____年
活動対象圏域 主な活動場所・拠点	■圏域：市全域 大穂 豊里 谷田部東 谷田部西 桜 筑波 荃崎 その他() ■活動場所・拠点：
活動内容	■活動目的： ■主な活動・行事内容： ■活動の頻度(該当するものに○)： 1. 週5～7回 2. 週2～4回 3. 月3～4回 4. 月1～2回 5. 年6～11回 6. 年1～5回 7. その他 ()
構成員の状況 ※令和2年7月1日現在	■構成員 ____人 およその平均年齢 ____歳 ■5年前からの構成員の数の変化 1. 増えた(約____人) 2. 減った(約____人) 3. 変わらない

2. 団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

(1)活動上の問題について

※該当するものに○

1. 新規メンバーの加入が少ない
2. メンバーの高齢化や世代の偏りがある
3. メンバーが仕事・家事などで忙しい
4. 活動メンバーの専門性が不足している
5. 役員のなり手がいない
6. 会議や活動場所の確保で苦勞している
7. 活動がマンネリ化している
8. 活動資金が不足している
9. 活動に必要な情報が集まらない
10. 情報発信する場や機会が乏しい
11. 障害者のニーズに合った活動ができていない
12. 他の団体と交流する機会が乏しい
13. その他 → 下の欄に具体的な内容をご記入ください
14. 特に困ったことはない

(2)障害や障害者への理解と交流, 共生のまちづくりについて

障害や障害のある人に対する周りの理解と地域社会のあり方, 障害のある人となない人との交流に関すること 等

(3)生活環境について

公共交通機関などの移動手段や施設のバリアフリー化に関すること, 住まいや住宅に関する
こと 等

(4)安全・安心な暮らしについて

防災対策・避難所, 防犯対策に関すること 等

(5)差別の解消・権利擁護について

障害を理由とする差別の解消や合理的配慮、権利擁護に関すること 等

(6)障害福祉サービスについて

在宅のサービスや通所・入所サービスについて 等

(7)相談・情報提供について

相談支援に関すること, サービスなどに関する情報提供について 等

(8)医療・保健について

疾病の予防や早期発見・対応などに関すること, 医療に関すること 等

(9)教育・保育・療育について

学校教育に関すること, 保育・就学前教育, 療育などに関すること 等

(10)雇用・就労について

就労支援や定着支援, 就労先や雇用現場に関すること 等

(11)生涯学習, 文化・スポーツ活動について

生涯学習, 文化活動, スポーツ活動及び余暇活動に関すること 等

3. 今後の活動方針について

(1) 今後取り組みたい, または充実したい活動について

(2) 上記の活動を進めるにあたって必要な行政支援, 市民や地域の協力 等

4. 計画策定にあたってのご意見・ご要望 等

以上で質問項目は終了です。ご協力ありがとうございました。

令和２年度第２回つくば市障害者計画策定懇談会

会議の名称		令和２年度第２回つくば市障害者計画策定懇談会		
開催日時		令和２年１０月１日（木） 開会 午前１０：００ 閉会 午前１１：３０		
開催場所		つくば市役所 会議室 ２０１		
事務局（担当課）		障害福祉課		
出席者	委員	森地委員（座長）、金子委員（副座長）、 佐野委員、木村委員、岡野委員、津梅委員、大久保委員、後藤委員、 森岡委員、覚張委員、中島委員、飯田委員		
	事務局	保健福祉部：小室部長、津野次長 障害福祉課：根本課長、岡田課長補佐、吉村統括技士、中村係長、 飯田係長、大竹主事 障害者地域支援室：板倉室長、伊藤主任		
欠席者		塚越委員		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	０名
非公開の場合はその理由				
議題		（１） つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた関係団体ヒアリング結果報告について （２） つくば市障害者プラン（骨子案）について		
会議録署名人		確定年月日	令和 年 月 日	
会議次第		１ 開会 ２ 挨拶 ３ 事務局報告 ４ 委員自己紹介、事務局職員紹介 ５ 議事 ６ その他 ７ 閉会		

1 開会

(事務局)

2 挨拶

(森地座長)

3 議事

(委員交代の報告：木村委員から篠崎委員へ)

(1) つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた関係団体ヒアリング結果報告について

(事務局より、資料 1-1、1-2、2 について説明)

座長	資料 1-1、1-2 も含め事務局の説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
委員	アンケート結果の中に、いろいろな回答・要望があります。その中には具体的なものもありますが、そうしたものに対する市の考え方はどこかに明示されていますか。この希望に対する扱いはどうなりますか。
事務局	アンケート結果やヒアリング結果は庁内で情報共有する予定です。個別の回答については、可能な限り担当部門に依頼したいと考えています。
座長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
委員	ヒアリングに回答した 9 団体とはどこになりますか。
事務局	団体名については開示しておりません。
委員	アンケートをするのは、状況を把握するという意味で大変よいことだと思います。この会では、アンケートに回答した方にどのように応えるのか議論ができればいいと思います。
座長	提言・提案として承ります。
委員	今後のアンケートは障害の種別での分析が可能となるようにすると理解してよいでしょうか。
事務局	今回を教訓に、次回からは種別を加えるようにします。
座長	他にございますか。
副座長	アンケートに回答頂くということは、今後に対する期待感や今は行われ

ていないことに対する疑問に具体的に応える方法だと思います。ですから、結果をどう生かすかが課題だと思います。そうした議論をしていきたいと思っています。

座長 ありがとうございます。では骨子案もありますので、そうした点をふまえて議論いただければと思います。

（２）つくば市障害者プラン（骨子案）について

（事務局より資料３について説明）

委員 委員は、送付された資料をチェックしてきていますので、ここでは、当日配布の資料との関係を説明いただきたいです。

事務局 44 ページ「計画の基本的考え方」、47 ページからの各節へ説明文を追加している点が大きく異なります。

委員 送付資料を読んできていますので、ここにはこれを書いてあるということとは、計画の説明としてはいらないです。

事務局 計画の構成についての説明は省いてよろしいでしょうか。

座長 前回のアンケートやヒアリングの結果を踏まえて、骨子がどうなっているのかという点を議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 そのようにお願いします。

事務局 本日の追加資料４はアンケートから、資料５ではヒアリング結果から抽出された課題を、計画にどのように反映しているかについて説明しています。

（事務局より資料４、資料５について説明）

座長 ありがとうございます。ご質問があればお願いします。

委員 確認ですが、第２章第８節についての今の説明内容は、最終的に計画書に記載されますか。また、「調整中」についてはどうなりますか。

事務局 前期計画の評価は、説明した内容をわかりやすくまとめて記載します。「調整中」については実数を記載します。

委員 「調整中」ではなく「調査中」が適切かと思います。

この部分の審議が、この会で本来すべきことだと思いますので、意見を出すために、前期計画の評価については、文書で提出いただきたいです。

座長 今後に向けてということですのでよろしいでしょうか。

委員 はい。

座長 他にございますか。

委員 障害のある児童・生徒については、特別支援学校の児童・生徒数もあったほうがよいと思います。

事務局
委員 そのように対応いたします。
市内の公立小・中学校には肢体不自由の児童・生徒はいないのでしょうか。

事務局
委員 いると思います。確認して追加します。
42 ページの重症心身障害児を支援する事業所は、H29 に 2 件、R1 に 1 件で、現在は 3 件ということでしょうか。また、重症心身障害児とは、どのような障害のお子さんのことでしょうか。

事務局 3 件です。
重症心身障害児とは、制度上では、㊤・A と身体障害の重複ということになります。医療的ケアについては、特に条件にはしていません。

座長 事務局での確認や対応が必要なところは、よろしくお願いします。他にはいかがでしょうか。

委員 何点かあります。骨子に影響することかと思いますが、この時期、感染症についてこの計画に盛り込むべきことがあるように思います。また、障害者の相談支援などで、IT の活用があったほうが、適時性があるのではないのでしょうか。さらに、アンケートの結果に計画の検証や進捗がわからないということがあったと思いますので、その点について書き込む必要があると思います。最後に、この懇談会の場に、障害種別の当事者の参加を求める意見もありましたので、その点についてもご検討いただきたいです。

座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

事務局 IT 活用については、相談の部分に追記したいと思います。前期計画の進捗については、「前期計画の評価」に反映いたします。当事者の参加につきましては、次回の委員選任の際に、検討いたします。
感染症対策の反映ですが、コロナの影響でサービスの利用率が下がったということがありましたが、特にコロナの文言は入れておりません。皆様のご意見を伺えればとおもいます。

座長 皆様、いかがでしょうか。

委員 コロナでいままでの常識が変わってしまいましたので、ヒントがあれば教えていただきたいです。

座長 各事業所さんで、こうしたことを盛り込んだほうがいいのではないかといったことがあればお願いします。

委員 身体ですが、計画に何をどこまで入れるのかというのは難しいです。利用者が減って困っている部分はありますので、どうしたら受け入れられるのかについて市がどう考えているのか、感染があった時にどのような対応がいただけるのかということとは不安に思う点です。

委員 例えば、医療的ケア児が必要とするものをどう確保するか、また、ソーシャルディスタンスを確保しながら移動支援をどう行うのかなど、困ったことはたくさんあったと思います。そうした声をどう汲みとるのかということだけでも、市の姿勢を示す上では重要で必要なことだと思い、参考までに提起させていただきました。

座長 ありがとうございます。44 ページに保健・医療体制の充実といったことが項目にありますので、コロナに限らず、ここに加筆することもできると思います。事務局に検討をお願いします。
他にいかがでしょうか。よろしければ次に進みます。

4 その他

事務局 本日、机上に置かせていただいた成年後見制度利用基本計画ですが、この計画の最後に掲載することになりますことについて、ご了承をお願いします。

また、本日ご議論いただいた内容を反映した計画案について、このあと市の自立支援協議会にてご意見をいただく予定です。その内容につきましては、座長と相談をさせていただき、12 月のパブリックコメントを実施したいと思います。意見の扱いについては、座長一任ということよろしいでしょうか。（異議なし）

ありがとうございます。こののち修正した計画書は、あらためてお知らせいたします。

座長 ただ今の件で、ご確認したい点などがありましたらお願いします。
なければ、これで進行をお返しします。

5 閉会

（事務局挨拶）

令和２年度 つくば市障害者計画策定懇談会 次第

令和２年(2020年)10月1日(木)

午前10時から11時30分

つくば市役所２階 会議室 201

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた

関係団体ヒアリング結果報告について

…資料２

(2) つくば市障害者プラン（骨子案）について

…資料３

4 その他

5 閉会

第3部

障がい者のスポーツ活動

**(平成 29 年度つくば市「障がい者のスポーツ活動に関する調査」
の調査結果)**

3-1 調査の概要

① 調査の目的

つくば市のスポーツ推進計画の見直し及びスポーツの推進の検討に資する基礎資料を収集するため、つくば市民のスポーツ活動の実態、スポーツへの態度及びスポーツへのニーズ、求める行政施策等に関して調査を実施した。また、この「障がい者のスポーツ活動に関する調査」は、障がい者のスポーツ活動を調査することを目的とするものである。

② 調査対象

つくば市に在住する 7 歳以上 79 歳以下の男女個人で、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の所持者。ただし、全区分において、外国人、住民登録外者、7 歳未満 79 歳以上（平成 29 年 12 月 1 日現在）、免疫機能障害、支援申請該当者は対象から除く。

③ 標本抽出法

障害者手帳所持者データから、それぞれの障害手帳区分（身体障害者手帳は障害区分）ごとに地区順に並べ、無作為抽出した。視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能、肢体不自由、内部機能障害、知的障害、精神障害の各手帳所持者ごとに一定の割合(14%)*に基づきサンプルを抽出し、その総和が 1,000 名となるようにした。

④ 調査方法

郵送留置き法による質問紙調査（自記式または家族・介護者による記入）

⑤ 調査期間

平成 30 年 1 月 22 日（発送）から平成 30 年 2 月 2 日（回収期限）
ただし、本報告書は、平成 30 年 3 月 22 日までに回収されたものを含む。

⑥ 回収結果

発送・配布数は 1,020 件であり、送達数は 1,017 件であった。
有効回収数は 361 件、有効回収率は 35.10%であった。
性・障害手帳別の回収結果は、以下のとおりである。

性・障害手帳区分		標本数	有効回収数	有効回収率	性・障害手帳区分		標本数	有効回収数	有効回収率
男性	総数	587	199	33.90	女性	総数	433	160	36.95
	障害者手帳	407	154	37.83		障害者手帳	290	125	43.10
	療育手帳	104	38	36.53		療育手帳	66	26	39.39
	精神手帳	76	33	43.42		精神手帳	77	22	28.57

※前回（平成 24 年度）調査時では、障がい者の調査は行っていない。

⑦ 調査票

A4 縦置きで、10 ページであった（表紙を除く）。調査票は、資料 3 を参照。

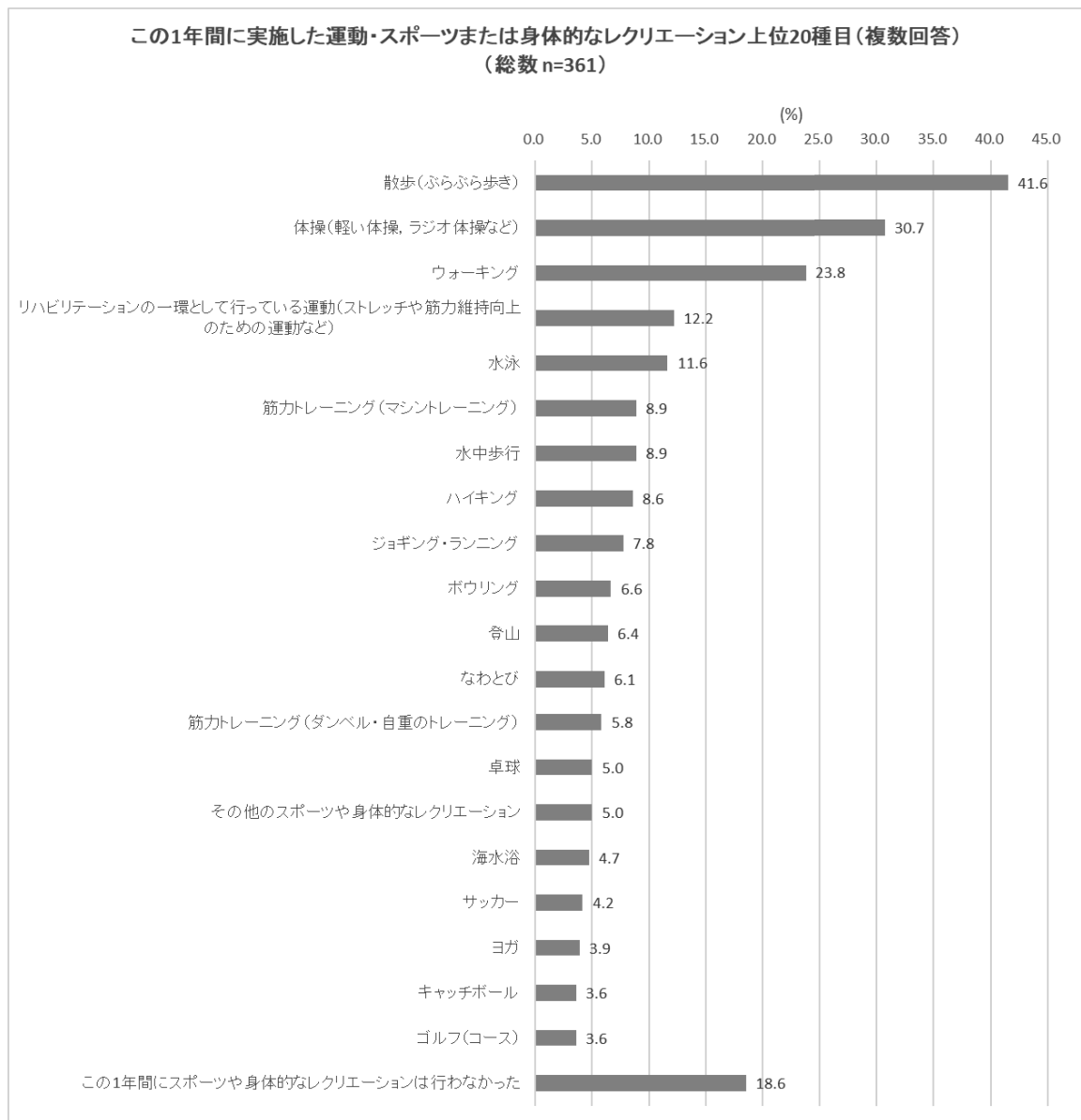
⑧「障がい者のスポーツ活動に関する調査」有効回収数の内訳

区分			該当数
【総数】			361
【性】	男性		199
	女性		160
	無回答		2
【年齢】	20歳未満		31
	20歳代		26
	30歳代		33
	40歳代		40
	50歳代		37
	60歳代		84
	70歳以上		105
	無回答		5
【身体障害者手帳】	所持者総数		280
		1級	98
		2級	68
		3級	43
		4級	51
		5級	11
		6級	9
	持っていない		72
	無回答		9
【身体障害者手帳所持者の障害】		視覚障害	9
		聴覚障害・平衡機能障害	25
		音声・言語・そしゃく機能障害	5
		肢体不自由(上肢)	53
		肢体不自由(下肢)	105
		肢体不自由(体幹)	29
		内部障害	89
		無回答	18
【日常生活の車いす】	必要		52
	必要ではない		305
	無回答		4
【療育手帳】	所持者総数		64
		㊤判定	25
		A判定	19
		B判定	8
		C判定	12
	持っていない		277
	無回答		20
【精神障害者保健福祉手帳】	所持者総数		55
		1級	9
		2級	26
		3級	20
	持っていない		292
	無回答		14

3-2 運動・スポーツ・身体的なレクリエーションの実施状況及び理由

① 1年間に実施した運動・スポーツまたは身体的なレクリエーション（問9）

この1年間に実施した運動・スポーツまたは身体的なレクリエーションは、散歩(ぶらぶら歩き)が41.6%、体操(軽い体操、ラジオ体操など)が30.7%、ウォーキングが23.8%、リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持のための運動など)が12.2%、水泳が11.6%であった。また、この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションを行わなかった者が18.6%いた。



障害者手帳別に見ると、上位10位までの結果は、次の各表のとおりである。
 障害の種別及び等級によって、障害者の運動・スポーツの行動は異なっている。

身体障害者手帳所持者

単位：％

	身体障害者手帳所持者 総数 n=280		視覚障害 n=9		聴覚障害・平衡機能障害 n=25		音声・言語・そしゃく機能 障害 n=5		肢体不自由(上肢) n=53		肢体不自由(下肢) n=105		肢体不自由(体幹) n=29		内部障害 n=89	
1位	散歩(ぶらぶら歩き)	37.5	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	33.3	散歩(ぶらぶら歩き)	52.0	散歩(ぶらぶら歩き)	40.0	散歩(ぶらぶら歩き)	34.0	散歩(ぶらぶら歩き)	31.4	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	41.4	散歩(ぶらぶら歩き)	44.9
2位	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	27.5	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	22.2	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	48.0	陸上競技	20.0	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	22.6	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	26.7	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	31.0	ウォーキング	32.6
3位	ウォーキング	22.9	ウォーキング	22.2	ウォーキング	36.0	水泳	20.0	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	15.1	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	21.9	散歩(ぶらぶら歩き)	20.7	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	24.7
4位	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	14.6	散歩(ぶらぶら歩き)	22.2	なわとび	20.0	水中歩行	20.0	ウォーキング	9.4	ウォーキング	15.2	ポッチャ	17.2	ハイキング	12.4
5位	水泳	9.6	ポッチャ	22.2	ハイキング	20.0	ハイキング	20.0	ハイキング	5.7	水中歩行	15.2	ボウリング	13.8	ゴルフ(コース)	11.2
6位	筋力トレーニング(マシントレーニング)	9.3	ボウリング	11.1	ボウリング	16.0	ポッチャ	20.0	ハンドサッカー	5.7	筋力トレーニング(マシントレーニング)	13.3	水中歩行	13.8	ゴルフ(練習場)	9.0
7位	水中歩行	8.6	アクアエクササイズ	11.1	ジョギング・ランニング	16.0	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	20.0	ポッチャ	5.7	水泳	13.3	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	10.3	ボウリング	9.0
8位	ハイキング	8.6	サイクリング	11.1	水泳	16.0	キャッチボール	0.0	グランドゴルフ	3.8	ポッチャ	6.7	その他のスポーツや身体的なレクリエーション	10.3	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	7.9
9位	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	6.4	登山	11.1	キャッチボール	12.0	ソフトボール	0.0	筋力トレーニング(マシントレーニング)	3.8	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	4.8	筋力トレーニング(マシントレーニング)	6.9	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	7.9
10位	ボウリング	6.1	キャッチボール	0.0	バドミントン	12.0	野球	0.0	水泳	3.8	その他のスポーツや身体的なレクリエーション	4.8	ウォーキング	6.9	水泳	6.7
	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	21.1	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	22.2	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	16.0	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	0.0	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	24.5	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	22.9	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	10.3	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	21.3

療育手帳所持者

単位：%

療育手帳所持者総数		A判定		A判定		B判定		C判定		
n=64		n=25		n=19		n=8		n=12		
1位	散歩（ぶらぶら歩き）	56.3	散歩（ぶらぶら歩き）	48.0	散歩（ぶらぶら歩き）	68.4	散歩（ぶらぶら歩き）	50.0	体操（軽い体操、ラジオ体操など）	58.3
2位	体操（軽い体操、ラジオ体操など）	45.3	リハビリテーションの一環として行っている運動（ストレッチや筋力維持向上のための運動など）	44.0	体操（軽い体操、ラジオ体操など）	52.6	サッカー	37.5	散歩（ぶらぶら歩き）	58.3
3位	水泳	26.6	体操（軽い体操、ラジオ体操など）	40.0	ウォーキング	31.6	陸上競技	37.5	ジョギング・ランニング	33.3
4位	ウォーキング	20.3	水泳	24.0	水泳	21.1	水泳	37.5	水泳	33.3
5位	リハビリテーションの一環として行っている運動（ストレッチや筋力維持向上のための運動など）	18.8	ボウリング	20.0	ハイキング	21.1	体操（軽い体操、ラジオ体操など）	25.0	登山	33.3
6位	ボウリング	15.6	ウォーキング	20.0	なわとび	15.8	ダンス（社交ダンス、フォークダンス、フラダンス）	25.0	ボウリング	25.0
7位	ジョギング・ランニング	15.6	ポッチャ	20.0	ジョギング・ランニング	15.8	マラソン、駅伝などのロードレース	25.0	なわとび	25.0
8位	なわとび	14.1	なわとび	12.0	サッカー	10.5	水中歩行	25.0	海水浴	25.0
9位	登山	14.1	筋力トレーニング（マシントレーニング）	12.0	陸上競技	10.5	登山	25.0	サッカー	16.7
10位	サッカー	12.5	水中歩行	12.0	海水浴	10.5	スキー	25.0	バスケットボール	16.7
	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	4.7	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	0.0	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	0.0	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	25.0	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	8.3

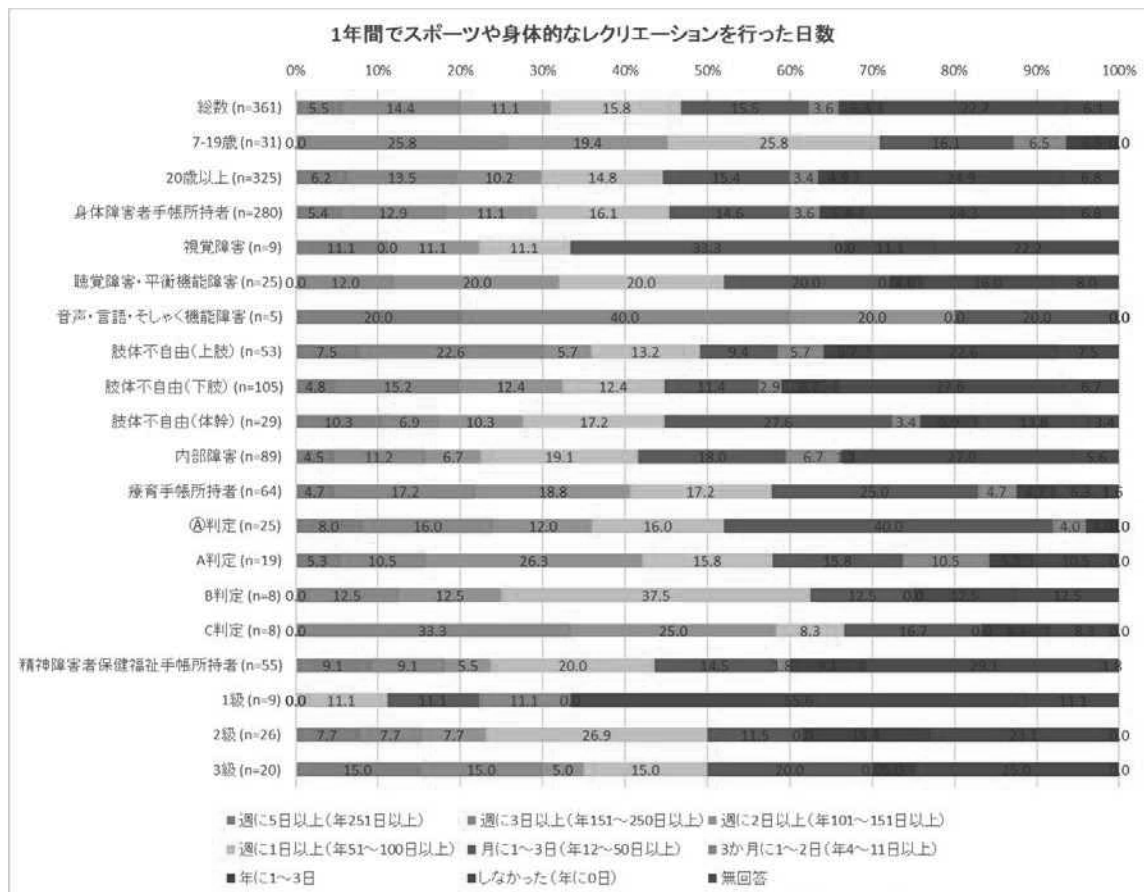
精神障害者保健福祉手帳所持者

単位: %

精神障害者保健福祉手帳所持者総数		1級		2級		3級		
n=55		n=9		n=26		n=20		
1位	散歩(ぶらぶら歩き)	43.6	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	33.3	散歩(ぶらぶら歩き)	34.6	散歩(ぶらぶら歩き)	65.0
2位	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	27.3	散歩(ぶらぶら歩き)	22.2	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	30.8	ウォーキング	35.0
3位	ウォーキング	21.8	ボウリング	11.1	卓球	15.4	ジョギング・ランニング	25.0
4位	ジョギング・ランニング	16.4	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	11.1	ウォーキング	15.4	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	20.0
5位	卓球	10.9	ウォーキング	11.1	ジョギング・ランニング	15.4	卓球	10.0
6位	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	9.1	柔道	11.1	筋力トレーニング(マシントレーニング)	11.5	ヨガ	10.0
7位	ヨガ	7.3	ふうせんバレー	11.1	ハイキング	11.5	筋力トレーニング(ダンベル・自重のトレーニング)	10.0
8位	筋力トレーニング(マシントレーニング)	7.3	キャッチボール	0.0	リハビリテーションの一環として行っている運動(ストレッチや筋力維持向上のための運動など)	11.5	水泳	10.0
9位	水泳	7.3	ソフトボール	0.0	野球	7.7	水中歩行	10.0
10位	水中歩行	7.3	野球	0.0	なわとび	7.7	バドミントン	5.0
	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	18.2	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	55.6	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	11.5	この1年間にスポーツや身体的なレクリエーションは行わなかった	15.0

② 1年間でスポーツや身体的なレクリエーションを行った日数 (問 10)

1年間でスポーツや身体的なレクリエーションを行った日数は、下の図表のとおりであった。週1日以上スポーツを実施した人の割合は、障害者全体では46.8%であった。年齢別にみると、7から19歳は71%, 20歳以上は44.6%であった。身体障害者手帳保持者では45.4%, 療育手帳所持者では57.8%, 精神障害者保健福祉手帳保持者では43.6%であった。障害者の種別によってスポーツ実施率の割合も異なった。

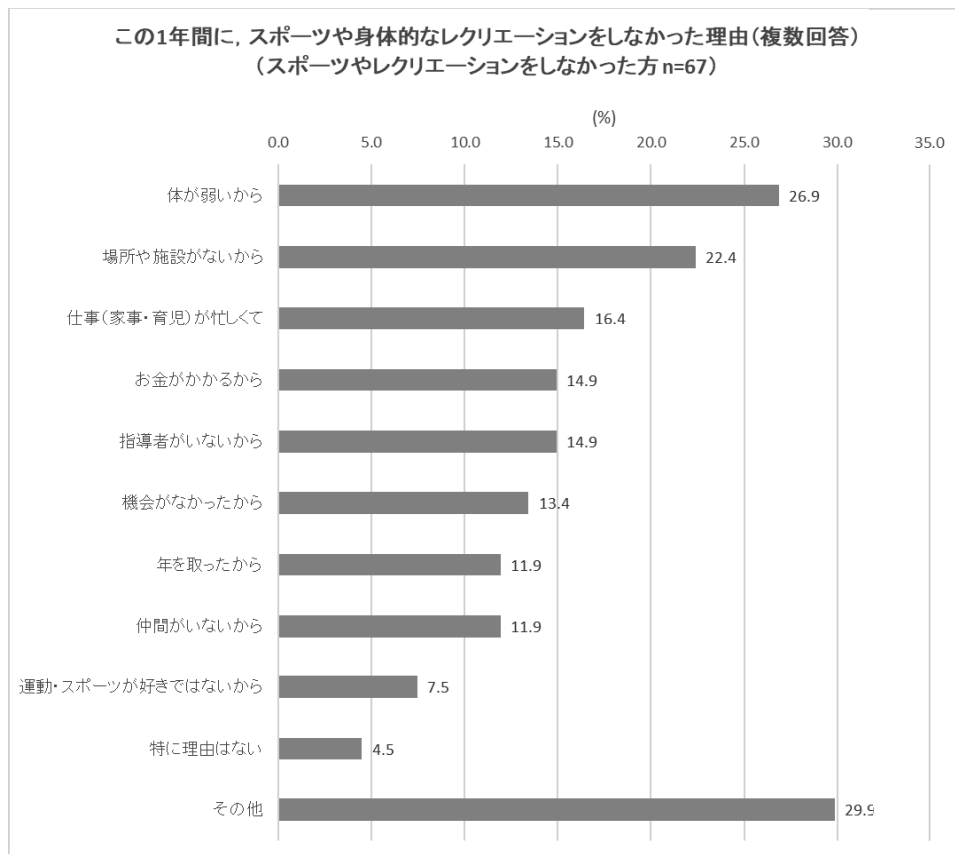


単位：％

	該当数	週に5日以上 (年251日以上)	週に3日以上 (年151～250日 以上)	週に2日以上 (年101～151日 以上)	週に1日以上 (年51～100日 以上)	月に1～3 日(年12 ～50日以 上)	3か月に1 ～2日(年 4～11日 以上)	年に1～3 日	しなかった (年に0 日)	無回答
総数	361	5.5	14.4	11.1	15.8	15.5	3.6	5.3	22.7	6.1
7-19歳	31	0.0	25.8	19.4	25.8	16.1	6.5	6.5	0.0	0.0
20歳以上	325	6.2	13.5	10.2	14.8	15.4	3.4	4.9	24.9	6.8
身体障害者手帳所持者	280	5.4	12.9	11.1	16.1	14.6	3.6	5.4	24.3	6.8
視覚障害	9	11.1	0.0	11.1	11.1	33.3	0.0	0.0	11.1	22.2
聴覚障害・平衡機能障害	25	0.0	12.0	20.0	20.0	20.0	0.0	4.0	16.0	8.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	53	7.5	22.6	5.7	13.2	9.4	5.7	5.7	22.6	7.5
肢体不自由(下肢)	105	4.8	15.2	12.4	12.4	11.4	2.9	6.7	27.6	6.7
肢体不自由(体幹)	29	10.3	6.9	10.3	17.2	27.6	3.4	6.9	13.8	3.4
内部障害	89	4.5	11.2	6.7	19.1	18.0	6.7	1.1	27.0	5.6
療育手帳所持者	64	4.7	17.2	18.8	17.2	25.0	4.7	4.7	6.3	1.6
A判定	25	8.0	16.0	12.0	16.0	40.0	4.0	4.0	0.0	0.0
B判定	19	5.3	10.5	26.3	15.8	15.8	10.5	5.3	10.5	0.0
C判定	8	0.0	12.5	12.5	37.5	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	12	0.0	33.3	25.0	8.3	16.7	0.0	8.3	8.3	0.0
1級	55	9.1	9.1	5.5	20.0	14.5	1.8	9.1	29.1	1.8
2級	9	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	0.0	55.6	11.1
3級	26	7.7	7.7	7.7	26.9	11.5	0.0	15.4	23.1	0.0
3級	20	15.0	15.0	5.0	15.0	20.0	0.0	5.0	25.0	0.0

③スポーツや身体的なレクリエーションをしなかった理由（問 11）

1年間にスポーツや身体的なレクリエーションをしなかった理由としては、「体が弱いから」が26.9%、「場所や施設がないから」が22.4%、「仕事(家事・育児)が忙しくて」が16.4%、「お金がかかるから」が14.9%、「指導者がいないから」が14.9%の順に多かった。「その他」の理由の記述として、「障害があるのでどんな運動が可能かわからない」、「病気」、「移動が困難」、「寝たきりになってしまった」、「越して来て、日が浅く、市の様子がわからない」などがあつた。

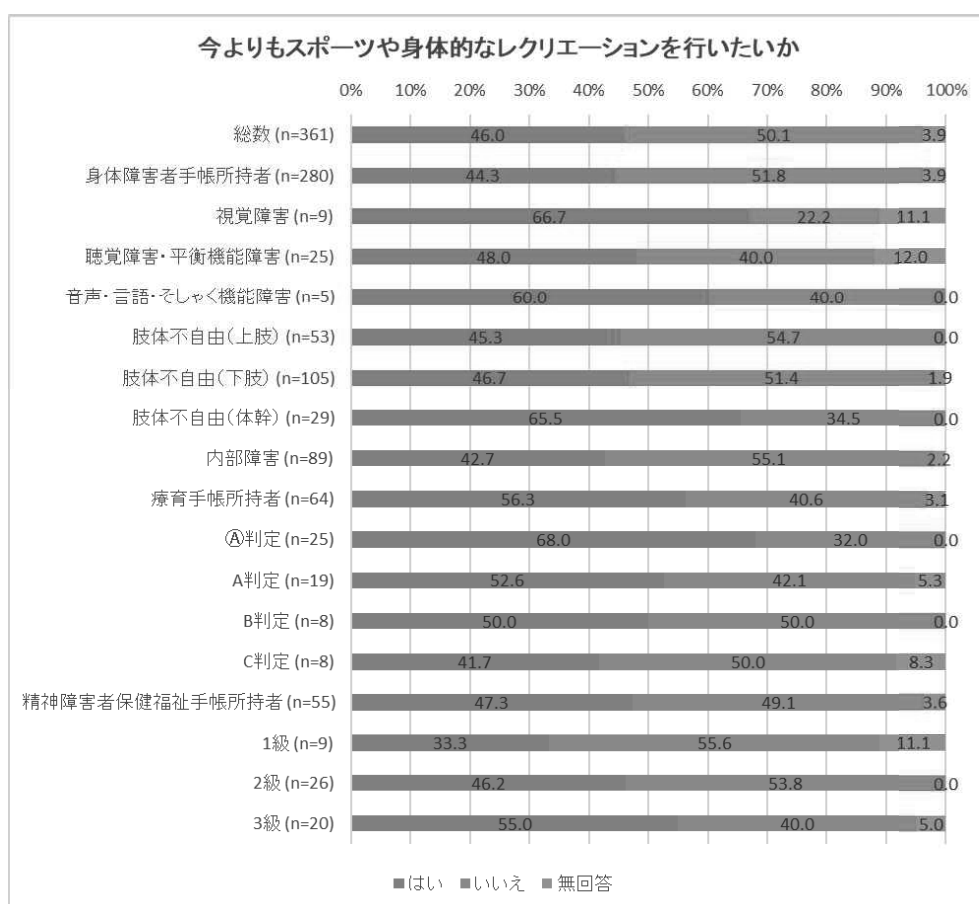


単位: %

	該当数	機会がなかったから	体が弱いから	特に理由はない	仕事(家事・育児)が忙しくて	年を取ったから	お金がかかるから	運動・スポーツが好きではないから	仲間がいないから	場所や施設がないから	指導者がいないから	その他	無回答
総数	67	13.4	26.9	4.5	16.4	11.9	14.9	7.5	11.9	22.4	14.9	29.9	3.0
身体障害者手帳所持者	59	11.9	28.8	3.4	18.6	8.5	8.5	5.1	10.2	20.3	16.9	32.2	3.4
視覚障害	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
聴覚障害・平衡機能障害	4	25.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	13	0.0	23.1	7.7	15.4	7.7	7.7	7.7	7.7	30.8	30.8	23.1	0.0
肢体不自由(下肢)	24	12.5	33.3	8.3	8.3	4.2	12.5	8.3	0.0	25.0	16.7	50.0	0.0
肢体不自由(体幹)	3	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
内部障害	19	15.8	31.6	0.0	26.3	21.1	15.8	10.5	10.5	26.3	10.5	21.1	0.0
療育手帳所持者	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
④判定	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
A判定	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B判定	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
C判定	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
療育手帳所持者	10	10.0	30.0	10.0	10.0	20.0	40.0	10.0	20.0	20.0	0.0	20.0	10.0
1級	5	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
2級	3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
3級	3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	66.7	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0

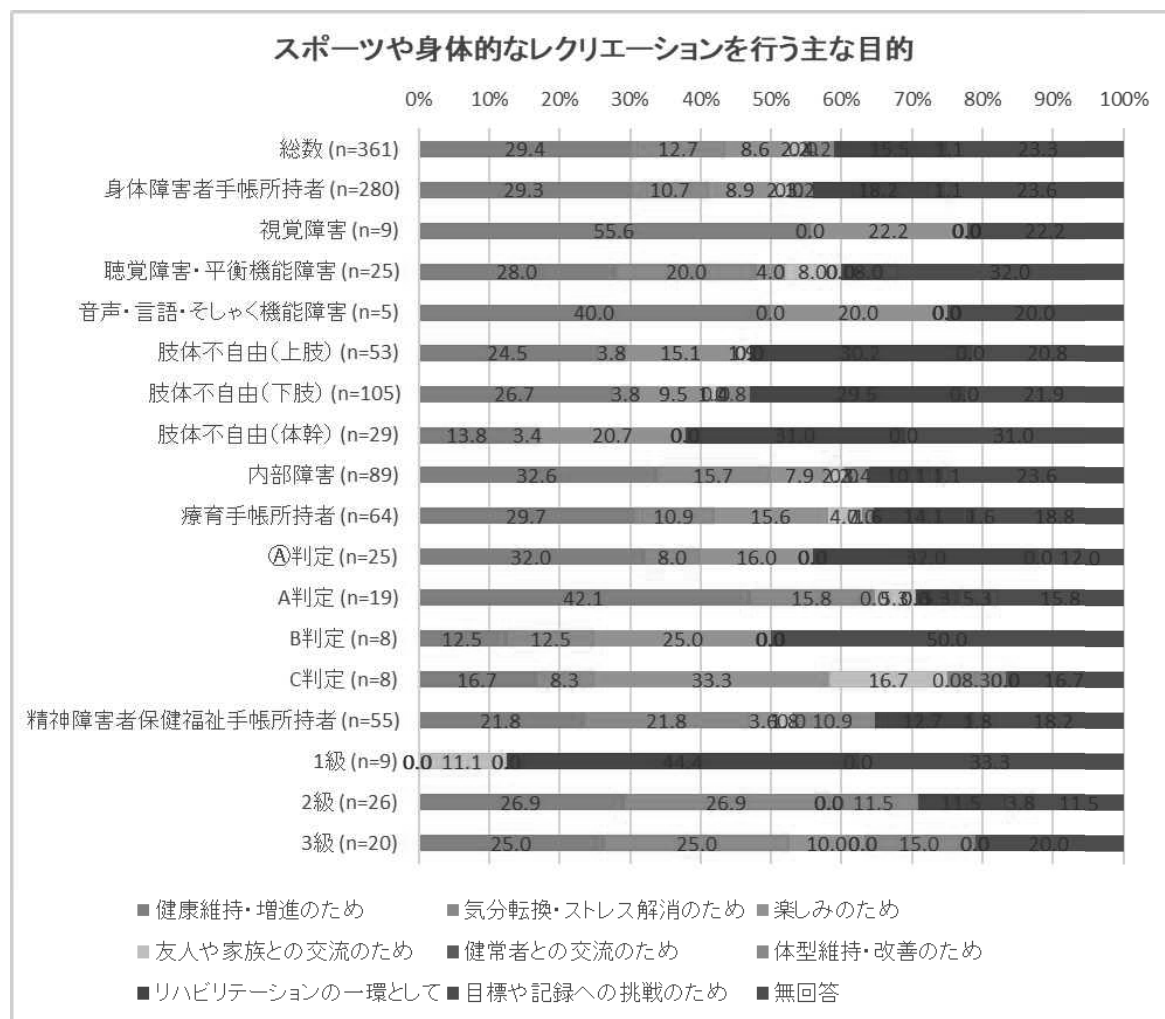
④今よりもスポーツや身体的なレクリエーションを行いたいのか (問 12)

今よりもスポーツや身体的なレクリエーションを行いたいのかという質問に対して、障害者全体の 46.0% が「はい」と回答した。



⑤スポーツや身体的なレクリエーションを行う主な理由（問13）

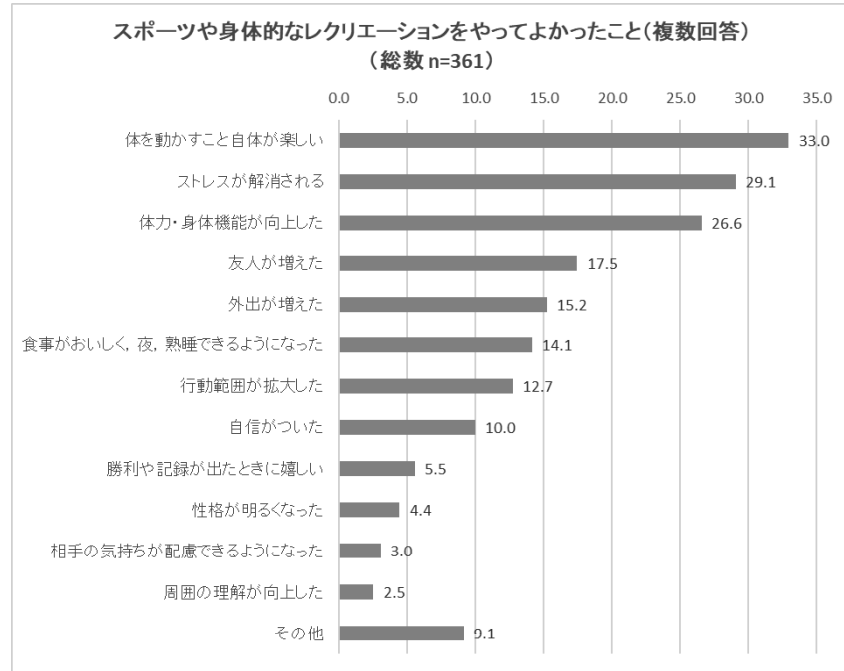
スポーツや身体的なレクリエーションを行う主な理由としては、障害者全体では、「健康維持・増進のため」が29.4%で最も多く、次いで、「リハビリテーションの一環として」が15.5%、「気分転換・ストレス解消のため」が12.7%、「楽しみのため」が8.6%であった。障害の種別によりスポーツや身体的なレクリエーションを行う理由も異なっていた。例えば、療育手帳所持者C判定では、「楽しみのため」が33.3%、「友人や家族との交流のため」が16.7%、「健康維持・増進のため」が16.7%であった。



	該当数	健康維持・増進のため	気分転換・ストレス解消のため	楽しみのため	友人や家族との交流のため	健常者との交流のため	体型維持・改善のため	リハビリテーションの一環として	目標や記録への挑戦のため	その他	無回答
総数	361	29.4	12.7	8.6	2.2	0.0	4.2	15.5	1.1	3.0	23.3
身体障害者手帳所持者	280	29.3	10.7	8.9	2.1	0.0	3.2	18.2	1.1	2.9	23.6
視覚障害	9	55.6	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
聴覚障害・平衡機能障害	25	28.0	20.0	4.0	8.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	32.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	24.5	3.8	15.1	1.9	0.0	0.0	30.2	0.0	3.8	20.8
肢体不自由(下肢)	105	26.7	3.8	9.5	1.0	0.0	4.8	29.5	0.0	2.9	21.9
肢体不自由(体幹)	29	13.8	3.4	20.7	0.0	0.0	0.0	31.0	0.0	0.0	31.0
内部障害	89	32.6	15.7	7.9	2.2	0.0	3.4	10.1	1.1	3.4	23.6
療育手帳所持者	64	29.7	10.9	15.6	4.7	0.0	1.6	14.1	1.6	3.1	18.8
(A)判定	25	32.0	8.0	16.0	0.0	0.0	0.0	32.0	0.0	0.0	12.0
A判定	19	42.1	15.8	0.0	5.3	0.0	0.0	5.3	5.3	10.5	15.8
B判定	8	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
C判定	12	16.7	8.3	33.3	16.7	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	16.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	55	21.8	21.8	3.6	1.8	0.0	10.9	12.7	1.8	7.3	18.2
1級	9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	44.4	0.0	11.1	33.3
2級	26	26.9	26.9	0.0	0.0	0.0	11.5	11.5	3.8	7.7	11.5
3級	20	25.0	25.0	10.0	0.0	0.0	15.0	0.0	0.0	5.0	20.0

⑥スポーツや身体的なレクリエーションをやってよかったこと（問14）

スポーツや身体的なレクリエーションをやってよかったこととしては、「体を動かすこと自体が楽しい」が32.8%、「ストレスが解消される」が29.2%、「体力・身体機能が向上した」が26.7%の順に多かった。



障害者手帳別に見ると、結果は、次の各表のとおりである。

身体障害者手帳所持者

単位: %													
	身体障害者手帳所持者 総数 n=280	視覚障害 n=9	聴覚障害・平衡機能 障害 n=25	音声・言語・そしゃく機 能障害 n=5	肢体不自由(上肢) n=53	肢体不自由(下肢) n=105	肢体不自由(体幹) n=29	内部障害 n=89					
1位	体を動かすこと 自体が楽しい	31.4	体を動かすこと 自体が楽しい	55.6	友人が増えた	20.0	体力・身体機能 が向上した	30.2	体力・身体機能 が向上した	32.4	体を動かすこと 自体が楽しい	37.9	29.2
2位	ストレスが解消 される	29.3	ストレスが解消 される	44.4	行動範囲が 拡大した	20.0	友人が増えた	22.6	ストレスが解消 される	27.6	友人が増えた	27.6	25.8
3位	体力・身体機能 が向上した	27.1	友人が増えた	22.2	外出が増えた	28.0	性格が明るく なった	20.0	ストレスが解消 される	18.9	体を動かすこと 自体が楽しい	27.6	25.8
4位	友人が増えた	19.3	行動範囲が 拡大した	22.2	体力・身体機能 が向上した	28.0	体を動かすこと 自体が楽しい	20.0	体を動かすこと 自体が楽しい	18.9	友人が増えた	22.9	13.5
5位	外出が増えた	14.3	体力・身体機能 が向上した	22.2	友人が増えた	20.0	体力・身体機能 が向上した	20.0	食事がおいしく、夜、熟睡 できるようになった	11.3	行動範囲が拡大した	15.2	12.4
6位	食事がおいしく、夜、熟睡 できるようになった	13.6	周囲の理解 が向上した	11.1	食事がおいしく、夜、熟睡 できるようになった	20.0	周囲の理解 が向上した	0.0	外出が増えた	9.4	外出が増えた	15.2	11.2
7位	行動範囲が拡大した	12.5	外出が増えた	11.1	行動範囲が拡大した	16.0	外出が増えた	0.0	行動範囲が拡大した	5.7	食事がおいしく、夜、熟睡 できるようになった	12.4	7.9
8位	自信がついた	6.8	自信がついた	11.1	性格が明るくなった	8.0	相手の気持ちが配慮 できるようになった	0.0	周囲の理解が向上した	3.8	自信がついた	7.6	7.9
9位	勝利や記録が出たときに嬉しい	4.6	性格が明るくなった	11.1	勝利や記録が出たときに嬉しい	8.0	ストレスが解消される	0.0	勝利や記録が出たときに嬉しい	3.8	相手の気持ちが配慮 できるようになった	4.8	4.5
10位	性格が明るくなった	3.6	相手の気持ちが配慮 できるようになった	0.0	周囲の理解が向上した	4.0	自信がついた	0.0	相手の気持ちが配慮 できるようになった	1.9	勝利や記録が出たときに嬉しい	4.8	2.2
11位	相手の気持ちが配慮 できるようになった	3.2	食事がおいしく、夜、熟睡 できるようになった	0.0	相手の気持ちが配慮 できるようになった	4.0	食事がおいしく、夜、熟睡 できるようになった	0.0	自信がついた	1.9	性格が明るくなった	1.9	1.1
12位	周囲の理解が向上した	2.5	勝利や記録が出たときに嬉しい	0.0	自信がついた	4.0	勝利や記録が出たときに嬉しい	0.0	性格が明るくなった	1.9	周囲の理解が向上した	1.0	1.1

療育手帳所持者

単位: %

療育手帳所持者総数 n=64		(A)判定 n=25		A判定 n=19		B判定 n=8		C判定 n=12		
1位	体を動かすこと自体が楽しい	37.5	ストレスが解消される	44.0	体を動かすこと自体が楽しい	57.9	友人が増えた	37.5	自信がついた	41.7
2位	体力・身体機能が向上した	32.8	体力・身体機能が向上した	40.0	友人が増えた	26.3	体を動かすこと自体が楽しい	37.5	体を動かすこと自体が楽しい	33.3
3位	ストレスが解消される	28.1	体を動かすこと自体が楽しい	24.0	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	26.3	行動範囲が拡大した	25.0	体力・身体機能が向上した	33.3
4位	友人が増えた	20.3	友人が増えた	12.0	体力・身体機能が向上した	26.3	外出が増えた	25.0	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	25.0
5位	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	18.8	行動範囲が拡大した	12.0	ストレスが解消される	21.1	自信がついた	25.0	友人が増えた	16.7
6位	自信がついた	17.2	外出が増えた	12.0	行動範囲が拡大した	15.8	体力・身体機能が向上した	25.0	行動範囲が拡大した	16.7
7位	行動範囲が拡大した	15.6	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	12.0	外出が増えた	15.8	相手の気持ちが配慮できるようになった	12.5	外出が増えた	16.7
8位	外出が増えた	15.6	自信がついた	8.0	自信がついた	10.5	ストレスが解消される	12.5	ストレスが解消される	16.7
9位	性格が明るくなった	7.8	性格が明るくなった	8.0	周囲の理解が向上した	5.3	性格が明るくなった	12.5	性格が明るくなった	16.7
10位	勝利や記録が出たときに嬉しい	7.8	勝利や記録が出たときに嬉しい	8.0	勝利や記録が出たときに嬉しい	5.3	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	12.5	勝利や記録が出たときに嬉しい	8.3
11位	周囲の理解が向上した	3.1	周囲の理解が向上した	4.0	相手の気持ちが配慮できるようになった	0.0	勝利や記録が出たときに嬉しい	12.5	周囲の理解が向上した	0.0
12位	相手の気持ちが配慮できるようになった	1.6	相手の気持ちが配慮できるようになった	0.0	性格が明るくなった	0.0	周囲の理解が向上した	0.0	相手の気持ちが配慮できるようになった	0.0

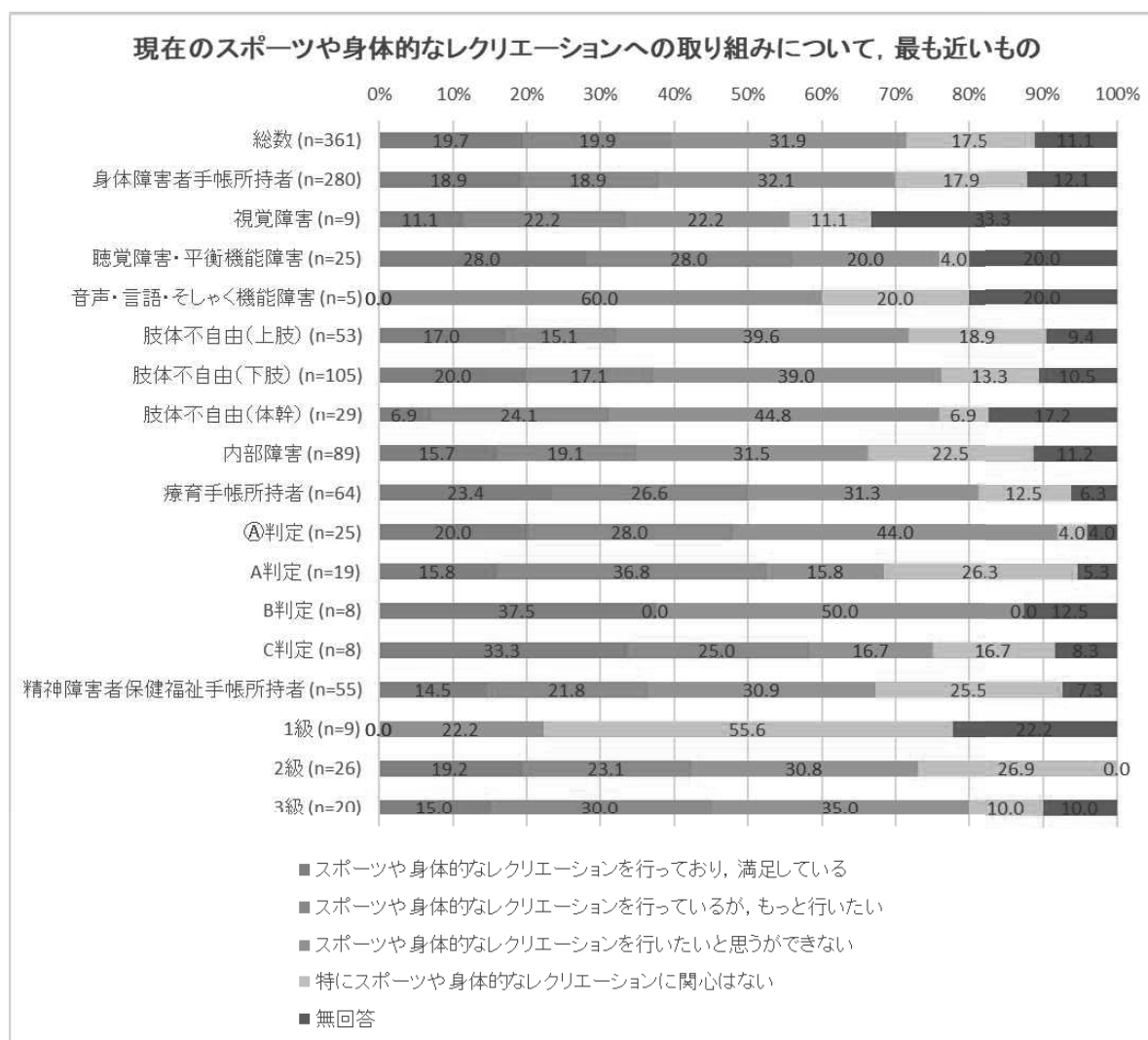
精神障害者保健福祉手帳所持者

単位: %

精神障害者保健福祉手帳所持者総数		1級		2級		3級		
n=55		n=9		n=26		n=20		
1位	ストレスが解消される	34.5	友人が増えた	22.2	ストレスが解消される	34.6	ストレスが解消される	45.0
2位	体を動かすこと自体が楽しい	27.3	体を動かすこと自体が楽しい	22.2	体を動かすこと自体が楽しい	26.9	体力・身体機能が向上した	40.0
3位	体力・身体機能が向上した	21.8	ストレスが解消される	11.1	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	23.1	体を動かすこと自体が楽しい	30.0
4位	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	16.4	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	11.1	外出が増えた	19.2	自信がついた	25.0
5位	外出が増えた	14.5	体力・身体機能が向上した	11.1	自信がついた	11.5	外出が増えた	15.0
6位	自信がついた	14.5	行動範囲が拡大した	0.0	体力・身体機能が向上した	11.5	行動範囲が拡大した	10.0
7位	勝利や記録が出たときに嬉しい	9.1	周囲の理解が向上した	0.0	勝利や記録が出たときに嬉しい	11.5	食事がおいしく、夜、熟睡できるようになった	10.0
8位	行動範囲が拡大した	7.3	外出が増えた	0.0	行動範囲が拡大した	7.7	勝利や記録が出たときに嬉しい	10.0
9位	友人が増えた	5.5	相手の気持ちが配慮できるようになった	0.0	性格が明るくなった	7.7	友人が増えた	5.0
10位	性格が明るくなった	5.5	自信がついた	0.0	相手の気持ちが配慮できるようになった	3.8	周囲の理解が向上した	5.0
11位	周囲の理解が向上した	1.8	性格が明るくなった	0.0	友人が増えた	0.0	性格が明るくなった	5.0
12位	相手の気持ちが配慮できるようになった	1.8	勝利や記録が出たときに嬉しい	0.0	周囲の理解が向上した	0.0	相手の気持ちが配慮できるようになった	0.0

⑦現在のスポーツや身体的なレクリエーションの取り組みについて（問 15）

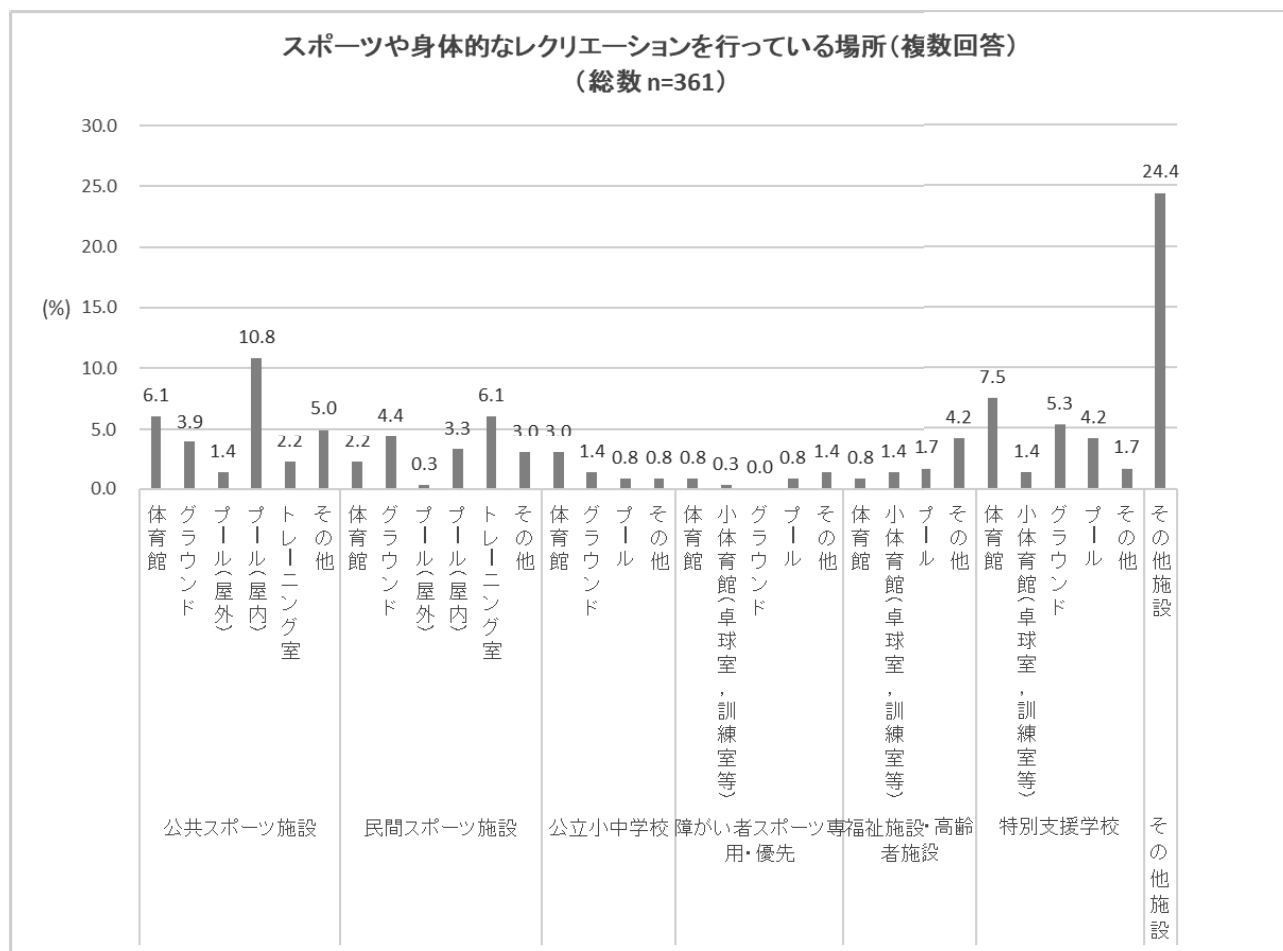
現在のスポーツや身体的なレクリエーションの取り組みについて、最も近いものとしては、「スポーツや身体的なレクリエーションを行っており、満足」が 19.7%、「スポーツや身体的なレクリエーションを行っているが、もっと行いたい」が 19.9%、「スポーツや身体的なレクリエーションを行いたいと思うができない」が 31.9%、「特にスポーツや身体的なレクリエーションに関心はない」が 17.5%であった。



3-3 スポーツ・身体的なレクリエーションの環境・条件

①スポーツや身体的なレクリエーションを行っている場所（問16）

スポーツや身体的なレクリエーションを行っている場所としては、「その他の施設」が24.4%、「公共スポーツ施設」の「プール(屋内)」が10.8%、「特別支援学校」の「体育館」が7.5%、「民間スポーツ施設」の「トレーニング室」が6.1%であった。「その他施設」として、「自宅」、「自宅周辺や周辺の道路」、「公園」、「交流センター」、「病院」などがあつた。



各施設区分の詳細は、下表のとおりである。

公共スポーツ施設

単位：％

	該当数	公共スポーツ施設					
		体育館	グラウンド	プール(屋外)	プール(屋内)	トレーニング室	その他
総数	361	6.1	3.9	1.4	10.8	2.2	5.0
身体障害者手帳所持者	280	5.7	3.2	1.1	10.0	2.1	4.6
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害・平衡機能障害	25	12.0	4.0	4.0	24.0	0.0	8.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0
肢体不自由(上肢)	53	5.7	7.5	0.0	3.8	0.0	0.0
肢体不自由(下肢)	105	7.6	1.9	1.0	14.3	2.9	3.8
肢体不自由(体幹)	29	10.3	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0
内部障害	89	4.5	4.5	1.1	4.5	0.0	6.7
療育手帳所持者	64	7.8	7.8	4.7	17.2	3.1	4.7
①判定	25	12.0	8.0	12.0	28.0	4.0	0.0
A判定	19	0.0	0.0	0.0	10.5	5.3	10.5
B判定	8	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C判定	12	8.3	8.3	0.0	16.7	0.0	8.3
療育手帳所持者	55	5.5	3.6	0.0	9.1	7.3	3.6
1級	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2級	26	7.7	3.8	0.0	7.7	15.4	7.7
3級	20	5.0	5.0	0.0	15.0	0.0	0.0

民間スポーツ施設

単位：％

	該当数	民間スポーツ施設					
		体育館	グラウンド	プール(屋外)	プール(屋内)	トレーニング室	その他
総数	361	2.2	4.4	0.3	3.3	6.1	3.0
身体障害者手帳所持者	280	1.4	3.9	0.4	2.5	6.4	3.6
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害・平衡機能障害	25	4.0	4.0	0.0	12.0	4.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	53	0.0	3.8	0.0	0.0	1.9	0.0
肢体不自由(下肢)	105	1.9	1.0	0.0	1.0	5.7	1.9
肢体不自由(体幹)	29	3.4	0.0	0.0	0.0	3.4	3.4
内部障害	89	1.1	5.6	1.1	3.4	6.7	7.9
療育手帳所持者	64	4.7	7.8	0.0	6.3	4.7	1.6
①判定	25	0.0	4.0	0.0	4.0	4.0	4.0
A判定	19	5.3	10.5	0.0	5.3	5.3	0.0
B判定	8	12.5	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
C判定	12	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
療育手帳所持者	55	1.8	5.5	0.0	1.8	7.3	1.8
1級	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2級	26	0.0	11.5	0.0	3.8	11.5	3.8
3級	20	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0

公立中学校

単位: %

	該当数	公立小中学校			
		体育館	グラウンド	プール	その他
総数	361	3.0	1.4	0.8	0.8
身体障害者手帳所持者	280	2.5	0.7	0.7	1.1
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害・平衡機能障害	25	16.0	4.0	4.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	0.0	0.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(下肢)	105	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(体幹)	29	0.0	0.0	0.0	0.0
内部障害	89	2.2	0.0	0.0	2.2
療育手帳所持者	64	6.3	4.7	3.1	1.6
①判定	25	4.0	4.0	4.0	0.0
A判定	19	5.3	0.0	0.0	5.3
B判定	8	0.0	0.0	0.0	0.0
C判定	12	16.7	16.7	8.3	0.0
療育手帳所持者	55	1.8	1.8	0.0	1.8
1級	9	0.0	0.0	0.0	0.0
2級	26	3.8	3.8	0.0	3.8
3級	20	0.0	0.0	0.0	0.0

障がい者スポーツ専用・優先

単位: %

	該当数	障がい者スポーツ専用・優先				
		体育館	小体育館 (卓球室、 訓練室 等)	グラウンド	プール	その他
総数	361	0.8	0.3	0.0	0.8	1.4
身体障害者手帳所持者	280	1.1	0.4	0.0	1.1	1.8
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害・平衡機能障害	25	0.0	4.0	0.0	8.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(下肢)	105	2.9	0.0	0.0	1.0	0.0
肢体不自由(体幹)	29	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
内部障害	89	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4
療育手帳所持者	64	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
①判定	25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
A判定	19	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3
B判定	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C判定	12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
療育手帳所持者	55	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
1級	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2級	26	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
3級	20	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

福祉施設・高齢者施設

単位：％

	該当数	福祉施設・高齢者施設			
		体育館	小体育館 (卓球室, 訓練室 等)	プール	その他
総数	361	0.8	1.4	1.7	4.2
身体障害者手帳所持者	280	1.1	1.4	2.1	3.9
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害・平衡機能障害	25	4.0	0.0	8.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	53	0.0	0.0	0.0	5.7
肢体不自由(下肢)	105	0.0	1.0	2.9	5.7
肢体不自由(体幹)	29	0.0	6.9	0.0	10.3
内部障害	89	1.1	1.1	1.1	2.2
療育手帳所持者	64	1.6	3.1	0.0	9.4
①判定	25	0.0	4.0	0.0	12.0
A判定	19	5.3	5.3	0.0	10.5
B判定	8	0.0	0.0	0.0	12.5
C判定	12	0.0	0.0	0.0	0.0
療育手帳所持者	55	1.8	0.0	0.0	3.6
1級	9	0.0	0.0	0.0	11.1
2級	26	3.8	0.0	0.0	3.8
3級	20	0.0	0.0	0.0	0.0

特別支援学校

単位：％

	該当数	特別支援学校				
		体育館	小体育館 (卓球室, 訓練室 等)	グラウンド	プール	その他
総数	361	7.5	1.4	5.3	4.2	1.7
身体障害者手帳所持者	280	5.0	1.1	1.8	2.1	1.8
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1
聴覚障害・平衡機能障害	25	12.0	0.0	8.0	8.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	13.2	3.8	7.5	3.8	1.9
肢体不自由(下肢)	105	6.7	1.9	1.9	1.9	1.0
肢体不自由(体幹)	29	24.1	3.4	13.8	13.8	3.4
内部障害	89	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
療育手帳所持者	64	34.4	7.8	23.4	17.2	4.7
①判定	25	40.0	12.0	16.0	20.0	4.0
A判定	19	26.3	5.3	21.1	10.5	5.3
B判定	8	37.5	0.0	37.5	25.0	0.0
C判定	12	33.3	8.3	33.3	16.7	8.3
療育手帳所持者	55	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
1級	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2級	26	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
3級	20	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

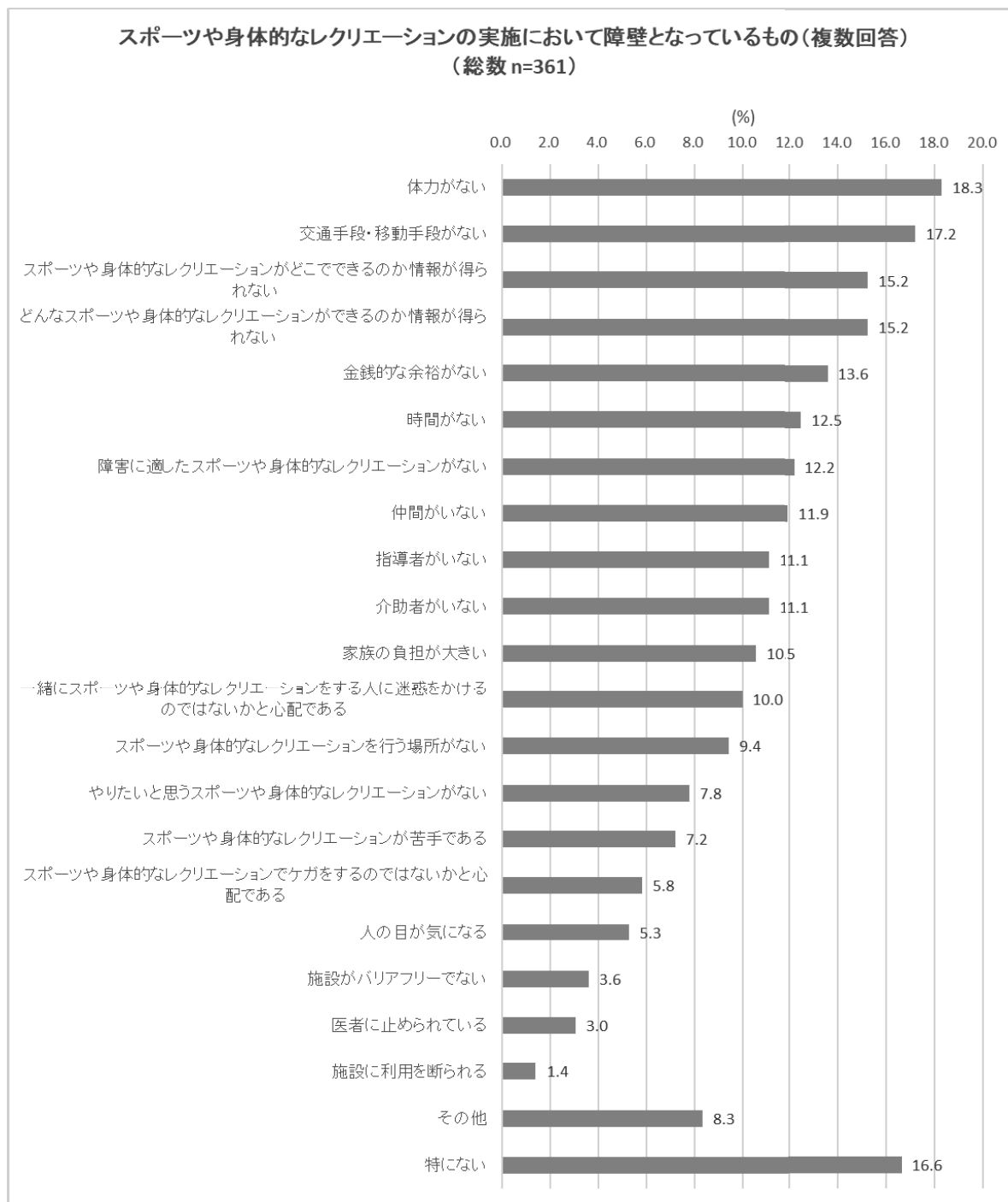
その他施設

単位：％

	該当数	その他施設
総数	361	24.4
身体障害者手帳所持者	280	23.6
視覚障害	9	44.4
聴覚障害・平衡機能障害	25	28.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0
肢体不自由（上肢）	53	35.8
肢体不自由（下肢）	105	26.7
肢体不自由（体幹）	29	27.6
内部障害	89	22.5
療育手帳所持者	64	28.1
①判定	25	36.0
A判定	19	21.1
B判定	8	37.5
C判定	12	16.7
療育手帳所持者	55	25.5
1級	9	22.2
2級	26	26.9
3級	20	25.0

②スポーツや身体的なレクリエーションの実施における障壁（問 17）

スポーツや身体的なレクリエーションの実施において障壁となっているものとしては、「体力がないから」が18.3%、「交通手段・移動手段がないから」が17.2%、「スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるか情報が得られないから」が15.2%、「どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られないから」が15.2%であった。



障害者手帳別に見ると、結果は、次の各表のとおりである。

身体障害者手帳所持者

単位: %

単位：%																
身体障害者手帳所持者総数			視覚障害		聴覚障害・平衡機能障害		音声・言語・しゃく機能障害		肢体不自由(上肢)		肢体不自由(下肢)		肢体不自由(体幹)		内部障害	
n=280			n=9		n=25		n=5		n=53		n=105		n=29		n=89	
1位	体力がない	20.4	介助者がいない	44.4	時間がない	20.0	介助者がいない	40.0	交通手段・移動手段がない	20.8	交通手段・移動手段がない	20.0	体力がない	31.0	体力がない	30.3
2位	交通手段・移動手段がない	15.7	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	44.4	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	16.0	交通手段・移動手段がない	20.0	体力がない	20.8	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	19.0	介助者がいない	27.6	交通手段・移動手段がない	16.9
3位	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	13.9	家族の負担が大きい	33.3	仲間がいない	12.0	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	20.0	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	20.8	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	17.1	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	27.6	金銭的な余裕がない	13.5
4位	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	12.9	交通手段・移動手段がない	22.2	人の目が気になる	12.0	施設がバリアフリーでない	20.0	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	18.9	金銭的な余裕がない	16.2	家族の負担が大きい	20.7	時間がない	12.4
5位	時間がない	12.5	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	22.2	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	12.0	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	20.0	介助者がいない	17.0	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	13.3	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	17.2	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	12.4
6位	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	12.5	施設がバリアフリーでない	22.2	交通手段・移動手段がない	8.0	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	20.0	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	15.1	指導者がいない	13.3	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	17.2	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	11.2
7位	金銭的な余裕がない	11.4	体力がない	22.2	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	8.0	指導者がいない	20.0	家族の負担が大きい	15.1	体力がない	13.3	指導者がいない	17.2	仲間がいない	11.2
8位	介助者がいない	10.0	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	22.2	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	8.0	家族の負担が大きい	20.0	金銭的な余裕がない	11.3	介助者がいない	12.4	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	13.8	家族の負担が大きい	10.1
9位	家族の負担が大きい	9.6	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	11.1	指導者がいない	8.0	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	20.0	スポーツや身体的なレクリエーションが苦手である	11.3	時間がない	12.4	施設がバリアフリーでない	13.8	やりたいと思うスポーツや身体的なレクリエーションがない	10.1
10位	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	9.3	指導者がいない	11.1	金銭的な余裕がない	8.0	やりたいと思うスポーツや身体的なレクリエーションがない	20.0	スポーツや身体的なレクリエーションでケガをするのではないかと心配である	11.3	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	12.4	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	13.8	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	9.0
特になし		17.1	特になし	11.1	特になし	12.0	特になし	20.0	特になし	15.1	特になし	17.1	特になし	10.3	特になし	18.0

療育手帳所持者

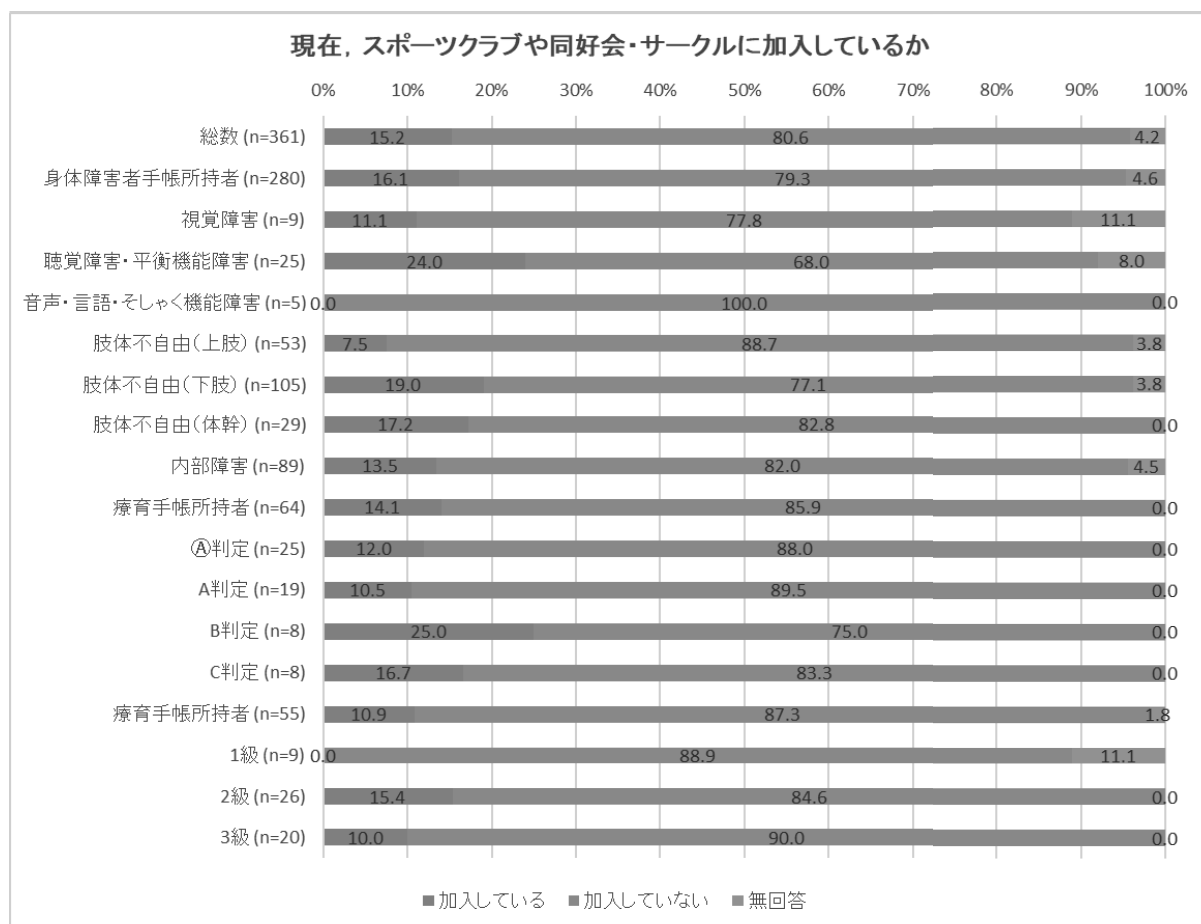
療育手帳所持者総数		A判定		A判定		B判定		C判定		単位: %
n=64		n=25		n=19		n=8		n=12		
1位	介助者がいない	29,7	介助者がいない	40,0	介助者がいない	26,3	交通手段・移動手段がない	25,0	交通手段・移動手段がない	33,3
2位	家族の負担が大きい	28,1	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	40,0	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	21,1	介助者がいない	25,0	家族の負担が大きい	33,3
3位	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	23,4	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	36,0	指導者がいない	21,1	スポーツや身体的なレクリエーションが苦手である	25,0	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	25,0
4位	指導者がいない	21,9	家族の負担が大きい	36,0	家族の負担が大きい	21,1	指導者がいない	12,5	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	25,0
5位	障害に適したスポーツや身体的なレクリエーションがない	20,3	指導者がいない	28,0	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	21,1	家族の負担が大きい	12,5	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	25,0
6位	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	18,8	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	20,0	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	15,8	金銭的な余裕がない	12,5	仲間がいない	25,0
7位	交通手段・移動手段がない	17,2	交通手段・移動手段がない	12,0	やりたいと思うスポーツや身体的なレクリエーションがない	15,8	時間がない	12,5	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	25,0
8位	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	15,6	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	12,0	交通手段・移動手段がない	10,5	体力がない	12,5	指導者がいない	16,7
9位	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	12,5	施設がバリアフリーでない	12,0	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	10,5	人の目が気になる	12,5	介助者がいない	16,7
10位	仲間がいない	10,9	仲間がいない	12,0	体力がない	10,5	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	12,5	施設がバリアフリーでない	8,3
	特にない	14,1	特にない	8,0	特にない	21,1	特にない	12,5	特にない	16,7

精神障害者保健福祉手帳所持者

		精神障害者保健福祉手帳所持者総数		1級		2級		3級		単位: %
		n=55		n=9		n=26		n=20		
1位	金銭的な余裕がない	27.3	体力がない	22.2	金銭的な余裕がない	34.6	仲間がいない	35.0		
2位	仲間がいない	21.8	スポーツや身体的なレクリエーションが苦手である	22.2	時間がない	30.8	金銭的な余裕がない	30.0		
3位	体力がない	20.0	スポーツや身体的なレクリエーションでケガをするのではないかと心配である	22.2	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	23.1	体力がない	30.0		
4位	時間がない	18.2	指導者がいない	11.1	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	19.2	交通手段・移動手段がない	25.0		
5位	交通手段・移動手段がない	16.4	介助者がいない	11.1	仲間がいない	19.2	人の目が気になる	20.0		
6位	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	16.4	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	11.1	交通手段・移動手段がない	15.4	スポーツや身体的なレクリエーションがどこでできるのか情報が得られない	15.0		
7位	人の目が気になる	14.5	交通手段・移動手段がない	0.0	やりたいと思うスポーツや身体的なレクリエーションがない	15.4	指導者がいない	15.0		
8位	どんなスポーツや身体的なレクリエーションができるのか情報が得られない	12.7	スポーツや身体的なレクリエーションを行う場所がない	0.0	人の目が気になる	15.4	やりたいと思うスポーツや身体的なレクリエーションがない	15.0		
9位	指導者がいない	12.7	施設がバリアフリーでない	0.0	指導者がいない	11.5	スポーツや身体的なレクリエーションが苦手である	15.0		
10位	やりたいと思うスポーツや身体的なレクリエーションがない	12.7	施設に利用を断られる	0.0	家族の負担が大きい	11.5	一緒にスポーツや身体的なレクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である	15.0		
	特にない	16.4	特にない	33.3	特にない	15.4	特にない	10.0		

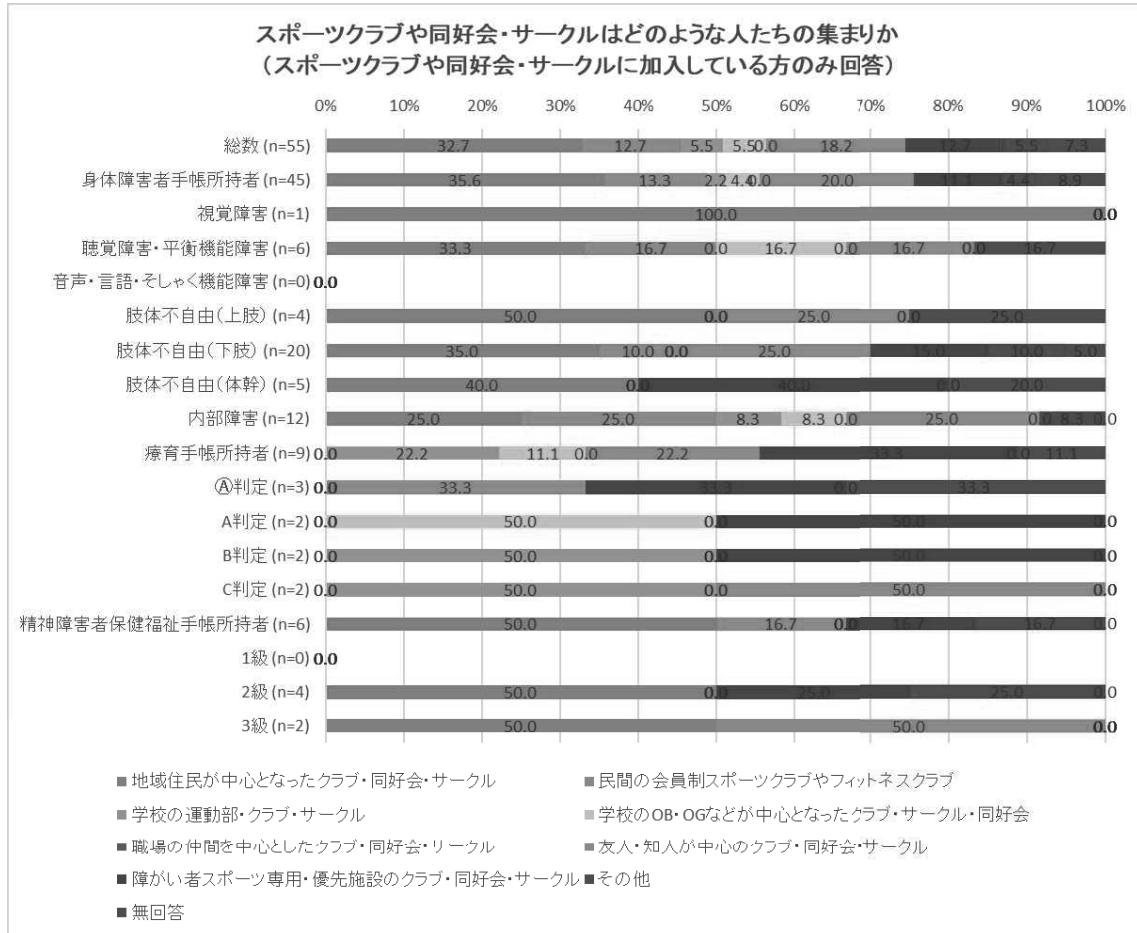
③スポーツクラブや同好会・サークルへの加入状況（問18）

スポーツクラブや同好会・サークルへの加入状況は、15.3%であった。



④加入しているスポーツクラブや同好会・サークルの内訳（問 19）

スポーツクラブや同好会・サークルに加入していると回答した人に、そのスポーツクラブや同好会・サークルはどのような人たちの集まりか質問した結果、「地域住民が中心となったクラブ・同好会・サークル」が32.7%、「友人・知人が中心のクラブ・同好会・サークル」が18.2%、「民間の会員制スポーツクラブ・フィットネスクラブ」が12.7%、「障害者スポーツ専用・優先施設のクラブ・同好会・サークル」が12.7%であった。

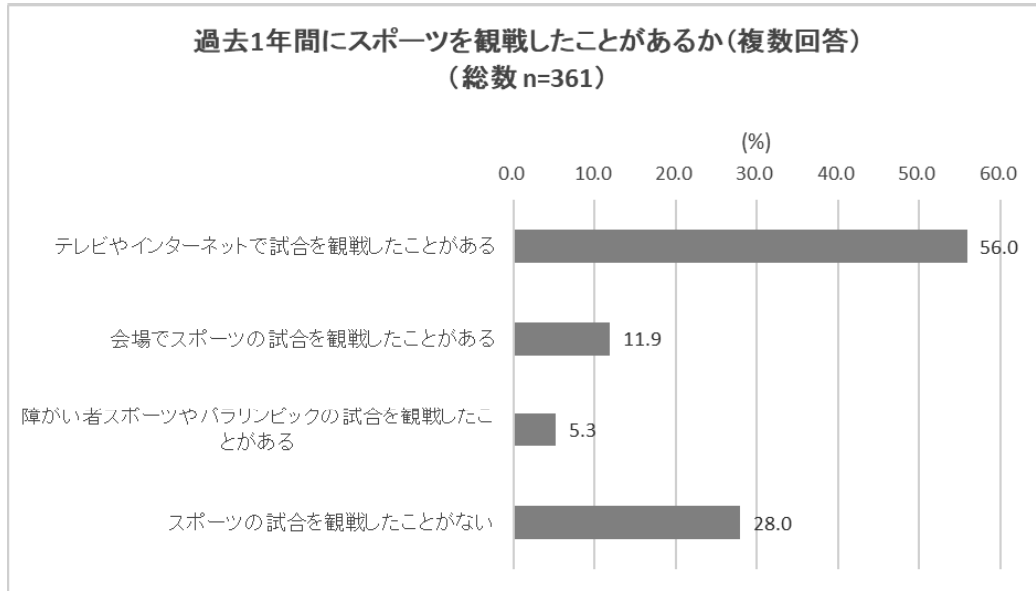


単位: %

	該当数	地域住民が中心となったクラブ・同好会・サークル	民間の会員制スポーツクラブやフィットネスクラブ	学校の運動部・クラブ・サークル	学校のOB・OGなどが中心となったクラブ・サークル・同好会	職場の仲間を中心としたクラブ・同好会・サークル	友人・知人が中心のクラブ・同好会・サークル	障害者スポーツ専用・優先施設のクラブ・同好会・サークル	その他	無回答
総数	55	32.7	12.7	5.5	5.5	0.0	18.2	12.7	5.5	7.3
身体障害者手帳所持者	45	35.6	13.3	2.2	4.4	0.0	20.0	11.1	4.4	8.9
視覚障害	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害・平衡機能障害	6	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	4	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0
肢体不自由(下肢)	20	35.0	10.0	0.0	0.0	0.0	25.0	15.0	10.0	5.0
肢体不自由(体幹)	5	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0
内部障害	12	25.0	25.0	8.3	8.3	0.0	25.0	0.0	8.3	0.0
療育手帳所持者	9	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0	22.2	33.3	0.0	11.1
①判定	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3
A判定	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
B判定	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
C判定	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	6	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0
1級	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2級	4	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0
3級	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑤過去1年間のスポーツ観戦の有無（問20）

過去1年間にスポーツを観戦したことがあるかについては、「テレビやインターネットで試合を観戦したことがある」が55.8%、「スポーツの試合を観戦したことがない」が28.1%、「会場でスポーツの試合を観戦したことがある」が11.9%、「障がい者スポーツやパラリンピックの試合を観戦したことがある」が5.3%であった。

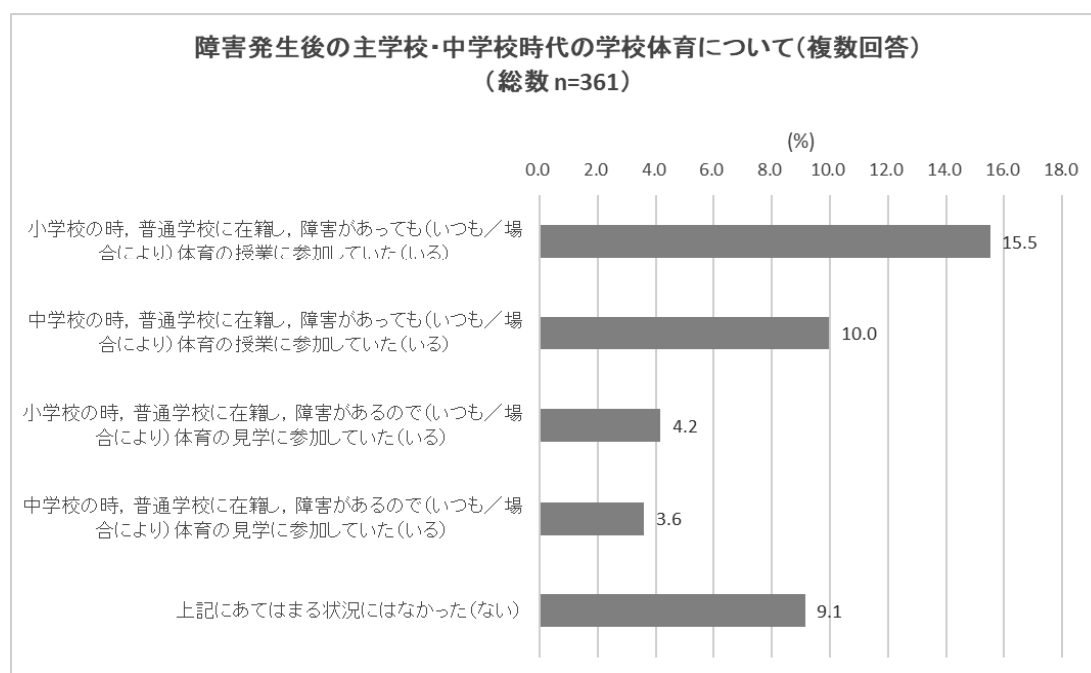


単位: %

	該当数	会場でスポーツの試合を観戦したことがある	テレビやインターネットで試合を観戦したことがある	障がい者スポーツやパラリンピックの試合を観戦したことがある	スポーツの試合を観戦したことがない	無回答
総数	361	11.9	56.0	5.3	28.0	11.4
身体障害者手帳所持者	280	12.5	60.0	5.4	23.6	12.1
視覚障害	9	0.0	33.3	0.0	22.2	44.4
聴覚障害・平衡機能障害	25	12.0	68.0	4.0	20.0	12.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0
肢体不自由(上肢)	53	13.2	60.4	3.8	28.3	7.5
肢体不自由(下肢)	105	12.4	62.9	2.9	22.9	7.6
肢体不自由(体幹)	29	20.7	34.5	3.4	41.4	10.3
内部障害	89	9.0	67.4	9.0	23.6	9.0
療育手帳所持者	64	12.5	32.8	6.3	48.4	10.9
A判定	25	4.0	36.0	0.0	44.0	16.0
A判定	19	10.5	21.1	15.8	57.9	10.5
B判定	8	25.0	50.0	12.5	37.5	12.5
C判定	12	25.0	33.3	0.0	50.0	0.0
療育手帳所持者	55	12.7	49.1	3.6	30.9	10.9
1級	9	11.1	22.2	11.1	22.2	44.4
2級	26	23.1	46.2	3.8	34.6	3.8
3級	20	0.0	65.0	0.0	30.0	5.0

⑥障害発生後の小学校・中学校の学校体育（問21）

障害発生後の小学校・中学校時代の学校体育については、「小学校の時、普通学校に在籍し、障害があっても（いつも／場合により）体育の授業に参加していた（いる）」が15.5%、「中学校の時、普通学校に在籍し、障害があっても（いつも／場合により）体育の授業に参加していた（いる）」が10%、「小学校の時、普通学校に在籍し、障害があるので（いつも／場合により）体育の見学に参加していた（いる）」が4.2%、「中学校の時、普通学校に在籍し、障害があるので（いつも／場合により）体育の見学に参加していた（いる）」が3.6%、「上記にあてはまる状況にはなかった（ない）」が9.1%であった。



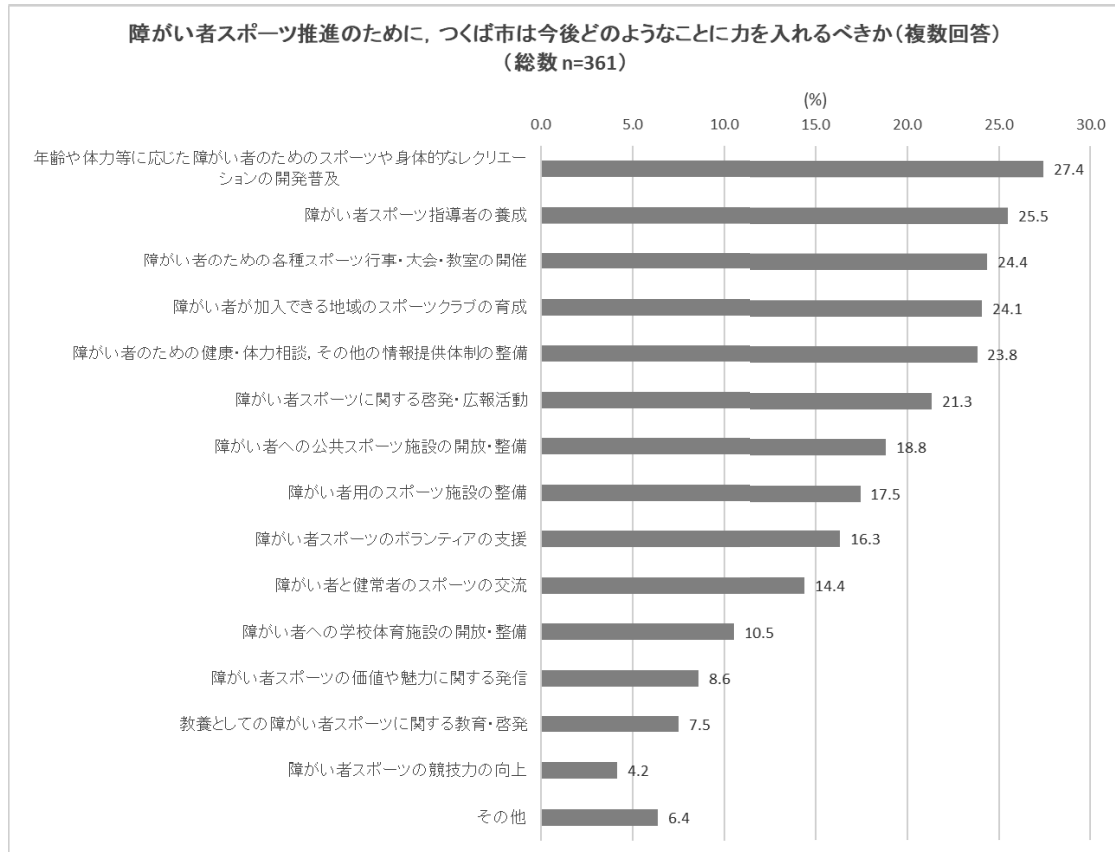
単位: %

	該当数	小学校の時、普通学校に在籍し、障害があっても（いつも／場合により）体育の授業に参加していた（いる）	小学校の時、普通学校に在籍し、障害があるので（いつも／場合により）体育の見学に参加していた（いる）	中学校の時、普通学校に在籍し、障害があっても（いつも／場合により）体育の授業に参加していた（いる）	中学校の時、普通学校に在籍し、障害があるので（いつも／場合により）体育の見学に参加していた（いる）	上記にあてはまる状況にはなかった（ない）	無回答
総数	361	15.5	4.2	10.0	3.6	9.1	72.3
身体障害者手帳所持者	280	10.7	3.9	8.6	3.6	7.5	77.5
視覚障害	9	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1	77.8
聴覚障害・平衡機能障害	25	48.0	0.0	36.0	0.0	8.0	44.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0.0	20.0	0.0	0.0	40.0	40.0
肢体不自由（上肢）	53	7.5	3.8	3.8	3.8	9.4	79.2
肢体不自由（下肢）	105	10.5	7.6	10.5	5.7	5.7	77.1
肢体不自由（体幹）	29	13.8	0.0	3.4	3.4	34.5	51.7
内部障害	89	3.4	1.1	3.4	2.2	3.4	91.0
療育手帳所持者	64	37.5	6.3	15.6	3.1	35.9	21.9
①判定	25	16.0	4.0	8.0	0.0	56.0	20.0
A判定	19	26.3	10.5	0.0	10.5	26.3	42.1
B判定	8	87.5	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0
C判定	12	66.7	0.0	41.7	0.0	25.0	8.3
療育手帳所持者	55	14.5	5.5	9.1	5.5	7.3	80.0
1級	9	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	88.9
2級	26	15.4	7.7	7.7	3.8	15.4	73.1
3級	20	15.0	5.0	15.0	5.0	0.0	85.0

3-4 つくば市の施策について

①障がい者スポーツの推進のために、つくば市が今後力を入れるべきこと（問 22）

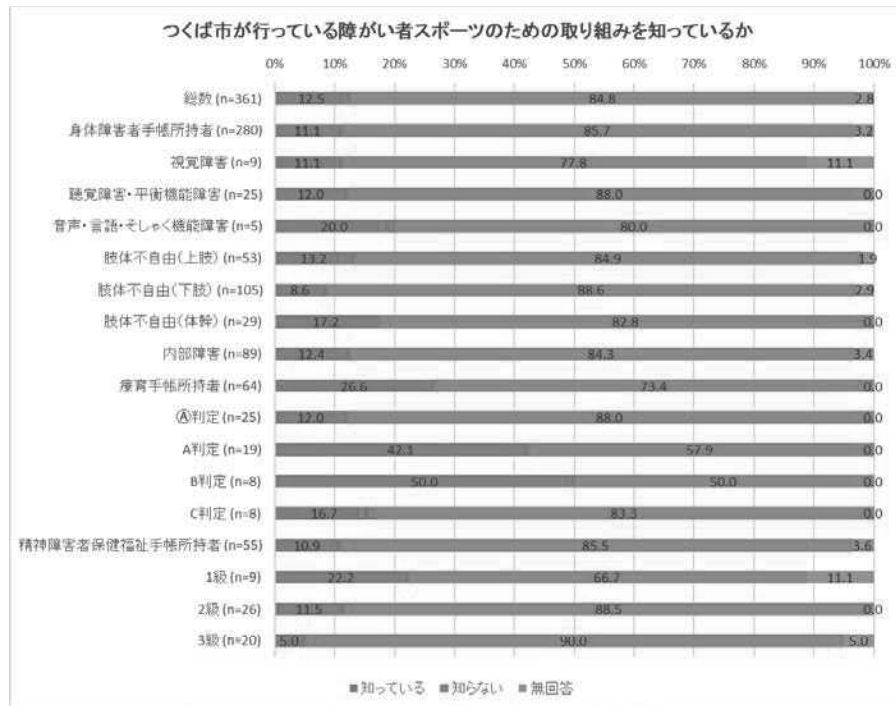
障がい者スポーツの推進のために、つくば市が今後力を入れるべきこととしては、「年齢や体力等に応じた障がい者のためのスポーツや身体的なレクリエーションの開発普及」が27.4%、「障がい者スポーツ指導者の養成」が25.5%、「障がい者のための各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が24.4%、「障がい者が加入できる地域のスポーツクラブの育成」が24.1%であった。



単位: %																	
	該当数	障がい者のための各種スポーツ行事・大会・教室の開催	障がい者が加入できる地域のスポーツクラブの育成	障がい者スポーツ指導者の養成	障がい者スポーツに関する啓発・広報活動	障がい者への学校体育施設の開放・整備	障がい者への公共スポーツ施設の開放・整備	障がい者用のスポーツ施設の整備	障がい者と健常者のスポーツの交流	年齢や体力等に応じた障がい者のためのスポーツや身体的なレクリエーションの開発普及	障がい者スポーツのボランティアの支援	障がい者スポーツの競技力の向上	障がい者の健康・体力相談、その他の情報提供体制の整備	障がい者スポーツの価値や魅力に関する発信	教養としての障がい者スポーツに関する教育・啓発	その他	無回答
総数	361	24.4	24.1	25.5	21.3	10.5	18.8	17.5	14.4	27.4	16.3	4.2	23.8	8.6	7.5	6.4	23.8
身体障害者手帳所持者	280	21.4	21.4	23.6	18.9	8.6	16.4	17.1	13.2	30.7	13.9	3.9	25.0	7.5	7.1	5.0	25.7
視覚障害	9	0.0	11.1	44.4	11.1	22.2	33.3	22.2	22.2	11.1	55.6	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	33.3
聴覚障害・平衡機能障害	25	20.0	36.0	36.0	28.0	4.0	12.0	12.0	28.0	24.0	8.0	8.0	12.0	4.0	8.0	8.0	8.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	26.4	26.4	28.3	26.4	13.2	17.0	20.8	13.2	35.8	18.9	5.7	35.8	11.3	9.4	3.8	22.6
肢体不自由(下肢)	105	22.9	20.0	25.7	21.9	9.5	18.1	20.0	14.3	29.5	19.0	3.8	28.6	9.5	5.7	6.7	21.0
肢体不自由(体幹)	29	20.7	20.7	27.6	13.8	13.8	24.1	24.1	6.9	37.9	34.5	3.4	27.6	6.9	10.3	3.4	17.2
内部障害	89	21.3	15.7	19.1	14.6	7.9	19.1	14.6	12.4	37.1	5.6	4.5	28.1	7.9	9.0	3.4	31.5
療育手帳所持者	64	35.9	32.8	37.5	26.6	17.2	23.4	23.4	18.8	28.1	37.5	1.6	17.2	9.4	9.4	15.6	9.4
A判定	25	28.0	36.0	44.0	24.0	24.0	28.0	28.0	20.0	40.0	48.0	0.0	24.0	12.0	16.0	8.0	12.0
A判定	19	36.8	31.6	26.3	21.1	0.0	21.1	21.1	10.5	26.3	31.6	0.0	10.5	10.5	5.3	21.1	10.5
B判定	8	37.5	25.0	25.0	12.5	25.0	25.0	25.0	12.5	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5
C判定	12	50.0	33.3	50.0	50.0	25.0	16.7	16.7	33.3	16.7	25.0	8.3	16.7	8.3	8.3	25.0	0.0
療育手帳所持者	55	21.8	25.5	16.4	21.8	12.7	18.2	14.5	12.7	18.2	7.3	3.6	18.2	9.1	9.1	10.9	23.6
1級	9	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	22.2	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	22.2	33.3
2級	26	30.8	26.9	7.7	19.2	7.7	11.5	11.5	3.8	15.4	7.7	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	26.9
3級	20	40.0	35.0	10.0	25.0	10.0	15.0	15.0	5.0	20.0	10.0	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	35.0

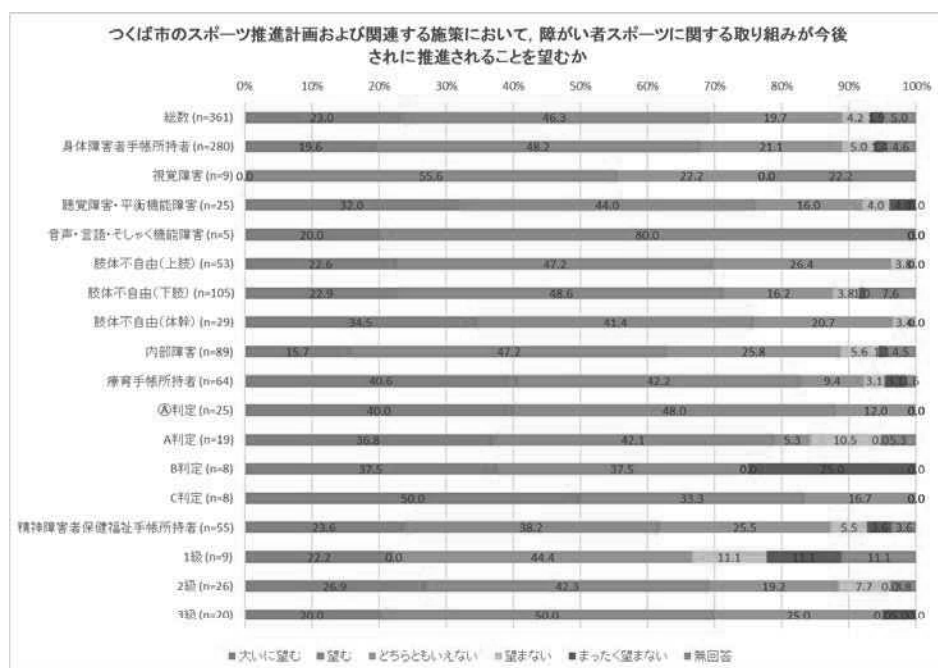
②つくば市が行っている障がい者スポーツのための取り組みの認知度（問23）

つくば市が行っている障がい者スポーツのための取り組みを知っているかについては、「知っている」が12.5%であるのに対して、「知らない」が84.8%であった。ただし、療育手帳所持者では、「知っている」が26.6%であった。



③つくば市のスポーツ推進計画及び関連する施策において、障がい者スポーツに関する取り組みが今後さらに推進されることを望むか（問24）

つくば市のスポーツ推進計画及び関連する施策において、障がい者スポーツに関する取り組みが今後さらに推進されることを望むかについては、「大いに望む」が23%、「望む」が46.3%であった。

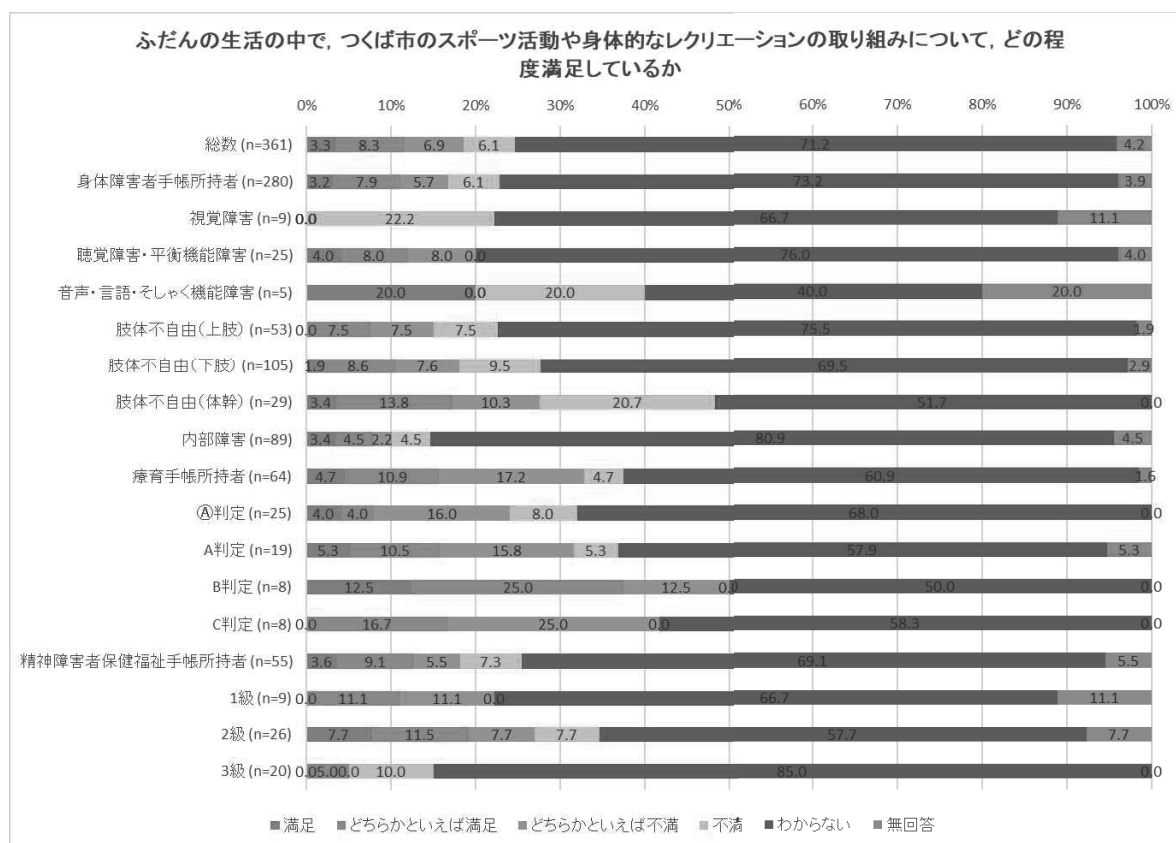


単位：％

	該当数	大いに望む	望む	どちらとも いえない	望まない	まったく望 まない	無回答
総数	361	23.0	46.3	19.7	4.2	1.9	5.0
身体障害者手帳所持	280	19.6	48.2	21.1	5.0	1.4	4.6
視覚障害	9	0.0	55.6	22.2	0.0	0.0	22.2
聴覚障害・平衡機能障害	25	32.0	44.0	16.0	4.0	4.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	53	22.6	47.2	26.4	3.8	0.0	0.0
肢体不自由(下肢)	105	22.9	48.6	16.2	3.8	1.0	7.6
肢体不自由(体幹)	29	34.5	41.4	20.7	3.4	0.0	0.0
内部障害	89	15.7	47.2	25.8	5.6	1.1	4.5
療育手帳所持者	64	40.6	42.2	9.4	3.1	3.1	1.6
④判定	25	40.0	48.0	12.0	0.0	0.0	0.0
A判定	19	36.8	42.1	5.3	10.5	0.0	5.3
B判定	8	37.5	37.5	0.0	0.0	25.0	0.0
C判定	12	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	55	23.6	38.2	25.5	5.5	3.6	3.6
1級	9	22.2	0.0	44.4	11.1	11.1	11.1
2級	26	26.9	42.3	19.2	7.7	0.0	3.8
3級	20	20.0	50.0	25.0	0.0	5.0	0.0

④つくば市のスポーツ活動や身体的なレクリエーションの取り組みへの満足度（問 25）

ふだんの生活の中で、つくば市のスポーツ活動や身体的なレクリエーションの取り組みについて、どの程度満足しているかについては、「満足」が3.3%、「どちらかといえば満足」が8.3%、「どちらかといえば不満」が6.9%、「不満」が6.1%であった。また、「分からない」が71.2%いた。



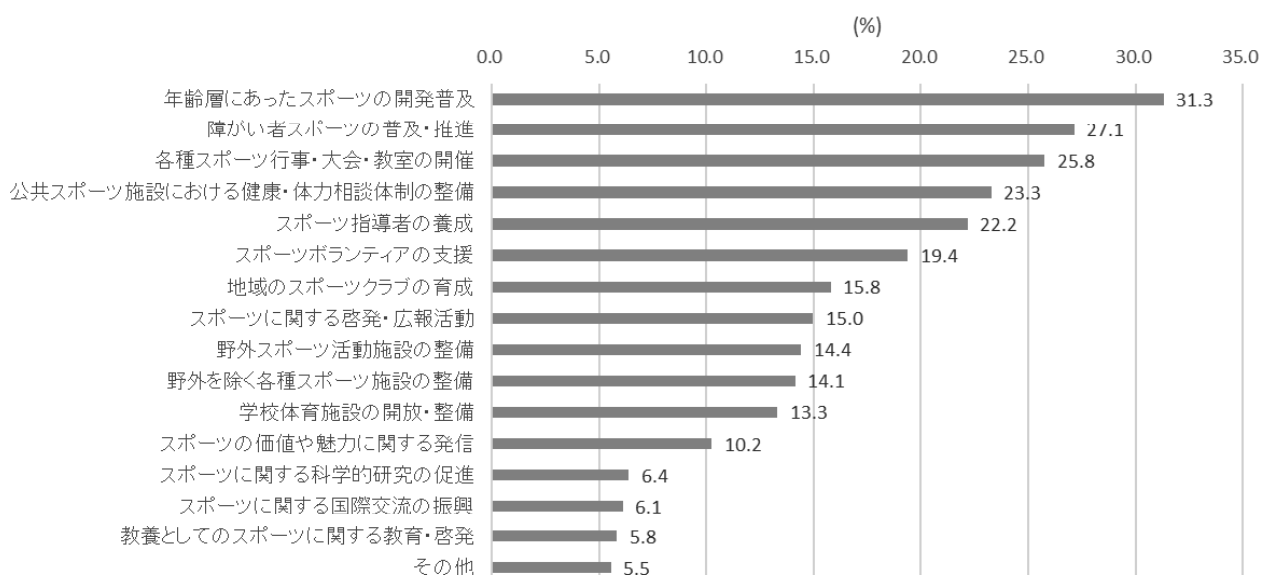
単位: %

	該当数	満足	どちらかとい えば満足	どちらかとい えば不満	不満	わからない	無回答
総数	361	3.3	8.3	6.9	6.1	71.2	4.2
身体障害者手帳所持	280	3.2	7.9	5.7	6.1	73.2	3.9
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	22.2	66.7	11.1
聴覚障害・平衡機能障害	25	4.0	8.0	8.0	0.0	76.0	4.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0	0.0	0.0	20.0	40.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	0.0	7.5	7.5	7.5	75.5	1.9
肢体不自由(下肢)	105	1.9	8.6	7.6	9.5	69.5	2.9
肢体不自由(体幹)	29	3.4	13.8	10.3	20.7	51.7	0.0
内部障害	89	3.4	4.5	2.2	4.5	80.9	4.5
療育手帳所持者	64	4.7	10.9	17.2	4.7	60.9	1.6
④判定	25	4.0	4.0	16.0	8.0	68.0	0.0
A判定	19	5.3	10.5	15.8	5.3	57.9	5.3
B判定	8	12.5	25.0	12.5	0.0	50.0	0.0
C判定	12	0.0	16.7	25.0	0.0	58.3	0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	55	3.6	9.1	5.5	7.3	69.1	5.5
1級	9	0.0	11.1	11.1	0.0	66.7	11.1
2級	26	7.7	11.5	7.7	7.7	57.7	7.7
3級	20	0.0	5.0	0.0	10.0	85.0	0.0

⑤スポーツ推進のためにつくば市が今後力を入れるべきこと（問26）

スポーツ推進のために、つくば市が今後力を入れるべきこととしては、「年齢層にあったスポーツの開発普及」が31.3%、「障がい者スポーツの普及・推進」が27.1%、「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が25.8%、「公共スポーツ施設における健康・体力相談体制の整備」が23.3%、「スポーツ指導者の養成」が22.2%であった。

スポーツ推進のために、つくば市が今後力を入れるべきこと(複数回答)
(総数 n=361)



単位：%

	該当数	各種スポーツ行事・大会・教室の開催	地域のスポーツクラブの育成	スポーツ指導者の養成	スポーツに関する啓発・広報活動	学校体育施設の開放・整備	野外スポーツ活動施設の整備	野外各種スポーツ施設の整備	スポーツに関する国際交流の振興	スポーツに関する科学的促進	ボランティアの支援	年齢層にわたるスポーツの普及	公共スポーツ施設における健康・体力相談体制の整備	障がい者スポーツの普及・推進	スポーツの価値や魅力に関する発信	教養としてのスポーツに関する教育・啓発	その他	無回答
総数	361	25.8	15.8	22.2	15.0	13.3	14.4	14.1	6.1	6.4	19.4	31.3	23.3	27.1	10.2	5.8	5.5	19.4
身体障害者手帳所持者	280	23.2	14.6	22.5	13.9	12.5	15.7	14.3	6.1	5.4	17.9	34.6	25.4	26.4	11.1	5.4	5.0	20.4
視覚障害	9	0.0	11.1	55.6	11.1	33.3	33.3	22.2	0.0	0.0	55.6	33.3	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
聴覚障害・平衡機能障害	25	24.0	12.0	24.0	12.0	16.0	28.0	24.0	12.0	8.0	12.0	24.0	4.0	32.0	12.0	0.0	4.0	16.0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	20.0	0.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0
肢体不自由(上肢)	53	30.2	18.9	26.4	24.5	18.9	17.0	20.8	11.3	7.5	26.4	41.5	20.8	41.5	11.3	7.5	1.9	22.6
肢体不自由(下肢)	105	23.8	13.3	19.0	15.2	9.5	10.5	13.3	4.8	3.8	21.0	35.2	27.6	29.5	15.2	2.9	7.6	17.1
肢体不自由(体幹)	29	17.2	10.3	37.9	10.3	17.2	17.2	13.8	0.0	0.0	31.0	31.0	24.1	41.4	6.9	0.0	0.0	17.2
内部障害	89	19.1	12.4	21.3	9.0	12.4	13.5	11.2	3.4	4.5	7.9	34.8	30.3	18.0	6.7	6.7	4.5	27.0
療育手帳所持者	64	32.8	23.4	28.1	18.8	10.9	9.4	9.4	0.0	3.1	34.4	15.6	15.6	35.9	4.7	1.6	7.8	12.5
(A)判定	25	28.0	20.0	40.0	24.0	8.0	20.0	16.0	0.0	4.0	44.0	24.0	20.0	40.0	8.0	4.0	4.0	16.0
A判定	19	36.8	36.8	21.1	21.1	15.8	0.0	10.5	0.0	5.3	26.3	10.5	26.3	42.1	0.0	0.0	10.5	10.5
B判定	8	37.5	0.0	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	37.5	12.5	0.0	0.0	12.5
C判定	12	33.3	25.0	16.7	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	8.3
療育手帳所持者	55	29.1	14.5	14.5	16.4	20.0	14.5	20.0	12.7	12.7	10.9	30.9	20.0	20.0	14.5	16.4	5.5	14.5
1級	9	11.1	11.1	33.3	0.0	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	33.3	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	22.2
2級	26	30.8	7.7	11.5	15.4	19.2	15.4	19.2	15.4	11.5	15.4	26.9	15.4	19.2	23.1	23.1	3.8	19.2
3級	20	35.0	25.0	10.0	25.0	25.0	20.0	30.0	10.0	20.0	10.0	35.0	25.0	25.0	10.0	15.0	5.0	5.0

障害福祉に関するアンケート 身体障害の障害種類別の分析報告

本報告は、回答いただいたアンケートの自由記述及び「その他」の記述から、明確に障害の種類が判別できる回答者について、その回答内容を主な項目について集計・分析したものです。

■日常生活での介助の必要性 ※問 6 項目ごとに単数回答

日常生活での介助の必要性について障害の種類別にみると、肢体不自由では全ての場面で「ひとりでできる」割合は 7 割前後と高い一方、「全部介助が必要」が全ての場面で 23.1% あります。

聴覚障害の「ひとりでできる」割合は、「家族以外の人との意思疎通」（75.0%）以外、全て 100%となっています。

視覚障害の「ひとりでできる」割合は、「食事」、「トイレ」、「入浴」、「衣服の着脱」、「家の中の移動」がいずれも 100%ですが、「外出」（25.0%）、「身だしなみ」（50.0%）、「家族以外の人との意思疎通」（50.0%）、「お金の管理」（50.0%）などが低くなっています。

内部障害の「ひとりでできる」割合は、「食事」、「家族以外の人との意思疎通」がいずれも 100%ですが、「お金の管理」（50.0%）、「薬の管理」（62.5%）などがやや低くなっています。

①食事

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりでできる	511	10	8	4	8
	一部介助が必要	67	0	0	0	0
	全部介助が必要	51	3	0	0	0
	無回答	16	0	0	0	0
比率	ひとりでできる	79.2%	76.9%	100.0%	100.0%	100.0%
	一部介助が必要	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	全部介助が必要	7.9%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②トイレ

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりでできる	507	10	8	4	6
	一部介助が必要	49	0	0	0	2
	全部介助が必要	73	3	0	0	0
	無回答	16	0	0	0	0
比率	ひとりでできる	78.6%	76.9%	100.0%	100.0%	75.0%
	一部介助が必要	7.6%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	全部介助が必要	11.3%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

③入浴

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりでできる	464	9	8	4	6
	一部介助が必要	67	1	0	0	2
	全部介助が必要	95	3	0	0	0
	無回答	19	0	0	0	0
比率	ひとりでできる	71.9%	69.2%	100.0%	100.0%	75.0%
	一部介助が必要	10.4%	7.7%	0.0%	0.0%	25.0%
	全部介助が必要	14.7%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④衣服の着脱

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりでできる	473	9	8	4	6
	一部介助が必要	84	1	0	0	2
	全部介助が必要	70	3	0	0	0
	無回答	18	0	0	0	0
比率	ひとりでできる	73.3%	69.2%	100.0%	100.0%	75.0%
	一部介助が必要	13.0%	7.7%	0.0%	0.0%	25.0%
	全部介助が必要	10.9%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤身だしなみ

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりでできる	471	9	8	2	6
	一部介助が必要	86	1	0	2	2
	全部介助が必要	71	3	0	0	0
	無回答	17	0	0	0	0
比率	ひとりでできる	73.0%	69.2%	100.0%	50.0%	75.0%
	一部介助が必要	13.3%	7.7%	0.0%	50.0%	25.0%
	全部介助が必要	11.0%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑥家の中の移動

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりでできる	507	10	8	4	7
	一部介助が必要	57	0	0	0	1
	全部介助が必要	61	3	0	0	0
	無回答	20	0	0	0	0
比率	ひとりでできる	78.6%	76.9%	100.0%	100.0%	87.5%
	一部介助が必要	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
	全部介助が必要	9.5%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑦外出

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりできる	397	10	8	1	6
	一部介助が必要	108	0	0	2	2
	全部介助が必要	117	3	0	1	0
	無回答	23	0	0	0	0
比率	ひとりできる	61.6%	76.9%	100.0%	25.0%	75.0%
	一部介助が必要	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%
	全部介助が必要	18.1%	23.1%	0.0%	25.0%	0.0%
	無回答	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧家族以外の人との意思疎通

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりできる	479	10	6	2	8
	一部介助が必要	73	0	2	1	0
	全部介助が必要	58	3	0	0	0
	無回答	35	0	0	1	0
比率	ひとりできる	74.3%	76.9%	75.0%	50.0%	100.0%
	一部介助が必要	11.3%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%
	全部介助が必要	9.0%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	5.4%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

⑨お金の管理

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりできる	445	10	8	2	4
	一部介助が必要	65	0	0	1	1
	全部介助が必要	112	3	0	1	2
	無回答	23	0	0	0	1
比率	ひとりできる	69.0%	76.9%	100.0%	50.0%	50.0%
	一部介助が必要	10.1%	0.0%	0.0%	25.0%	12.5%
	全部介助が必要	17.4%	23.1%	0.0%	25.0%	25.0%
	無回答	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%

⑩薬の管理

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	ひとりできる	466	10	8	3	5
	一部介助が必要	57	0	0	0	2
	全部介助が必要	103	3	0	1	1
	無回答	19	0	0	0	0
比率	ひとりできる	72.2%	76.9%	100.0%	75.0%	62.5%
	一部介助が必要	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	全部介助が必要	16.0%	23.1%	0.0%	25.0%	12.5%
	無回答	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■外出する時に困ること ※問 11 複数回答

外出する時に困ることについて障害種類別にみると、肢体不自由では「公共交通機関が少ない（ない）」（38.5%）が最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」（30.8%）となっています。

聴覚障害でも「公共交通機関が少ない（ない）」が37.5%で最も高くなっていますが、「その他」が62.5%あり、その内容としては「放送や会話が聞こえない、聞きにくい」などが挙げられています。

視覚障害では「列車やバスの乗り降りが困難」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」がいずれも75.0%で最も高くなっています。「その他」では、「点字ブロックがない」、「音の信号がない」、「トイレの壁の色が1色で判別できない」などが挙げられています。

内部障害では「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」、「外出にお金がかかる」がともに37.5%で最も高くなっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	公共交通機関が少ない（ない）	158	5	3	1	2
	列車やバスの乗り降りが困難	100	1	0	3	0
	道路や駅に階段や段差が多い	165	4	1	3	1
	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	44	1	0	2	0
	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	145	3	0	3	3
	介助者が確保できない	45	2	0	1	1
	外出にお金がかかる	79	1	0	1	3
	周囲の目が気になる	33	1	0	0	0
	発作など突然の身体の変化が心配	68	1	0	0	1
	困った時にどうすればいいのかわからない	80	2	0	1	1
	その他	58	3	5	3	3
	特になし	205	2	2	0	2
	無回答	32	0	0	0	0
比率	公共交通機関が少ない（ない）	24.5%	38.5%	37.5%	25.0%	25.0%
	列車やバスの乗り降りが困難	15.5%	7.7%	0.0%	75.0%	0.0%
	道路や駅に階段や段差が多い	25.6%	30.8%	12.5%	75.0%	12.5%
	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	6.8%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%
	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	22.5%	23.1%	0.0%	75.0%	37.5%
	介助者が確保できない	7.0%	15.4%	0.0%	25.0%	12.5%
	外出にお金がかかる	12.2%	7.7%	0.0%	25.0%	37.5%
	周囲の目が気になる	5.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	発作など突然の身体の変化が心配	10.5%	7.7%	0.0%	0.0%	12.5%
	困った時にどうすればいいのかわからない	12.4%	15.4%	0.0%	25.0%	12.5%
	その他	9.0%	23.1%	62.5%	75.0%	37.5%
	特になし	31.8%	15.4%	25.0%	0.0%	25.0%
	無回答	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■平日の日中の過ごし方 ※問 12 複数回答

平日の日中の過ごし方について障害の種類別にみると、肢体不自由では「自宅で過ごしている」(53.8%) が最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が 30.8%となっています。

聴覚障害では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」(62.5%) が最も高く、次いで「専業主婦（主夫）をしている」(37.5%) となっています。

視覚障害では「自宅で過ごしている」(75.0%) が最も高くなっています。

内部障害では「専業主婦（主夫）をしている」と「自宅で過ごしている」がともに 37.5% で最も高くなっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	172	4	5	0	0
	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	15	1	0	0	0
	専業主婦（主夫）をしている	114	2	3	2	3
	福祉施設等に通っている（就労継続支援 A 型も含む）	45	2	1	0	0
	病院などのデイケアに通っている	36	0	0	0	0
	リハビリテーションを受けている	70	2	0	0	0
	自宅で過ごしている	342	7	1	3	3
	入所している施設や病院等で過ごしている	41	1	0	0	2
	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	10	0	0	0	0
	特別支援学校（小中高等部）に通っている	24	0	0	0	1
	一般の高校、小中学校に通っている	3	0	0	0	1
	幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている	0	0	0	0	0
	その他	47	2	2	2	2
	無回答	11	0	0	0	0
比率	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	26.7%	30.8%	62.5%	0.0%	0.0%
	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2.3%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	専業主婦（主夫）をしている	17.7%	15.4%	37.5%	50.0%	37.5%
	福祉施設等に通っている	7.0%	15.4%	12.5%	0.0%	0.0%
	病院などのデイケアに通っている	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	リハビリテーションを受けている	10.9%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	自宅で過ごしている	53.0%	53.8%	12.5%	75.0%	37.5%
	入所している施設や病院等で過ごしている	6.4%	7.7%	0.0%	0.0%	25.0%
	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	特別支援学校（小中高等部）に通っている	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
	一般の高校、小中学校に通っている	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
	幼稚園、保育所、障害児通所支援施設などに通っている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	7.3%	15.4%	25.0%	50.0%	25.0%
	無回答	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■障害のある人の就労のために必要と思う配慮 ※問 12- (2) 複数回答

障害のある人が就労するために、どのような配慮が必要と思うかについては、全ての障害の種類で「職場の上司や同僚の障害への理解」が 5 割以上で最も高く、特に聴覚障害では 87.5%に達しています。また、肢体不自由では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」も「職場の上司や同僚の障害への理解」と同率 1 位で、更に「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」も 53.8%と高くなっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	職場の上司や同僚の障害への理解	349	8	7	2	4
	短時間勤務や勤務日数等の配慮	217	8	2	0	3
	通勤手段の確保	211	8	2	0	3
	仕事についての職場外での相談対応、支援	124	3	2	0	3
	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	133	3	2	0	3
	職場で介助や援助等が受けられること	142	5	3	0	2
	在宅勤務の拡充	134	1	2	0	3
	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	205	7	3	0	3
	企業ニーズに合った就労訓練	95	1	1	0	1
	その他	22	1	2	0	2
	わからない	66	0	0	0	1
	無回答	140	2	0	2	1
比率	職場の上司や同僚の障害への理解	54.1%	61.5%	87.5%	50.0%	50.0%
	短時間勤務や勤務日数等の配慮	33.6%	61.5%	25.0%	0.0%	37.5%
	通勤手段の確保	32.7%	61.5%	25.0%	0.0%	37.5%
	仕事についての職場外での相談対応、支援	19.2%	23.1%	25.0%	0.0%	37.5%
	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	20.6%	23.1%	25.0%	0.0%	37.5%
	職場で介助や援助等が受けられること	22.0%	38.5%	37.5%	0.0%	25.0%
	在宅勤務の拡充	20.8%	7.7%	25.0%	0.0%	37.5%
	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	31.8%	53.8%	37.5%	0.0%	37.5%
	企業ニーズに合った就労訓練	14.7%	7.7%	12.5%	0.0%	12.5%
	その他	3.4%	7.7%	25.0%	0.0%	25.0%
	わからない	10.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
	無回答	21.7%	15.4%	0.0%	50.0%	12.5%

■差別や偏見について ※問 17 単数回答

差別や偏見を「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』の割合が5割を超えて高いのは、聴覚障害（62.5%）と視覚障害（75.0%）、内部障害（62.5%）となっています。

肢体不自由は「ほとんど感じることはない」（61.5%）が最も高くなっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	いつも感じる	49	0	0	0	2
	たまに感じる	197	3	5	3	3
	ほとんど感じることはない	303	8	2	1	3
	わからない	57	1	0	0	0
	無回答	39	1	1	0	0
比率	いつも感じる	7.6%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	たまに感じる	30.5%	23.1%	62.5%	75.0%	37.5%
	ほとんど感じることはない	47.0%	61.5%	25.0%	25.0%	37.5%
	わからない	8.8%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	6.0%	7.7%	12.5%	0.0%	0.0%

■災害時の避難について ※問 20 単数回答

災害時に一人で避難ができるかについて、「できる」との回答は、肢体不自由では46.2%、聴覚障害では75.0%とそれぞれ最も高く、内部障害でも最も高くなっていますが、その割合は37.5%と、他よりもやや低くなっています。

一方、視覚障害では、「できない」が75.0%と最も高くなっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	できる	287	6	6	1	3
	できない	217	3	1	3	2
	わからない	115	2	1	0	2
	無回答	26	2	0	0	1
比率	できる	44.5%	46.2%	75.0%	25.0%	37.5%
	できない	33.6%	23.1%	12.5%	75.0%	25.0%
	わからない	17.8%	15.4%	12.5%	0.0%	25.0%
	無回答	4.0%	15.4%	0.0%	0.0%	12.5%

■災害時に困ること ※問 22 複数回答

災害時に困ることについて障害の種類別にみると、肢体不自由では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（53.8%）が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」（46.2%）、「投薬や治療が受けられない」（38.5%）となっています。

聴覚障害では「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が5割と最も高くなっています。

視覚障害では全員が「安全なところまで、迅速に避難することができない」と回答し、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」がいずれも75.0%となっています。

内部障害では「投薬や治療が受けられない」（87.5%）が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（75.0%）となっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	投薬や治療が受けられない	266	5	1	1	7
	補装具の使用が困難になる	73	1	0	0	2
	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	82	1	1	0	2
	救助を求めることができない	129	4	1	1	1
	安全なところまで、迅速に避難することができない	290	6	2	4	3
	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	143	3	4	1	3
	周囲とコミュニケーションがとれない	115	3	2	3	1
	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	342	7	2	3	6
	その他	29	2	2	0	0
	特にない	99	4	0	0	1
	無回答	47	0	1	0	0
比率	投薬や治療が受けられない	41.2%	38.5%	12.5%	25.0%	87.5%
	補装具の使用が困難になる	11.3%	7.7%	0.0%	0.0%	25.0%
	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12.7%	7.7%	12.5%	0.0%	25.0%
	救助を求めることができない	20.0%	30.8%	12.5%	25.0%	12.5%
	安全なところまで、迅速に避難することができない	45.0%	46.2%	25.0%	100.0%	37.5%
	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	22.2%	23.1%	50.0%	25.0%	37.5%
	周囲とコミュニケーションがとれない	17.8%	23.1%	25.0%	75.0%	12.5%
	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	53.0%	53.8%	25.0%	75.0%	75.0%
	その他	4.5%	15.4%	25.0%	0.0%	0.0%
	特にない	15.3%	30.8%	0.0%	0.0%	12.5%
	無回答	7.3%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%

■緊急避難に備えて必要と思う対策 ※問 23 複数回答

災害事など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後必要と思う対策について障害の種類別にみると、肢体不自由では「避難時の設備（トイレなど）の整備」（69.2%）が最も高く、次いで「避難しやすい避難場所の確保」（53.8%）となっています。

聴覚障害では「避難しやすい避難場所の確保」、「避難時の設備（トイレなど）の整備」、「地域で助け合える体制の整備」がいずれも 37.5%で最も高くなっています。

視覚障害では「避難しやすい避難場所の確保」（75.0%）が最も高くなっています。

内部障害でも「避難しやすい避難場所の確保」（50.0%）が最も高くなっています。

		身体 (n=645)	肢体不自由 (n=13)	聴覚障害 (n=8)	視覚障害 (n=4)	内部障害 (n=8)
度数	全体	645	13	8	4	8
	避難しやすい避難場所の確保	381	7	3	3	4
	避難時の設備（トイレなど）の整備	359	9	3	0	3
	日頃から避難方法の情報提供を行う	227	5	2	2	2
	地域で助け合える体制の整備	254	6	3	2	3
	避難時の介助者などを確保する	173	3	1	2	3
	避難訓練等に参加できるようにする	106	1	1	1	3
	その他	17	1	1	0	1
	特にない	38	1	0	0	0
	無回答	50	0	1	1	0
比率	避難しやすい避難場所の確保	59.1%	53.8%	37.5%	75.0%	50.0%
	避難時の設備（トイレなど）の整備	55.7%	69.2%	37.5%	0.0%	37.5%
	日頃から避難方法の情報提供を行う	35.2%	38.5%	25.0%	50.0%	25.0%
	地域で助け合える体制の整備	39.4%	46.2%	37.5%	50.0%	37.5%
	避難時の介助者などを確保する	26.8%	23.1%	12.5%	50.0%	37.5%
	避難訓練等に参加できるようにする	16.4%	7.7%	12.5%	25.0%	37.5%
	その他	2.6%	7.7%	12.5%	0.0%	12.5%
	特にない	5.9%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	7.8%	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%

つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた 関係団体ヒアリング結果まとめ

■回答団体の属性

項目	内容 ※（ ）内の数字は団体数
回答団体数	9
対象とする障害区分	身体（3）、知的（4）、精神（2）、障害児（4）、その他（1） ※複数回答あり
平均活動期間	約 17 年 ※無回答 1 あり
主な活動区域	市内全域（6）、桜（1）、豊里（1）、市内全域＋茨城県各所（1）
活動内容	研修・講演会（5）、相談・情報交換（6）、交流（4）、自立訓練（1）、 イベント開催・参加（5）、啓発（1）など
構成員の状況	平均 31 人 5 年前からの変化：増えた（2）、変わらない（2）、減った（4） ※無回答 1 あり

■団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

（１）活動上の問題について ※（ ）内の数字は回答した団体数

会員に関するもの（新メンバーの不足、多忙、高齢化、世代の偏りなど）や活動場所の確保、情報発信の機会の不足が多く挙げられています。

新規メンバーの加入が少ない（6） メンバーが仕事・家事などで忙しい（6） 役員のなり手がいない（6） メンバーの高齢化や世代の偏りがある（5） 会議や活動場所の確保で苦労している（5） 活動がマンネリ化している（4） 情報発信する場や機会が乏しい（4）	活動資金が不足している（3） 活動メンバーの専門性が不足している（2） 活動に必要な情報が集まらない（1） 障害者のニーズに合った活動ができていない（1） 他の団体と交流する機会が乏しい（1）
＜その他＞ ・施設のバリアフリー化が不十分。 ・バザー等での食品販売許可の費用（8,000 円）が高い。 ・利用者増やコロナ対応のために必要となった施設や支援員の追加が困難。 ・制度に乗った事業でない「親亡き後相談」の早期準備が困難。 ・入会拒否がある。（役職があるため） ・ケアマネジャーさんとの関わりをもっと持ちたい。	

(2) 障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて

子どものころから共に過ごす環境や受け入れ態勢の整備、障害や医療的ケア児に対する理解の促進が求められています。

- 医療的ケア児への理解促進（行政窓口担当、保健師、保育士等）
- バギー、ヘルプマークの普及・促進
- バリアフリーマップの拡充や合理的配慮施策導入店舗の紹介・マップの作成
- チャレンジアートやおひさまサンサン生き生きまつりなどが、障害者だけの集まりになりがち。ボランティア活動をもっと活発にして障害者とふれあう機会を学生のうちから多くして、地域に障害のある人がいることや困っている時の声のかけ方などを学ぶ機会を作って欲しい。
- 障がい者とかかわる人たちに、障がい理解について体験的に学べるプログラムを実施して欲しい。
- 障害の程度が重く、健康な友達とともに育つことに困難がある場合以外は、幼稚園、小学校のころから、障害のある人を友達として共に育つことができるよう特別支援教育の拡充が必要と考える。
- 障害児を受け入れてくれる保育園・幼稚園を増やしてほしい。（一部の園では未だに障害児に対する偏見のようなものが残っている様に感じている）また、幼稚園での受け入れがほぼ無いという状況も疑問。どんな子供でも、同じように集団の場で過ごす機会を増やして欲しい。
- 地域で共生する第一歩としては、障害者がまだ小さいころから地域の人と関わる機会を増やすことが一番重要だと思う。幼稚園などにも積極的に受け入れてもらって！体験ふれ合い会”のような交流をメインとした事業を展開してもらいたい。

（３）生活環境について

移動手段の利便性改善（費用の助成や車いす用駐車場の確保など）や施設整備（多目的トイレの整備、バリアフリー化や障害特性に応じた設備の設置など）が多く挙げられています。

- 車イス仕様車（スロープ付車）の購入や車イス使用車への改造費の助成追加
- 自動車および住宅関連のバリアフリー化助成費用の増額
- 障害者福祉タクシー券の助成額の増額及び利用目的の拡大（通学利用）
- 市内公共施設や大型商業施設内の多目的トイレへの簡易ベッドの設置推進
- 成人・異性の障害者を連れて入れるトイレ、親以外と出かけることができるサービス、通勤・通学・通院など移動援助のサービスを請け負ってくれるところ、利用しやすいつくタク、つくバス移動支援が必要です。
- ほうきょう山に行くつくバスが 10 時発で、ハイキングをするのに、遅すぎて困ります。
- 重度の障害者にとって親元を離れるということは、入所する以外にはないが、障害基礎年金ではグループホームも障害者用マンションなども維持できない。しかし、国の方針として入所施設は新設されず、また、本人が入所を望まないこともある。個人が、一人暮らしを維持できるだけの支援が必要。また、グループホームとは違う、外部支援が受けられる暮らし方が選べる必要があると思われる。重度障害の子を持つ親は死ぬまでその子を見続けなければいけないというのは、ある意味「非人間的」とさえいえる。親が死んだ後の我が子の暮らしを心配しながらでは、死んでも死にきれない。
- 公共交通機関や公共の施設については、障害者だけでなく、高齢者、幼児、妊婦、病気や怪我をした人などのためにも、一刻も早くバリアフリー化が必要。
- TX の駅、市内の交流センター、つくばバスターミナルに緊急連絡用の字幕装置を設置して欲しい。
- 障害者用の駐車スペースやトイレを増やして欲しい。（人の少ないところはまだ不十分）
- 車いすの駐車場が利用できない事が今だに多い。（市役所の支所や交流センターなど）
- 障害があっても自立生活ができるような社会になって欲しい。住宅など借りることが難しい場合が多く、できれば市営団地の一種を障害のある人達に特化したバリアフリー（肢体の人向け）、視覚補助器具付き住宅（視覚障害者向け）、介護者とのホットライン付き住居（知的障害者向け）などに対応した住宅を実験的に作ってみて欲しい。

(4) 安全・安心な暮らしについて

障害特性にきめ細かく対応した避難所及び避難所設備の整備、実際の避難行動につながる避難訓練やシミュレーション、そうした裏付けのある個別の避難計画の作成・周知などが挙がっています。

- ・ 公共施設への非常用電源の設置
- ・ 人工呼吸器装着児など常時電源を必要とする子どもや、医療依存度が高い子どものための災害時支援計画の整備
- ・ 災害発生時の移動手段（肢体不自由児者用のおんぶ紐等、車イスの牽引グッズ）の整備
- ・ 車イスと医療機器ごと避難・移動するケース、医療的ケア児や車イス利用者が多数いるケース等を想定した避難訓練・防災訓練の実施
- ・ 大きな声を出す、静かにしていられない等の人が、一人または家族だけで過ごせる避難場所の確保や家族だけになれる場所の確保
- ・ 手を引いて避難する必要があるため荷物を運べないなどの可能性がある場合への対応
- ・ 福祉事業所に、AEDの設置やその講習を進めて欲しい。
- ・ 個別の避難計画の策定。（作られたという話は寡聞にして聞いていない）少なくとも障害のある人や高齢者については、サービスを利用していれば役所で把握できているはず。どのエリアでどのくらいの避難がされるか想定して福祉避難所を開設する必要がある。福祉避難所を必要とする人に対して、早い時間から連絡して「ここなら利用できる」と連絡することはできるのではないか。医療的ケアの必要な人に対して、個別に電話で安否確認ができるつくば市ならではの、臨機応変な対応を期待する。
- ・ 防犯について、特に障害があったり高齢であったりという方のお住まいの地域での定期的な訪問、既存の仕組みを活用したこまめな安否確認が必要。
- ・ 聴覚障害者に特化した福祉避難所の指定
- ・ つくば市消防本部を中心とする関連部局および関連団体が、聴覚障害者の避難支援業務に関する協議を定期的におこなう場の設置
- ・ 聴覚障害者および手話通訳者・手話学習者に限定したトリアージ訓練および避難訓練を定期的を実施してください。
- ・ 聴覚障害者および手話通訳者・手話学習者に限定した防犯講座を定期的を実施してください。
- ・ 安全・安心な暮らしについて（防災対策・避難所、防犯対策に関すること等）は県任せにせず、つくば市独自で避難訓練を行ったり、避難所を開設しシミュレーションをしてほしい。どう動けばいいか、またどんなサポートが必要か？コロナの影響で今までとは違った取り組みも必要かと思うので、必ず終了後に当事者の意見を交えた検証をお願いしたい。
- ・ 障がいのある子が生まれて数十年たちますが、初めて民生委員の方が家庭訪問（？）してくれました。まだ近所の方と交流があるので何かあれば手を貸していただけたと思うのですが、避難所は歩いて行くには遠いので、第三者の方に知っていただけたという事はありがたいと思いました。
- ・ 災害時の要支援者の名簿はあるようだが、実際に被災した時に”誰がどうやってどこに向かって避難するのか聞いた”という話を聞いたことがない。まだ避難計画が決まっていないのかもしれないがロードマップも何もないのでどこまでが支援に期待できるのかもわからず全く安心できない。もう少し福祉避難所の在り様について確かな情報を知らせて欲しい。

（５）差別の解消・権利擁護について

障害や医療的ケア、手話等の理解に資する啓発活動や条例の制定、障害のある人の保育・教育の機会の確保、インクルーシブ教育の推進などが求められています。

- ・医療的ケアや子どもの障害についての市民への啓発活動の推進
- ・幼少期から障害のある子もない子とともに過ごすことができる機会の創出（幼保、小学校期からのインクルーシブ教育の実現、インクルーシブ公園等障害のある子どもに配慮した遊び場の設置）
- ・障害者手帳（特に知的障害者のための療育手帳）を持っている方への専門学校、短大、大学など高等教育を保障する場を設定して欲しい。
- ・子供のころから自分の意思を持つよう教育することが必要だと思う。学校というところは「指示が通る」という言葉で、子供たちを従わせるよう教える。親にとっても「言うことをきく子」がいい子で、本人の意思を尊重する子育てができていない。障害の有無にかかわらず、本人の意思を尊重し、周りとの意見のすり合わせができる人間に育てることが第一に必要であろう。合理的配慮というあいまいな言葉が多く、障害者、その保護者を混乱させる。支援されるのか、されないのか、どこまでが合理的なのか、正直全くわからない。
- ・聴覚障害者や手話に対する啓発および実効性のある措置を図るための「障害者情報コミュニケーション支援条例」の制定や、聴覚障害者に対する差別の解消および聴覚障害者の権利擁護をはかるための「つくば市聴覚障害者センター（仮称）」を設置してほしい。
- ・保育園、幼稚園に障害児の受け入れについて前向きに対応してもらいたい。
- ・昔からく比べると差別は減ってきたと思いたいが、我々も含め健常の方（一般の方）にもっと理解していただけるようにして欲しい。大人だけでなく小さい子どもの頃から教えられると良いと思う。
- ・差別解消が法律で定められているのだから、行政施設だけでも完全バリアフリーを目指して欲しい。学校の特別支援学級が道路まですぐの場所であったり、校門がなかったり、大きな高低差のある場所であったりする。バリアフリーは構造的に”平たんであること”だけではなく、精神、知的障害にとっては”空間から容易にとび出せること”などは逆バリアになる。様々な障害に対応できることを検討してほしい。

（６）障害福祉サービスについて

サービスを受けやすくするための情報提供、障害者のニーズを正しく踏まえた福祉サービスの施設整備や研修等の実施、移動支援サービスの利用範囲の拡大などが求められています。

- ・重症心身障害児（重心児）短期入所施設の新設、および市内医療機関におけるレスパイト目的のベッド確保と整備
- ・医療的ケアに対応した入所施設、グループホーム新設のための働きかけ、財政支援
- ・重度身体障害者訪問入浴サービスの支給回数拡充、自己負担額の引き下げ
- ・車イス貸与事業（社協）に、小児用（体幹機能障害）バギーおよびカーシートの追加
- ・小児および医療的ケア対応の事業所拡充のための研修等の開催
- ・サービスを受けたい側が知らない情報も手帳などにして更新時に渡し説明して欲しい。
- ・サービスを受けやすくするためのアドバイスが欲しい。
- ・必要なサービスは、区分判定を越えて受けられるようになれば良い。
- ・福祉事業所や一般就労したがやめてしまい、現在、自宅にいる方、あるいは学校時代からひきこもっている方に対しての支援を進めて欲しい。例えば、オンラインで結んで、交流を深めるなど。そういった施策を認めて欲しい。
- ・身体障害や重度重複障害、重度行動障害、医療的ケアの受け入れ施設が圧倒的に足りていない。現行の制度では、比較的成本がかからず収益が見込める児童デイばかりが増え、学齢期を終えると市境を超えた施設に行かざるをえなかったり、週5日の通所が確保できなかったりする。在宅のケアを受けたいと申請しても、事業所（人手）が足りず、なかなか受けられなかったりする。特に移動支援は通勤、通学、通所に使えず遠隔地までの送迎が必要な保護者にとっては厳しい。利用範囲の拡大や、事業所をふやしても、特定の人材が異動するだけで、サービスが拡充するわけではないことさえあるので、介護者の報酬を上乗せするなどの必要があるのではないか。
- ・通院や通勤通学に移動支援サービスが使えないので生活の幅がでない。移動支援は余暇にはほぼ使うことはないので、実態に合わせたサービスの利用を認めてほしい。女性の入所施設がほぼない。もう少し女性受け入れ施設にプライオリティーをもたせるなど施策を工夫して欲しい。
- ・高齢聴覚障害者に対する在宅サービスや入所サービスの拡充を図るために、「つくば市聴覚障害者センター（仮称）」を設置し、聴覚障害者支援事業に特化したサービスが展開できるように計らってください。センターを設置する場合は、運営業務をつくば市聴覚障害者協会に委託してください。
- ・つくば市手話奉仕員養成事業をつくば市聴覚障害者協会に委託してください。
- ・まだまだ障害者（児）に対してのサービスは少ないと思います。ヘルパーさんが少ない、短期入所が利用できる施設が少ない等です。

(7) 相談・情報提供について

相談支援事業に関する人員や体制の整備・拡充と利用への周知、医療的ケア児・重症心身障害児・知的障害児等に対応できる専門職員の充実、障害に関係する各種手続きの簡素化、障害者が参加できる余暇活動などの総合的な情報提供、わかりやすい障害福祉ガイドブックなどが求められています。

- ・児童への相談支援事業の整備、利用周知
- ・とにかく相談支援の充実を。ケアマネさんの育成にもっと財政的支援を入れてほしい。
- ・相談支援に関しては、特に不満があるわけではないが、サービス自体が足りず、調整に時間がかかったり、結局受けられなかったりする。児童に関しては、自覚なくセルフで計画を立てている保護者が多い。サポートブックを書くことと同列に、相談支援を受けることに関する指導を幼児期からするべきだと思う。市営の児童発達支援だけでなく、民間の児童発達支援事業所にも、案内を配布するべき。
- ・障害福祉サービス、通所サービス、障害児通所支援を利用する場合、自分で利用計画書を立てているが、複数のサービスを利用する際の負担が大きいと感じている。相談支援員利用に関して壁を感じているので、その壁がなくなると良いと思う。
- ・医療的ケア児・重心児に対応できる相談支援専門員の増員
- ・専門職員が療育利用者に対して少ないと思う。誰もが相談したいときに相談できる環境があるといいと思う。また、相談支援専門員の利用についての情報を充実させてほしい。
- ・ホームページでの積極的な最新情報の発信（発電機助成の追加等施策・サービス内容等）
- ・障害児から者への移行に関する情報の提供、フォローの実施
- ・知的障害者のほとんどが、幼くして療育手帳を交付してもらい更新していつているので、保育所から小学校、特別支援学校等に変わっていく場合の保護者への情報提供を、簡便な手続きでできるといいと思います。障害者年金の更新についても、重度の障害の程度が変わることも無いのにいちいち診断書を提出させることはお金と時間の無駄です。
- ・障がい者が利用できる余暇活動、ダンス、スポーツ、書道、絵画教室などの情報がまとめて提供されるようにしてほしい。
- ・計画相談員の方に、「福祉事業を使った学びの場」（平成31年3月、学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議）の存在について、理解を広めて欲しい。
- ・外出が困難な高齢聴覚障害者、重複聴覚障害者等の支援のために、障害者地域支援室に遠隔手話通訳システムを設置し、障害者地域支援室の職員および設置手話通訳者が相談支援やサービスをおこなえるようにしてください。
- ・つくば市保健福祉部障害福祉課における設置手話通訳者の専門性の維持・向上のため、つくば市設置手話通訳者がさまざまな研修会に参加できるよう、参加費や交通費を助成してください。
- ・大変かもしれませんが、障害者福祉ガイドブックを障害別にして欲しいです。（身体、知的、精神）

（８）医療・保健について

医療機関、保健所、教育機関などの連携強化、学校や障害などに関する情報提供や医療と福祉の連携の強化、障害者に特化した健康診断、医療的ケア児やその親へのサポート体制の整備、聴覚障害者や手話通訳者に向けた研修等への支援などが求められています。

- 医療機関等と連携し NICU 退院から地域へ移行するための支援体制づくり推進
- 小児慢性特定疾患の支援事業拡充と所管する保健所との連携強化
- 療育、病院、幼稚園（保育園）等で、密に連携がとれるようになってほしい。今は、保護者がメインとなって各機関をつないでいるが、保護者だけではわからない専門領域もあるため、正確に情報が伝わらないことがあると感じている。
- 新生児訪問や乳幼児の集団健診にかかわる保健師の医療的ケアへの理解促進。また、医療的ケア児を育てる母親のサポート体制整備
- 地域包括ケアシステムの小児対応推進のための研修等の実施、県との連携
- 成人病、歯周病等の予防に対して集団検診は難しいので作業所単位で受けられるように指導及び助成して欲しいです
- 知的障がいのある事業所での性被害を防ぐためにも、保健師さんなどに、性にかかわる知識についての講座をして欲しい。
- 障害者の多くが多岐にわたる医療が必要となり、成人しても小児科から卒業できない。多くの科を受診するのは大変負担で、障害者にとって、自らの健康を維持することは大変に難しい。健康診断なども市の健康診断では行かれないこともある。障害のある人が気軽に受けられるような健康診断があると助かる。ほかに健康相談や PT などによる日常生活改善に関する相談などが受けられるようであれば良い。
- 知的障害などの場合、若いころは健康で病院に通う習慣がないことも多く、大人になっても医療とつながらず、生活習慣病などで具合を悪くしても、生活改善につながらない。早い段階からの健康診断の受診を進めて欲しい。
- 茨城県手話通訳者協会県南支部つくば支会が「医療手話通訳」に関する研修をおこなえるよう助成金を交付してください。
- 聴覚障害者や手話通訳者・手話学習者に限定した健康講座を定期的の実施してください。

(9) 教育・保育・療育について

保育所や小中学校、特別支援学校の医療的ケア児受け入れ態勢整備やその保護者への支援、子どもを尊重し、主体とした療育・教育の充実、聴覚障害の児童・生徒への教育環境の充実等が希望されています。

- ・市内保育所および幼稚園への医療的ケア児受け入れ体制の整備
- ・地域の小中学校での医療的ケア児受け入れのための看護師配置
- ・母子療育の継続
- ・通所が困難な児に対する居宅訪問型の指導、移動支援等の実施
- ・療育施設と幼稚園・保育園の連携強化
- ・特別支援学校の通学バスに装着するカーシート購入費用について、就学支援関連の費用として助成が受けられるよう県へ働きかけてほしい。
- ・特別支援学校在籍児童生徒で、医療的ケアを理由に保護者送迎をしている家庭への通学支援（介護タクシー＋看護師乗車など）
- ・文部科学省が「特別支援教育の生涯学習化」を提言し、「学校から社会への移行期」の取り組みとして、福祉事業を使った学びの場を位置付けている。その点で、福祉型専攻科（シャンティつくば）は、就労と並ぶ新たな進路先と位置づく。そのことを、特別支援学校、通常高校など理解し、保護者への理解を広めて欲しい。
- ・療育から、子供の人権を。就学前から個の尊重を。必要な支援は必要なだけ。子供をつぶすような教育は教育ではない。教員、保育者、支援員の拡充を。最初に教えるのは「困ったときには助けを求めろ」こと。「みんなと同じに黙って従う」のは軍隊だけで良い。愛情があれば何でもやって良いわけではない。大人がわきまを。子供は大人の都合に合わせるためにいるのではない。
- ・つくば市立竹園東小学校およびつくば市立竹園東中学校の難聴学級に「聴覚障害児教育に関する専門性を持つ」教員を配置してください。
- ・つくば市立小学校および中学校における「手話啓発」および「聴覚障害者支援啓発」に関する授業を設ける機会を増やすと共に、講師の聴覚障害者や手話通訳者には謝礼金と交通費を支払えるよう予算を措置してください。
- ・就学・就園に関する情報がもっと充実していると良いと思う。コロナの影響でこれまで行っていたことができなくなっているため、それを補うような情報発信をできるだけ早期に実現してほしい。また、保育園の利用に関しては、障害児の親の負担が大きい。基本に入園の交渉は親が必要があり、園によって対応は様々。交渉時に傷ついた、という話を聞く。親の情報収集だけでなく、市側からも障害児受け入れ保育に関する情報発信やサポートをして欲しい。
- ・療育の日数がかなり減らされていると聞く、軽度障害で療育は休みがちで幼稚園や保育園に行っている人には思いきって卒業してもらい、重度で行き場のない方達の居場所づくりにして欲しい。（できれば重度の人は週に一回ぐらいは分離療育で）学校ではどうしても重度障害の人は結局親のつき添いがもためられがち。特支を選ばず普通小中を選んだ人は”ワガママ”ではなく”あたりまえの選択の1つ”であることをまず大前提に障害児やその保護者によりそって欲しい。

(10) 雇用・就労について

障害者の就労機会の拡大、就労定着支援などの福祉サービスの弾力的な運用による就労しやすい環境づくり、企業の理解や起業側へのメリットの拡大が求められています。

- 市の障害者雇用の拡大
- つくば市には特例子会社も少なく障害者の就労場所が少ない。企業誘致をしてもらえると嬉しい。
- IT（テレワーク）の活用による、重度障害者でも就労しやすい働き方の提案
- 一般就労している障がいのある方が、通勤の帰りや休日などに、気軽によれて、ほっとできたり、スポーツやダンスをしたり、ニーズに応じて学べるような場所が欲しい。
- 特別支援学校卒業時に就労を選択する子は増えているし、定着支援も徐々にふえてはいる。就労する前からジョブコーチや定着支援などの利用が可能になり、速やかに就業に移行できるようにはできないものだろうか。「うちの子には無理だ」とか「うちの子はできる」という保護者の思い込みではなく、教員ではない現場のプロの目で、子供たちの適性を判断してもらえると、よりその子にあった就労先を決められるのではないだろうか。また、就業時の介助の利用ができないことが、身体障害者などの就労を阻んでいる。適切な支援で十分働ける人はたくさんいると思う。通勤の移動支援も配慮してほしい。テレワークだとしても、支援は必要である。
- つくば市内にある職業安定所関連施設に遠隔手話通訳システムを導入してください。

(11) 生涯学習、文化・スポーツ活動について

イベント等を行っている団体への支援・助成、医療的ケア児や重症心身障害児が継続参加できる余暇活動の場づくり、活動に参加する障害児の親の負担軽減などが挙げられています。

- 医療的ケア児および重心児が継続して参加できる余暇活動（スポーツ、学習など）の場所づくり
- 障害があってもなくても、皆で楽しめるスポーツや文化交流があると良いと思う。特に、子供同士が交流できる場所や機会があると嬉しい。
- 障害者スポーツの普及、啓発活動の継続
- 市や社協でイベントを組んでくれています。定期的に行っている団体への助成をお願いします。このところ親子で体操するよりもデイサービスに預ける風潮にありますが、それらのサービスと受けられない障害者のためにも細々としている団体に助成をお願いします。
- 交流センター等で行っているものに希望する参加者が参加できる方法を考えて行きたい。障害者の理解にもつながって行くと思う。
- 障害者を入れたサークルに補助金または支援員をつける。
- つくば市の地域交流センターの1つを障がい者の生涯学習を専門に扱うセンターにして、障がい者の生涯学習の振興をして欲しい。
- スポーツ、文化など余暇活動をする団体は数多く存在するが、そのほとんどが保護者による介助、送迎などが必要である。ボランティアとして参加している人もいるが、基本は保護者。（成人したら保護者ではなくなるはずなのだが）活動場所の確保も難しく、運営資金も保護者の負担が多い。障害のある子どもを持つということは何かの罰なのかを思うほど、高齢者となった保護者の負担は大きい。

■今後の活動方針について

(1) 今後取り組みたい、または充実したい活動について

ネットやリモート環境を活用した会の運営や情報発信、障がいや障がい者、医療的ケアなどに関する理解促進のための活動、医療・介護・福祉・教育・他団体などとの連携や保護者同志のつながりの強化、聴覚障がい者等への支援事業などが挙げられています。

- ・医療的ケア児保護者のピアサポート
- ・ホームページなどによる情報発信の継続
- ・医療的ケアに関する啓発活動
- ・医療、介護、福祉、教育など多職種連携のための機会づくり
- ・災害に備えた関係づくり
- ・年少障害者については、デイサービス等が市内に増え長時間保育？があるが成人障害者の作業所等終了後の夕方までの受け入れサービスがもっと増えて欲しい。
- ・市民向けの障がい理解講座
- ・当団体の「親亡きあと相談室」というのは、基本的にお金の話や、本人の一人暮らしへの移行についての相談が主になっている。そのためには、幼児期からの本人の落ち着いた生活が重要となり、落ち着いて生活を送るための生活の整え方などを多くの人に聞いてもらいたいと、学習会などの企画を今後進めていきたいと思う。また、他の団体との連携で、特に障害者に対する理解を広める活動をしていきたいと思っている。
- ・聴覚障害者支援事業（生活支援・災害対策）
- ・高齢聴覚障害者支援事業
- ・後期手話習得聴覚障害者支援事業
- ・手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業
- ・保護者同志のつながりがもっと強くなると良いと思う。一時的な集まりではなく、長い目でみて相談しあったり協力しあったりできるような集まりになるといいと思う。そのためには、勉強会やバザーへの出店だけでなく、保護者同士が本音で話しをできる環境やプログラムが必要ではないかと思う。また、コロナ感染症の影響で、保護者会として開催することが難しいこともあった。今後は必要に応じてリモートでも参加できるような会にできたらと考えている。
- ・講演会などをリモートでできるようにしたい。ただ現状、個人個人では難しいです。（会議室等をおかりして講師の方にリモートで参加してもらうなど）
- ・以前よりネット利用率が高くなってきたので、会の在り方もネットなどを活用したとりくみができればと考えている。
- ・年中学年の保護者で会の役員（運営）をしているが、1年ごとに役員が変わってしまうため、知識、経験不足もあり意見を出すのが難しい。療育ポプラでの活動も全クラス週1回のみの活動に減っているのでわかばの会（親の会）の活動も減っています。

(2) 上記の活動を進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等

支援センターや交流センターのリモート会議を含むネットワーク環境の整備、人材強化のための支援、団体の活動やボランティア活動促進のための支援、聴覚障害者支援の環境整備などが求められています。

- 市による防災訓練の実施および当会をはじめとする障害当事者への参加呼びかけ
- 活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけ
- 連協登録団体の市の施設使用料減免の適用、手続きの簡略化（名簿提出の省略等）
- ボランティアの育成、場所の確保
- 障がい者の生涯学習を推進するために関係各団体で推進委員会（仮）を開催し、意見交換をしながら進めて行けるようにしたい。そのリードを、行政の方にしていきたい。
- 人材が不足しているので、障害福祉関係に強い弁護士や行政書士、ファイナンシャルプランナーなどを紹介してほしい。基本的に行政に期待する部分は少ないのだが、協力してもらえる事業所などは足りていないので、身体障害関連の施設が充実するようお願いしたい。
- つくば市聴覚障害者センター（仮称）の設置
- つくば市聴覚障害者協会への諸事業の委託
- つくば市聴覚障害者協会および茨城県手話通訳者協会県南支部つくば支会への助成金の増額
- 支援センターでのネットワーク環境の充実。リモートでの参加が可能になると良いと思う。また、活動自粛期間でも、療育機関の支えがあると良いと思う。定期的なリモートでの状況確認等があると保護者も安心できる。
- 交流センターにフリーWi-Fiを設置して欲しいです。
- ズームなどを気軽に利用できる施設があると嬉しい。先進的な取り組みの中に障害福祉も入れて欲しい。

■ 計画策定にあたってのご意見・ご要望等

現行の計画の進捗状況や目標達成の見込みに関する情報提供、他の自治体を参考とした施策の検討、計画策定会議委員への障害当事者の登用、障害当事者を主役とした計画の策定などのご意見がありました。

- 策定にあたり当事者の意見を聴取くださりありがとうございます。引き続き、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるようご支援のほどよろしくお願いいたします。
- 前期計画の進捗状況、目標達成の見込みに関する情報提供をお願いいたします。ホームページにおいても、計画だけでなく評価の公表実施いただきたくお願いします。
- こういった計画を何回もみてきたが、このようになったとかできない理由を知りたいと思う。常に自分で解決してからできたとか、もう必要なくなったとか、人の発達や生活のスピードに合わない計画では意味が無くなってしまう。
- 障がい者の生涯学習の振興を、主要な課題の一つに挙げていただきたい。
- 差別解消法の施行から3年、見直しがなされる頃と思う。あくまでも支援の主役は本人であり、本人の意思を尊重した暮らしを組み立てられるよう施設、居宅介護、その他の支援事業を充実させてもらいたい。現状の制度では、障害が重くなればなるほど、いつまでも保護者（成人しても）が決め、保護者が負担するという状況が多い。子供が楽になれば、親も楽に過ごせる。成人してからの方が、これは実感できる。成人した障害者が望む支援の充実が最も求められる。
- 策定会議には有識者の他に障害当事者を障害区分に応じて委員に登用してください。また、委員には手当および交通費を支給してください。
- 各療育の団体に何か困りごとがあった時、どこに相談したら良いのか分かりやすくなっていると良いと思いました。
- 知的障害者の自立支援についてはここ数十年あまり目立った施策もなく、足踏みしている状態です。知的障害は支援次第では親元と離れて自立生活を送ることも可能です。その為には幼いころから自立に向けた訓練の積み重ねしかありません。実際東京などでは子どものころから定期的にヘルパーとの生活訓練によって現実に達成しています。他の障害と比べて目に見えず訓練も非常に時間がかかります。目に見えた成果ばかりの施策が多いように感じますが目に見えない施策も行ってほしいと切に願います。

つくば市障害者プラン

第3次つくば市障害者計画
第6期つくば市障害福祉計画
第2期つくば市障害児福祉計画

骨子案(0928)

令和3年3月



つくば市

はじめに

目 次

総 論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象者	4
第5節 計画の策定体制	4
第6節 計画の基本理念	5
第7節 計画の推進.....	6
第2章 障害のある人をめぐる状況.....	7
第1節 つくば市の状況	7
第2節 障害者数等の推移.....	8
第3節 障害のある児童・生徒の状況	12
第4節 特別支援学校卒業生の進路状況.....	13
第5節 障害者（児）施設の状況.....	17
第6節 障害者福祉に関するアンケート結果の概要	18
第7節 ヒアリング結果の概要	38
第8節 前期計画の評価	41
各論1 第3次つくば市障害者計画.....	43
第1章 計画の基本的な考え方.....	44
第1節 基本目標	44
第2節 計画の体系.....	46
第2章 施策の展開.....	47
第1節 共生のまちづくりの推進.....	47
第2節 生活の環境の整備推進	50
第3節 安全・安心な暮らしの確保.....	53
第4節 権利擁護の充実	55
第5節 地域生活の充実	57
第6節 保健・医療体制の充実	63
第7節 教育・療育の充実.....	66
第8節 就労に向けた支援.....	70
第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実.....	71
各論2 第6期つくば市障害福祉計画 第2期つくば市障害児福祉計画	73
第1章 計画の基本的な考え方.....	74

第1節 基本的な考え方	74
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	74
第2章 福祉サービスの見込量	75
第1節 自立支援給付	75
第2節 障害児に対するサービス	95
第3節 地域生活支援事業	101
第3章 令和5年度における目標値	119
第1節 令和5年度（2023年度）における計画値の設定	119
資料編	123
1 計画策定の経緯	124
2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱	125
3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿	126

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市は、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、平成12年から、障害者の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、市民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に進める『つくば市障害者計画』、平成18年から、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込み量等を設定する『つくば市障害者福祉計画』を策定し、障害者施策に取り組んできました。

平成22年度に策定した『第2次つくば市障害者計画(平成22年度～31年度)』では、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、「完全参加と平等」を基本理念とし、障害者施策を総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

平成30年度に策定した障害者、障害児を対象とした『つくば市障害者計画(第5期)つくば市障害児福祉計画(第1期)』では、自己決定の尊重と意思決定の支援、一元的な障害福祉サービスの実施、地域生活への移行や継続支援、地域共生社会の実現に向けた取組、障害児の健やかな育成のための発達支援を基本的な考え方とし、具体的な取り組みを推進してきました。

このたび、各計画の最終年度にあたり、本市に暮らす全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会の実現をさらに進めるため、『つくば市障害者計画』、『つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画』を、時間軸を揃えて『つくば市障害者プラン』として一体的に策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

本計画の根拠法令と計画の**内容**は、以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の 内容
第3次つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
つくば市障害福祉計画 (第6期)	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
つくば市障害児福祉計画 (第2期)	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

第3節 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年(2021 年)度から令和8年度(2026 年度)までの6年間で計画期間とします。また、3カ年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「つくば市障害福祉計画(第6期)」及び「つくば市障害児福祉計画(第2期)」については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

障害者基本法

第2条

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画策定にあたっては、以下の懇談会での内容の審議、協議会からの意見聴取、アンケート調査及びパブリックコメント等を実施し、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることに努めました。

■つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■つくば市自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

■障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査

障害のある人の生活や障害福祉サービス等に関するご意見等を伺うための調査です。

■計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

第6節 計画の基本理念

つくば市では、令和2年(2020年)にはじまる「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの2030年の未来像を掲げました。

- I 魅力をみんなで創るまち
- II 誰もが自分らしく生きるまち
- III 未来をつくる人が育つまち
- IV 市民のために科学技術をいかすまち

この未来像には、市民の生活や福祉に関係する将来ビジョンとして次の内容が示されています。

- 地域が支え合う医療、介護、福祉の実現(Ⅱ-1)
- 生涯いきいきと暮らせる人生100年時代の実現(Ⅱ-2)
- こどもも親も楽しく育つ環境の充実(Ⅲ-1)
- 多様性をいかした誰もが活躍できる社会の実現(Ⅲ-3)

これらのビジョンを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会

第7節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

2 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

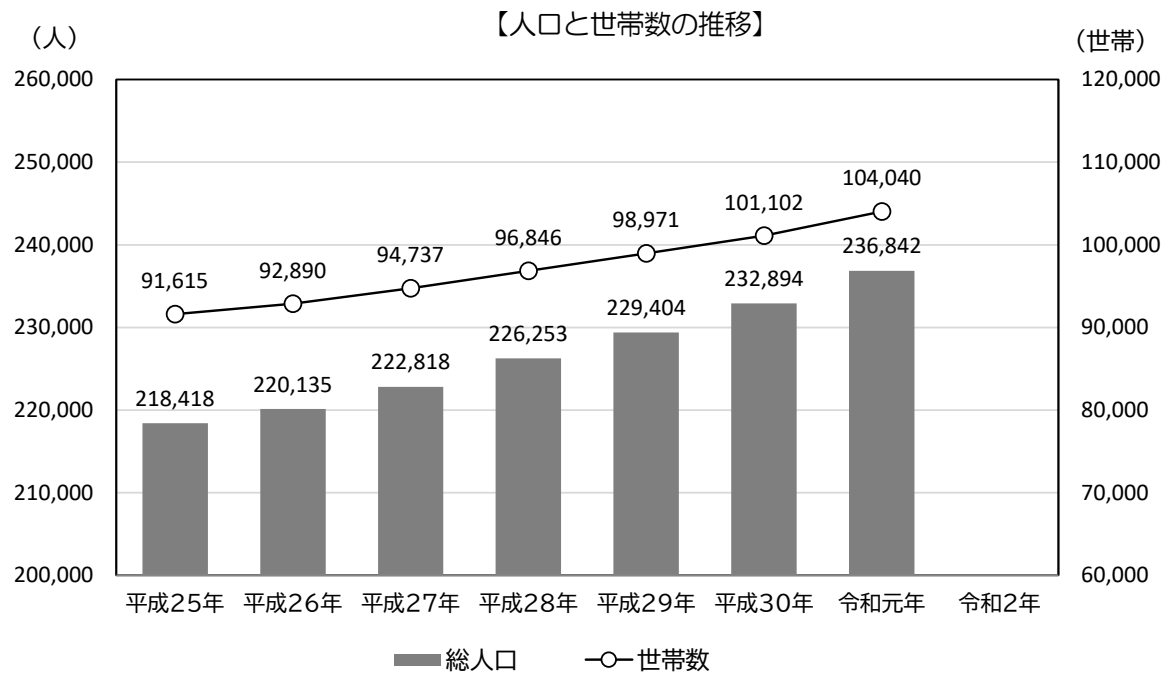
そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認めるときは、計画の変更も含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルによる進捗管理を実施します。

第2章 障害のある人をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和元年（2019 年）には人口が 236,842 人、世帯数は 101,040 世帯となり、5 年間で 16,714 人、世帯数は 11,150 世帯増加しました。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者の総数に大きな変動はありませんが、障害種別で推移をみると、肢体不自由の方は減少し、内部障害の方は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
視覚障害	1 級	98	102	105	101	106	103
	2 級	90	89	92	93	98	106
	3 級	18	17	18	17	18	19
	4 級	26	25	27	23	23	24
	5 級	54	54	54	51	50	52
	6 級	18	17	16	13	16	15
	合計	304	304	312	298	311	319
聴覚・平衡機能障害	1 級	0	0	0	1	1	1
	2 級	128	135	142	141	149	155
	3 級	69	66	63	63	68	63
	4 級	69	66	73	67	63	67
	5 級	1	1	1	1	1	1
	6 級	164	168	172	173	172	171
	合計	431	436	451	446	454	458
音声・言語・そしゃく 機能障害	1 級	0	0	0	0	0	0
	2 級	0	0	2	2	2	1
	3 級	27	31	32	39	39	34
	4 級	15	15	14	16	16	19
	5 級	0	0	0	0	0	0
	6 級	0	0	0	0	0	0
	合計	42	46	48	57	57	54
肢体不自由	1 級	342	321	325	308	308	303
	2 級	660	621	604	596	592	567
	3 級	609	617	593	574	577	559
	4 級	636	633	616	604	598	583
	5 級	201	190	190	186	187	188
	6 級	107	114	119	122	127	128
	合計	2,555	2,496	2,447	2,390	2,389	2,328
内部障害	1 級	1,121	1,161	1,179	1,225	1,229	1,272
	2 級	14	14	20	20	22	22
	3 級	212	205	216	226	255	253
	4 級	260	256	256	288	322	348
	5 級	0	0	0	0	0	0
	6 級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,607	1,636	1,671	1,759	1,828	1,895
合計	1 級	1,561	1,584	1,609	1,635	1,644	1,679
	2 級	892	859	860	852	863	851
	3 級	935	936	922	919	957	928
	4 級	1,006	995	986	998	1,022	1,041
	5 級	256	245	245	238	238	241
	6 級	289	299	307	308	315	314
	合計	4,939	4,918	4,929	4,950	5,039	5,054

※各年度 4 月 1 日時点

2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。特に、18歳以上で「C」の方の増加が大きくなっています。

■療育手帳所持者数

(単位：人)

区分		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	①	69	75	75	84	85	85
	A	83	83	86	83	75	79
	B	88	87	97	99	107	115
	C	124	140	136	139	138	151
	合計	364	385	394	405	405	430
18歳以上	①	187	194	199	201	207	221
	A	200	203	207	203	208	208
	B	187	193	201	201	204	209
	C	134	149	177	184	207	225
	合計	708	739	784	789	826	863
合計	①	256	269	274	285	292	306
	A	283	286	293	286	283	287
	B	275	280	298	300	311	324
	C	258	289	313	323	345	376
	合計	1,072	1,124	1,178	1,194	1,231	1,293

※各年度4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2級」と「3級」を中心に、年々大きく増加しています。

また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数も大きく増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
1 級	87	84	91	106	105	112
2 級	458	493	535	579	661	762
3 級	287	351	423	437	429	491
合計	832	928	1,049	1,122	1,195	1,365

※各年度 4 月 1 日時点

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
1,796	1,950	2,128	2,090	2,507	2,731

※各年度 4 月 1 日時点

4 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は、平成 29 年度から 30 年度にかけて減少しましたが、増加傾向は継続しています。

■指定難病特定医療費受給者数

(単位：人)

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
1,200	1,300	1,386	1,350	1,468	1,584

※各年度 4 月 1 日時点

5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者については、年による増減が見られています。令和2年度では7月までの4か月間で、80人の認定者のうち最も重度の「区分6」の人が33人と半数近くを占めています。

■ 障害支援区分認定者数

(単位：人)

区分	平成 27 年度				28 年度				29 年度			
	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	12	2	6	4	6	2	1	3	4	0	2	3
2	62	15	17	37	56	6	17	36	69	13	21	40
3	51	8	31	12	32	8	22	6	40	5	25	11
4	55	12	46	3	38	7	32	2	44	12	34	3
5	33	13	23	0	41	12	34	1	26	9	22	0
6	49	43	26	0	56	37	35	0	65	47	45	0
合計	262	93	149	56	229	72	141	48	248	86	149	57

区分	30 年度				令和元年度				令和 2 年度			
	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	5	0	2	2	4	1	2	1	1	0	1	1
2	74	12	27	39	75	7	20	50	18	2	8	9
3	48	10	28	14	58	15	27	21	14	2	11	3
4	74	9	62	8	48	8	38	3	10	4	8	0
5	44	13	34	0	47	15	39	0	4	2	2	0
6	57	43	34	0	59	38	40	1	33	22	26	0
合計	302	87	187	63	291	84	166	76	80	32	56	13

※各年度 3 月 31 日時点 令和 2 年度は、7 月末までの実績値

※全体は実認定者数。重複障害の場合は、各障害でそれぞれ算定している

第3節 障害のある児童・生徒の状況

障害のある児童・生徒の数は年々増加しています。平成27年度から令和2年度にかけて、「知的」では94人(79.7%)、「自閉症・情緒」では219人(59.5%)増加しました。

■ 公立小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数

(単位：学級、人)

		平成 27年度		28年度		29年度		30年度		令和 元年度		令和 2年度	
		学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒
知的	小学校	21	73	21	81	23	88	25	113	28	123	29	152
	中学校	14	45	14	47	13	47	15	46	15	53	16	60
	合計	35	118	35	128	36	135	40	159	43	176	45	212
自閉症・ 情緒	小学校	49	273	54	314	58	347	60	377	67	413	71	437
	中学校	20	95	21	105	24	123	27	128	25	137	28	150
	合計	69	368	75	419	82	470	87	505	92	550	99	587
言語	小学校	1	2	1	1	1	5	1	4	1	2	1	2
	中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	2	1	1	1	5	1	4	1	2	1	2
難聴	小学校	1	5	1	4	1	4	1	5	1	4	1	5
	中学校	1	3	1	4	1	2	1	2	1	2	1	1
	合計	2	8	2	8	2	6	2	7	2	6	2	6
合計	小学校	72	346	77	395	83	435	88	499	97	542	102	596
	中学校	35	140	36	152	38	172	42	176	41	192	45	211
	合計	107	486	113	547	121	605	130	675	138	734	147	807

※各年度 5月1日時点

第4節 特別支援学校卒業生の進路状況

令和元年度に茨城県立つくば特別支援学校中等部を卒業した 38 人は全員高等部に進学しています。また、高等部を卒業した 38 人の進路としては、日中系サービスが 30 人、一般事業所への就労が 4 人などとなっています。

また、令和元年度に伊奈特別支援学校中等部を卒業した27人中26人は高等部に進学し、石岡特別支援学校中等部を卒業した17人は、全員高等部に進学しています。

伊奈特別支援学校高等部を卒業した30人の進路としては、日中系サービスが16人、一般事業所への就労が12人などとなっています。

石岡特別支援学校高等部を卒業した17人の進路としては、日中系サービスが8人、一般事業所への就労が5人などとなっています。

■茨城県立つくば特別支援学校 進路状況

《知的障害教育部門》

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度
進学	大学・ 専門学校										
	専攻科										
	特別支援学校 高等部	32	24	32	22	28					
	その他の 高等学校										
就労	一般事業所						6	7	6	6	4
	その他 就労継続支援 A 型を含む						3	1	3	0	0
訓練校									0	0	0
障害福祉 サービス	施設入所						6	2	4	10	1
	グループ ホーム						2	1	0	2	1
	日中系 サービス						19	13	17	32	23
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)							1	2	0	0	1
在宅							1	1	0	1	0
その他							0	1	3	0	1
合計		32	24	32	22	28	38	28	33	51	31
卒業生数		32	24	32	22	28	35	25	32	45	28

《肢体不自由教育部門》

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度
進学	大学・ 専門学校										1
	専攻科										
	特別支援学校 高等部	12	10	9	6	10					
	その他の 高等学校										1
就労	一般事業所						0	1	1	0	0
	その他 就労継続支援 A 型を含む						0	0	0	0	0
訓練校							0	0	0	0	0
障害福祉 サービス	施設入所						0	0	0	0	1
	グループ ホーム						0	0	0	0	0
	日中系 サービス			1			9	9	9	11	7
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)							1	1	1	2	0
在宅							0	0	0	0	0
その他								0	0	0	0
合計		12	10	10	6	10	10	11	11	13	10
卒業生数							9	10	10	11	10

■茨城県立伊奈特別支援学校 進路状況

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度
進学	大学・ 専門学校										
	専攻科										
	特別支援学校 高等部	21	21	31	17	26					
	その他の 高等学校										
就労	一般事業所						8	5	9	9	12
	その他 就労継続支援 A 型を含む							2			2
訓練校											
障害福祉 サービス	施設入所									1	
	グループ ホーム								1		2
	日中系 サービス						27	20	15	16	16
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)							1				
在宅						1		1			
その他											
合計		21	21	31	17	27	36	28	25	26	32
卒業生数		21	21	31	17	27	36	28	24	26	30

■茨城県立石岡特別支援学校 進路状況

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度
進学	大学・ 専門学校										
	専攻科										
	特別支援学校 高等部					17					
	その他の 高等学校										1
就労	一般事業所										5
	その他 就労継続支援 A 型を含む										
訓練校											
障害福祉 サービス	施設入所										2
	グループ ホーム										
	日中系 サービス										8
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)											1
在宅											
その他											
合計						17					17
卒業生数						17					17

※卒業後、一人で複数のサービスを組み合わせて利用している場合があるため、本節の各表では、「合計」と「卒業生数」が一致していないことがあります。

第5節 障害者(児)施設の状況

1 地域活動支援センター事業を実施する福祉支援センター

事業所名	住所	1日当たりの利用定員
福祉支援センターさくら	つくば市梅園1丁目2番地1	30名
福祉支援センターやたべ	つくば市台町1丁目2番地2	15名
福祉支援センターとよさと	つくば市手子生2335番地	20名
福祉支援センターくきざき	つくば市下岩崎2068番地	20名

2 児童発達支援を実施する福祉支援センター

事業所名	住所	1日当たりの利用定員
福祉支援センターさくら	つくば市梅園1丁目2番地1	20名
福祉支援センターとよさと	つくば市手子生2335番地	20名
福祉支援センターくきざき	つくば市下岩崎2068番地	10名

第6節 障害者福祉に関するアンケート結果の概要

本計画策定にあたり、基礎資料となる障害福祉に関する意識・意向などを把握するために、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

(1)調査の概要

対象者	市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している方の中から、無作為に抽出された2,300名の方	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和2年1月27日（月）～ 令和2年2月10日（月）	
回収状況	調査対象者数（a）	2,300
	有効回答者数（b）	1,118
	有効回答率（b/a）	48.6%

※以下、本節の中では、回答者の総数を「n」で表しています。また、身体障害を「身体」、知的障害を「知的」、精神障害を「精神」、難病または特定疾患を「難病」、発達障害を「発達」、高次脳機能障害を「高次」と省略している場合があります。

(2)主な調査結果

①外出等について

【外出する時に困ること】

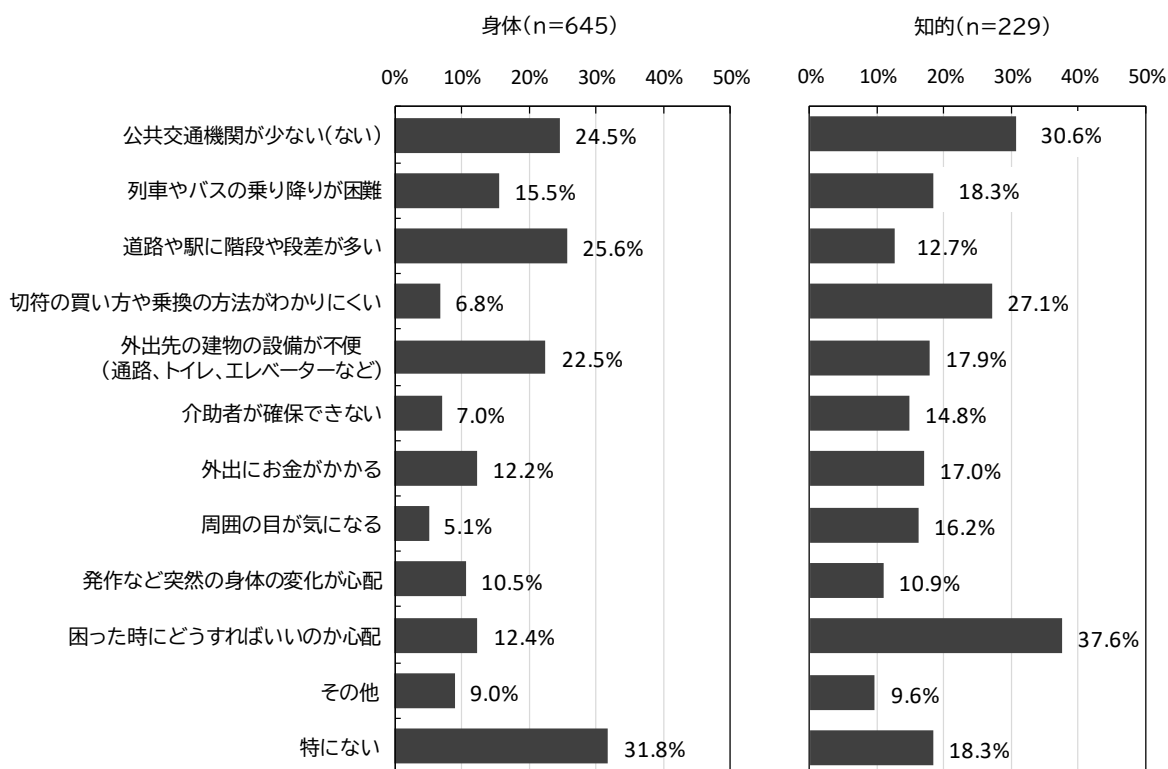
外出する時に困ることについては、障害の種類により特徴が見られます。身体障害と難病は、「道路や駅に階段や段差が多い」、「公共交通機関が少ない」、「外出先の建物の設備が不便」がいずれも2割台で他の項目より高くなっています。

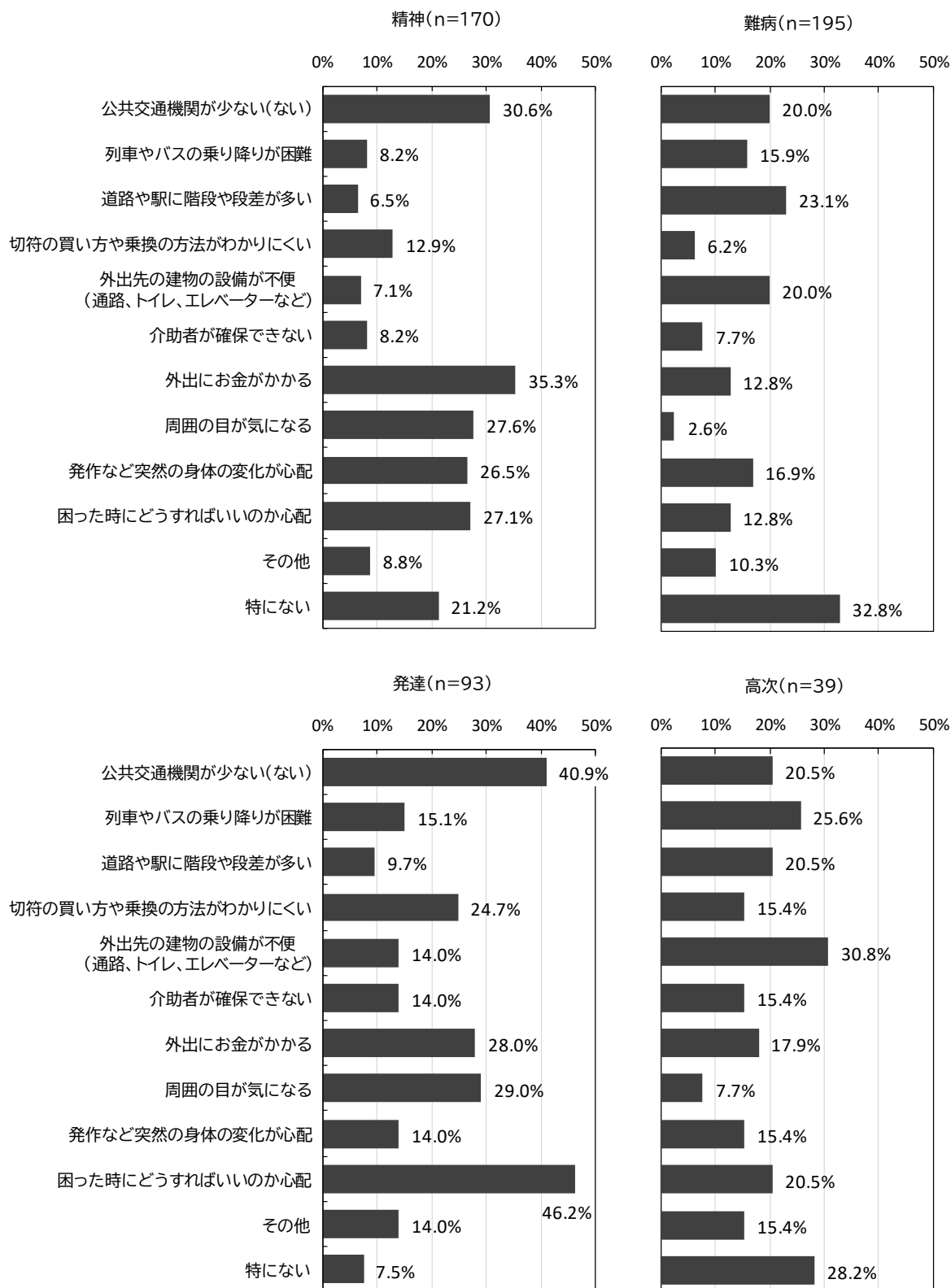
知的障害と発達障害は、困った時にどうすればいいのか心配」がそれぞれ37.6%と46.2%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」となっています。

精神障害は、「外出にお金がかかる」が35.3%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」となっています。

高次脳機能障害は、「外出先の建物の設備が不便」が30.8%と最も高く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」となっています。

また、身体障害と難病では、3割を超える人が「特にない」と回答しています。

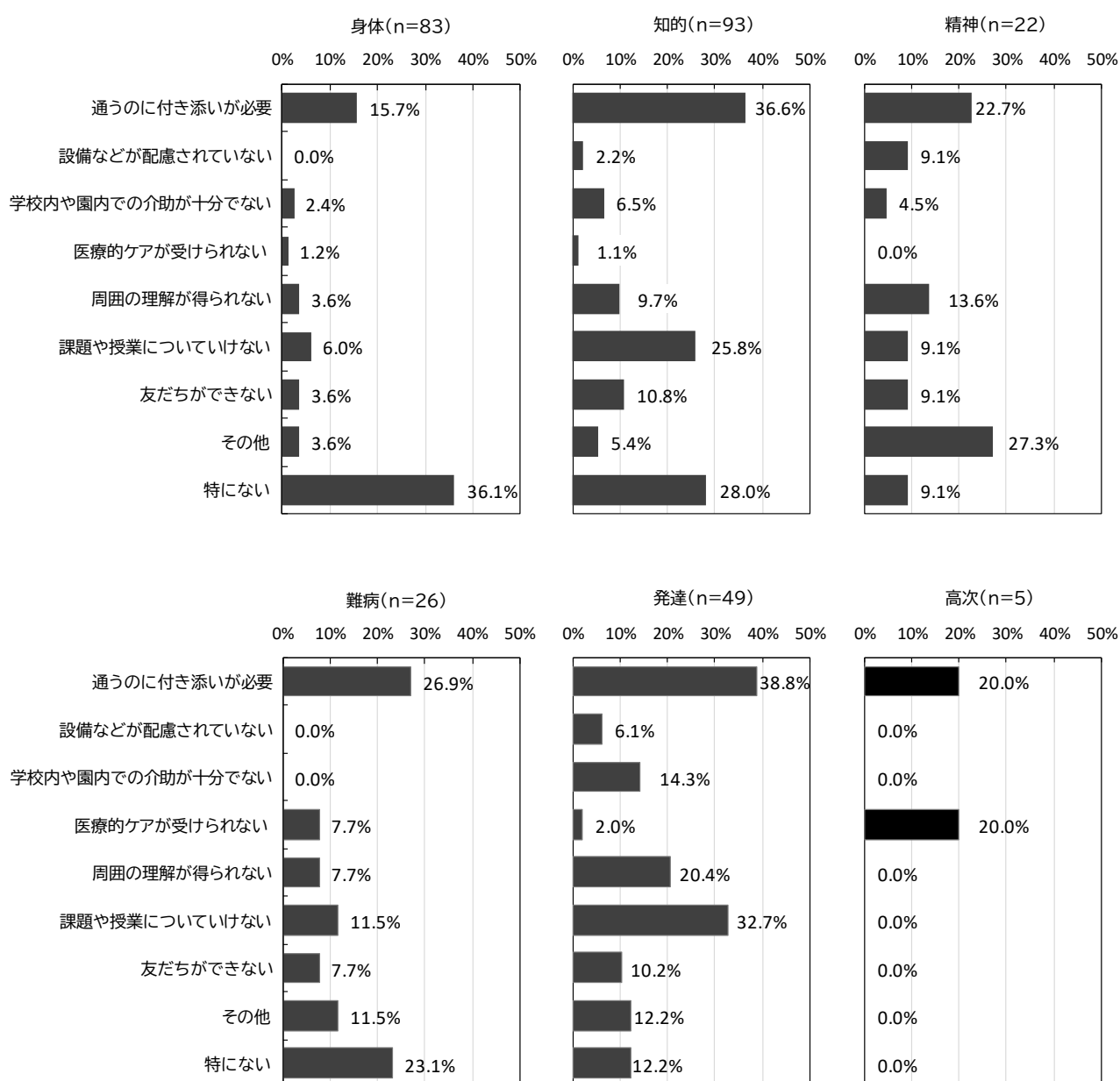




【施設・学校・保育所等に通う時に困ること】

大学、専門学校、職業訓練校や特別支援学校(小中高等部)、一般の高校や小中学校、幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている人が、施設・学校・保育所等に通う時に困ることについては、「通うのに付き添いが必要」が全ての障害で最も高く、特に知的障害と発達障害では4割近くとなっています。また、さらに知的障害と発達障害では「課題や授業についていけない」がそれぞれ25.8%、32.7%と「通うのに付き添いが必要」に次ぐ高^さで2位の回答となっています。

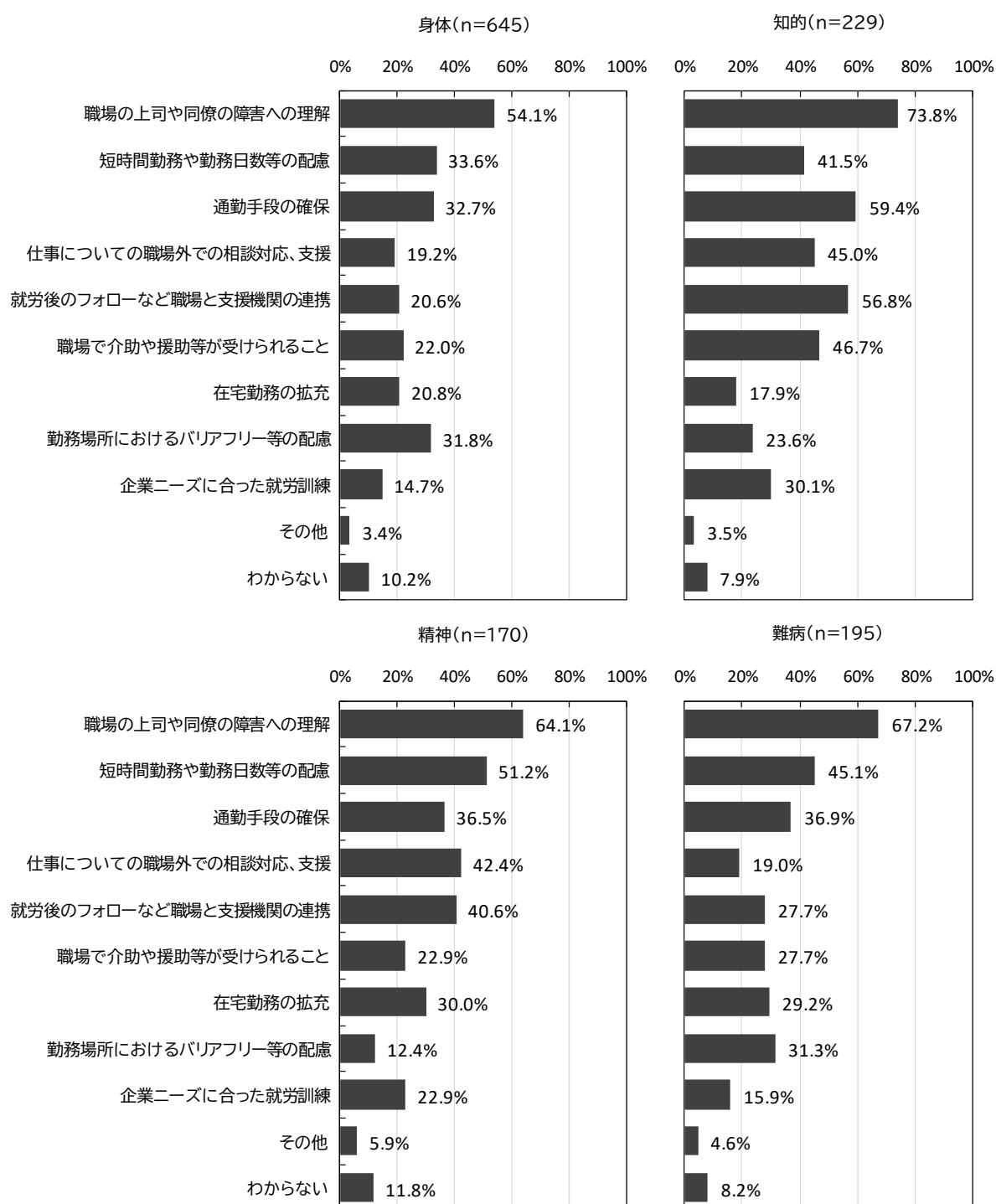
また、身体障害、知的障害、難病では、「特にない」が2割から3割台と、他の障害よりも高くなっています。

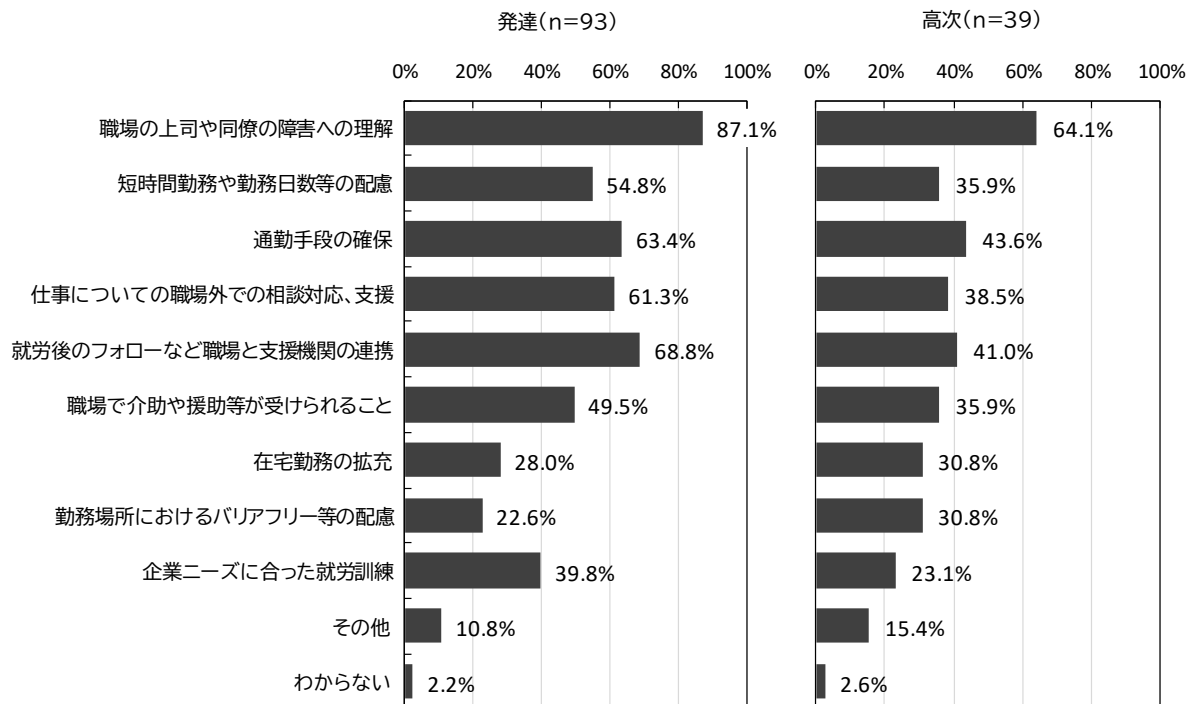


【障害のある人の就労のために必要と思う配慮】

障害のある人が就労するために、どのような配慮が必要と思うかについては、「職場の上司や同僚の障害への理解」が全ての障害で 5 割を超えて最も高く、特に知的障害では 73.8%、発達障害では 87.1%に達しています。

2 位以下の回答では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が身体障害、精神障害、難病で 2 位、「通勤手段の確保」が知的障害と高次脳機能障害で 2 位、身体障害、難病、発達障害で 3 位、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が発達障害で 2 位、知的障害と高次脳機能障害で 3 位の回答となっています。





②情報の入手について

【福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手について】

福祉サービスや福祉制度に関する情報を現在得ているところについて、「1. 市や県などの窓口」、「2. 市や県の広報紙やちらし、ホームページなどから」、「6. 家族や友人・知人から」、「10. 病院・診療所・薬局などから」などは、ほぼ全ての障害に共通して高くなっています。

また、知的障害、発達障害、高次脳機能障害では「7. 入所・通所している福祉施設の職員から」も高く、さらに比較的若い年代の人の多い知的障害、発達障害では「11. 学校・職場から」も高くなっています。

「14. インターネットから」は難病と発達障害が4割を超えて高くなっています。

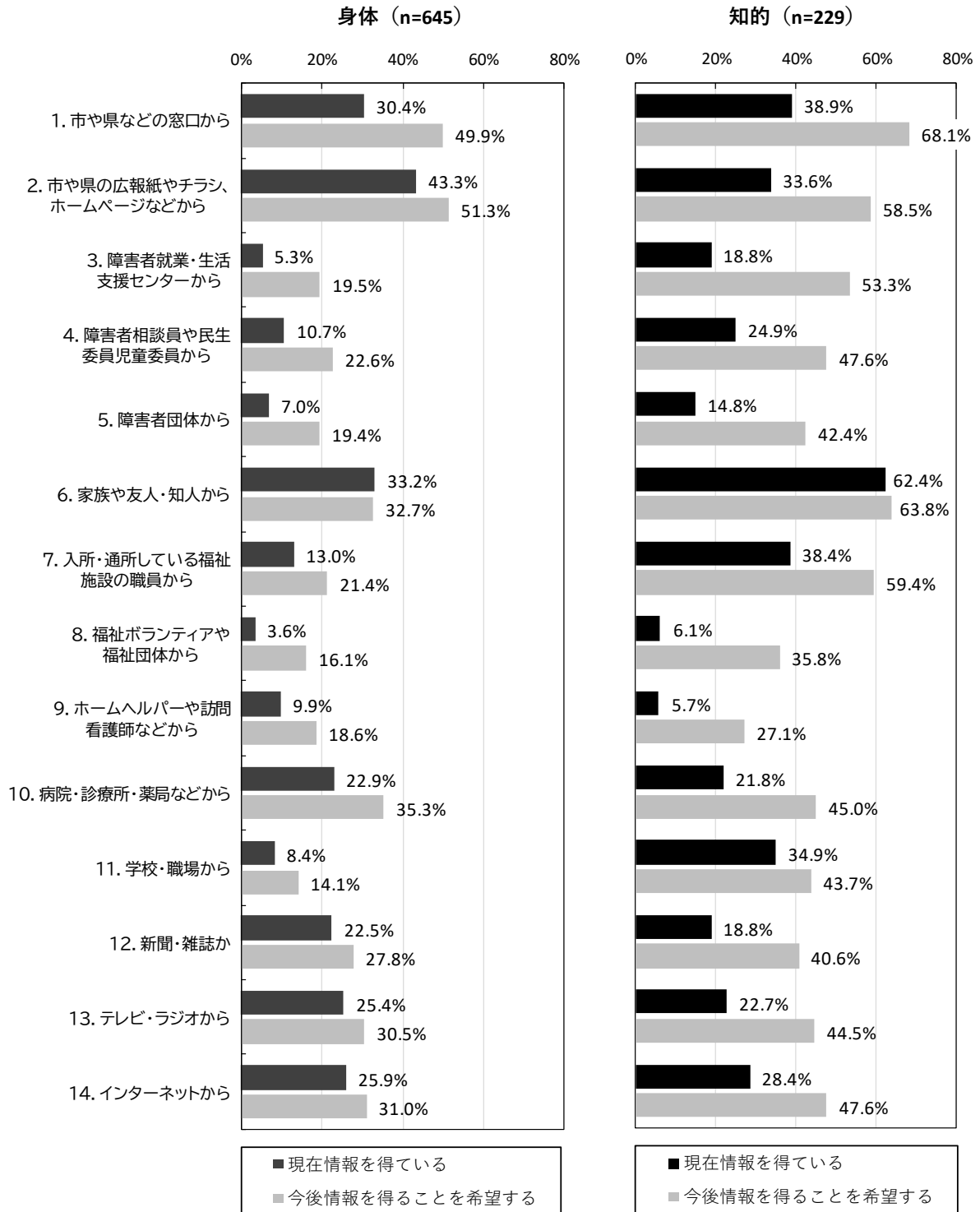
今後情報を得ることを希望するところについて、現在情報を得ている割合が高いところは、引き続き高くなっています。

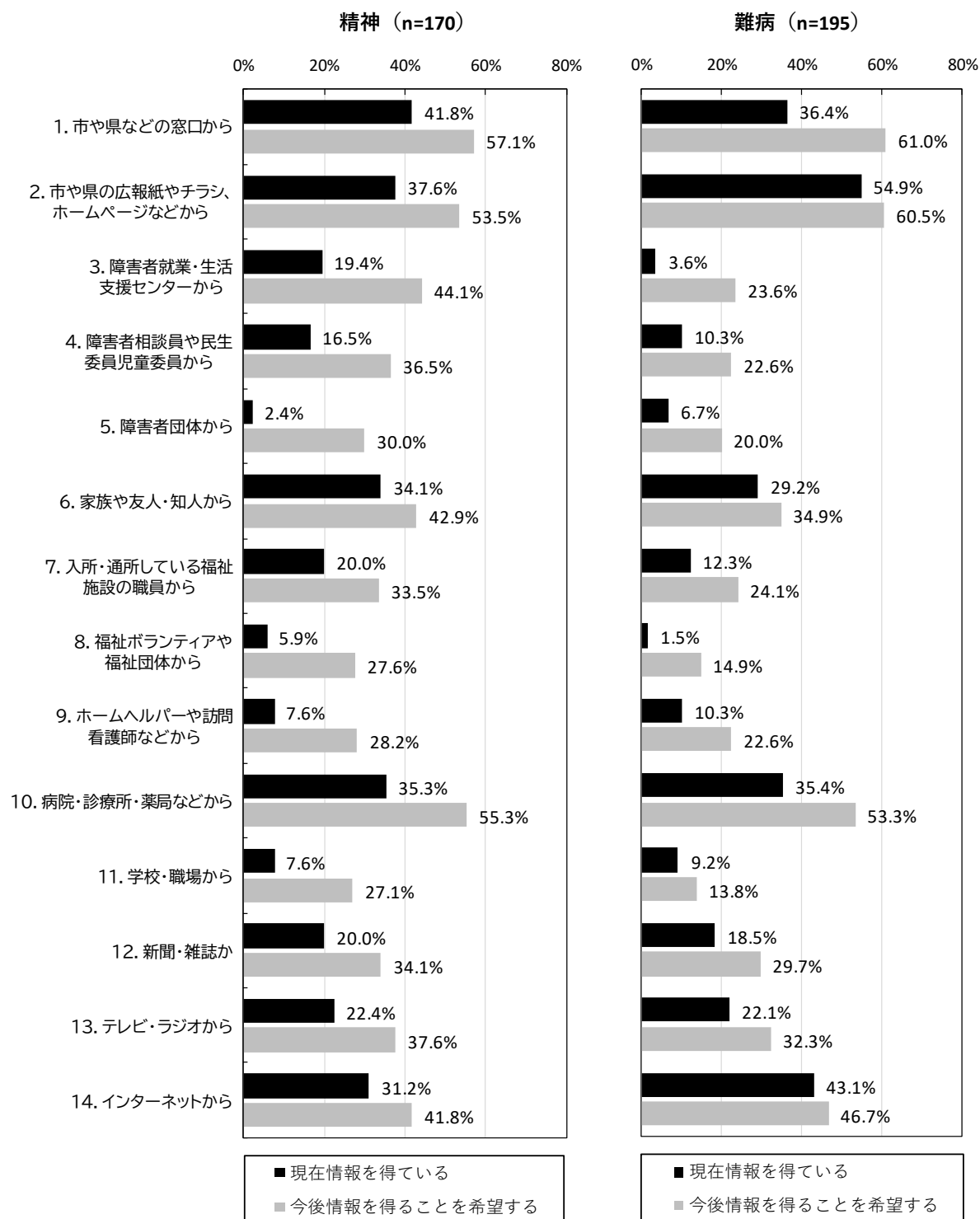
また、下表に示す「今後の希望」と「現在」の割合の差が25%を超え、今後の希望が現在よりも著しく高いのは、「1. 市や県などの窓口から」(知的障害、発達障害)、「2. 市や県の広報紙やちらし、ホームページなどから」(発達障害)、「3. 障害者就業・生活支援センター」(知的障害、発達障害)、「4. 障害者相談員や民生委員児童委員から」(発達障害)、「5. 障害者団体から」(知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害)、「8. 福祉ボランティアや福祉団体から」(知的障害、発達障害、高次脳機能障害)、「9. ホームヘルパーや訪問看護師などから」(発達障害)、「10. 病院・診療所・薬局などから」(発達障害、高次脳機能障害)となっています。

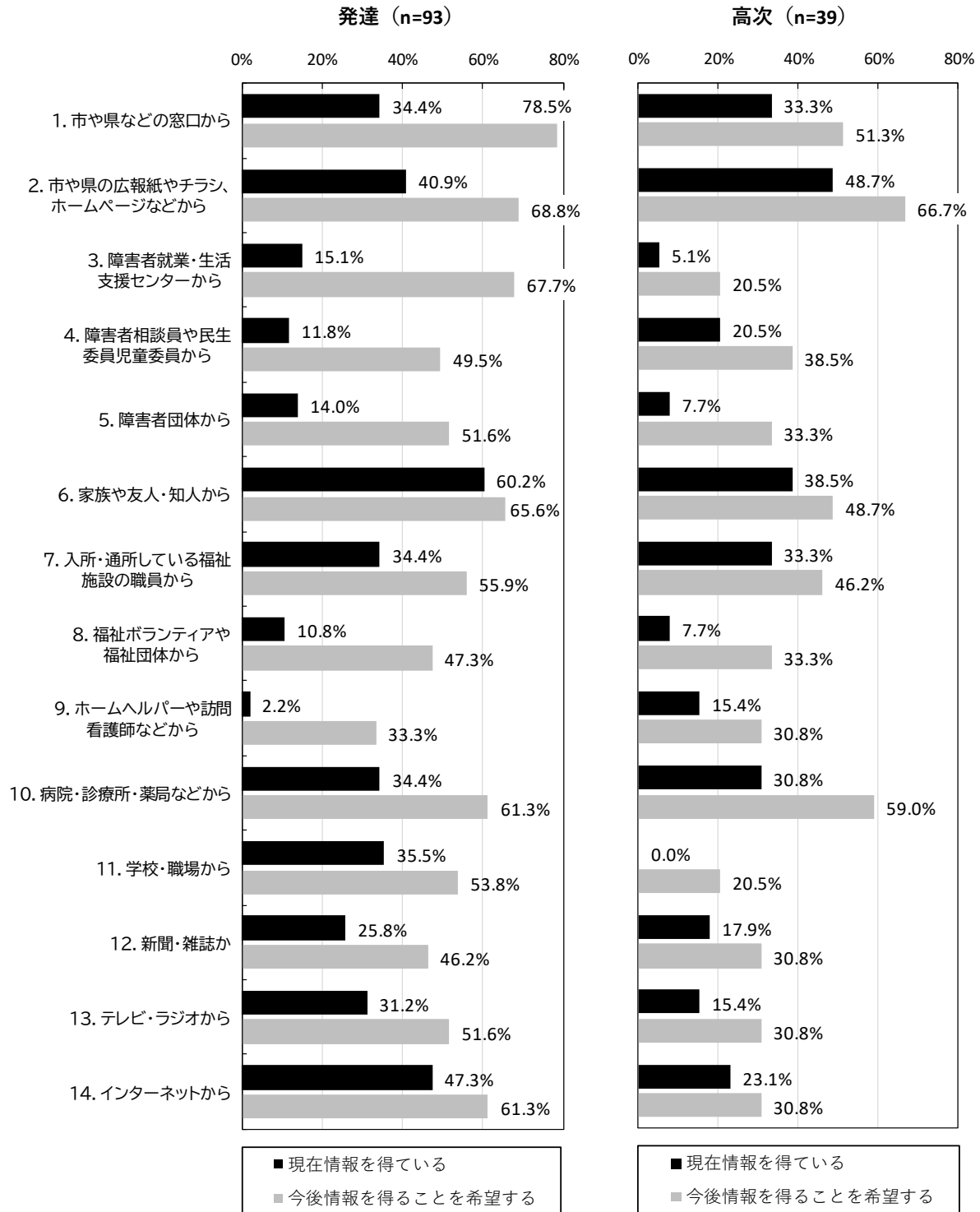
■「今後情報を得ることを希望する」割合と「現在情報を得ている」割合の差

	身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)
1. 市や県などの窓口から	19.5%	29.3%	15.3%	24.6%	44.1%	17.9%
2. 市や県の広報紙やちらし、ホームページなどから	8.1%	24.9%	15.9%	5.6%	28.0%	17.9%
3. 障害者就業・生活支援センターから	14.3%	34.5%	24.7%	20.0%	52.7%	15.4%
4. 障害者相談員や民生委員児童委員から	11.9%	22.7%	20.0%	12.3%	37.6%	17.9%
5. 障害者団体から	12.4%	27.5%	27.6%	13.3%	37.6%	25.6%
6. 家族や友人・知人から	-0.5%	1.3%	8.8%	5.6%	5.4%	10.3%
7. 入所・通所している福祉施設の職員から	8.4%	21.0%	13.5%	11.8%	21.5%	12.8%
8. 福祉ボランティアや福祉団体から	12.6%	29.7%	21.8%	13.3%	36.6%	25.6%
9. ホームヘルパーや訪問看護師などから	8.7%	21.4%	20.6%	12.3%	31.2%	15.4%
10. 病院・診療所・薬局などから	12.4%	23.1%	20.0%	17.9%	26.9%	28.2%
11. 学校・職場から	5.7%	8.7%	19.4%	4.6%	18.3%	20.5%
12. 新聞・雑誌から	5.3%	21.8%	14.1%	11.3%	20.4%	12.8%
13. テレビ・ラジオから	5.1%	21.8%	15.3%	10.3%	20.4%	15.4%
14. インターネットから	5.1%	19.2%	10.6%	3.6%	14.0%	7.7%

※25%以上の数字を網かけしています。





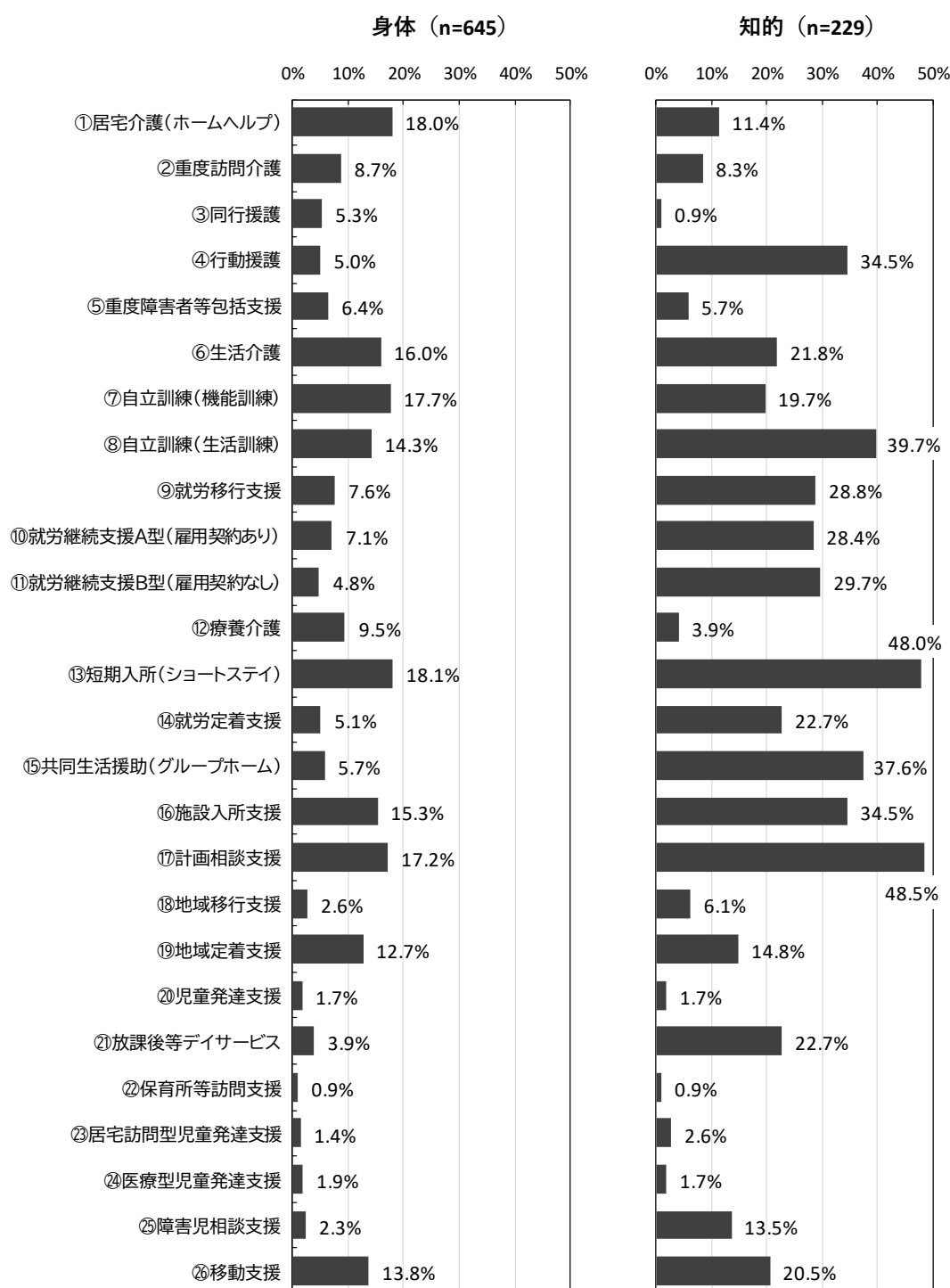


【今後利用したい福祉サービス】

■身体障害、知的障害

身体障害では、希望の多い順に「⑬短期入所」(18.1%)、「①居宅介護」(18.0%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(17.7%)、「⑰計画相談支援」(17.2%)、「⑥生活介護」(16.0%)などとなっています。

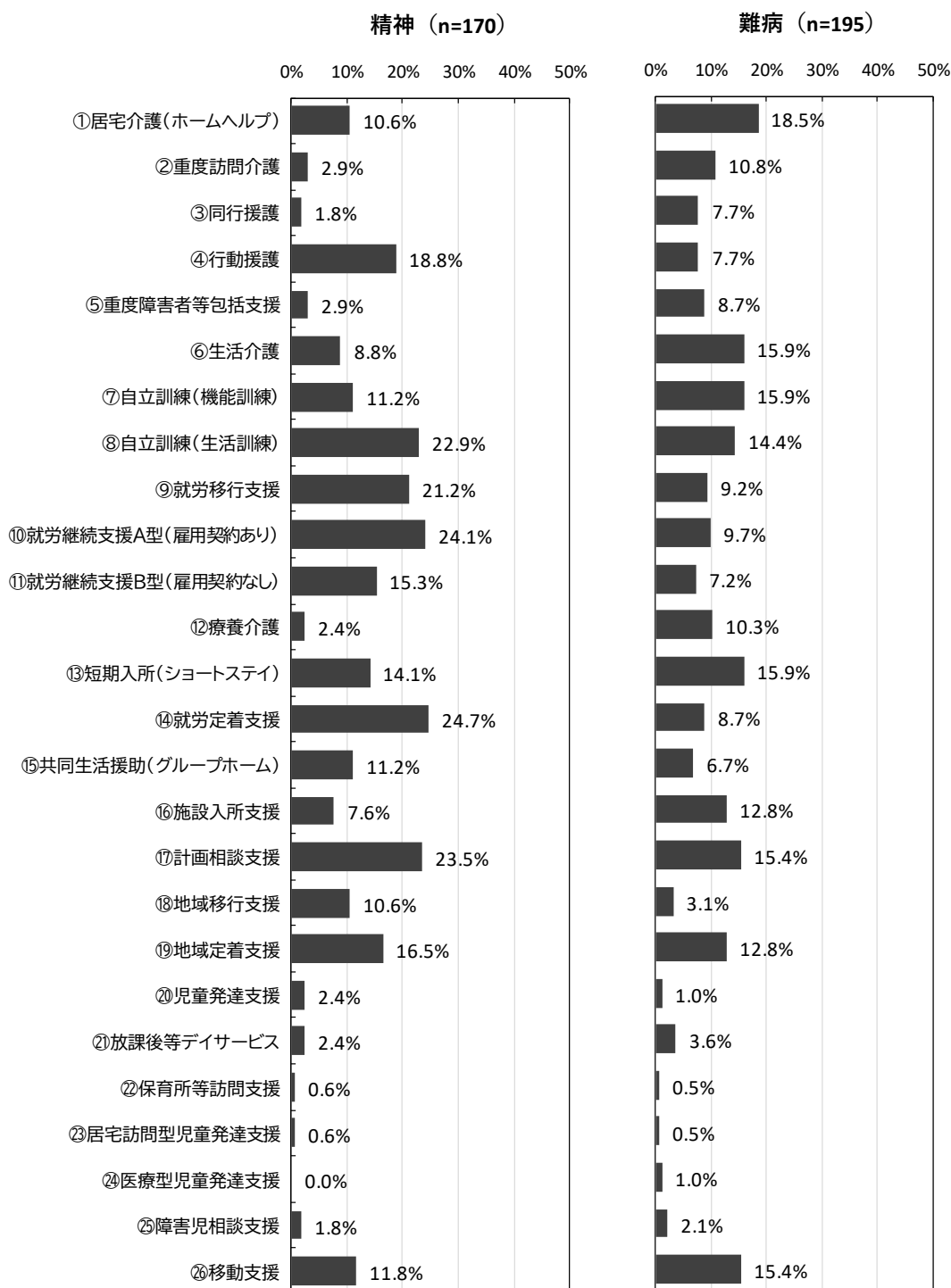
知的障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(48.5%)、「⑬短期入所」(48.0%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(39.7%)、「⑮共同生活援助」(37.6%)、「④行動援護」(34.5%)、「⑯施設入所支援」(34.5%)などとなっています。



■精神障害、難病

精神障害では、希望の多い順に「⑭就労定着支援」(24.7%)、「⑩就労継続支援 A 型」(24.1%)、「⑰計画相談支援」(23.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(22.9%)、「⑨就労移行支援」(21.2%)などとなっています。

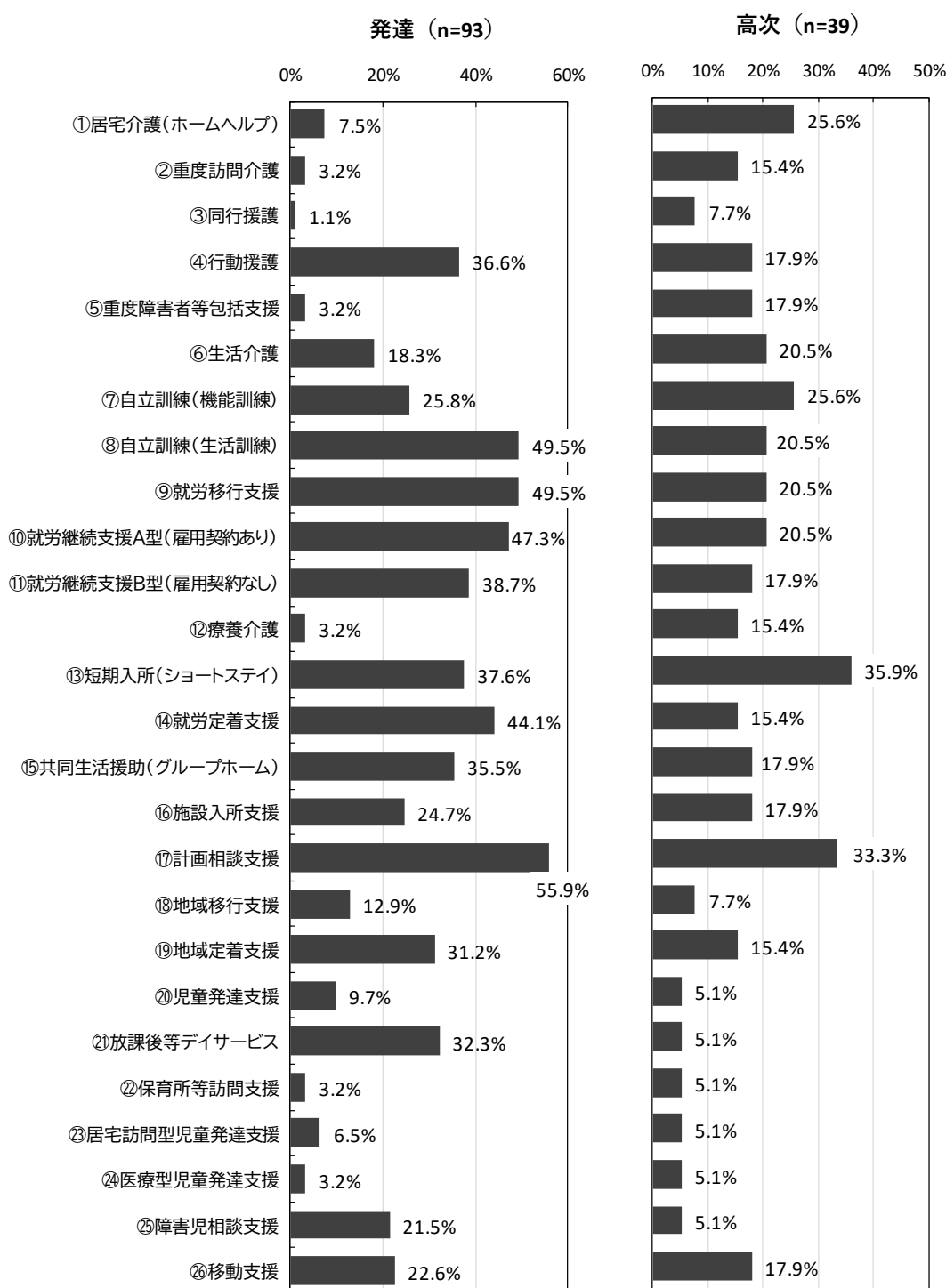
難病では、希望の多い順に「①居宅介護」(18.5%)、「⑥生活介護」(15.9%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(15.9%)、「⑬短期入所」(15.9%)、「⑰計画相談支援」(15.4%)、「⑫移動支援」(15.4%)などとなっています。



■発達障害、高次脳機能障害

発達障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(55.9%)、「⑦自立訓練(生活訓練)」(49.5%)、「⑨就労移行支援」(49.5%)、「⑩就労継続支援A型」(47.3%)、「⑭就労定着支援」(44.1%)などとなっています。

高次脳機能障害では、希望の多い順に「⑬短期入所」(35.9%)、「⑰計画相談支援」(33.3%)、「①居宅介護」(25.6%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(25.6%)、「⑥生活介護」(20.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(20.5%)、「⑨就労移行支援」(20.5%)「⑩就労継続支援A型」(20.5%)などとなっています。

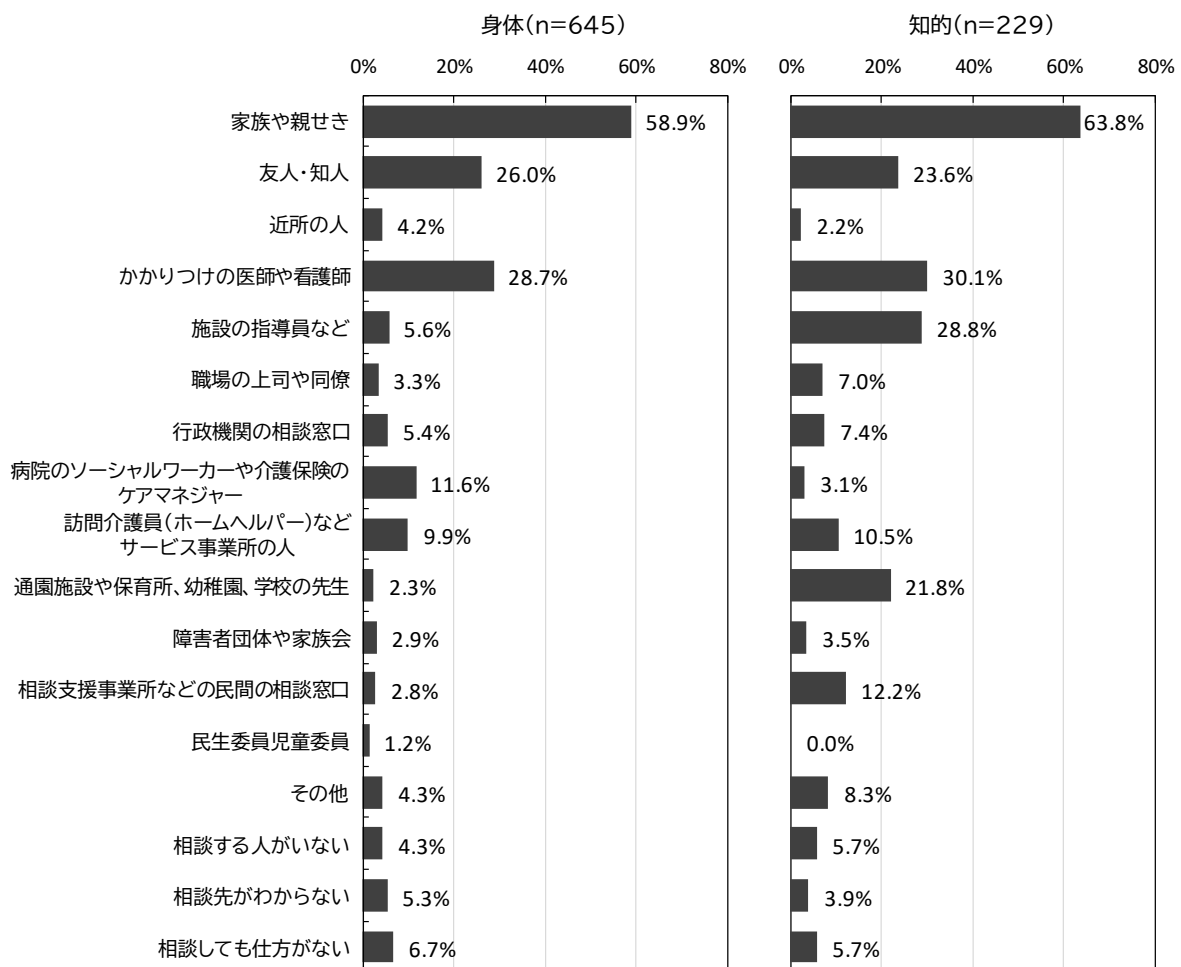


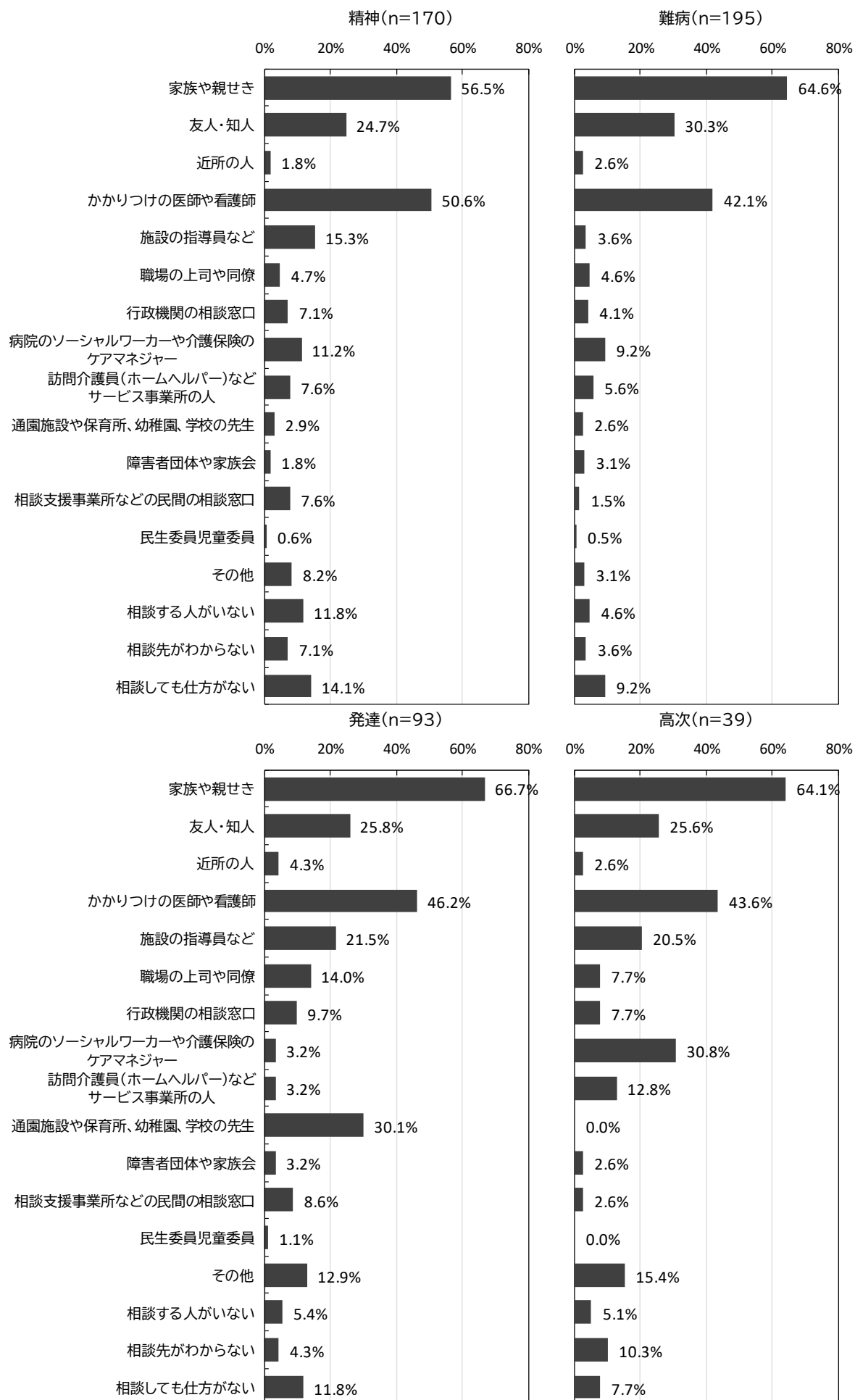
③差別や疎外感について

【日常生活の困りごとや悩みごとの相談先】

悩みや困りごとの相談先について、すべての対象者が1位に「家族や親せき」、2位に「かかりつけの医師や看護師」をあげています。3位以下は障害によりさまざまで、身体障害、精神障害、難病では「友人・知人」、知的障害では「施設の指導員など」、発達障害では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」、高次脳機能障害では「病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー」をそれぞれ3位にあげています。

また、精神障害は「相談する人がいない」が 11.8%と他の障害の2倍を超え、「相談しても仕方がない」も 14.8%と、他の障害よりも高くなっています。

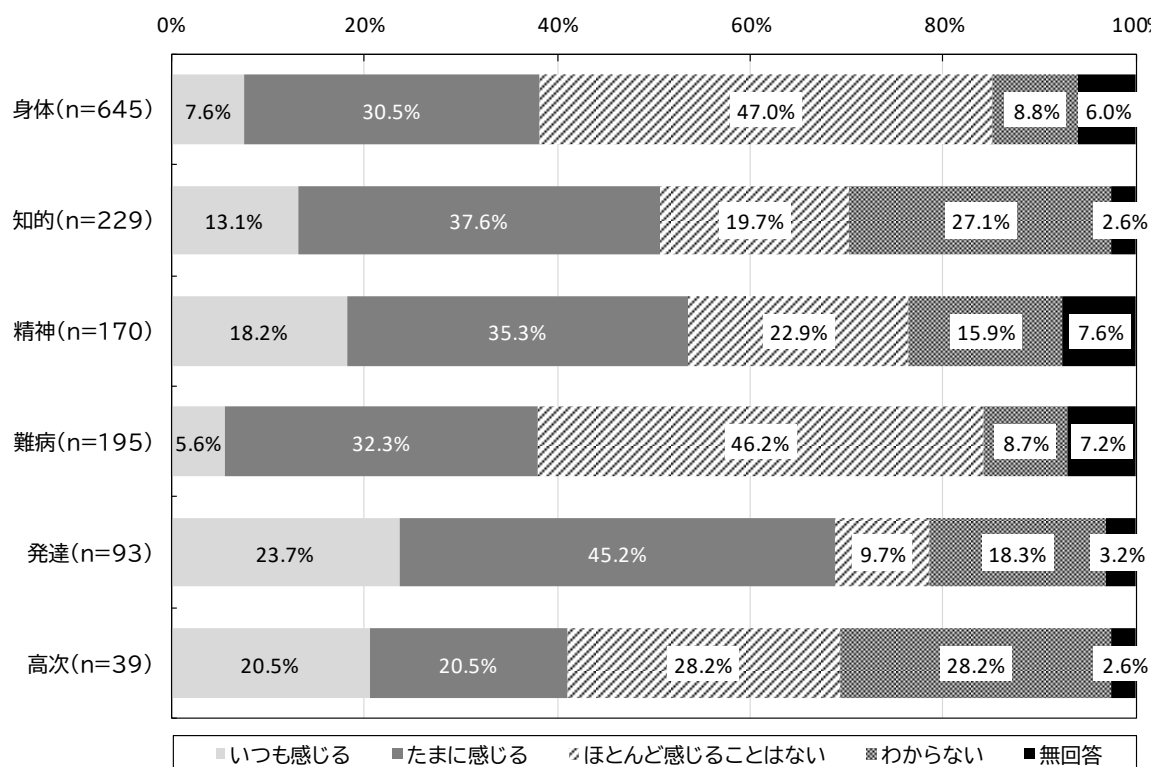




【差別や偏見について】

差別や偏見を「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』の割合が 5 割を超えて多いのは、発達障害(68.9%)、精神障害(53.5%)、知的障害(50.7%)となっています。

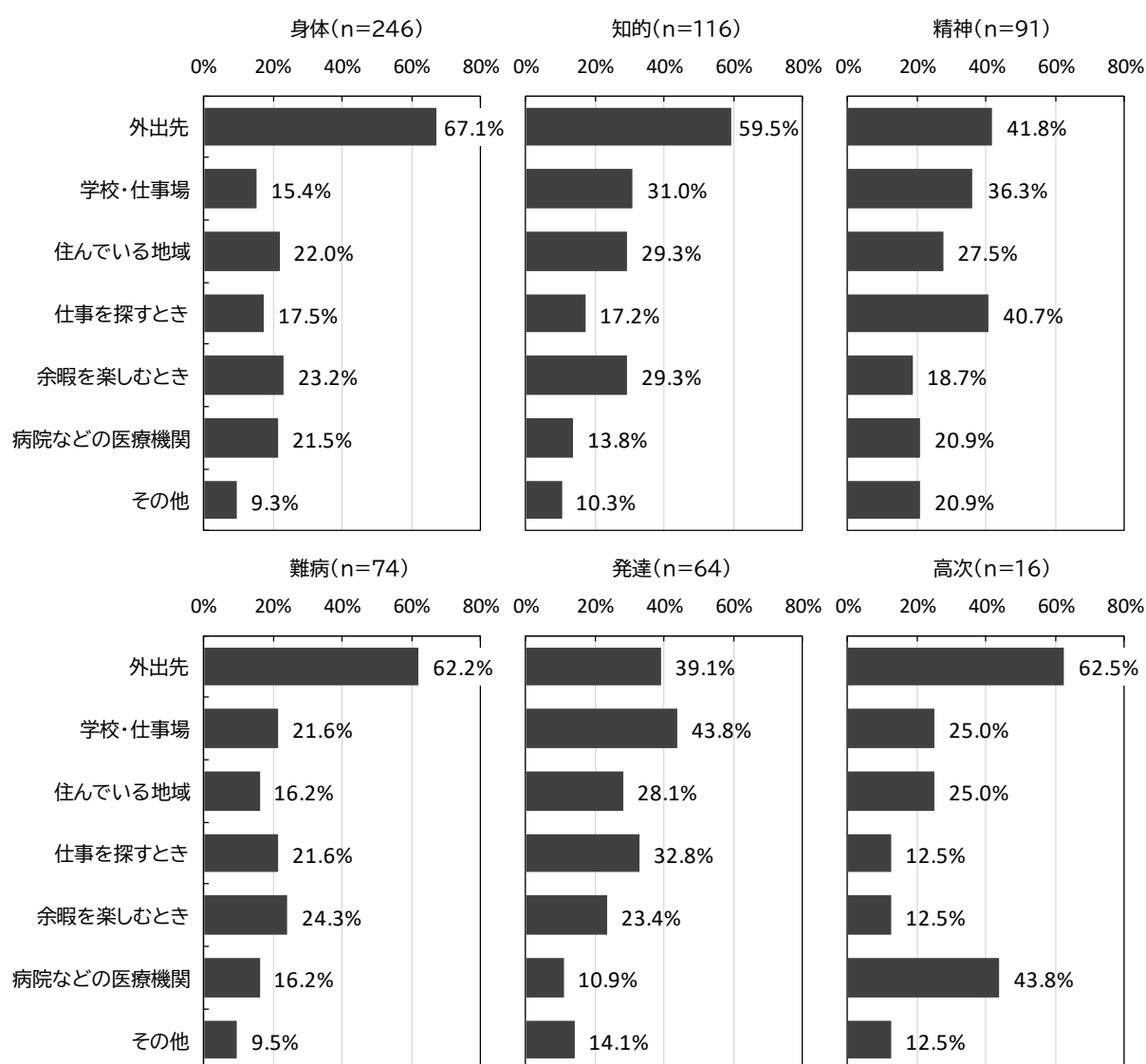
「ほとんど感じることはない」が多いのは、身体障害(47.0%)、難病(46.2%)となっています。



【差別や偏見を感じた場所】

差別や偏見を「いつも感じる」または「たまに感じる」と回答した人が差別や偏見を感じた場所について、「外出先」が身体障害、知的障害、難病、高次脳機能障害で 6 割前後、精神障害で 41.8%とそれぞれ最も高くなっています。また、精神障害では「仕事を探すとき」、「学校・仕事場」も 4 割前後、高次脳機能障害では「病院などの医療機関」が 43.8%と高くなっています。

発達障害では、「学校・仕事場」が 43.8%と最も高く、次いで「外出先」となっています。



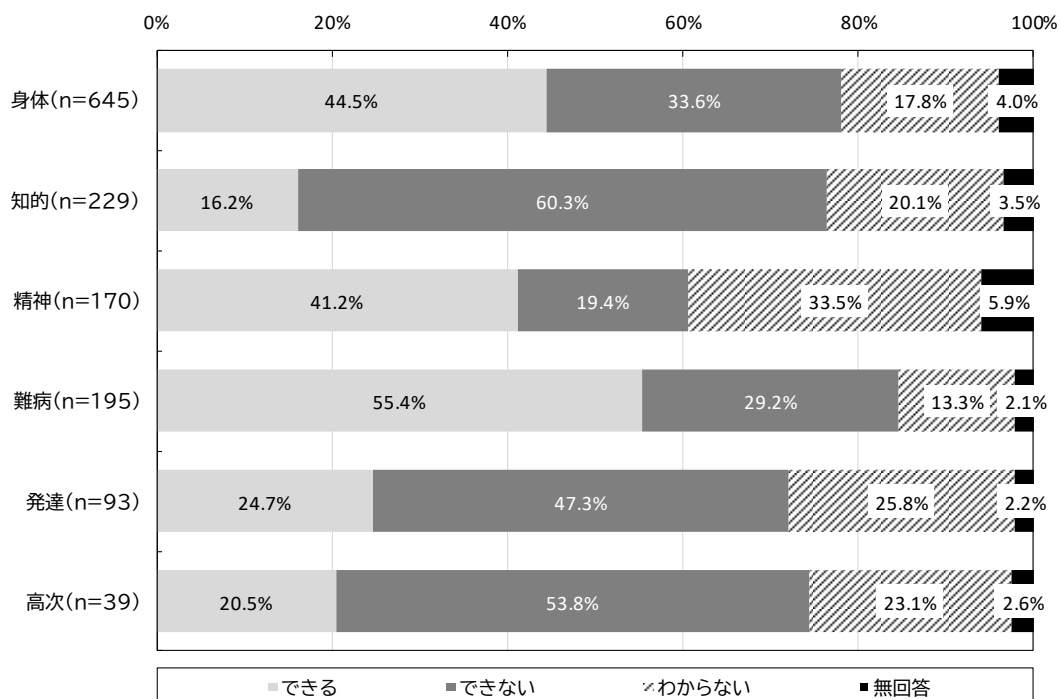
④災害時の避難等について

【一人で避難できるか】

火事や地震などの災害時に一人で避難ができるかどうかについては、障害の種類によって大きく異なっています。

「できる」は、難病で 5 割を超え、身体障害と精神障害で 4 割台となっていますが、発達障害と高次脳機能知的障害では 2 割台、知的障害では 1 割台に留まっており、逆に「できない」は、知的障害で 6 割、高次脳機能障害で 5 割を超えています。

また、精神障害の 33.5%、知的障害、難病、発達障害、高次脳機能障害では 2 割を超える人が「わからない」と回答しています。



【災害時に困ること】

災害時に困ることについて、身体障害は「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「投薬や治療が受けられない」となっています。

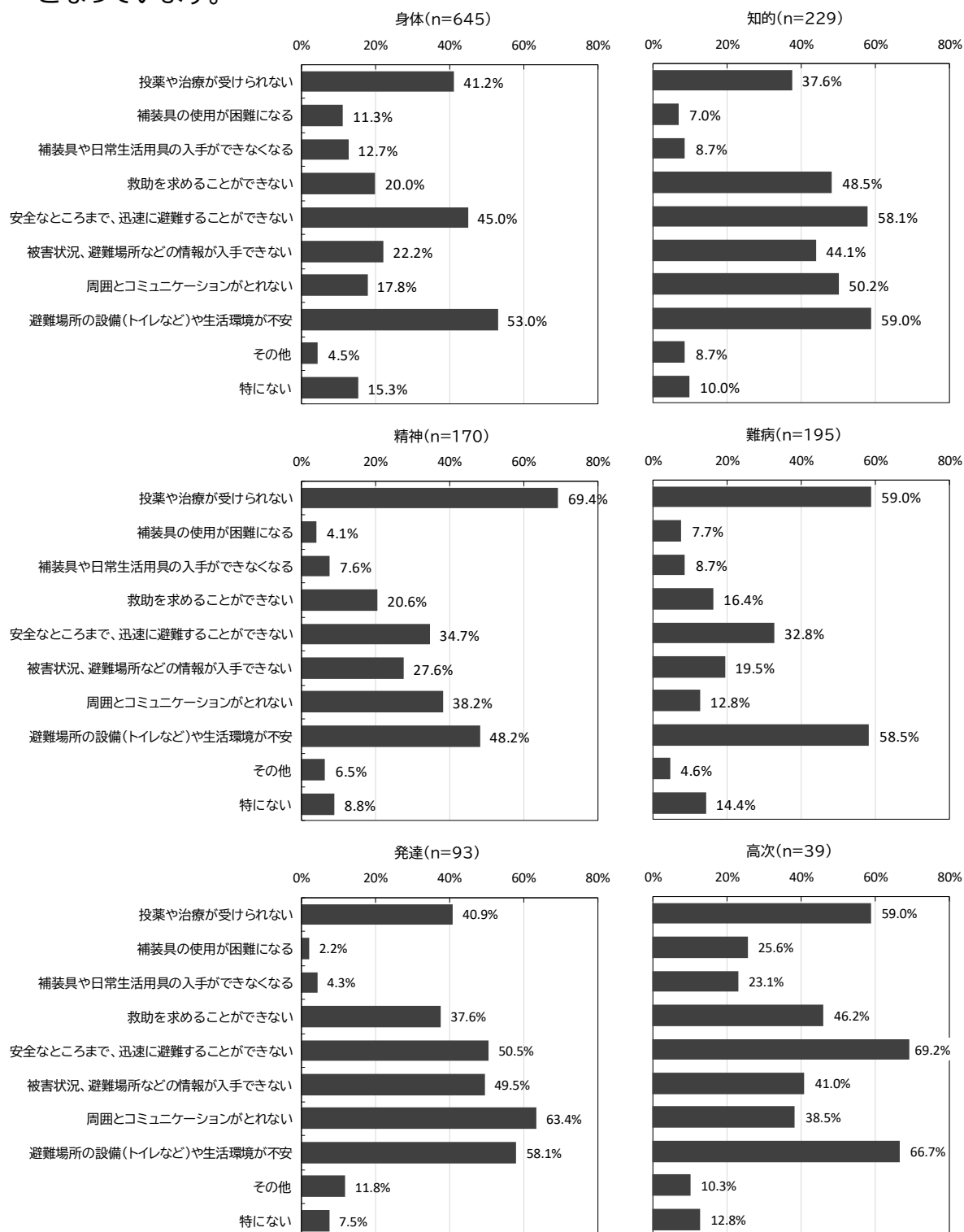
知的障害は「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」と「安全なところまで、迅速に避難することができない」に続く3位が「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

精神障害は「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

難病は「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

発達障害は「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

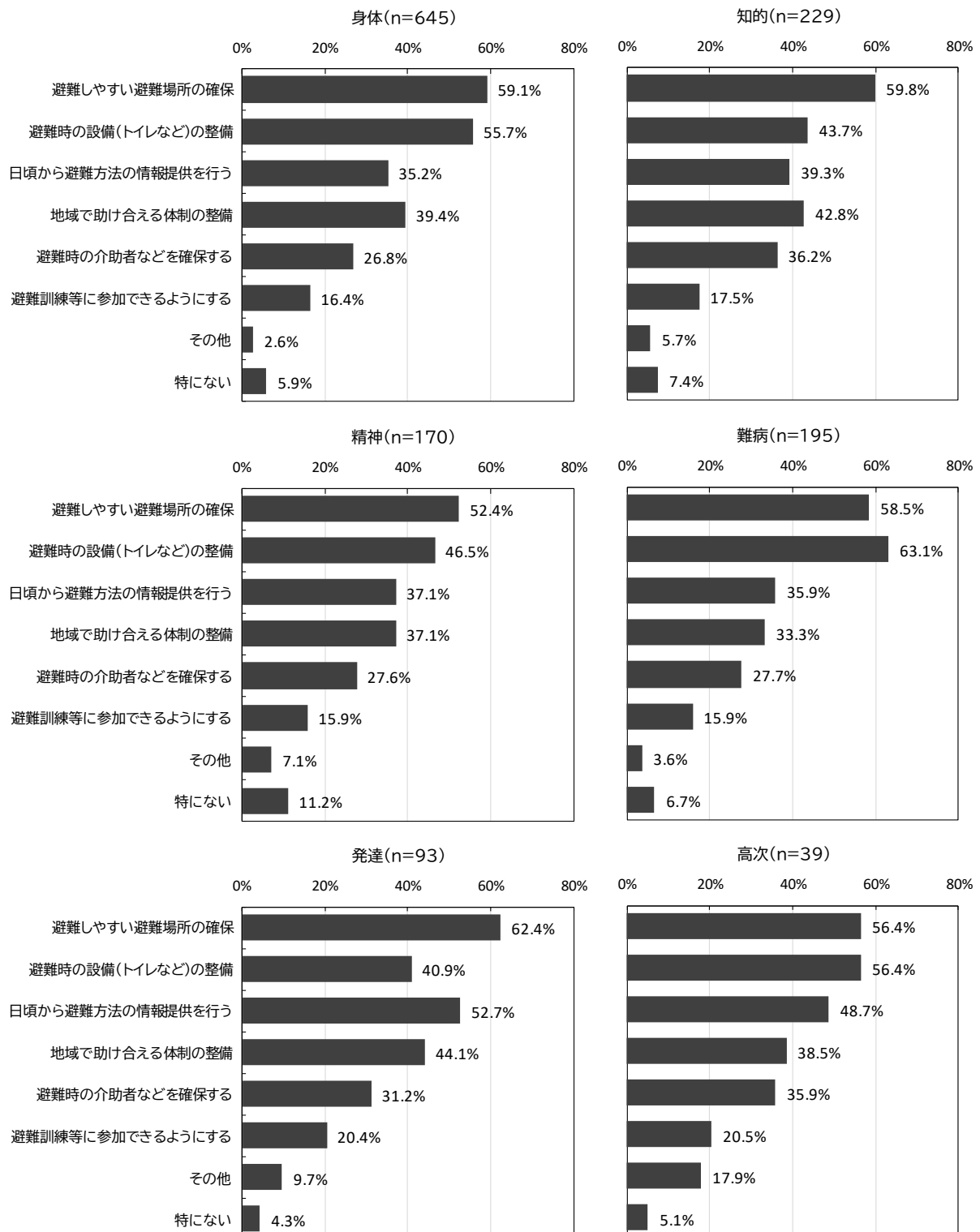
高次脳機能障害は「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」となっています。



【緊急避難に備えて必要と思う対策】

災害事など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後必要と思う対策については、ほぼ全ての障害に共通して「避難しやすい避難場所の確保」と「避難時の設備(トイレなど)の整備」が5割から6割台で1位と2位を占めています。

発達障害では、「避難しやすい避難場所の確保」に次いで「日頃から避難方法の情報提供を行う」が5割を超えて2位となっています。



第7節 ヒアリング結果の概要

本計画の策定にあたり、基礎資料とするために障害者関係団体の皆様のご意見をお聞きする「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

(1)調査の概要

対象者	市内の障害関係団体	
調査方法	ヒアリングシートの郵送による配布・回収	
調査期間	令和2年7月	
団体の属性	回答団体数	9
	対象とする障害区分	身体(3)、知的(4)、精神(2)、障害児(4)、その他(1) ※複数回答あり
	平均活動期間	約17年
	主な活動区域	市内全域(6)、桜(1)、豊里(1)、 市内全域+茨城県各所(1)
	活動内容	研修・講演会(5)、相談・情報交換(6)、交流(4)、自立 訓練(1)、イベント開催・参加(5)、啓発(1)など
	構成員の状況	平均31人 5年前からの変化：増えた(2)、変わらない(2)、減った(4)

※()内の数字は回答団体数

(2)主な調査結果

①団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【活動上の問題について】

会員に関するもの(新メンバーの不足、多忙、高齢化、世代の偏りなど)や活動場所の確保、情報発信の機会の不足が多く挙げられています。

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

子どもたちから共に過ごす環境や受け入れ態勢の整備、障害や医療的ケア児に対する理解の促進が求められています。

【生活環境について】

移動手段の利便性改善(費用の助成や車いす用駐車場の確保など)や施設整備(多目的トイレの整備、バリアフリー化や障害特性に応じた設備の設置など)が多く挙げられています。

【安全・安心な暮らしについて】

障害特性にきめ細かく対応した避難所及び避難所設備の整備、实际的な避難行動につながる避難訓練やシミュレーション、そうした裏付けのある個別の避難計画の作成・周知などが挙げられています。

【差別の解消・権利擁護について】

障害や医療的ケア、手話等の理解に資する啓発活動や条例の制定、障害のある人の保育・教育の機会の確保、インクルーシブ教育の推進などが求められています。

【障害福祉サービスについて】

サービスを受けやすくするための情報提供、障害者のニーズを正しく踏まえた福祉サービスの施設整備や研修等の実施、移動支援サービスの利用範囲の拡大などが求められています。

【相談・情報提供について】

相談支援事業に関する人員や体制の整備・拡充と利用への周知、医療的ケア児・重症心身障害児・知的障害児等に対応できる専門職員の充実、障害に関係する各種手続きの簡素化、障害者が参加できる余暇活動などの総合的な情報提供、わかりやすい障害福祉ガイドブックなどが求められています。

【医療・保健について】

医療機関、保健所、教育機関などの連携強化、学校や障害などに関する情報提供や医療と福祉の連携の強化、障害者に特化した健康診断、医療的ケア児やその親へのサポート体制の整備、聴覚障害者や手話通訳者に向けた研修等への支援などが求められています。

【教育・保育・療育について】

保育所や小中学校、特別支援学校の医療的ケア児受け入れ態勢整備やその保護者への支援、子どもを尊重し、主体とした療育・教育の充実、聴覚障害の児童・生徒への教育環境の充実等が希望されています。

【雇用・就労について】

障害者の就労機会の拡大、就労定着支援などの福祉サービスの弾力的な運用による就労しやすい環境づくり、企業の理解や起業側へのメリットの拡大が求められています。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

イベント等を行っている団体への支援・助成、医療的ケア児や重症心身障害児が継続参加できる余暇活動の場づくり、活動に参加する障害児の親の負担軽減などが挙げられています。

②今後の活動方針について

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

ネットやリモート環境を活用した会の運営や情報発信、**障害**や**障害者**、医療的ケアなどに関する理解促進のための活動、医療・介護・福祉・教育・他団体などとの連携や保護者同志のつながりの強化、聴覚**障害者**等への支援事業などが挙げられています。

【上記の活動を進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

支援センターや交流センターのリモート会議を含むネットワーク環境の整備、人材強化のための支援、団体の活動やボランティア活動促進のための支援、聴覚障害者支援の環境整備などが求められています。

③計画策定にあたってのご意見・ご要望等

現行の計画の進捗状況や目標達成の見込みに関する情報提供、他の自治体を参考とした施策の検討、計画策定会議委員への障害当事者の登用、障害当事者を主役とした計画の策定などのご意見がありました。

第8節 前期計画の評価

1 施設入所者の地域生活への移行

令和 2（2020）年度末時点における平成 28（2016）年度末から入所施設利用者の減少数	目標値	3 人
	実績値	0 人
平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度末までの地域移行者数	目標値	14 人
	実績値	9 人

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和 2（2020）年度末までに、保険・医療・福祉関係者による協議の場の設置	目標値	設置
	実績値	設置

3 地域生活支援拠点等の整備

令和 2（2020）年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも 1 つ整備	目標値	整備
	実績値	未整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和 2（2020）年度における年間一般就労移行者数	目標値	15 人
	実績値	調整中
就労移行支援事業の利用者数	目標値	90 人
	実績値	67 人
就労移行率が 3 割を超える就労移行支援事業所の割合	目標値	50%以上
	実績値	調整中
各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率	目標値	80%以上
	実績値	調整中

5 障害児支援の提供体制の整備など

令和 2（2020）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置	目標値	設置
	実績値	未設置
平成 30（2018）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	目標値	設置
	実績値	設置
令和 2（2020）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	目標値	構築
	実績値	R01 3 件 R02 2 件
令和 2（2020）年度末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保	目標値	確保
	実績値	児発 H29 2 件 R01 1 件 放デイ H28 1 件 H29 1 件 R01 1 件

各論 1

第 3 次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし時に他を支え、時に支えられながら、いきいきと安心して共に暮らすまちづくりを推進します。

2 生活環境の整備推進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害のある人や高齢の人などの目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害や詐欺などの犯罪に対する防災体制や防犯体制の充実を図り、障害のある人や高齢の人をはじめとする全ての市民の安全で安心した暮らしの確保を図ります。

4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

高齢化の進展により、判断能力が十分でない人が増えています。また、人権を棄損する虐待も増加しています。そうした人の権利を守るために、成年後見制度の利用支援、虐待防止のための体制整備、差別解消のための啓発活動を充実させます。

5 地域生活の充実 ～地域での自立した生活を支えるために～

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援する様々な福祉サービスや相談体制、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

7 教育・療育の充実 ～障害のある子どもを安心して育てるために～

教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、医療的ケア児をはじめとする障害のある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。

8 就労に向けた支援 ～生きがいある生活を送るために～

生きがいのある生活を送るには、自立のための経済的基盤の確立が重要です。障害のある人、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力に沿って働きがいのある就労ができるよう支援を行います。

9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動に、障害のある人が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。

第2節 計画の体系



第2章 施策の展開

第1節 共生のまちづくりの推進

障害者福祉に関するアンケート調査では、差別や偏見を「いつも感じる」または「たまに感じる」との回答が、発達障害者で 7 割近く(68.9%)に達し、最も少ない身体障害者でも 37.8%に上っています。

それまでは元気であっても、高齢になれば日常生活に困難をきたし、介護を必要とする可能性は高くなりますが、そうした、日常生活や社会生活に制約を受ける状態の人は、障害者基本法による「障害者」の定義と重なります。

障害を特別なものと捉えることなく、障害のある人・ない人、子どもからお年寄り、様々な人がつながり、共に生きることが当たり前のまちをつくることは、全ての人にとって重要なことです。

そのために、障害についての理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進し、障害のある人が持つ差別感が解消されるよう努めるとともに、地域で人と人が繋がる仕組みづくりやボランティア活動の促進を図ります。

1-1 啓発・広報活動の充実

番号	事業概要	担当課
1	市民への啓発活動 ・障害の特性に対する理解と認識を深めるため、障害の特性や、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課 社会福祉協議会
2	広報誌の活用 ・広報紙への掲載を通して、障害のある人に対する情報提供に努めていきます。	障害福祉課
3	ホームページの活用 ・市ホームページ及び市公式 SNS 等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	広報戦略課 障害福祉課
4	障害者週間を通した啓発・広報活動 ・障害者週間(12月3日～9日)を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課
5	在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発 ・外国語広報紙の発行やホームページ等での情報発信、外国人相談窓口の設置のほか、国際理解講座等の実施を通して、多文化共生に対する意識を啓発します。	国際交流室

6	男女共同参画意識の啓発 ・性別、障害の有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向けた理解と意識を深めるため、各種啓発活動を推進していきます。 また、市民一人一人の能力や行動力を高めるため、交流の場や学習機会を提供します。	男女共同参画室

1-2 地域づくり

番号	事業概要	担当課
7	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画 ・つくば市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形での施策への反映に努めます。	障害福祉課
8	障害者自立支援協議会 ・地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害福祉課
9	つくば子育てサポートサービス ・子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人々が子育て家庭を支援することを目的とした、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	こども政策課 社会福祉協議会
10	生活支援体制整備事業 ・地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っていきます。	地域包括支援課
11	地域見守りネットワーク事業 ・地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要があるため、その地域に適した相談役を見つけ、設置に向けて積極的に働きかけ、見守りが必要な方に対し、地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めていきます。 ・社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。	社会福祉協議会
12	さわやかサービス事業 ・さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	社会福祉協議会 障害福祉課

1-3 福祉教育の推進

番号	事業概要	担当課
13	市内小中学校と特別支援教育諸学校、福祉支援センター等との交流促進 ・市内小中学校と特別支援教育諸学校、福祉支援センター等との交流を通して、障害のある子どもに対する理解を深めます。	学び推進課
14	福祉移動教室 ・手話や点字、車いす体験など、児童・生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。	社会福祉協議会

1-4 ボランティア活動の促進

番号	事業概要	担当課
15	ボランティア活動基盤整備事業 ・ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の受付や福祉機材の整備・貸出しを行います。また、ボランティア・市民活動を支援する団体助成事業を実施していきます。	社会福祉協議会
16	ボランティア育成・支援・研修事業 ・小中学生や青少年に対し、体験等を通して福祉やボランティアへの興味や関心につながる機会を提供します。 ・ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会
17	ボランティアネットワーク支援事業 ・ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。	社会福祉協議会
18	ボランティアセンター広報事業 ・ホームページや「つくばボランティアセンターNEWS」等でボランティア活動に関わる情報を発信していきます。	社会福祉協議会
19	ボランティアセンター運営事業 ・ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。	社会福祉協議会
20	各種奉仕員養成講座の開催 ・視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座(手話・要約筆記・点訳・音訳)を開催します。	障害福祉課
21	介護支援ボランティア事業 ・介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通じた介護予防を推進します。	地域包括支援課 社会福祉協議会

第2節 生活の環境の整備推進

障害のある人や高齢者が、地域の中で安心して楽しく暮らしていくためには、住居内での移動や道路・施設・交通機関などの利用において、障害のある人に困難を感じさせるもの（バリア）を極力無く（フリーに）する環境の整備を、障がいのある方の視点に立って行うことが大切です。

障害者福祉に関するアンケート調査で回答された、外出する時に困ることについては、障害の種類により特徴が見られていますが、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便(道路、トイレ、エレベーターなど)」は、比較的共通して多い回答となっています。

それらの指摘に応え、障害のある人が利用しやすく安全な環境を整備するため、住宅や施設・道路の整備、交通手段の充実に努めます。

2-1 住宅政策の推進

番号	事業概要	担当課
22	つくば市市営住宅長寿命化計画 ・市営住宅の長寿命化のための大規模改修工事では、バリアフリー等に配慮した仕様での改修を促進します。また、建替えについては、構造や間取り等に関しても障害のある人や高齢者世帯に配慮した居住水準・仕様での整備を推進します。	住宅政策課
23	重度障害者住宅リフォーム補助事業 ・重度障害のある人に対し、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度の周知を行い、専門職（理学療法士、作業療法士）と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。	障害福祉課
24	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業 ・障害のある人や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供し、市内における安定した居住の確保を図ります。	住宅政策課
25	住居確保給付 ・離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方（または失う恐れの高い方）に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
26	グループホームの利用促進 ・新規参入事業所の迅速な情報収集に努め、事業者情報を的確に把握し、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課

2-2 都市施設・道路の整備

番号	事業概要	担当課
27	施設環境の整備 ・公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 ・茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとする者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。	障害福祉課 建築指導課
28	道路の修繕・改修 ・路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。	道路管理課

2-3 交通手段の確保

番号	事業概要	担当課
29	福祉有償運送事業 ・福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	高齢福祉課 障害福祉課
30	コミュニティバス「つくバス」・デマンド型交通「つくタク」運行業務 ・市民の日常生活における移動の利便性を確保するため、公共交通に関する調査・分析を行い二次交通網の形成を行います。二次交通網を担う公共交通サービスとして、「つくバス」及び「つくタク」の運行を実施します。	総合交通政策課
31	ノンステップバス導入促進事業 ・移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくバスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。	総合交通政策課
32	障害者運賃割引制度 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者(1名)を対象に、つくバスとつくタクの運賃の割引(半額)を行います。	総合交通政策課
33	福祉タクシー制度の充実 ・障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害福祉課
34	障害者の運転免許取得・自動車改造の助成 ・障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を実施して、交通手段の確保を支援します。	障害福祉課

第3節 安全・安心な暮らしの確保

障害者福祉に関するアンケート調査では、災害時に一人で避難できないとの回答は、知的障害、高次脳機能障害、発達障害のある人で特に高く、それぞれ 60.3%、53.8%、47.3% となっています。また、災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が障害の種類に関わらず高くなっていますが、精神障害のある人や難病患者では、「投薬や治療が受けられない」の回答がそれ以上に高いなど、障害の種類により異なる点が見られ、ヒアリング調査の結果でも、障害特性にきめ細かく対応した避難所や避難設備の整備を求める意見があがっています。

そうした要望に沿う、より充実した防災体制の構築を進めるとともに、金銭管理に介助が必要であるなど、判断能力が十分でない人が被害を受けやすい消費者被害の未然防止に努めます。

3-1 防犯・防災体制の充実

番号	事業概要	担当課
35	防犯・防災に関する啓発・広報 ・市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課 危機管理課
36	地域見守りネットワーク事業 ・住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
37	避難行動要支援者への支援 ・避難行動要支援者名簿に記載されている障害のある人の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	社会福祉課
38	福祉避難所の受け入れ体制の構築 ・指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受け入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入体制を構築します。	社会福祉課
39	障害特性に応じた災害時支援 ・避難が必要な災害時に、指定避難所、福祉避難所で過ごすために、特性や困りごとを周囲に理解してもらうよう、周知、啓発に努めます。	障害福祉課

40	医療的ケア児等への災害対応の支援 ・日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な方に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるためのガイドブックを作成し、周知に努めます。	障害福祉課
41	防災訓練プログラムの導入 ・地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。	社会福祉協議会
42	福祉移動教室メニューの追加 ・従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	社会福祉協議会

3-2 消費者被害等の未然防止

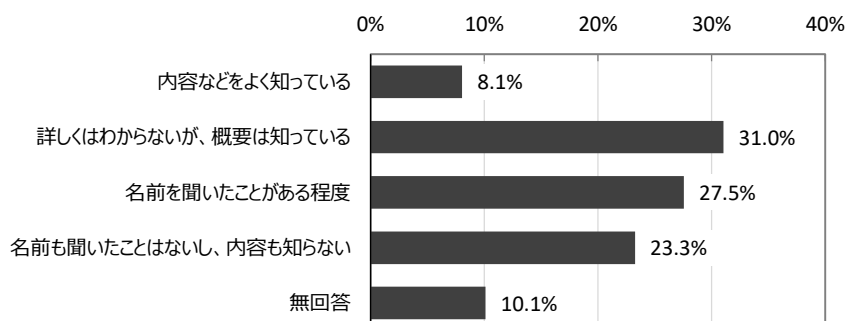
番号	事業概要	担当課
43	消費者被害等の未然防止 ・市民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるようにするため、消費者教育を推進し、注意喚起情報の提供に努めます。	消費生活センター
44	消費者トラブルの相談 ・消費者トラブルに遭遇してしまった場合の相談業務の充実とともに、普及啓発に努めます。	消費生活センター

第4節 権利擁護の充実

個人が人としての尊厳を持って生きていくためには、人権をはじめとする様々な権利が保護されなければなりません。

判断能力が十分でない人の財産などの権利を守るために成年後見制度がありますが、アンケートでは、この制度を「よく知っている」は1割未満で、5割を超える人が制度の概要も知らない状況です。

【成年後見制度を知っていましたか】 (n=1,118)



自立した日常生活を送るために制度を必要とする人が、必要な時に活用できるよう、制度の利用支援を行います。

また、障害のある人への虐待の防止や差別の解消につながる啓発、発生してしまった虐待への迅速な対応に努めます。

4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

番号	事業概要	担当課
45	成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	障害福祉課 地域包括支援課
46	成年後見制度推進事業 ・法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	社会福祉協議会 障害福祉課 地域包括支援課
47	日常生活自立支援事業 ・認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、書類等の預かり等を実施します。	社会福祉協議会

4-2 障害者虐待防止のための体制の整備

番号	事業概要	担当課
48	障害者虐待防止事業 ・「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、24 時間 365 日体制で、障害のある人への虐待に関する通報の受理、障害のある人の保護のための相談・指導及び助言を行うほか、障害のある人への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害福祉課

4-3 差別の禁止

番号	事業概要	担当課
49	障害者差別解消法の主旨の普及啓発 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、市のホームページ等にて普及啓発に取り組みます。	障害福祉課 人事課
50	合理的配慮支援事業 ・障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	障害福祉課

第5節 地域生活の充実

障害のある人への福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と、市町村や都道府県が実施する地域生活支援事業、さらに児童福祉法に基づく障害児に対する福祉サービスで構成され、一人ひとりが自分らしい生活を送るために必要なサービスをそれらの中から選択し利用します。そうした選択と利用に十分応えることができるよう、サービスの提供体制の充実を図るとともに、サービス事業者に関する情報を、視覚障害、聴覚障害など障害特性に対応する様々な手段により迅速に提供し、アンケート調査で明らかになった今後の情報入手先としての大きな期待に応えます。

また、充実した地域生活を支える相談体制や支援拠点の整備、保健・医療・福祉・教育の連携の強化を図ります。

5-1 日常生活支援の充実

番号	事業概要	担当課
51	障害福祉サービス提供体制の充実 ・相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障害のある人の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。	障害福祉課
52	地域生活支援事業の充実 ・相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課
53	福祉支援センターの充実 ・福祉支援センターにおいて、障害のある人の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	障害福祉課
54	短期入所事業等への参入の促進 ・既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害のある子ども等に対する短期入所事業や日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対しても短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	障害福祉課
55	グループホーム事業の充実と利用促進 ・共同生活援助(グループホーム)の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。	障害福祉課

56	施設情報の提供 ・利用者一人ひとりに合った福祉サービスの利用を目指し、事業所ガイドブックを作成・更新して、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業などの情報を利用者に迅速に提供していきます。	障害福祉課
57	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進 ・各種の障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。	障害福祉課
58	車いす貸し出し事業 ・車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない人に対して、車いすが利用できるよう便宜を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
59	宅配食事サービス事業 ・配食サービスを活用しながら、心身の障害等の理由で調理や買物が困難な高齢者の安否確認や健康保持を図っていきます。	高齢福祉課
60	難病患者への支援 ・難病患者の支援については、保健所との連携を含め、関係機関と協力し進めていきます。また、手帳取得対象外の難病患者で制度に該当する方には、障害福祉サービスによる支援を行っていきます。経済的支援としては、難病患者福祉金を支給します。	障害福祉課
61	障害基礎年金・各種手当等 ・障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	医療年金課 障害福祉課
62	水道料金の減免 ・障害のある人の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。	水道業務課

5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

番号	事業概要	担当課
63	全庁的な連携体制の強化 ・障害福祉に携わる関係各課の連携を推進し連携体制の強化を図ります。	障害福祉課
64	福祉に関する職員研修の計画的実施 ・福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立って考え、行動する職員を目指します。	人事課
65	発達相談 ・障害福祉課の臨床心理士を中心に、発達の気になる児童の保護者等から相談を受け、早期に適切な支援をしていくことにより、児童の発達を促し、保護者の育児を支援します。また、関係機関との連携を図ります。	障害福祉課
66	のびのび子育て教室 ・母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源(療育等)につなげていきます。	健康増進課
67	高次脳機能障害への支援の充実 ・高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。	障害福祉課
68	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業 ・関係機関と連携し、その人の心や身体の状態にあったもっとも相応しい在宅サービスの提供を行うため、関係者の連携による精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの充実に努めます。	障害福祉課
69	医療的ケア児等の相談支援 ・医療的ケア児等が在宅生活を送るうえで必要なサービスの紹介や相談を受け、関係機関につなぐことで、安心して生活できるよう支援していきます。	障害福祉課

5-3 相談体制の整備

番号	事業概要	担当課
70	障害福祉制度についての相談対応の充実 ・障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう体制を整備し、他部署とケース情報の共有を図ります。	障害福祉課
71	女性のための相談室運営事業 ・女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っていきます。 ・相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしていきます。	男女共同参画室
72	家庭児童相談業務の充実 ・要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。	子育て相談室
73	発達相談 ・発達相談を実施することで、発達の遅れがある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぐことで、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	障害福祉課 健康増進課
74	こころの健康相談事業 ・「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。	健康増進課

5-4 総合拠点・地域拠点の整備

番号	事業概要	担当課
75	地域生活支援拠点等の整備 ・障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めていきます。	障害福祉課
76	相談対応部署間の連携強化 ・障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、および関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	地域包括支援課 障害福祉課
77	児童発達支援センターの整備 ・発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課

5-5 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

番号	事業概要	担当課
78	コミュニケーション支援サービスの充実 ・聴覚、言語機能、音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実に努めます。	障害福祉課
79	障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供 ・障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。	障害福祉課
80	視覚障害者等の読書環境整備 ・小説などの録音資料(CD)、大きな活字の本、点訳ボランティアの活動により作成した点字絵本を備えていきます。	中央図書館
81	聴覚障害者等の緊急通報 ・119 番 FAX と緊急通報システム NET119 は、聴覚や発話に障害があり、音声での緊急通報が困難な人を対象とした通報システムです。119 番 FAX 登録者に対しては、毎年通報訓練を実施、適正なシステム運用を図っています。申請受付・相談窓口を開設しており、聴覚や発話に障害がある方がスムーズに緊急通報できるよう、今後も市民への広報に努めていきます。	消防指令課

82	市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実 ・開庁日の 9 時から 17 時まで手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。 ・磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口を設置しています。 ・筆談ボードを障害福祉課窓口を設置し、筆談対応を行います。	障害福祉課

第6節 保健・医療体制の充実

本市では、精神障害者保健福祉手帳所持者数が近年大きく増加していますが、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病と精神障害の関係が指摘されており、若い年代から健康づくりに取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療による障害の軽減が重要となっています。

そのため、健康診査や健康づくりを支援するための各種活動や早期発見のための体制の充実、精神医療を含む、保健・医療体制の整備を推進します。

6-1 健康づくりの支援

番号	事業概要	担当課
83	健康管理システムの活用 ・新健康情報管理システムを導入し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課
84	健康体操教室 ・若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	健康増進課
85	特定健康診査等 ・春・秋の集団健診(特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診)及び医療機関健診など、健康保持の場を提供するとともに、未受診者に対しては受診勧奨を行います。 さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう重症化予防を支援します。	健康増進課 国民健康保険課 医療年金課

6-2 早期発見体制の充実

番号	事業概要	担当課
86	あかちゃん訪問(乳幼児全戸訪問事業) ・4か月未満の早期にあかちゃん訪問を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療に結びつけます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。	健康増進課
87	1歳6か月健康診査 ・専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	健康増進課
88	3歳健康診査 ・専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見し必要に応じて発達相談や療育等のサービスにつなげます。また、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	健康増進課
89	すこやか健康相談 ・乳幼児を持つ保護者等を対象に、成長発達全般・生活習慣・栄養等の相談・助言及び情報提供を行います。不安を軽減し、安心して育児ができるよう努めることで児の健やかな成長を支援します。また、支援の必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供できるよう関係者・他課及び関係機関との連携を図っていきます。	健康増進課
90	出前健康講座 ・乳幼児をもつ保護者や育児支援者に対し、子どもの健康や栄養指導、歯科指導等について出前講座を実施し、地域に根ざした育児支援を展開するとともに、子育ての不安軽減に努めます。	健康増進課

6-3 精神医療体制の充実

番号	事業概要	担当課
91	市長同意による医療保護入院事務 ・医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	健康増進課
92	連携による在宅支援体制の充実 ・地域移行支援事業・地域定着支援事業の促進を図り精神障害者等の社会参加を促します。さらに地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。	障害福祉課

6-4 保健・医療体制の整備

番号	事業概要	担当課
93	健康増進計画推進事業 ・健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第4期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCAサイクルに基づいて計画全体の評価をしていきます。	健康増進課
94	医療福祉費支給制度 ・乳幼児医療費公費負担制度、重度心身障害者等医療費公費負担制度等について県及び市制度に基づき、実施していきます。また、医療福祉費支給制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。	医療年金課
95	障害児受入れ医療機関等への支援 ・市内医療機関等に対し、医療ケアが必要な障害児に対する短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけ、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援していきます。	障害福祉課

第7節 教育・療育の充実

令和2年度の小学校の特別支援学級の児童数は596人で、5年前の平成27年度から250人増加しました。同様に令和2年度の中学校の特別支援学級の生徒数は211人で、平成27年度から71人増加しており、年々増加する児童・生徒に質・量とも対応できる学校教育の充実が重要となっています。

アンケート調査では、施設・学校・保育所等に通うとき困ることとして、1位の「通うのに付き添いが必要」に続き高い割合の回答は、知的障害と発達障害の「課題や授業についていけない」、精神障害と発達障害の「周囲の理解が得られない」などとなっています。また、ヒアリング調査では、医療的ケア児の受け入れ態勢の整備やその保護者への支援などが求められています。

そうした障害のある児童・生徒の増加や、アンケートやヒアリングでの指摘に適切に応えるため、教育や療育の体制の充実を図ります。

7-1 障害児への支援

番号	事業概要	担当課
96	障害児の総合的な支援体制の整備 ・障害のある児童が、地域の中で適切な治療・保育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
97	おもちゃライブラリー事業 ・「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。	社会福祉協議会
98	障害のある保護者への配慮 ・障害のある方のいる低所得世帯等に対する認可保育所(園)の保育料適正化を図ります。	幼児保育課
99	ペアレントトレーニング・ペアレントメンター ・発達の気になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレントトレーニングを行います。 ・発達障害のある子どもを持つ保護者に対し、同じような子育て経験のある立場から共感的なサポートや地域資源の情報提供を行う、ペアレントメンターの活動を支援します。	障害福祉課
100	障害のある子どもの保育所の受け入れ態勢の整備 ・加配保育士の配置や、民間保育園との障害児委託契約により受け入れへの補助を行うことで、障害のある子どもの状況に応じた受入体制の整備に努めます。	幼児保育課

101	療育の質向上のための関係福祉施設の連携の強化 ・児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、訪問指導や研修会の開催等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。	障害福祉課
102	障害のある子どもに配慮した施設の整備 ・障害のある子どもの入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。	教育施設課
103	障害幼児教育の充実 ・幼稚園等就園後の特別な支援を必要とする幼児が適切な指導や支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。 ・障害のある幼児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。 ・本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人一人の障害に応じ適切な就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。	特別支援教育推進室
104	障害児支援体制の整備 ・児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を 実施し、障害児支援体制 の充実を図ります。	障害福祉課
105	障害児相談支援事業 ・障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援や放課後 等 デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害福祉課
106	医療的ケア児の支援体制の整備 ・医療的ケアの必要な障害児が、必要とする支援を円滑に受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援を行う関係機関等との連絡・調整等を行い、連携を図ります。	障害福祉課

7-2 学校教育の充実

番号	事業概要	担当課
107	福祉教育や特別支援学校との交流学习の実施 ・つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、特別支援学校との交流学习を実施していきます。	学び推進課
108	放課後児童健全育成事業の整備 ・放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。	こども育成課
109	全教職員で取り組む特別支援教育の充実 ・管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化や校内委員会等の計画的・継続的实施について、学校に助言を行います。 ・通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームでの一貫した支援ができるよう学校に指導助言を行います。	特別支援教育推進室
110	特別支援学級の指導の充実 ・特別支援学級の障害種別に応じ、担当教員が専門性を持って適切な指導ができるよう、大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。	特別支援教育推進室
111	障害のある児童生徒の教育の充実 ・学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 ・県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 ・障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。	特別支援教育推進室
112	教職員の資質の向上 ・小中学校の教職員が「特別支援教育」や各障害特性を正しく理解し、適切な指導・支援ができるよう、研修の機会や対象者、内容を工夫して毎年度見直しを行い、研修会を実施します。	特別支援教育推進室

7-3 生涯学習の推進

番号	事業概要	担当課
113	生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業 ・生涯学習情報を一元的に収集し、生涯学習の相談・情報の提供を行います。 ・障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座や、主体的に活動に参加できる取組を実施します。	生涯学習推進課
114	高齢者・障害者のためのパソコン相談 ・障害のある人等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市のホームページへのアクセス等を支援します。	社会福祉協議会

第8節 就労に向けた支援

障害のある人の就労には事業所の理解・協力が不可欠であり、アンケート調査でも、障害のある人の就労のために必要なこととして「職場の上司や同僚の障害への理解」は、障害の種類に関わらず 5 割台から 8 割台で第1位となっています。

障害のある方の就労を促進するためには、就労の場や機会を増やす必要があり、そのために、就労系の福祉サービスへの事業者の参入を促進したり、公共職業安定所をはじめとした就労関係機関との連携を強化し、就労を希望する障害者を支援します。

8-1 就労機会の拡充

番号	事業概要	担当課
115	就労系福祉サービスの充実 ・就労系福祉サービスへの事業者の参入を促し、障害者に対して就労移行支援、就労定着支援などの福祉サービスの利用を促進することで、障害者の就職と継続した就労を支援します。	障害福祉課
116	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化 ・障害のある人の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。 ・「障害者福祉ガイドブック」等を活用した就労に関わる相談窓口の案内等を行います。 ・特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。	障害福祉課
117	就労面接会の実施 ・障害者の自立支援のため、就職の機会を増やすことを目的とした面接会を実施します。	障害福祉課

8-2 就労の場の確保

番号	事業概要	担当課
118	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進 ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害のある方の自立の促進を図ります。	障害福祉課
119	福祉施設等の物品販売の充実 ・障害福祉課主催イベントや他の市主催イベントにて各福祉施設等と連携をとり、物品販売の充実に努めます。	障害福祉課

第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人に限らず、全ての人にとって心豊かで充実した生活を実現するために、文化芸術などの趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加することは重要であるといえます。

障害のある人がそうした活動に参加できるよう、これまでの文化芸術活動や交流事業、スポーツ活動への支援を継続し、障害のある人の豊かな生活と交流を通じた市民の障害への理解促進、更に障害のある人の健康の維持・増進と障害者スポーツのサポーター養成を行います。

9-1 社会活動への参加と交流の促進

番号	事業概要	担当課
120	社会参加への支援 ・障害者の社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。	障害福祉課
121	チャレンジアートフェスティバルの実施 ・障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害福祉課 社会福祉協議会
122	おひさまサンサン生き生きまつりの実施 ・障害者(児)の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	障害福祉課 高齢福祉課
123	障害者スポーツの推進 ・社会参加の促進を図るため、イベント及び講座等の情報を、適切に発信します。また、県や各種団体が主催する障害者スポーツ大会や体験教室等の開催を各福祉団体へ情報提供し、障害者スポーツの普及に努めます。また、障害者スポーツを通して、障害者の自立や社会参加の促進に努めます。	障害福祉課
124	障害者スポーツの推進 ・障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、スポーツイベントの実施や、障害者スポーツを支えるサポーターの養成に努めます。	スポーツ振興課
125	みんなでDOスポーツ ・障害のある子どもを対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。	社会福祉協議会
126	障害児運動教室 ・情緒の安定等、精神的・ 身体的 な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	障害福祉課

各論 2

第 6 期つくば市障害福祉計画 第 2 期つくば市障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

障害のある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、前期計画期間中のサービス利用実績や障害福祉に関するアンケートの結果等を踏まえ、今後3年間の需要の伸び予測しながら障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各福祉サービス等の見込量は、今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。実際の利用に関しては、見込量を超えた場合でも、必要なサービスを適正に提供します。

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像を以下に示します。



第2章 福祉サービスの見込量

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害のある人が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1)居宅介護

「居宅介護」は、障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行うサービスです。

■前計画の検証

「居宅介護」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)117 人(1,915 時間)、令和元年度(2019 年度)120 人(1866 時間)となっており、計画値と比較すると、利用者数がやや下回っており、利用時間はやや上回っています。

■今後の見込み（月平均）

「居宅介護」は、利用者数は増加傾向にありますが、利用時間は減少傾向です。、本サービスは、障害のある人が地域で生活していくための基本となるものであり、施設入所者等の地域移行を推進していくうえで必要不可欠のサービスでもあるため、今後も利用者数・利用時間ともに増加傾向が継続するものとして、過去3年間の実績値の推移を考慮し、年に3人程度の利用者増と月あたり 50 時間程度の利用時間増を見込んで目標値を設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	110	120	125	130	133	136	139
	利用時間（時間）	2,000	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
実績値	実利用者数（人）	112	117	120	122			
	利用時間（時間）	1,740	1,915	1,866	1,782			
利用率	実利用者数（％）	101.8	97.5	96.0	93.8			
	利用時間（％）	87.0	106.4	100.9	93.8			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(2)重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上である人が対象となります。

■前計画の検証

「重度訪問介護」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)15 人(4622 時間)、令和元年度(2019 年度)16 人(4986 時間)となっており、利用者数・利用時間ともに増加して、計画値を上回っています。

■今後の見込み（月平均）

本サービスは、重度の障害のある人が地域生活を行う上で必要なサービスとなっています。また、長時間の見守りを含んだサービスであるため、利用者増が利用時間の大きな増加につながる傾向があります。そのため、過去の実績を参考に、年1人の利用者数の増加と月 250 時間の利用時間の増加を見込んだ目標値を設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	12	12	12	12	18	19	20
	利用時間（時間）	2,900	3,450	3,500	3,550	6200	6450	6700
実績値	実利用者数（人）	12	15	16	17			
	利用時間（時間）	3,702	4,622	4,986	5,965			
利用率	実利用者数（％）	100.0	125.0	133.3	141.7			
	利用時間（％）	127.7	134.0	142.5	168.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3)同行援護

「同行援護」は、視覚障害の人が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■前計画の検証

「同行援護」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)5人(33 時間)、令和元年度(2019 年度)7人(39 時間)となっており、増加傾向にはありますが、計画値と比較して、利用者数・利用時間ともに低めの実績となっています。

■今後の見込み（月平均）

利用実績に合わせて、計画値を見直しました。実績値の推移を考慮して、令和2年(2020年)7月現在の実績値から年2人の利用者数の増加と月15時間の利用時間の増加を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	21	10	12	14	9	11	13
	利用時間（時間）	360	70	95	120	50	65	80
実績値	実利用者数（人）	8	5	7	7			
	利用時間（時間）	66	33	39	31			
利用率	実利用者数（％）	38.1	50.0	58.3	50.0			
	利用時間（％）	18.3	47.1	41.1	25.8			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(4)行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。

障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人を対象となります。

■前計画の検証

「行動援護」の実績値は、平成30年度(2018年度)1人(11時間)、令和元年度(2019年度)1人(15時間)となっており、計画値に近い値となっています。

■今後の見込み(月平均)

利用者数は令和元年度(2019年度)実績から1人増加、月5時間の増加を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	3	1	1	1	2	2	2
	利用時間(時間)	20	10	10	10	20	25	30
実績値	実利用者数(人)	0.2	1	1	1			
	利用時間(時間)	0.5	11	15	4			
利用率	実利用者数(%)	6.7	100.0	100.0	100.0			
	利用時間(%)	2.5	110.0	150.0	40.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(5) 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、**なおかつ**居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の検証

全国的に事業所の数が限られており、つくば市内においても「**重度障害者等包括支援**」の利用者はありませんでした。

■ 今後の見込み（月平均）

早期の事業所の参入は見込まれないものと**予想**して、計画期間中の利用はないものと見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人）	0	0	0	0			
	利用時間（時間）	0	0	0	0			
利用率	実利用者数（％）	－	－	－	－			
	利用時間（％）	－	－	－	－			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(6)短期入所(ショートステイ)

「短期入所(ショートステイ)」は、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「短期入所」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)61 人(430 日)、令和元年度(2019年度)68人(475日)と年々増加していますが、計画値は下回っている状況です。

■今後の見込み(月平均)

今後も利用者数は、年々増加していくものと見込まれますが、計画値を下回っている状況のため、実績値の推移に合わせて計画値を見直しています。見直し後の計画値では、令和元年度(2019 年度)の実績から年5人の利用者数の増加と月 25 日の利用日数の増加を見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	65	80	90	100	73	78	83
	利用日数(日)	500	640	720	800	500	525	550
実績値	実利用者数(人)	57	61	68	38			
	利用日数(日)	426	430	475	319			
利用率	実利用者数(%)	87.7	76.3	75.6	38.0			
	利用日数(%)	85.2	67.2	66.0	39.9			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(7)療養介護

「療養介護」は、医療を必要とする障害のある人で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■前計画の検証

「療養介護」の実績値は、平成30年度(2018年度)10人、令和元年度(2019年度)11人と増加しています。

■今後の見込み(月平均)

「療養介護」については、入所型の福祉サービスであるため、計画値等から日数の項目をなくしました。

利用者が限定されているサービスであるため、同程度の実績が継続されると見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11	11	11	11
	利用日数(日)	337	341	341	341			
実績値	実利用者数(人)	10	10	9	11			
	利用日数(日)	309	291	275	317			
利用率	実利用者数(%)	90.9	90.9	81.8				
	利用日数(%)	91.7	85.3	80.6				

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(8)生活介護

「生活介護」の対象は、常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人です。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人が対象です。

「生活介護」サービスは、常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■前計画の検証

「生活介護」の実績値は、平成30年度(2018年度)260人(4913日)、令和元年度(2019年度)276人(5153日)となっており、利用者数・利用日数ともに計画値上回っています。

■今後の見込み(月平均)

需要が大きいサービスであり、計画値を上回る増加を示しているため、実績値の推移に合わせて計画値を見直します。年15人の利用者数の増加と月200日の利用日数の増加を見込んだ目標値を設定しています。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	230	255	260	265	290	305	320
	利用日数(日)	4,600	4,800	4,900	5,000	5,300	5,500	5,700
実績値	実利用者数(人)	248	260	276	282			
	利用日数(日)	4,721	4,913	5,153	5,347			
利用率	実利用者数(%)	107.8	102.0	106.2	106.4			
	利用日数(%)	102.6	102.4	105.2	106.9			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(9)施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている障害区分4(50 歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■前計画の検証

「施設入所支援」の実利用者数は、横ばい傾向にあります。

高齢の入所者や在宅での生活が困難な入所者の割合が高く、地域生活への移行が進みにくい状況にあります。

■今後の見込み（月平均）

国の基本指針では、令和元年度(2019 年度)末の入所者数から令和5年度(2023 年度)末までに1.6%以上削減することを目的としているため、その値を計画値に設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	145	145	144	143	142	140	139
実績値	実利用者数（人）	141	136	142	146			
利用率	実利用者数（%）	97.2	93.8	98.6	102.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

2 訓練等給付

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等を訓練等給付と定めています。

(1) 自立訓練(機能訓練)

「自立訓練(機能訓練)」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校(盲・ろうを含む)を卒業した人に対しても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■ 前計画の検証

「機能訓練」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)20 人(153 日)、令和元年度(2019 年度)18 人(172 日)と、利用者数は大きな変化がありませんが、利用日数が増加しています。

しかし、どちらも計画値は下回っている状況です。

■ 今後の見込み (月平均)

実績値の推移に合わせて、計画値を見直しています。今後も一定のサービスの利用が見込まれるため、年2人の利用者数の増加と月 20 日の利用日数の増加を見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	2	20	25	30	22	24	26
	利用日数 (日)	35	160	200	240	190	210	230
実績値	実利用者数 (人)	14	20	18	13			
	利用日数 (日)	116	153	172	142			
利用率	実利用者数 (%)	700.0	100.0	72.0	43.3			
	利用日数 (%)	331.4	95.6	86.0	59.2			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(2)自立訓練(生活訓練)

「自立訓練(生活訓練)」は、知的障害のある人や精神障害のある人を対象として、通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「生活訓練」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)29 人(506 日)、令和元年度(2019 年度)33 人(593 日)と、概ね計画値を上回る形で増加しています。

■今後の見込み(月平均)

精神科からの退院時に利用されるケースの多いサービスであるため、国の方針により退院促進が進んでいく見込みのため、実績値の推移から、年2人の利用者数の増加と月 40 日の利用日数の増加を見込みます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	25	30	32	34	37	39	41
	利用日数(日)	441	480	510	540	690	730	770
実績値	実利用者数(人)	28	29	33	35			
	利用日数(日)	446	506	593	651			
利用率	実利用者数(%)	112.0	96.7	103.1	102.9			
	利用日数(%)	101.1	105.4	116.3	120.6			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3)就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する 65 歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労移行支援」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)64 人(1029 日)、令和元年度(2019 年度)72 人(1246 日)と、利用者数・利用日数ともに増加傾向にありますが、計画値は下回っています。

■今後の見込み（月平均）

令和元年度の実績値から、年間利用者数で 5 人の増加を見込み、令和 5 年度(2023 年度)には 87 人の利用を見込みました。なお、令和元年度(2019 年度)実績値に対して、令和 5 年度(2023 年度)の計画値での実利用者数の伸びは約 1.2 倍となっています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	144	70	80	90	77	82	87
	利用日数（日）	2,448	1,400	1,600	1,800	1,300	1,350	1,400
実績値	実利用者数（人）	62	64	72	67			
	利用日数（日）	1,078	1,029	1,246	1,152			
利用率	実利用者数（％）	43.1	91.4	90.0	64.0			
	利用日数（％）	44.0	73.5	77.9	74.4			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(4)就労継続支援(A型)

「就労継続支援(A型)」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害のある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労継続支援A型」の実績値は、平成30年度(2018年度)75人(1430日)、令和元年度(2019年度)64人(1180日)と減少しています。これは、令和元年度(2019年度)に市内の事業所数が減少したことが影響していると考えられます。

■今後の見込み(月平均)

今後も令和元年度(2019年度)の実績値と同程度に微増で推移していくと考えられるため、年1人の利用者増と月20日の利用日数の増加を見込んだ計画値を設定します。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	45	76	78	80	65	66	67
	利用日数(日)	900	1,600	1,650	1,700	1,200	1,220	1,240
実績値	実利用者数(人)	73	75	64	59			
	利用日数(日)	1,421	1,430	1,180	1,056			
利用率	実利用者数(%)	162.2	98.7	82.1	73.8			
	利用日数(%)	157.9	89.4	71.5	62.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(5)就労継続支援(B 型)

「就労継続支援(B 型)」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害のある人に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労継続支援B型」については、市内事業所の新規開設等や有期限サービス期間満了者からの移行の受け皿としての役割により、平成 30 年度(2018 年度)301 人(4971 人)、令和元年度(2019年度)338 人(5637 日)と、利用者数・利用日数ともに計画値を上回る増加を示しています。

■今後の見込み(月平均)

他の通所サービスからの移行は継続的にあるものと考えられるため、引き続き、年 10 人の利用者数と月 150 日の利用日数の増加を見込みます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	200	265	275	285	360	370	380
	利用日数(日)	3,400	4,600	5,000	5,500	6000	6150	6300
実績値	実利用者数(人)	266	301	338	349			
	利用日数(日)	4,357	4,971	5,637	5,812			
利用率	実利用者数(%)	133.0	113.6	122.9	122.5			
	利用日数(%)	128.1	108.1	112.7	105.7			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(6)就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労定着支援」については、平成30年度(2018年度)の事業開始時には利用は1人のみでしたが、令和元年度(2019年度)には10人の利用がありました。

■今後の見込み(月平均)

就労定着のための支援の需要は高まっており、指定事業所数も事業開始時から増加しています。今後も年4人の利用者数の増加を見込んで計画値を設定します。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)		7	8	9	20	24	28
実績値	実利用者数 (人)		1	10	14			
利用率	実利用者数 (%)		14.3	125.0	155.6			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(7)共同生活援助(グループホーム)

「共同生活援助(グループホーム)」は、主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■前計画の検証

「共同生活援助」については、施設の新設が相次いでおり、それに伴って利用者数も平成30年度(2018年度)126人、令和元年度(2019年度)140人と年々増加しています。

また、計画値も上回っています。

■今後の見込み(月平均)

施設や病院からの地域移行を担う要となる施設であり、今後も施設数・利用者数ともに増加するものと見込まれるため、年15人の利用者数の増加を見込みます。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	92	117	122	127	160	175	190
実績値	実利用者数(人)	116	126	140	147			
利用率	実利用者数(%)	126.1	107.7	114.8	115.7			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(8)自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■前計画の検証

平成 30 年度(2018 年度)からの新規事業ですが、利用がありませんでした。

■今後の見込み（月平均）

サービスの性質上、利用者数が急激に増加するとは考えにくいため、計画値については、前回からの値を継続しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		2	2	2	2	2	2
実績値	実利用者数（人）		0	0	0			
利用率	実利用者数（％）		0.0	0.0	0.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の3つのサービスを相談支援と定めています。

(1)計画相談支援

「計画相談支援」は、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■前計画の検証

「計画相談支援」については、ほぼ全ての障害福祉サービス利用者が併せて利用しているため、サービス利用者数と同様に平成30年度(2018年度)958人、令和元年度(2019年度)1022人と増加しています。

■今後の見込み(年間)

今後も増加を見込み、実績値の推移を参考に、年50人の利用者数の伸びを見込んで計画値を設定しています。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	850	910	950	990	1,100	1,150	1,200
実績値	実利用者数(人)	910	958	1,022	747			
利用率	実利用者数(%)	107.1	105.3	107.6	75.5			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(2)地域移行支援

「地域移行支援」は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人や地域生活へ移行する人等のうち、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■前計画の検証

「地域移行支援」については、実利用者がいない状況です。そのため、地域移行については計画と比較してまだ進んでいないのが実情です。

■今後の見込み（年間）

地域移行は、実際にはなかなか進捗していないのが実情ですが、計画値については、前計画の値を据え置きとし、地域移行を進めます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	8	8	8	8	8	8	8
実績値	実利用者数（人）	0	0.5	0	0			
利用率	実利用者数（％）	0.0	6.3	0.0	0.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(3)地域定着支援

「地域定着支援」は、地域における単身の障害のある人や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■前計画の検証

「地域定着支援」については、対象者が少ないサービスであり、利用者数は計画値を下回っています。

■今後の見込み（年間）

地域移行が進捗していない実情であり、地域定着支援の利用も多くは見込めませんが、計画値については、前計画の値を継続し、地域移行を進めます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
実績値	実利用者数（人）	0.2	0.8	0.6	0.3			
利用率	実利用者数（％）	10.0	40.0	30.0	15.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

第2節 障害児に対するサービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1) 児童発達支援

「児童発達支援」は、就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 前計画の検証

「児童発達支援」については、事業所の新設や相談機関からの利用者の紹介が多く、平成 30 年度(2018 年度)261 人(1630 日)、令和元年度(2019 年度)294 人(2011 日)と、利用者数・利用日数ともに、計画値を大きく上回っています。

■ 今後の見込み（月平均）

障害児にとって重要なサービスであり、今後も利用者・利用日数ともに増加するものと見込まれるため、年 30 人の利用者と月 300 日の利用日数の増加を見込みます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	160	210	220	230	300	330	360
	利用日数（日）	620	1,200	1,250	1,300	2,300	2,600	2,900
実績値	実利用者数（人）	207	261	294	272			
	利用日数（日）	1,122	1,630	2,011	2,057			
利用率	実利用者数（％）	129.4	124.3	133.6	118.3			
	利用日数（％）	181.0	135.8	160.9	158.2			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(2)医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。

■前計画の検証

県内に事業所がないため、利用はありませんでした。

医療行為を必要とする利用者は、医療機関においてリハビリや看護等を受けているほか、一部の重症心身障害児対応型の児童通所支援施設を利用しているのが現状です。

■今後の見込み（月平均）

現在は医療型児童発達支援の利用はありませんが、計画値については、前計画の値を継続します。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	6	2	2	2	2	2	2
	利用日数（日）	78	26	26	26	26	26	26
実績値	実利用者数（人）	0	0	0	0			
	利用日数（日）	0	0	0	0			
利用率	実利用者数（％）	0.0	0.0	0.0	0.0			
	利用日数（％）	0.0	0.0	0.0	0.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3)放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、学校通学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■前計画の検証

「放課後等デイサービス」については、利用者のニーズが高く、事業所の新規開設も多いため、平成30年度(2018年度)413人(4849日)、令和元年度(2019年度)476人(5576日)と計画値を大きく上回る増加を示しています。

■今後の見込み(月平均)

事業所の新規参入や制度の周知により、サービス利用が大幅に増加しており、引き続き増加が見込まれるため、年30人の利用者の増加と月390日の利用日数の増加を見込みます。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	190	380	400	420	530	560	590
	利用日数(日)	2,470	4,940	5,200	5,460	6,890	7,280	7,670
実績値	実利用者数(人)	355	413	476	447			
	利用日数(日)	4,204	4,849	5,576	5,262			
利用率	実利用者数(%)	186.8	108.7	119.0	106.4			
	利用日数(%)	170.2	98.2	107.2	96.4			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(4)保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を 2 週間に 1 回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■前計画の検証

「保育所等訪問支援」については、事業の指定を新たに取得する事業所がありましたが、利用にまでは至りませんでした。

■今後の見込み（月平均）

指定事業所の数が増加しているため、計画値では年 2 人ずつの利用者数の増加と 1 人につき月 2 日ずつの利用日数の増加を見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	7	2	4	6	4	6	8
	利用日数（日）	14	4	8	12	8	12	16
実績値	実利用者数（人）	0.2	0	0	1			
	利用日数（日）	0.2	0	0	1			
利用率	実利用者数（％）	2.9	0.0	0.0	16.7			
	利用日数（％）	1.4	0.0	0.0	8.3			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(5)居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■前計画の検証

平成 30 年度(2018 年度)からの新規事業ですが、利用はありませんでした。

■今後の見込み（月平均）

前計画の値を引き継ぎ、令和 3 年度(2021 年度)以降は年 1 人の利用増を見込みました。利用日数は、1 人につき月 2 日の利用を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		2	3	4	2	3	4
	利用日数（日）		4	6	8	4	6	8
実績値	実利用者数（人）		0	0	0			
	利用日数（日）		0	0	0			
利用率	実利用者数（％）		0.0	0.0	0			
	利用日数（％）		0.0	0.0	0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

2 障害児相談支援

児童福祉法では、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を障害児相談支援と定めています。

(1)障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2)継続障害児支援利用援助

利用が決定された障害児通所支援について、その利用状況を一定期間ごとに検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更申請等を勧奨します。

■前計画の検証

「障害児相談支援」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)104 人、令和元年度(2019 年度)132 人と計画値を上回る伸びを示しています。

■今後の見込み（年間）

新規サービスの利用者とセルフプランからの変更を見込んで、年 20 人の利用者数の増加を計画値に設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	－	90	110	130	170	190	210
実績値	実利用者数（人）	77	104	132	99			
利用率	実利用者数（％）	－	115.6	120.0	76.2			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1)理解促進・啓発事業(年間)

「理解促進研修・啓発事業」は、障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

つくば市では、障害のある方や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して、共にスポーツやレクリエーション活動などを通じ、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に開催するイベント「おひさまサンサン生き生きまつり」を毎年10月に開催しています。

今後も、引き続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

(2)自発的活動支援事業(年間)

「自発的活動支援事業」は、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

つくば市では、市内3団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています。今後も、引き続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

(3)相談支援事業

「相談支援事業」は、障害のある人及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

(i)基幹相談支援センター

「基幹相談支援センター」とは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■前計画の検証

障害福祉課障害者地域支援室での直営部分と市内の指定一般相談支援事業所に業務を一部委託して基幹相談支援センターを構成しており、互いに連携を取りながら運営しています。

■今後の見込み

引き続き、相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値 (か所)	1	1	1	1	1	1	1
実績値 (か所)	1	1	1	1			
利用率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(ii) 指定一般相談支援事業者

「指定一般相談支援事業者」は、障害のある人の福祉全般の相談に応じる基本相談支援の**ほか**、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を行います。

■ 前計画の検証

市内の社会福祉法人のうち、平成 29 **年度(2017 年度)**から 1 事業所が増え、引き続き4箇所の事業所が県の指定を受けて一般相談支援事業を実施しています。

■ 今後の見込み

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、引き続き 4 箇所の事業所で行うことを見込みました。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値 (か所)	3	4	4	4	4	4	4
実績値 (か所)	4	4	4	4			
利用率 (%)	133.3	100.0	100.0	100.0			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(iii) 指定特定相談支援事業者

「指定特定相談支援事業者」は、障害のある人の福祉全般の相談に応じる基本相談支援の**ほか**、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成(サービス利用支援)や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

■ 前計画の検証

計画値より増えており、令和2年度(2020 年度)には20箇所の事業所が市の指定を受けて事業をしています。市内の社会福祉法人、医療法人及びNPO法人等が指定を受けています。

■ 今後の見込み (月平均)

障害のある人のサービス利用支援と継続のサービス利用についての支援が滞りなく行われるように、民間の事業所の参入を促進するとともに、質の確保を図ります。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値 (か所)	10	13	14	15	21	22	23
実績値 (か所)	12	14	17	20			
利用率 (%)	120.0	107.7	121.4	133.3			

※各年度末時点。令和2年度は、7月末時点

(4)成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度の利用が有用であると認められる場合に、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。今後も引続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(5)成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」は、社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。平成 30 年(2018 年)9 月から事業を開始しました。今後も引続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	無	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(6)意思疎通支援事業

「意思疎通支援事業」は、聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害のある人に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。

(i)手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害のある人^人に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■前計画の検証

手話通訳者派遣事業については、実利用者数は年度により変動が見られますが、令和元年度(2019 年度)では延利用者数の実績値が計画値と比較して約 115%と高くなっています。

■今後の見込み(年間)

延利用者数が増えているため、令和元年度(2019 年度)の実績をもとに、年間 15 人の伸びを見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	46	45	45	45	45	45	45
	延利用者数(人)	277	315	335	355	415	430	445
実績値	実利用者数(人)	46	46	48	41			
	延利用者数(人)	341	357	385	109			
利用率	実利用者数(%)	100.0	102.2	106.7	91.1			
	延利用者数(%)	123.1	113.3	114.9	30.7			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(ii) 要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害のある人^人に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の検証

要約筆記派遣事業については、延利用者数は年度により変動はありますが、令和元年度(2019年度)の実績値が計画値と比較して約107.5%と高くなっています。

■ 今後の見込み(年間)

実利用者数は横ばいですが、延利用者数は過去3年間の最大値の実績をもとに計画値を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	16	9	9	9	7	7	7
	延利用者数(人)	69	36	40	44	43	43	43
実績値	実利用者数(人)	11	7	7	7			
	延利用者数(人)	20	18	43	4			
利用率	実利用者数(%)	68.8	77.8	77.8	77.8			
	延利用者数(%)	29.0	50.0	107.5	9.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(iii)手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人等が来庁した際の意味疎通支援を行います。

■前計画の検証

手話通訳者設置事業については、実利用者数及び延利用者数は年度により変動が見られますが、令和元年度(2019 年度)では利用者率が計画値と比較して 73.9%、68.3%となっています。

■今後の見込み（年間）

聴覚障害のある人にとってニーズが大きい事業のため、令和元年度(2019 年度)の実利用者数実績をもとに、年間 10 人の伸びを見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	420	466	476	486	362	372	382
	延利用者数（人）	1,200	1,600	1,650	1,700	1,200	1,300	1,400
実績値	実利用者数（人）	406	475	352	115			
	延利用者数（人）	1,298	1,362	1,127	343			
利用率	実利用者数（%）	96.7	101.9	73.9	23.7			
	延利用者数（%）	108.2	85.1	68.3	20.2			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(iv) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害のある人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の検証

重度障害者等入院時のコミュニケーション支援事業については、現在のところ利用者はありません。

この事業は、平成 29 年度から実施していますが、平成 30 年度(2018 年度)に、障害福祉サービスの制度改正があり、事業対象者の一部が、重度訪問介護で同等のサービスを受けることができるようになりました。

■ 今後の見込み（年間）

現在利用者はありませんが、年間2人の利用を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		2	2	2	2	2	2
	延利用者数（人）		28	28	28	28	28	28
実績値	実利用者数（人）		0	0	0			
	延利用者数（人）		0	0	0			
利用率	実利用者数（％）		0	0	0			
	延利用者数（％）		0	0	0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(7)日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害のある人に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■前計画の検証

排せつ管理支援用具の実績値が大幅に伸びているため、令和元年度(2019 年度)の全体の利用率は計画値の 110.2%となっています。

■今後の見込み(年間)

排せつ管理支援用具の利用者数の増加が著しく、引き続き増加が見込まれることから、令和元年度(2019 年度)の実績をもとに、年間 100 件の伸びを見込みました。

			平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値	利用件数(件)	14	14	14	14	13	13	13
	実績値	利用件数(件)	12	11	7	2			
	利用率	利用件数(%)	85.7	78.6	50.0	14.2			
自立生活 支援用具	計画値	利用件数(件)	26	26	26	26	24	24	24
	実績値	利用件数(件)	19	26	17	3			
	利用率	利用件数(%)	73.1	100.0	65.4	11.5			
在宅療養等 支援用具	計画値	利用件数(件)	20	16	16	16	14	14	14
	実績値	利用件数(件)	9	8	5	2			
	利用率	利用件数(%)	45.0	50.0	31.3	12.5			
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値	利用件数(件)	29	25	25	25	25	25	25
	実績値	利用件数(件)	26	18	10	4			
	利用率	利用件数(%)	89.7	72.0	40.0	16.0			
排せつ管理 支援用具	計画値	利用件数(件)	3,580	3,325	3,425	3,525	4,027	4,127	4,227
	実績値	利用件数(件)	3,396	3,539	3,827	1,741			
	利用率	利用件数(%)	94.9	106.4	111.7	49.3			
居宅生活 動作 支援用具	計画値	利用件数(件)	2	4	4	4	4	4	4
	実績値	利用件数(件)	1	3	2	0			
	利用率	利用件数(%)	50.0	75.0	50.0	0.0			
合 計	計画値	利用件数(件)	3,671	3,410	3,510	3,610	4,107	4,207	4,307
	実績値	利用件数(件)	3,463	3,605	3,868	1,752			
	利用率	利用件数(%)	94.3	105.7	110.2	48.5			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間 30 回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■前計画の検証

手話奉仕員養成養成研修事業については、平成 29 年度(2017 年度)より適切な指導を実施するため、受講者の定員を入門コース、基礎コースとも 20 名から 15 名に変更しました。修了者の実績値は年度により変動が見られますが、令和元年度(2019 年度)では入門コース 12 名と基礎コース 15 人の方が修了しています。

■今後の見込み(年間)

修了者の実績値は年度により差がありますが、入門コース、基礎コースともに定員の 15 人で見込みました。

〔基礎コース〕

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)	20	20	20	20	15	15	15
実績値	修了人数(人)	15	7	15				
達成率	修了人数(%)	75.0	35.0	75.0				

※令和 2 年度は講習中のため未記載

〔入門コース〕

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)					15	15	15
実績値	修了人数(人)	14	20	12				
達成率	修了人数(%)							

※令和 2 年度は講習中のため未記載

※入門コースの記載は令和 3 年度からのため、令和 2 年度の計画値、達成率については、未掲載

(9)移動支援事業

「移動支援事業」は障害のある人の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■前計画の検証

実利用者数・利用時間ともに計画値を下回っています。平成 30 年度(2018 年度)は実利用者数は減少していますが、平均利用時間が多くなっており、1人当たりの利用時間が長いことがわかります。

■今後の見込み(月平均)

実利用者の計画値は平成 29 年度(2017 年度)から令和元年度(2019 年度)の最大値としました。利用時間に関しては、年度により増減があるため、中間値としました。

(実利用者数：年間、利用時間：月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	33	34	34	34	31	31	31
	利用時間(時間)	191	156	156	156	140	140	140
実績値	実利用者数(人)	28	25	31	16			
	利用時間(時間)	139	155	126	61			
利用率	実利用者数(%)	84.8	73.5	91.2	47.1			
	利用時間(%)	72.8	99.4	80.8	39.1			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの数値

(10)地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター機能強化事業」は、障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

(i)地域活動支援センターⅠ型

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■前計画の検証

「地域活動支援センターⅠ型」に関しては、計画通り1箇所設置されており、県から事業実施の指定を受けた市内の社会福祉法人に委託して事業を実施しています。利用状況は年度により差がありますが、令和元年度(2019年度)は計画値に対して、84.2%と低い利用率となっています。

■今後の見込み(年間)

過去数年間の実績をふまえ、増加を見込み計画値を設定しました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	150	138	140	142	142	142	142
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	133	139	118	119			
	箇所数(か所)	1	1	1	1			
利用率	実利用者数(%)	88.6	100.7	84.2	81.3			
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(ii) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害のある人に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の検証

「地域活動支援センターⅡ型」に関しては、福祉支援センター4箇所(さくら、とよさと、やたべ、くさぎ)において市直営で事業を実施していました。令和2年度(2020年度)からは、2センター(やたべ、くさぎ)を社会福祉法人に委託して実施しています。利用状況は計画値と比較すると減少傾向にあります。

■ 今後の見込み(年間)

令和元年度(2019年度)に利用率や利用状況を踏まえ、福祉支援センターの定員数を変更しました。そのため、実利用者数の計画値を変更後の定員数に合わせました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	120	120	120	120	85	85	85
	箇所数(か所)	4	4	4	4	4	4	4
実績値	実利用者数(人)	96	93	83	72			
	箇所数(か所)	4	4	4	4			
利用率	実利用者数(%)	80.0	77.5	69.1	84.7			
	箇所数(%)	100	100	100	100			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(iii) 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者団体等が実施する通所事業で事業実績が5年以上有し、安定的な運営が行われていることが条件になっています。

■ 前計画の検証

「地域活動支援センターⅢ型」に関しては、平成19年度(2007年度)から1箇所設置されています。県内の社会福祉法人に委託して事業を実施しており、利用状況は、令和元年度(2019年度)で計画値の約86%となっています。

■ 今後の見込み(年間)

現状利用者数が横ばいとなっていることを踏まえ、計画値を設定しました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	47	44	44	44	44	44	44
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	39	38	38	35			
	箇所数(か所)	1	1	1	1			
利用率	実利用者数(%)	82.9	86.3	86.3	85.7			
	箇所数(%)	100	100	100	100			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

2 任意事業

(1)日中一時支援事業

「日中一時支援事業」は、障害のある人の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■前計画の検証

利用状況は年々増加しています。令和2年度(2020 年度)は7月末時点で月平均の利用時間が計画値を大きく上回っています。

■今後の見込み（年間）

引き続き増加していくことが予想されます。令和元年度(2019 年度)の実績値に対し、毎年5%の伸びが見込まれるとして計画値を設定しました。

(実利利用者数：年間、利用時間：月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	200	295	309	324	355	373	392
	利用時間（時間）	2,898	3,656	3,838	4,030	4436	4658	4891
実績値	実利用者数（人）	273	310	338	262			
	利用時間（時間）	3581	3854	4225	4457			
利用率	実利用者数（%）	136.5	105.1	109.4	80.9			
	利用時間（%）	123.6	105.4	110.1	110.6			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2)訪問入浴サービス事業

障害のある人を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■前計画の検証

平成 28 年度(2016 年度)に利用の大幅増加が見られ、過去3年間の最大値を計画値に設定しましたが、利用者の減少により、計画値を下回る結果となりました。

■今後の見込み（年間）

実績値が横ばいであることから、実利用者数は平成 29 年度(2017 年度)から令和元年度(2019 年度)の中間値で見込みました。令和2年(2020 年)8月から、週 2 回を限度に月8回利用者の利用上限回数を9回に変更したことから、利用日数の増加が見込まれるため、令和2年(2020 年)8月の利用状況より、計画値を 125 日としました。

(実利用者数：年間、利用日数：月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	21	24	24	24	22	22	22
	利用日数（日）	87	119	119	119	125	125	125
実績値	実利用者数（人）	22	22	22	20			
	利用日数（日）	111	109	111	115			
利用率	実利用者数（％）	104. 8	91. 7	91. 7	83. 3			
	利用日数（％）	127. 6	91. 6	93. 3	96. 6			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

3 地域生活支援促進事業

(1)障害者虐待防止対策支援事業(年間)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。夜間・土日・祝日においても、24 時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を取っています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

第3章 令和5年度における目標値

第1節 令和5年度(2023年度)における計画値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の令和元年度末の入所施設利用者数は142人です。

令和3年度から5年度までの数値目標については、令和元年度末の入所施設利用者数142人から9人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みは、令和5年度末時点で、令和元年度末の入所施設利用者数の1.6%以上削減を目標とします。

■施設入所者の地域生活への移行

令和元年度（2019）年度末時点の入所施設利用者数（①）	142 人
令和5年度（2023）年度末時点の入所施設利用者数（②）	140 人
【目標】入所施設利用者の減少見込み数（①－②）	3 人（1.6%）
【目標】地域移行者数	9 人（6%）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、協議します。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置

3 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和5年度末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

■ 地域生活支援拠点の整備

【目標】 令和5年度（2023年度）末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点を確保する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の中で、令和元年度に一般就労に移行した人は●人です。令和5年度(年間)に福祉施設から一般就労へ移行する人についての数値目標は、令和元年度に施設から一般就労した人数の1.27倍(●人)とします。うち、就労移行支援事業については、1.30倍(●人)、就労継続支援A型については1.26倍(●人)、就労継続支援B型については1.23倍(●人)の目標値を設定します。

また、令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数について、一般就労移行者のうち7割以上を目指します。

さらに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割を超える事業所の割合が、全事業所の70%以上となることを目指します。

■ 福祉施設から一般就労への移行

【目標】 令和5年度（2023年度）末における一般就労移行者数	●人
就労移行支援利用者の一般就労移行者数	●人
就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	●人
就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	●人
【目標】 令和5年度（2023年度）末における就労定着支援の利用者数	●人
【目標】 令和5年度末における就労定着支援の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70%以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

■ 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】 令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
【目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の維持
【目標】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持
【目標】 医療的ケア児支援の協議の場の開催
【目標】 令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

6 相談支援体制の充実・強化等

障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

■ 相談支援体制の充実・強化等

【目標】 相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の継続

7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組にかかる体制の構築

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組めます。また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業等に対する指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の構築を行います。

■ 障害福祉サービス等の質を向上させる取組にかかる体制の構築

【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組にかかる体制の構築

資料編

1 計画策定の経緯

日 程	内 容

2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱

平成 16 年 6 月 29 日

告示第 178 号

(設置)

第 1 条 障害者福祉施策に関する基本理念を定めるとともに、現状に即した実効性のあるつくば市障害者計画(以下「障害者計画」という。)を策定し、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、つくば市障害者計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、障害者計画の実施期間が満了したときは、委員の職は解かれたものとみなす。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(平 25 告示 217・平 29 告示 421・一部改正)

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 217 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 421 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

番号	役職	氏名	所属等

(任期：)

つくば市障害者プラン

第3次つくば市障害者計画
第6期つくば市障害福祉計画
第2期つくば市障害児福祉計画

令和3年3月

発行：つくば市 保健福祉部 障害福祉課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電 話 029-883-1111(代表) FAX 029-868-7544

資料 4 アンケート調査結果について

①外出等について

【外出する時に困ること（問 8～11）】

課題①（主に身体、難病）

「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」などの物理的な障壁の項目

➡2-2 都市施設・道路の整備

（27）施設環境の整備、（28）道路の修繕・改修

➡7-1 障害児への支援

（102）障害のある子どもに配慮した施設の整備

課題②（主に知的、精神）

「困った時にどうすればいいのか心配」などの判断に関する項目

➡5-1 日常生活支援の充実

（51）障害福祉サービス提供体制の充実、（52）地域生活支援事業の充実

課題③

「公共交通機関が少ない」の環境整備に関する項目

➡2-3 交通手段の確保

（30）コミュニティバス「つくバス」・デマンド型交通「つくタク」運行業務

【施設・学校・保育所等に通うにあたって困ること（問 12-1）】

課題①

「通うのに付き添いが必要」

➡現状、通学等に関しては、学校等で対応するのが望ましいとの考えがあり、支援のための福祉サービスが想定されていないが、必要性については認識している。

国や県の動向を注視し、つくば市としても施策を検討していきたい。

【障害のある人の就労のために必要と思う配慮（問 12-2）】

課題①

「職場の上司や同僚の障害への理解」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」等の職場環境に関する項目

➡1-1 啓発・広報活動の充実

（1）市民への啓発活動

➡1-3 福祉教育の推進

(13) 市内小中学校と特別支援教育諸学校、福祉支援センター等との交流促進、

(14) 福祉移動教室

➡8-1 就労機会の拡充

(115) 就労系福祉サービスの充実

②情報の入手について

【福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手について（問 14）】

課題①

「市や県などの窓口から」、「障害者就業・生活支援センターから」、「福祉ボランティアや福祉団体から」情報を得たいと思う割合が比較的大きい。

➡1-1 啓発・広報活動の充実

(1) 市民への啓発活動、(2) 広報誌の活用、(3) ホームページの活用

➡1-4 ボランティア活動の促進

(18) ボランティアセンター広報事業

➡8-1 就労機会の拡充

(116) 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化

【今後利用したい福祉サービス（問 15）】

課題①

「計画相談支援」「短期入所」などの割合が比較的大きい。

➡5-1 日常生活支援の充実

(51) 障害福祉サービス提供体制の充実、(54) 短期入所事業等への参入促進

➡7-1 障害児への支援

(105) 障害児相談支援事業

③差別や疎外感について

【日常生活の困りごとや悩みごとの相談先（問 16）】

課題①（主に精神）

「相談する人がいない」、「相談しても仕方ない」の割合が1割を超えている。

➡1-2 地域づくり

(11) 地域見守りネットワーク事業

➡5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

(68) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業

➡5-3 相談体制の整備

(70) 障害福祉制度についての相談対応の充実、(74) こころの健康相談事業

➡6-3 精神医療体制の充実

(92) 連携による在宅支援体制の充実

【差別や偏見について（問 17）】

課題①

すべての障害種別で3割以上の方が、何らかの差別や偏見を感じている。

➡4-3 差別の禁止

(49) 障害者差別解消法の趣旨の普及啓発

【差別や偏見を感じた場所（問 17-1）】

課題①

すべての障害で、「外出先」で差別を感じる割合が大きい。さらに、精神障害は求職活動等で、発達障害は学校や職場で、高次脳機能障害は通院時等に差別や偏見を感じる人が多い

➡1-1 啓発・広報活動の充実

(1) 市民への啓発活動

➡1-3 福祉教育の推進

(13) 市内小中学校と特別支援教育諸学校、福祉支援センター等との交流促進、

(14) 福祉移動教室

➡4-3 差別の禁止

(49) 障害者差別解消法の趣旨の普及啓発

④災害時の避難について

【一人で避難できるか（問 20）】【災害時に困ること（問 22）】【緊急避難に備えて必要と思う対策（問 23）】

課題①

一人で避難できる割合は高くなく、特に知的障害や発達障害、高次脳機能障害では2割以下と低い値となっている。

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」が共通して高くなっている。

また、知的障害、精神障害、発達障害では、周囲とのコミュニケーションに対する不安も高くなっている。

緊急避難時に備えて今後必要と思う対策については、ほぼ全ての障害に共通して「避難しやすい避難場所の確保」と「避難時の設備の整備」が5割から6割で高くなっている。

➡3-1 防犯・防災体制の充実

- (35) 防犯・防災に関する啓発・広報、(36) 地域見守りネットワーク事業、
- (37) 避難行動要支援者への支援、(38) 福祉避難所の受け入れ体制の構築、
- (39) 障害特性に応じた災害時支援、(40) 医療的ケア児等への災害対応の支援、
- (41) 防災訓練プログラムの導入

⑤その他

【日常生活での介護の必要性（問6）】

課題①（主に知的、発達）

「お金の管理」「薬の管理」について、8割前後の方が介助を必要としている。

➡4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

- (45) 成年後見制度利用支援事業、(46) 成年後見制度推進事業、
- (47) 日常生活自立支援事業

➡5-1 日常生活支援の充実

- (51) 障害福祉サービス提供体制の充実

【平日の日中の過ごし方（問12）】

課題①

全体的に自宅で過ごしている割合が少なくなく、社会参加の機会を増やしていく必要性がある。

➡5-1 日常生活支援の充実

- (51) 障害福祉サービス提供体制の充実、(52) 地域生活支援事業の充実
- (53) 福祉支援センターの充実

➡8-1 就労機会の拡充

- (115) 就労系福祉サービスの充実

➡9-1 社会活動への参加と交流の促進

- (120) 社会参加への支援、(123・124) 障害者スポーツの推進、

資料5 関係団体ヒアリング調査結果の反映

①団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

子どものころから共に過ごす環境や受け入れ態勢の整備、障害や医療的ケア児に対する理解の促進が求められています。

➡1-3 福祉教育の推進

- (13) 市内小中学校と特別支援教育諸学校、福祉支援センター等との交流促進、
- (14) 福祉移動教室

➡7-1 障害児への支援

- (100) 障害のある子どもの保育所の受け入れ態勢の整備
- (102) 障害のある子どもに配慮した施設の整備、(103) 障害幼児教育の充実

➡7-2 学校教育の充実

- (107) 福祉教育や特別支援学校等の交流学习の実施、
- (111) 障害のある児童生徒の教育の充実、(112) 教職員の質の向上

➡8-1 就労機会の拡充

- (116) 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化

➡9-1 社会活動への参加と交流の促進

- (120) 社会参加への支援、(121) チャレンジアートフェスティバルの実施

【生活環境について】

移動手段の利便性改善（費用の助成や車いす用駐車場の確保など）や施設整備（多目的トイレの整備、バリアフリー化や障害特性に応じた設備の設置など）が多く挙げられています。

➡2-1 住宅政策の推進

- (23) 重度障害者住宅リフォーム補助事業

➡2-2 都市施設・道路の整備

- (27) 施設環境の整備、(28) 道路の修繕・改修

➡2-3 交通手段の確保

- (30) コミュニティバス「つくバス」・デマンド型交通「つくタク」運行業務
- (31) ノンステップバス導入促進事業

【安全・安心な暮らしについて】

障害特性にきめ細かく対応した避難所及び避難所設備の整備、実地的な避難行動につながる

避難訓練やシミュレーション、そうした裏付けのある個別の避難計画の作成・周知などが挙げられています。

➡3-1 防犯・防災体制の充実

- (35) 防犯・防災に関する啓発・広報、(36) 地域見守りネットワーク、
- (37) 避難行動要支援者への支援、(38) 福祉避難所の受け入れ体制の構築、
- (39) 障害特性に応じた災害時支援、(40) 医療的ケア児等への災害対応の支援、
- (41) 防災訓練プログラムの導入

【差別の解消・権利擁護について】

障害や医療的ケア、手話等の理解に資する啓発活動や条例の制定、障害のある人の保育・教育の機会の確保、インクルーシブ教育の推進などが求められています。

➡4-3 差別の禁止

- (49) 障害者差別解消法の主旨の普及啓発

➡7-1 障害児への支援

- (100) 障害のある子どもの保育所の受け入れ態勢の整備
- (102) 障害のある子どもに配慮した施設の整備、(103) 障害幼児教育の充実

➡7-2 学校教育の充実

- (107) 福祉教育や特別支援学校等の交流学习の実施、
- (111) 障害のある児童生徒の教育の充実、(112) 教職員の質の向上

【障害福祉サービスについて】

サービスを受けやすくするための情報提供、障害者のニーズを正しく踏まえた福祉サービスの施設整備や研修等の実施、移動支援サービスの利用範囲の拡大などが求められています。

➡5-1 日常生活支援の充実

- (51) 障害福祉サービス提供体制の充実、(52) 地域生活支援事業の充実、
- (54) 短期入所事業等への参入の促進、(55) グループホーム事業の充実と利用促進
- (56) 施設情報の提供、(57) 日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進

➡5-3 相談体制の整備

- (70) 障害福祉制度についての相談対応の充実

【相談・情報提供について】

相談支援事業に関する人員や体制の整備・拡充と利用への周知、医療的ケア児・重症心身障害児・知的障害児等に対応できる専門職員の充実、障害に関係する各種手続きの簡素化、障害者が参加できる余暇活動などの総合的な情報提供、わかりやすい障害福祉ガイドブックなどが求められています。

➡啓発・広報活動の充実

(1) 市民への啓発活動

➡5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

(69) 医療的ケア児等の相談支援

➡5-3 相談体制の整備

(70) 障害福祉制度についての相談対応の充実

【医療・保健について】

医療機関、保健所、教育機関などの連携強化、学校や障害などに関する情報提供や医療と福祉の連携の強化、障害者に特化した健康診断、医療的ケア児やその親へのサポート体制の整備、聴覚障害者や手話通訳者に向けた研修等への支援などが求められています。

➡5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

(63) 全庁的な連携体制の強化、(69) 医療的ケア児等の相談支援

➡5-5 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

(78) コミュニケーション支援サービスの充実

➡7-1 障害児への支援

(106) 医療的ケア児の支援体制の整備

【教育・保育・療育について】

保育所や小中学校、特別支援学校の医療的ケア児受け入れ態勢整備やその保護者への支援、子どもを尊重し、主体とした療育・教育の充実、聴覚障害の児童・生徒への教育環境の充実等が希望されています

➡7-1 障害児への支援

(96) 障害児の総合的な支援体制の整備、

(100) 障害のある子どもの保育所の受け入れ態勢の整備、

(101) 療育の質向上のための関係福祉施設の連携の強化、

(102) 障害のある子どもに配慮した施設の整備、

(103) 障害幼児教育の充実、(106) 医療的ケア児の支援体制の整備

➡7-2 学校教育の充実

(110) 特別支援学級の指導の充実、(111) 障害のある児童生徒の教育の充実、

(112) 教職員の資質の充実

【雇用・就労について】

障害者の就労機会の拡大、就労定着支援などの福祉サービスの弾力的な運用による就労しやすい環境づくり、企業の理解や起業側へのメリットの拡大が求められています。

➡8-1 就労機会の拡大

- (115) 就労系福祉サービスの充実、
- (116) 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化、
- (117) 就労面接会の実施

➡8-2 就労の場の確保

- (118) 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進
- (119) 福祉施設等の物品販売の充実

【生涯学習，文化・スポーツ活動について】

イベント等を行っている団体への支援・助成、医療的ケア児や重症心身障害児が継続参加できる余暇活動の場づくり、活動に参加する障害児の親の負担軽減などが挙げられています。

➡7-3 生涯学習の推進

➡9-1 社会活動への参加と交流の促進

- (120) 社会参加への支援、(121) チャレンジアートフェスティバルの実施、
- (122) おひさまサンサン生き生きまつりの実施、(123・124) 障害者スポーツの推進
- (125) みんなでDO スポーツ、(126) 障害児運動教室

令和２年度第３回つくば市障害者計画策定懇談会

会議の名称		令和２年度第３回つくば市障害者計画策定懇談会		
開催日時		令和３年１月２２日（金）		
開催場所		※書面開催に変更		
事務局（担当課）		障害福祉課		
出席者	委員	森地委員（座長）、金子委員（副座長）、 佐野委員、木村委員、岡野委員、津梅委員、大久保委員、後藤委員、 森岡委員、覚張委員、中島委員、飯田委員		
	事務局	根本課長、岡田課長補佐、飯田係長、大竹主事		
欠席者		塚越委員		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	０名
非公開の場合はその理由		※新型コロナウイルス拡大防止緊急事態宣言の発令による、書面開催への変更により、傍聴は中止。		
議題		（１）パブリックコメント実施結果について		
会議録署名人			確定年月日	令和 年 月 日
会議次第		・議題については、各委員に書面で意見を聴取。		

2 つくば障第 13540 号
令和 3 年(2021 年) 1 月 19 日

つくば市障害者計画策定懇談会委員 各位

つくば市保健福祉部障害福祉課

第 3 回つくば市障害者計画策定懇談会の開催方法の変更について（通知）

立春の候、委員の皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の会議について、令和 3 年 1 月 22 日（金）に開催を予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による茨城県独自の緊急事態宣言発令により、書面での会議開催に代えさせていただきます。

つきましては、先日送付させていただいた資料をご確認いただき、パブリックコメントに対する市の考え方及び計画の修正内容について、別紙又は電子メールでご意見を頂けますようお願い申し上げます。

突然の変更となり、委員の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。御多用のところ大変恐縮ですが、ご協力いただけますようお願いいたします。

記

- 1 議題 パブリックコメント実施結果について
- 2 送付物 ①パブリックコメント実施結果報告書の内容について
 ②返信用封筒
- 3 提出方法 同封の意見書を返信又は、
 電子メール(wef020@city.tsukuba.lg.jp)
- 4 提出期限 令和 3 年（2021 年）1 月 25 日（月）必着

5 その他

- ・いただいた御意見等については、議事録としてとりまとめ、公表用資料とさせていただきます。
- ・御意見等は、座長と事務局で協議し、計画への反映について調整させていただきます。ご了承ください。

【問合せ先】

つくば市保健福祉部障害福祉課 飯田・大竹

電話：029-883-1111（内線 2232）

FAX：029-868-7544

E-mail：wef020@city.tsukuba.lg.jp

【送付先】

つくば市保健福祉部障害福祉課 福祉サービス係 飯田・大竹宛

電話番号 029-883-1111(代表)

FAX番号 029-868-7534

Eメール wef020@city.tsukuba.lg.jp

委員名

パブリックコメント実施報告書の内容について(意見書)

パブリックコメント実施報告書の内容について、承認いただける場合は○印を記載してください。また、御意見がある場合は該当ページ数とタイトル及び御意見の内容を記入してください。

○承認の場合

パブリックコメント実施報告書の内容を承認します。

※承認の場合は、欄内に○印を記載して下さい

○意見がある場合（枠が足りない場合は、別紙に記載して提出してください）

ページ数	タイトル	御意見の主な内容

※いただいたご意見は、座長と事務局で協議し、計画への反映について調整させていただきます。ご了承ください。

○パブリックコメント実施報告書の内容について（意見書）

ページ数	タイトル	私の意見の主な内容
2	総論第1章第7節 計画の推進 No.1 「委員について、障害がある当事者を委員に加えてください」という意見に対する回答について。	意見の趣旨は、現状、障害当事者の委員がいないことを問題と考え、今後に向けて、障害当事者の委員としての参加を確保するように、委員選定の過程を見直すことを求めているものだと思います。「市の考え方」の第2文について、「障害のある当事者の方の委員については、障害者団体等のご意見を伺いながら、定常的な参加を確保するべく、前向きに検討していきます。」または、「障害のある当事者の方の委員については、定常的な参加を確保する方向で、障害者団体等との調整を図りつつ、検討していきます。」というように、もう少し前向きなニュアンスを加えていただきたいと思います。
2	総論第1章第7節 計画の推進 No.2「委員について、市議会議員の参加は明確にしてください。」という意見に対する回答について	意見の趣旨は、現状、市議会議員が、連協を構成団体から委員として出られることについて、市議会議員が、こういう行政計画を審議する委員になることへ疑問を投げかけているものと考えられます。 市側の現状認識を素直に回答するとすれば、「つくば市障害者計画等策定懇談会の委員については、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者、学識経験者で構成しており、市議会議員としての枠を設けていることはありません。また、現在の委員の中には、市議会議員が含まれていますが、そこには市議会議員としてのお立場は関係しておりません。 なお、この懇談会委員に市議会議員が委員となることを禁ずる規程はありません。」と

		いうものになると思います。
2	総論第1章第7節 計画の推進	当事者の参加の大切
5	総論第2章第6節 障害福祉 に関するアンケート結果の概 要について No.4	「発達障害者支援センターCOLORS つく ば」との連携の実績や、今後その可能性は ないか。あれば追記してもいいのではない か。
6	総論第2章第6節 障害福祉 に関するアンケート結果の概 要について。 No. 5の意見。 「市の障害福祉課に会計年度 職員の配置を検討いただき、 障害者やその保護者が応募す る機会を頂きたい」に対す る、「会計年度任用職員につ いては、特に応募の制限は設 けておりませんので、応募い ただくことは可能です。」 という回答について。	会計年度任用職員の採用や障害者雇用は、 市の人事計画に基づいて行われること、障 害福祉課の職員は今後も「障害当事者の身 になった相談対応スキルの向上」に向けて 勤める所存であることを述べたうえで、「会 計年度任用職員の採用については、現状で も、当然のことながら、障害があることや 障害者の家族であることを理由とした制限 は全く設けておりませんので、その機会を 生かしていただければと思います。」と表現 したほうが、同じことでも、優しいニュア ンスになるのではないのでしょうか。
6	総論第2章第6節 障害福祉 に関するアンケート結果の概 要について。 No9の意見 「福祉避難所に関して、自演 の情報提供やシミュレーショ ンを行う必要があると考える。」に対する回答につい て。	意見者が述べておられる「事前の情報提 供」は、要配慮者への事前の情報提供とい うことではないのでしょうか？要配慮者とし て市の側が捕捉していない人に向けて、福 祉避難所の存在を公表せよ、と求めている のではないのではと思います。要配慮者へ の周知がなされているのであれば、その旨 を回答すべきです。また、「避難所の設置 等のシミュレーションにつきましては、関 係機関を交えて訓練を実施しています。」と ある場合の、「関係機関」には、障害当事者 団体が含まれますか？ 意見者は、要配慮者に対する事前の情報提 供が十分であると思っておられず、そのこ とを前提としての意見だと思いますので、 回答の「関係機関」に障害当事者団体が含

		まれている場合は、訓練も、情報提供の一環とみなしうるわけですから、障害当事者団体等を交えた訓練を進めている、と明示したほうがいいと思います。 「関係機関」に障害当事者団体が含まれていない場合にはそういえませんから、1文の内容だけでは、意見に対する十分な回答になりません。要配慮者に対し、「福祉避難所への避難と避難生活に関する情報」を事前に提供することや、障害当事者団体等を巻き込んだ形での訓練を実施することについて、何らかの見解を加えたほうが、意見に対応した親切な回答になるのではないかと思います。
9	各論1第2章第2節 生活の環境の整備推進について No.2 「「27 施設の環境整備」に。「小中学校の校舎のバリアフリーの改修を進める」と明記してください。」の意見に対するの回答について	文章表現に、後ろ向きなニュアンスが感じられます。 令和2年5月、改正バリアフリー法が公布され、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校等を追加するための規定が整備されました。政令において、公立小中学校等が特別特定建築物に新たに位置付けられ、施行日以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなりました。また、改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず、全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれたところです。 このような改正法の趣旨等を踏まえると、今後、公立小中学校等をはじめとして、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化

		を一層加速していく必要があることは確かです。また、回答の 1 文と 2 文の内容には、だいぶ重複があるようです。 以上の観点から回答を検討した場合、例えば、以下のように修正することを提案します。 「以前から、既存の小中学校のバリアフリー基準適合については、各学校の現状について十分に把握し、関係部署と連携しながら、段差解消、手摺設置、階段昇降機の設置など、必要に応じて段階的な整備を行うなどのバリアフリー化に努めているところです。今般、改正バリアフリー法において、既存の小中学校等の校舎についても、バリアフリー基準適合が努力義務として位置づけられたことから、児童生徒が安全かつ円滑に施設を利用する上で、障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化の取り組みを一層加速してゆきます。」
14	各論 1 第 2 章第 7 節 教育・療育の充実について No. 1	通級指導教室の設置数や対象となる児童生徒数について、どこに追記してあるか。総論第 2 章第 3 節「障害のある児童・生徒の状況」を見ても、記述が確認できない。
16	各論 1 第 2 章第 7 節 教育・療育の充実について No. 3	私立保育所への障害児への入所について、今後新設される児童発達支援センターの保育所等訪問支援の機能や特別支援学校の巡回相談など、保育所をバックアップする体制を整えていくことも明記できないか。
18	各論 1 第 2 章第 8 節 就労に向けた支援	行政による就労支援と育成の支援

19	各論 1 第 2 章第 9 節 文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動の充実	・ チャレンジアート 長期に渡る企画に努める。 ・ 高齢者、障害者と別れて行う企画。
42	つくば市障害者プラン(案) 総論第 2 章 障害者をめぐる状況	パブリックコメントではないのですが、障害者プラン(案)P42、【雇用・就労について】2 段目 【起業側へ】とありますが、【企業側】ではないでしょうか。ご確認ください

○つくば市障害者プラン（案）について

8	総論第 2 章第 2 節 障害者数等の推移	聴覚障害 2 級、言語障害 3 級で合わせて「身体障害者手帳 1 級」など障害の複合によって等級が上がっている方に対して、表を見る限りでは数が反映されていない。表の枠組みのあり方を検討してほしい。
20	総論第 2 章第 6 節 障害福祉に関するアンケート結果の概要	肢体不自由による困難か、聴覚障害による困難か、分けせずに、「身体障害」とひとくくりにしているため、十分な意見把握が難しいアンケート内容になっている。
115	各論 2 第 2 章第 3 節(8) 手話奉仕員養成研修事業	「前計画の検証」の文章について、「手話奉仕員養成養成研修事業については」と、「養成」の語句が重複している。
115	各論 2 第 2 章第 3 節(8) 手話奉仕員養成研修事業	「平成 29 年度（2017 年度）より適切な指導を実施するため」の部分について、平成 29 年度と比較してもっと適切な指導を実施するための意味に解されてしまう可能性がある。以下のとおりに修正したほうがいい。 「平成 29 年度（2017 年度）から、より適切な指導を実施するため」
115	各論 2 第 2 章第 3 節(8) 手話奉仕員養成研修事業	入門コースの平成 29 年度から令和 2 年度の計画値と達成率が未記載なのはなぜか。